淡山疏水１２８年史

疏水開削～未来創造

兵庫県 淡河川 山田川 土地改良区合併解散記念

本書は淡山土地改良区の合併解散〔平成 28（2016）年に東播用水土地改良区に統合〕を記念して刊行したものです。表題の「128 年」は、淡河川疏水起工時〔明治 21（1888）年〕から合併解散時までの期間です。始点を淡河川疏水開削の起工時とするのは、平成２（1990）年３月に淡山土地改良区が刊行した『兵庫県淡河川山田川疏水百年史』に倣っています。

淡山百年の計
古を照らして
今を騰げ
播磨の郷に
豊穣を生まん

揮毫

第四十四代～第四十七代兵庫県知事　貝原俊民

淡山疏水平面図（たんざんそすい）

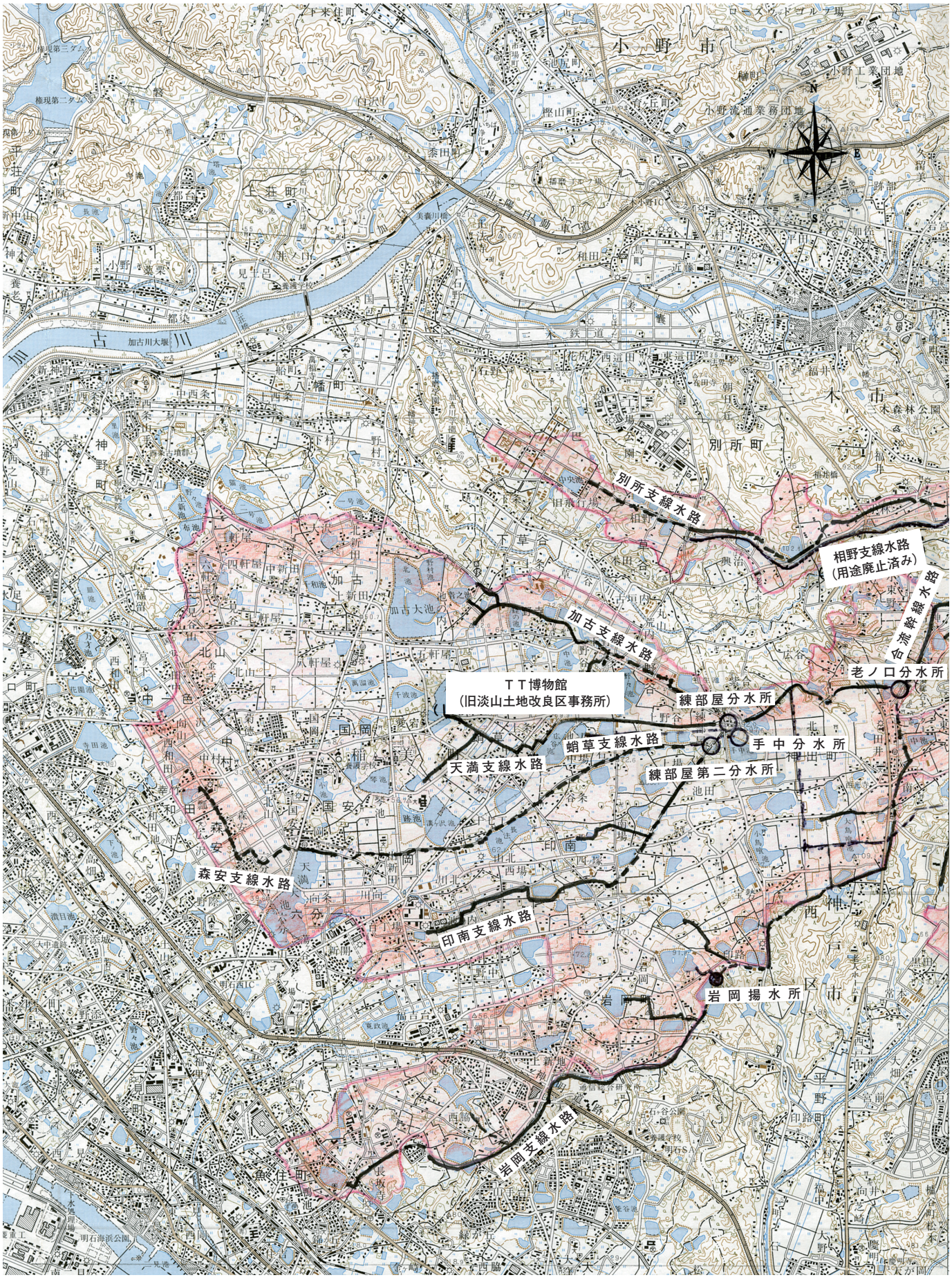

淡河頭首工
淡河川幹線水路
御坂サイフォン
大川瀬導水路連絡水路
広野ゴルフ分水所
宮ヶ谷調整池
山田川幹線水路
広野揚水所
山田池（譲渡済み）
山田川幹線水路
（用途廃止済み）
山田頭首工跡
中央幹線水路
（東播用水）
西神支線水路

東播用水地区県営かんがい排水事業
淡山疏水改修改築工事完成記念碑（加古郡稲美町野寺）

正面全景（淡山疏水・東播用水博物館玄関口）

淡河川疏水が明治 21（1888）年から明治 24（1891）年にかけて、山田川疏水が明治 44（1911）年から大正８（1919）年にかけて開削されました。

この記念碑は、東播用水地区県営かんがい排水事業〔昭和 56（1981）年～平成８（1996）年〕で実施された淡山疏水（淡河川疏水・山田川疏水）改修改築工事の完成を記念して平成５（1993）年に建立されました。碑文は、大変な苦労を重ねて淡山疏水を開削した人々と 100 年近くにわたり淡山疏水を守り農業の発展に尽くしてきた人々を敬い、その先見の明を称えたものです。建立から 23 年の年月を経て、淡山土地改良区は未来を見据えて東播用水土地改良区との合併を果たしましたが、ＴＴ（淡山疏水・東播用水）博物館の玄関口に鎮座する記念碑は、訪れる人々に「淡山疏水と東播用水の更なる 100 年」を伝え続けます。

淡河頭首工（神戸市北区淡河町木津）

下流側から見た堰体と土砂吐ゲート

上流からの全景

取水ゲート

淡河川から取水するため、淡河川疏水最上流に淡河頭首工が設けられています。明治 24（1891）年に建設された時には、水を堰き止める石積みと水の取入口があっただけでした。現在では、コンクリート堰と取水ゲートや土砂吐ゲートが設置され、東播用水土地改良区の事務所から遠隔監視・操作が行われています。

淡河川幹線水路上流部（神戸市北区淡河町勝雄）

高台のほ場整備地内を一直線に走る幹線水路（手前下流）

国道 428 号線を渡る水路橋（右上流）

淡河頭首工から練部屋分水所までを、淡河川幹線水路とこれに続く合流幹線水路が結んでいます。その延長は約 20 キロメートル、高低差は約 42 メートルで、平均勾配は 1/5,000 です。淡河川幹線水路上流部は山沿いの高い所を通過し、谷部を土塁水路（土を盛って造られた水路）、水路橋又はサイフォンで渡るなど、下流まで水を送るための高さを保つように工夫されています。頭首工から淡河川幹線水路に流れ込んだ水は、概ね半日をかけて練部屋分水所に到達します。

御坂サイフォン眼鏡橋（三木市志染町御坂）

志染川上流から見た眼鏡橋（アーチの上部をサイフォン管が通過：右上流）

眼鏡橋上部と斜面を下るサイフォン管上流側
（手前下流）

淡河川幹線水路では、三木市志染町御坂の谷を約752メートルのサイフォンが渡っています。これは御坂サイフォンと呼ばれ、イギリス工兵少将のヘンリー・スペンサー・パーマーが設計監督したもので、明治24（1891）年に完成しています。

御坂サイフォンの最低部を支えているのが、志染川を渡るこの眼鏡橋です。練部屋分水所とともに淡山疏水を代表する施設であり、多くの人が訪れて写真を撮ったりスケッチしたりしています。建設当初は石積みのアーチ橋でしたが、昭和28（1953）年に川の下流側にコンクリート橋が増設されています。川の上流側から見ると石のアーチが川面に映り、昔ながらの眼鏡橋となります。

芥子山トンネル（三木市志染町窟屋・青山）

トンネル上流入口（三木市志染町窟屋）

トンネル内部を覆うコンクリート（三木市志染町青山）

三木総合防災公園から緑が丘住宅団地に抜けている芥子山トンネルは、淡河川疏水工事最大の難所であり、一昼夜の掘削長が60センチメートル程度の時もあったようです。完成時は素掘トンネルで、直後に発生した水害の復旧工事で鉄管のトンネルとなり、昭和の県営大改修工事〔昭和24（1949）年～昭和36（1961）年〕によって廃止され、新たな巻立コンクリートトンネルになりました。現在では老朽化による損傷が見られ、東播用水二期事業でこのトンネルも廃止され、すぐ上流から新しい管水路が山田川幹線水路につながります。

廣野ゴルフ場内の幹線・支線水路と宮ヶ谷調整池（三木市志染町広野・神戸市西区神出町古神）

フェアウェイを横断する神出支線水路（手前下流：三木市志染町広野）

左岸から見た宮ヶ谷調整池
（神戸市西区神出町古神）

宮ヶ谷調整池右岸上流部のゴルフ場
（三木市志染町広野）

廣野ゴルフ場内を４本の疏水が通過しています。淡河川幹線水路と山田川幹線水路及びその支線水路２本です。これら水路の敷地については、元の土地所有者であった九鬼隆輝氏（元三田藩主九鬼隆義氏の長男）との協定により無償使用でしたが、新たに所有者となった廣野ゴルフ倶楽部にも無償使用を認めていただきました。日常の維持管理及び改修工事などにおいても協力をいただいています。

淡河川幹線水路はゴルフ場内で山田川幹線水路と合流し、すぐ下流にある宮ヶ谷調整池につながります。この調整池はゴルフ場の池と一体になっており、大雨の時などには流下してくる水を一時貯水して下流水路の安全を保ちます。通常は洪水調整機能を阻害しない範囲で貯水されており、ゴルフ場内外の美しい水辺景観を形成しています。

合流幹線水路（神戸市西区神出町東ほか）

老ノ口分水所から下流に延びる合流幹線水路（神戸市西区神出町東）

集落を通過する合流幹線水路（手前下流：神戸市西区神出町紫合）

淡河川疏水の完成後に山田川疏水が開削され、山田頭首工に始まり宮ヶ谷調整池の上流で淡河川幹線水路に合流する山田川幹線水路ができました。この時から、宮ヶ谷調整池から練部屋分水所までの淡河川幹線水路は、合流幹線水路と呼ばれるようになりました。

練部屋分水所（神戸市西区神出町紫合）

下流側からの全景・右後方は雌岡山

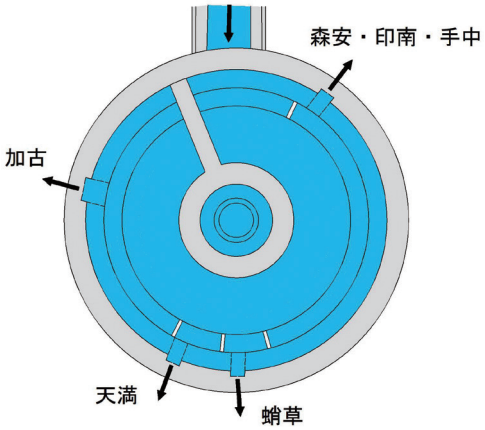

見取り図（平面）

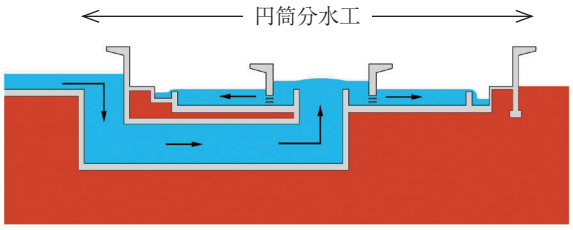

見取り図（断面）

合流幹線水路末端の練部屋分水所では、加古郡稲美町内各地のため池につながる支線水路に分水されます。最初は淡河川疏水開削時に造られた四角形の分水工でしたが、完成直後に水害により破損したため、復旧工事により六角形の分水工となりました。その後、昭和 24（1949）年から昭和 36（1961）年にかけて実施された県営大改修工事により現在の円筒分水工になり、円筒の中心から湧き出る用水は静かな流れに制御され、一定の比率で正確に分水されます。

ＴＴ（淡山疏水・東播用水）博物館（加古郡稲美町野寺）

博物館全景

第一展示室正面

展示コーナー

ＴＴ（淡山疏水・東播用水）博物館は、平成 27（2015）年１月に淡山土地改良区と東播用水土地改良区が設置しました。手作りの博物館であり、展示資料の選定や説明パネルの作製などは両土地改良区の職員が行いました。所蔵資料は淡山疏水に関する物が多く、展示資料以外は第一展示室二階の資料室に保管されています。来館者は、開館から平成 30（2018）年３月末までに 4,700 人を超えています。受益農家や土地改良事業関係者及び一般の人たちに交り、20 校以上の小学４年生の子供たちも地域学習として毎年訪れています。

山田頭首工跡（神戸市北区山田町坂本）

河川下流側からの全景・床止部が頭首工跡

在りし日の姿

明和８（1771）年に神出東村の某（氏名不詳）が測量した路線を基にして、明治時代に山田川疏水が計画されましたが、工事が困難であるために路線変更されて淡河川疏水が開削されました。その後再び山田川疏水が計画され、大正４（1915）年に山田頭首工が建設されました。山田川疏水の水源施設として永らく機能を発揮していましたが、東播用水事業によって呑吐ダムに統合され、平成４（1992）年に撤去されました。

山田池（神戸市北区山田町衝原）

上流からの全景

下流からの全景

大正 13（1924）年に発生した空梅雨による大干ばつを契機に、山田川疏水の水源が補強されることとなり、昭和 4（1929）年から昭和 8（1933）年にかけて山田池が築造されました。堤体内部の構造は重力式粗石モルタルで、その表面は石積みであり、余水吐や取水塔などの美しいデザインが特徴です。東播用水完成後には淡山疏水の用水も安定し、水源補助の役割を終えた山田池は、淡山土地改良区が合併解散する直前の平成 28（2016）年 3 月に隣接するゴルフ場に売却され、コース管理用水の水源として利用されています。

平木橋（加古川市野口町水足）　掌中橋（加古郡稲美町印南）

前の池に移築された平木橋

公園化された掌中橋

移築前の平木橋

平木橋と掌中橋は煉瓦で壁面を覆った石造の美しい水路橋で、森安支線水路にありました。

平木橋は、加古川市内の受益地脱退による水路の廃止により昭和 25（1950）年からは使われませんでした。東播磨南北道路計画において撤去が検討されましたが、歴史的土木構造物として保存されることとなり、平成 21（2009）年、西に 1 キロメートル程の地点の「前の池」に移築されました。平成 22（2010）年 1 月には土木学会選奨土木遺産に認定されています。

掌中橋は、東播用水地区県営かんがい排水事業によって水路がパイプライン化され、平成元（1989）年頃から使われていません。平成 19（2007）年、稲美町により掌中橋公園として整備されました。

主な支線水路・ため池

1　神出支線水路

手前ボックスは分水観測所（神戸市西区神出町古神）

2　別所支線水路

県立三木東高校グランド沿いの開水路（三木市別所町小林）

3　岩岡支線水路

改築直後の天郷水路橋（明石市大久保町西脇）

4　印南支線水路

道路沿いの開水路（加古郡稲美町印南）

5　森安（もりやす）支線水路

集落を通過する開水路（加古郡稲美町岡（おか））

6　天満（てんま）支線水路

道路沿いを走る開水路（加古郡稲美町野谷（のだに））
左の水路は南池（みなみいけ）小支線水路

7　加古支線水路

経ノ池沿いを走る開水路（加古郡稲美町野寺）

8　岩岡５号池

堤防から上流側（神戸市西区岩岡町岩岡）

巻　頭　言

淡山土地改良区合併解散記念誌編集委員会委員長
元兵庫県淡河川山田川土地改良区理事長
大村　哲郎

淡山疏水128年史の刊行にあたり、慎んで御挨拶申し上げます。

明治19年3月、山田川疏水開削を目的として「播磨国加古郡印南新村外二十箇村水利土功会」が設立され、以後「普通水利組合」として三度の改組を経て、昭和27年3月に「兵庫県淡河川山田川土地改良区」となり、「淡山土地改良区」の愛称で親しまれました。

淡山土地改良区は、それまでの組織と同様に明治から大正にかけて開削された淡山疏水を維持管理し、農業近代化や農業経営安定に役割を果たしてまいりましたが、淡山地域を包含した国営東播用水土地改良事業が計画され、昭和47年に東播用水土地改良区が設立されてからは、両土地改良区の組織の再編といった課題を持つことになりました。

両土地改良区において、この課題を解決すべく合併を念頭に置いた協議を重ねたものの、淡山疏水の土地･施設と淡山土地改良区の水利開発の先駆者としての評価が問題となり、協議は難航しました。平成7年12月となって、ようやく淡山疏水の東播用水土地改良区への管理委託協定が締結され、翌年4月1日より淡山疏水と東播用水の一元的施設管理が開始されました。

その後合併に関する問題はあまり協議されぬまま時が過ぎ、15年後の平成23年5月、両土地改良区は国営東播用水二期農業水利事業の推進と農家負担の軽減を目指した組織統合の協議に入り、平成24年6月には「淡山・東播用水土地改良区合併推進協議会」を設置し、慎重審議を重ねた結果一気に合併の機運が高まり、平成28年4月1日に念願の合併が実現した次第です。これも両土地改良区の組合員をはじめ、国、県、関係市町及び関係機関の皆様各位の御協力の賜物であり、深く感謝申し上げるところです。

淡山疏水の歴史を振り返ってみますと、新田開発が進められた明治の初期には、干ばつによる凶作や水害に加えて過酷な地租に苦しみ、夜逃げする農家が続出しておりました。そんな中、先人・先覚者たちは農業の発展を図るべく国・県に陳情を重ね、疏水計画を事業化し、血のにじむ努力により膨大な工事費の負担に耐え、明治24年4月に淡河川疏水を完成、また、大正4年1月には山田川疏水を完成、大正8年2月には山田川疏水の水を貯水する62箇所（地元水利団体が築造したため池を含む。）のため池や支線水路などを完成させました。

これら疏水事業では、西洋土木技術を学んだ新進気鋭の技術者が活躍し、トンネル、水路橋、分水所などが造られました。急峻な地形の谷を渡る御坂サイフォンにあっては、英国人技師ヘンリー・スペンサー･パーマー氏の設計監督の下に、軟らかく展延性のある英国製マイルド･スチールをサイフォン管に使用して難工事が完遂されました。

当時は殖産興業の推進施策も相まって食料増産が図られた時代でもあり、多くの疏水事業が進められましたが、その中でも、農家や英国人技師といった多くの先人たちの努力の結集である淡河川・山田川の両疏水は、優れて農家の経営基盤を安定させ地域産業の発展に寄与してまいりました。

近年では歴史･文化の面からも高く評価され、農林水産省の「疏水百選」、兵庫県の「近代化遺産」（特

に重要な物件として評価)及び経済産業省の「近代化産業遺産」に淡山疏水が選定又は認定されました。また、視察見学者の多い御坂サイフォンは「土木学会選奨土木遺産」に認定されました。平成26年９月には、世界の約100か国が加盟する国際かんがい排水委員会（ＩＣＩＤ）において、淡山疏水が「世界かんがい施設遺産」に登録されました。

淡山土地改良区は東播用水土地改良区に吸収合併されましたが、合併を前にして兵庫教育大学大学院教授・南埜猛氏を委員長とする委員会に助言をいただきつつ両土地改良区で提唱した「ＴＴ（淡山疏水・東播用水）未来遺産運動」がますます盛んとなり、「淡山疏水と東播用水の利活用と新しい水文化の創造」が進むとともに、淡山疏水の歴史がより多くの人々に末永く語り継がれることを願ってやみません。

刊行によせて

兵庫県知事　**井戸　敏三**

このたび、淡山土地改良区が解散され、東播用水土地改良区に合併されるにあたり、その歩みをまとめた記念誌が刊行されます。心からお喜びします。

“いなみ野台地”を豊かに潤す淡山疏水（淡河川・山田川疏水）。前身となる「水利土功会」の時代を含めた130年間にわたり、その淡山疏水の建設と適正な施設管理に力を注いでこられたのが淡山土地改良区の皆様です。また、国営東播用水土地改良事業にも参画されるなど、東播磨のさらなる水源涵養と地域農業の発展に大きく貢献してこられました。歴代理事長をはじめ、組合員の皆様の真摯な取り組みに心から敬意と感謝の意を表します。

万葉集にも詠まれた“いなみ野”の地は、水源に恵まれない自然条件のなか、古くから人々が山林原野を拓き、ため池などをつくりながら農村社会を営んできました。そうしたなかで、疏水事業の構想が発意されたのは、江戸時代中期1700年代後半頃だといいます。その後、古い水利慣行や技術的な問題から何度も検討が繰り返され、ようやく着工に漕ぎ着けたのが1888年。そして、自然災害や用地調整など幾多の困難を乗り越え、さらに30年の歳月を経た1919年に完成に至りました。淡山疏水は、先人たちが労苦に耐え、知恵と力を結集して成し遂げられた、まさに偉業だといえましょう。

現在、淡山疏水による水の恵みは、安定的な水稲生産とともに、トマトやキャベツ、いちごなど、多彩で付加価値の高い野菜生産を実現させ、いなみ野台地を県内有数の農業生産地帯へと発展させています。また、淡山疏水とため池群が織り成す水利システムは国際的にも高い評価を受け、平成26年には「世界かんがい施設遺産」にも登録されました。

近年、農業を取り巻く社会情勢も大きく変化しています。人口減少・少子高齢化やライフスタイルの変化、世界市場の拡大が、新たな食へのニーズを生み出しています。日欧EPA交渉の妥結やTPP11の大筋合意など、世界的な経済連携が加速するなか、さらなる産地間競争の激化も予想されます。また政府においても、農地の集積・集約化や農林水産物・食品の輸出倍増、米の生産数量目標の見直し、農協・農業委員会改革など大きな構造改革を伴う取り組みも本格化しています。

時代が大きく動き出した今こそ、大都市近郊の立地や多様な自然環境など、兵庫の強みを最大限に発揮して、これからの時代に相応しい力強い農業基盤を確立していかなければなりません。

折しも今年は県政150周年、兵庫の新たな飛躍のとき。淡山疏水の歴史と伝統を受け継ぐ東播用水土地改良区の皆様には、農業を活かした兵庫づくりの先導役として、大きな期待を寄せています。これまで培ってきた経験と技術、信頼のネットワークを活かして、さらに充実した活動を展開していってください。

東播用水土地改良区の今後ますますのご発展と、組合員の皆様のご健勝でのご活躍を心からお祈りします。

記念誌刊行に寄せて

稲美町長　**古谷　博**

淡河川疏水が着工された明治 21 年から 128 年を経た平成 28 年 4 月 1 日、淡山土地改良区は東播用水土地改良区と合併し組織の合理化を果たされました。この度その記念誌として『淡山疏水 128 年史』が刊行されますことを心からお喜び申し上げます。

「いなみ野」台地では、江戸時代に入る頃から新田開発が盛んとなり、干ばつや水争いが頻発し、新しい水源が求められていましたが、江戸時代後期の明和 8 年、八部郡の山田川中流から神出庄東村の雌岡山の南面山麓まで引水する疏水が立案・測量されました。

これが淡山疏水の発端です。その 55 年後、加古郡国岡新村の福田嘉左衛門が練部屋まで水路を延長した計画書を作成し、姫路藩に開削を出願しましたが実現せず、明治時代となり地租改正による酷税に苦しむ中、畑地から水田への転換による収益拡大を図り、加古郡野寺村総代であった魚住完治が中心となって再度の測量・設計を行い、明治 11 年、完治外関係 5 か村の総代が連署して疏水開削の請願書を県に提出し、ようやく着工に向けた運びとなりました。

その後に関係村は増加し、工事推進母体として加古郡印南新村外二十箇村関係水利土功会が結成され、この土功会が政府や県当局の支援を受けて莫大な工事費や難工事などの困難を乗り越え、現在の稲美町のほぼ全域と加古川市及び三木市の各一部を受益地域とする淡河川疏水を完成させました。また、大正時代には、水利土功会から発展した兵庫県淡河川山田川普通水利組合が受益地域を神戸市西区及び明石市の各一部地域にまで拡張した山田川疏水を完成させました。

このようにして開削された淡山疏水は、「いなみ野」台地を潤し続け、かつては新田開発による営農の拡大を支え、現在では農業経営の近代化・安定化、更には水辺景観の形成など、多面的な役割を果たしています。

稲美町においては、「人と緑のホームタウン　いなみ」を基本理念とした第 5 次稲美町総合計画の後期基本計画を定めて各種施策を進めていますが、農業の 6 次産業化の推進、水辺空間としてのため池利活用の推進などは、淡山疏水を必要不可欠としています。

また、淡山疏水は世界かんがい施設遺産に登録され、その歴史・文化的価値が高く評価されていますが、稲美町内に設置された「ＴＴ博物館」においても、一般住民や児童等の歴史・農業・自然の学習などに活用され、淡山疏水とともに地域の宝となっております。

最後になりますが、淡山疏水を開削し、守り続けてこられた代々の皆様に深く感謝申し上げます。また、淡山疏水を引き継がれる東播用水土地改良区には、疏水管理に努めていただきますようお願い申し上げますとともに、ますますご発展されますよう心からお祈り申し上げます。

淡山疏水128年史刊行に寄せて

近畿農政局長　**新井　毅**

東播用水土地改良区におかれましては、昭和27年に水利組合から改組された兵庫県淡河川山田川（淡山）土地改良区とともに、これまで東播磨地域における農業振興の発展に多大なご尽力をいただきました。そして、平成28年4月に組織合併してその役割を引き継ぎ、ここに淡山疏水128周年を迎えられました。これまでの歴史や事業の歩み、合併解散された淡山土地改良区の足跡を後世に伝えるため、ここに記念誌を刊行されますことを、心よりお慶び申し上げます。

さて、淡山疏水の受益となる「いなみ野台地」は、加古川など周辺河川より標高が高いことから、わずかな水を求めて多くのため池が築造されてきました。そうした中で、疏水事業の構想は江戸時代中期1771年まで遡ると言われています。明治に入り、人々は生活を大きく転換するため、地域自らの発意により知恵や工夫をこらし、労苦に耐えて明治21年から大正4年にかけての淡河川・山田川疏水事業（淡山疏水）を完成させて、長年にわたる悲願を達成しました。

戦後、食料増産として、当地域においては、水田の収量増を図るべく、更なる水不足に対応した大規模な水利開発が計画され、昭和45年度からは国営東播用水農業水利事業を開始し、呑吐ダムを始めとする3ダムや、導水路・幹線水路の建設とともに、淡山疏水の一部改修も含め、ため池を包括する壮大な水利ネットワークが構築されました。そして、淡山土地改良区と貴土地改良区は広域な受益地に適切に用水を配分するためにお互いに連携し、上下流での受益、施設に対して2元管理体制を構築、その後、更なる適切な管理体制を求めて協議を加速され、組織合併に至りました。この出来事は、東播磨地域における農業用水の安定供給にとっては画期的なことであり、明治、大正、昭和の壮大な水利システムは、国の総合管理と連携して更に強固になったと言えるでしょう。淡山疏水から東播用水へ新たな水利システムへの移行という歴史的にも極めて重要な体験をされ、地域農業の発展に貢献されました歴代の役職員の皆様、組合員の皆様に対し改めて敬意を表する次第であります。

平成25年度からは国営東播用水二期農業水利事業として、老朽化した水利施設の更新とともに地域の営農変化に対応した農業用水再編を進めており、上部が宅地等で陥没の危険がある淡河川と山田川疏水区間では、これを閉塞して一本化し新たな水路トンネルを築造するなどの整備も行っています。江戸期の疏水構想から150年かけての明治・大正期の疏水完成、そして更に100年近く経過して尚、新たな疏水としてリニューアルし、その役割を引き継ぎ維持していくことが、地域農業に加え、先人の功績を語り継ぎ、次世代につないでいくことになります。現在、当地区では、農業水利施設の整備と適切な保全管理により、水稲作に加え、酒米の山田錦をはじめ、ブドウ、キャベツ、トマトなどの栽培が盛んであり、ブランド化、6次産業化への取組も行われており、都市近郊の立地条件を活かした農業が展開されているところであり、地域農業が更に発展していくためにも、引き続き、事業を着実に推進していく所存です。

さらに、世界かんがい施設遺産である淡山疏水は、明治期の淡河川疏水は煉瓦、大正期の山田川疏水はコンクリートブロックといった材質の特徴に加え、サイフォン、水路橋など貴重な水利遺構が数多く残り、地域に親しまれています。これらを次世代に継承するための広報・啓発の取組として、貴土地改良区におかれましては、合併前から、「淡山疏水･東播用水（ＴＴ）未来遺産運動」を立ち上げ、様々な活動をされています。この取組が、組合員のみならず、地域や関係機関と連携して更に発展していくことを期待しております。

最後に、本記念誌の刊行に携われた方々に心から敬意を表するとともに、貴土地改良区の益々の御発展と関係各位の御健勝を祈念して、刊行の祝辞と致します。

淡山疏水128年史の刊行に寄せて

衆議院議員　**西村　康稔**
（兵庫県土地改良事業団体連合会　会長　休職中）

平成28年4月1日、兵庫県淡河川山田川土地改良区は東播用水土地改良区との合併により解散となりました。128年の歴史に幕を下ろした関係者は寂しさを感じつつも東播用水に引き継がれる有形無形、数々の事象に思いを馳せたことでしょう。永きにわたり地域を支えていただき誠に有り難うございました。

淡山疏水の歴史は県政150年にほぼ重なり、明治、大正、昭和、平成と4代に亘り地域の維持発展を支えてきました。

明治の地租改正や安い綿花の輸入事情から、先人が水源を求め遠隔の地から山を穿ち川を渡し、いなみ野台地まで水を導き、綿花栽培の畑作から水田への経営転換を可能にしました。田園風景は畑地から水田へ変貌し、そして全国有数のため池地帯が形成されました。このことは生活や文化さらには経済面にも大きな影響を与えました。このような「淡山疏水」は、県政の柱の一つとなっている「いなみ野ため池ミュージアム構想」の中心となる重要な地域資源に位置づけられています。

近年の主な歩みをたどれば、昭和の高度経済成長期に農業用水と都市用水の高度利用対策として、淡山疏水事業を拡大発展させた第２の加古川と言われる国営東播用水事業が昭和45年から始まり、事業完了後、平成８年には東播用水土地改良区のもとで水利の一元管理が実施されました。

平成の時代には、淡山土地改良区所有の水路・トンネル等を含め再整備する東播用水二期事業が始まり、施設の一本化が成り両土地改良区の完全合併が可能となりました。

合併に至る間には国、県、市町、その他多くの関係機関の指導助言をいただきましたが、取り分け淡山の果たしてきた役割を顕彰し後世に引き継ぐ「ＴＴ未来遺産運動」には、本連合会としましても更なる行政のご支援を強く願っております。

結びに、今回の記念誌は前回の『百年誌』に続く淡山土地改良区の最終完結編を意味し、編集刊行に尽力いただいた方々に敬意を表し祝辞といたします。

刊行によせて

兵庫教育大学大学院教授　**南埜　猛**

『淡山疏水128年史　疏水開削～未来創造』の刊行を心からお祝い申し上げます。

淡山疏水（淡河川山田川疏水）は、「安積疏水」、「那須疏水」、「琵琶湖疏水」とともに日本四大疏水の一つであり、また時には「安積疏水」、「那須疏水」、「明治用水」とともに明治期の日本四大農業用水の一つとして称され、日本を代表する水利事業であります。

本年は兵庫県政150周年の年です。日本は150年前、明治維新を経て、新しい時代に入りました。本書で示されるように、その新しい時代が淡山疏水の実現の重要な鍵となっています。淡山疏水の主な水源地域は明石藩であり、受益地域は姫路藩、さらに幕藩体制下の東播磨地域は多くの藩領が錯綜しており、その水利調整は極めて困難でありました。実際に江戸時代にも開削の計画や申請がなされましたが、いずれも実現できませんでした。それが兵庫県の成立により可能となったのです。またこの150年の歴史は近代化の歴史でもあります。近代化の初期の段階は西洋技術が大きなインパクトを与えるものであり、淡山疏水においても当時最新の技術であった軟鉄管（マイルドスティール）をイギリスから輸入することが、その水利事業実現のための必要条件でした。そして、その後も、その時点での最新の技術や知恵がこの疏水に注ぎ込まれ、そして受け継がれてきました。一方、淡山疏水の管理団体は、兵庫県母里村外四箇村普通水利組合に始まり、その後継である兵庫県淡河川山田川土地改良区は2016年3月に幕を閉じ、東播用水土地改良区にその歴史と施設の管理運営が引き継がれております。

歴史の「歴」は「過去に起こった事柄」を意味し、一方「史」は「文書・記録」を意味します。淡山疏水にかかわって、様々な事柄が起こってきたわけですが、それら「歴」のほとんどは忘れ去られてしまいます。これまで『淡河川疏水工事の顛末』、『山田川疏水事業沿革誌』、『淡河川山田川疏水五十年史』、『淡河川山田川疏水史（創業77周年）』、『兵庫県淡河川山田川疏水百年史』として記録し、「史」が刻まれてきました。『兵庫県淡河川山田川疏水百年史』において、執筆・監修の依頼を受けた白井義彦兵庫教育大学教授の構想は残念ながら受け入れられませんでした。その構想は『愛知用水土地改良区五十年の歩み』とその姉妹編として編纂された『愛知用水土地改良区「研究編」』によって、土地改良区史の一つのモデルを示されています。

本書『淡山疏水128年史』も、土地改良区史として、モデルとなるユニークな編集と構成がなされています。百年史においては五十年史を影印で再録し、一冊で開削当初からの歴史が通観できるよう配慮がなされています。本書でもその伝統が継承され、五十年史、百年史の一部が収録され、本書だけで淡山疏水の歴史が通観できます。また五十年史の部分は新たに翻刻され、文字も常用漢字が用いられ読みやすくなっています。そして百年史からの28年間については、国営東播用水事業の完成前後から兵庫県淡河川山田川土地改良区と東播用水土地改良区が統合されるまでの歴史です。地域の活性化や新しいまちづくりが注目される中、適切に地域を終わらせるという「お開き」のあり方が模索されています。兵庫県淡河川山田川土地改良区はその幕閉じにおいて、実にみごとな「お開き」をなされたことが分かります。それは大村哲郎理事長をはじめ歴代の理事長、諸役員の皆様のご尽力と組

合員の皆様のご理解の賜物であろうと思います。なぜ「史」を残すのか。それは将来に遺恨を残さないためであります。本書はそれを担保するものであり、歴史を永く後世に伝える大きな役割を果たすものとなっています。

また兵庫県淡河川山田川土地改良区は東播用水土地改良区とともに、「TT（Tanzan　Toban）博物館」というレジェンドを残されました。TT 博物館には、江戸時代から今日までの貴重な文書・資料が保存されています。今後は、日本の近代化における農業水利や農村社会を研究する聖地として利活用されるのではないかと思います。その中で、淡山疏水の研究が進展するとともに、故魚住早苗氏が構想された『淡山疏水誌』が編纂されることを強く期待いたします。

東播用水土地改良区に引きつがれた淡山疏水の受益地域の農業・農村の持続的発展とともに、豊かな自然環境と安全・安心を維持する社会環境が行く末永く存続し発展することを祈念いたします。最後になりましたが、本書の刊行にあたり執筆と編集に尽力された多くの関係者の方々に対し深甚なる敬意を表するものであります。

挨　　拶

東播用水土地改良区理事長　　大村　伊三夫

兵庫県淡河川・山田川土地改良区と東播用水土地改良区は、平成22年頃から国営東播用水二期農業水利事業の着工を目指していましたが、二期事業を契機としてより効率的な組織と用水管理を実現させることとなり、平成24年に合併協議を開始し、平成28年4月1日付兵庫県知事認可を経て合併いたしました。この間、国及び県関係ご当局にはご指導・ご支援を賜り、大変なご苦労をおかけいたしました。ここに厚く御礼申し上げます。

合併に際しては、単に組織と用水管理の効率化だけではなく、約130年の歴史に名を刻まれました淡山の先輩諸氏の偉業とその成果である歴史遺産として評価の高い淡山疏水を東播用水土地改良区が引き継ぐという重責を負うこととなりました。

東播用水土地改良区といたしましては、淡河川・山田川疏水と東播用水を一体として組合員の需要に応じた高度な用水管理に努めるとともに、これらを100年後の世代に引き継ぐ「淡山疏水・東播用水未来遺産運動」に取り組み、用水を基軸とした地域との協働のもとに、地域産業の発展はもとより農業水利施設の多面的機能の発揮や歴史文化の継承を進めるなど、地域からより一層期待される土地改良区の役割を果たして参る所存でございます。

本誌の刊行は、淡山土地改良区において合併解散の記念誌として計画され編集が開始されたものです。元淡山土地改良区組合員の記憶にとどめるばかりではなく、多くの皆様に淡山疏水と東播用水を知っていただく貴重な資料としても期待され、今後の東播用水土地改良区の運営を円滑に行なっていく上でも重要なものです。

最後になりますが、編集にあたられた淡山合併解散記念誌編集委員会の皆様に心からお礼を申し上げるとともに、合併により新たな旅立ちをした東播用水土地改良区に対する行政並びに地域の皆様のご指導ご鞭撻ご支援を引き続いて賜わりますことをお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

淡山疏水128年史目次

第１編　淡山疏水及び淡山土地改良区の概要

第１章 「淡山疏水」とは …… 3

第２章　淡山地域
1　位置・受益面積…… 5
2　地形・気候・景観…… 6
（1）地形 …… 6
（2）気候 …… 6
（3）景観 …… 6
3　淡山地域水利開発の歴史…… 7
4　営農状況…… 9

第３章　淡山疏水施設
1　概要…… 10
（1）淡河川疏水 …… 10
（2）山田川疏水 …… 10
（3）ため池 …… 11
2　主要施設概要表…… 13

第４章　淡山土地改良区
1　沿革…… 17
（1）水利土功会時期 …… 17
（2）普通水利組合時期 …… 17
（3）土地改良区時期 …… 18
2　地区及び管理施設…… 19
3　会議・役員・補助機関…… 19
4　会計…… 20
（1）予算・決算 …… 20
（2）賦課金 …… 24
（3）不動産売却収入 …… 24
5　事務所建設…… 27
6　受賞・認定履歴…… 29
7　淡山関係刊行物…… 34

第２編　淡山疏水の開削と改修

第１章　疏水開削

1　疏水開削の創始…… 39
2　山田川疏水開削の請願…… 40
3　淡河川疏水への変更…… 42
4　近代技術の導入…… 43
5　淡河川疏水開削工事…… 44
（１）工事概要 …… 44
（２）国庫貸与金返済免除 …… 44
（３）災害復旧工事 …… 45
（４）主な出来事 …… 46
（５）淡河川疏水工事アルバム …… 47
6　山田川疏水開削工事…… 51
（１）山田川疏水開削の再興 …… 51
（２）工事費の調達 …… 51
（３）工事概要 …… 51
（４）主な出来事 …… 52
（５）山田川疏水工事アルバム …… 53
（６）補水工事 …… 55

第２章　昭和の大改修

1　大規模県営事業の採択…… 57
2　工事概要…… 57
3　昭和の大改修工事アルバム…… 59

第３編　東播用水との歩み

第１章　東播用水事業と施設管理組織の一元化

1　東播用水事業…… 67
（１）事業の経緯 …… 67
（２）事業の概要 …… 67
2　淡山疏水の位置づけ…… 69
3　水利権包括に関する協定…… 71
4　土地等の買収・補償及び歴史の尊重…… 72
5　施設管理組織の一元化（管理委託）…… 74
（１）経過概要 …… 74
（２）組織等の調整に関する確認 …… 74
（３）組織再編に関する確認 …… 75
（４）施設管理組織の一元化（管理委託）…… 76

（5）東播用水南部水利施設調整協議会 …… 77
6　まとめ〔平成8（1996）年臨時総代会挨拶より〕 …… 78

第2章　東播用水二期事業の促進
1　経緯 …… 79
2　事業計画の概要 …… 79
3　淡山土地改良区の取組 …… 82
4　農家負担方法に関する協議 …… 83

第3章　宅地内地下水路に関する合意取得
1　当該土地の来歴 …… 85
2　問題発覚と対応方針の決定 …… 87
3　地権者との交渉 …… 88
（1）事前調査 …… 88
（2）交渉方針の決定 …… 88
（3）地区説明会 …… 89
（4）個別交渉 …… 90

第4編　合併解散

第1章　東播用水土地改良区との合併
1　経過・概要 …… 95
2　合併への組合員の思い …… 96
3　合併手続きの推進 …… 96
（1）概要 …… 96
（2）合併推進協議会の設置 …… 98
（3）統合整備計画の樹立 …… 99
（4）合併契約の締結 …… 99
（5）合併認可申請と合併認可 …… 100

第2章　施設及び土地の処分など
1　概要 …… 100
2　不用となった施設及び土地の処分 …… 100
3　未買収土地などに関する処理 …… 102
4　マンポなどの安全対策工事 …… 102
（1）概要 …… 102
（2）工事 …… 102
（3）マンポ撤去・閉塞工事写真 …… 106
5　ため池の譲与 …… 107
（1）背景 …… 107

（2）ため池の譲与 …… 107

第５編　未来への歩み

第１章　ＴＴ（淡山疏水・東播用水）未来遺産運動
1　運動の始まり…… 111
2　ＴＴ未来遺産運動計画検討委員会…… 111
3　ＴＴ未来遺産運動基本計画…… 113
4　先行プロジェクトの実行…… 114
（1）先行プロジェクト …… 114
（2）パンフレット「始めよう！ＴＴ未来遺産運動」の作成 …… 114
（3）旭堂南海「淡山疏水物語」＆ＴＴ未来遺産フォーラムの開催 …… 115
（4）シンボルマークの制作 …… 120
（5）第１回ＴＴ夏休み親子学習会の開催 …… 121

第２章　ＴＴ（淡山疏水・東播用水）博物館
1　設置経過…… 123
2　TT 博物館の概要 …… 125
（1）施設 …… 125
（2）博物館活動 …… 125
（3）所蔵資料 …… 125
（4）展示資料 …… 126
（5）来館者数 …… 126

第６編　淡山の記憶

1　広野地区のこと…… 130
2　興治と水…… 131
3　呉錦堂池と小束野池…… 132
4　上北古集落の昔と今…… 133
5　岩岡の農業と水…… 134
6　ポンプ池とパイプライン…… 135
7　岩岡と淡山疏水…… 136
8　明石地域の葉たばこ栽培…… 137
9　淡山疏水と広谷池…… 138
10　印南の四ツ塚池…… 139
11　加古大池…… 140
12　天満大池の決壊…… 141
13　淡河町と淡河川疏水…… 142
14　疏水管理奮闘記…… 143

資　料

1　兵庫県淡河川山田川疏水百年史〔平成２（1990）年〕抜粋…… 147
2　新流堀割之義願〔明治 11（1878）年〕…… 189
3　新流堀割測量之義懇願〔明治 12（1879）年〕…… 190
4　水路開通ニ付願〔明治 13（1880）年〕…… 191
5　水利堀割ノ儀ニ付伺〔明治 13（1880）年〕…… 192
6　攝津國八部郡山田川ヨリ新水路開通ノ儀ニ付再懇願〔明治 14（1881）年〕…… 193
7　山田川疏水工事出働團規約〔大正２（1913）年〕…… 195
8　兵庫県淡河川山田川土地改良区定款及び規約〔昭和 27（1952）年～〕…… 196
9　ため池敷の処分に関する取扱規程〔昭和 40（1965）年～〕…… 212
10　協定書〔昭和 57（1982）年〕…… 213
11　覚書〔昭和 57（1982）年〕…… 214
12　確認書〔昭和 57（1982）年〕…… 215
13　議事録〔昭和 57（1982）年〕…… 216
14　同意書〔昭和 57（1982）年〕…… 218
15　組織等の調整に関する確認書〔平成２（1990）年〕…… 219
16　組織再編に関する確認書〔平成６（1994）年〕…… 222
17　管理委託協定書〔平成７（1995）年〕…… 226
18　東播用水南部水利施設調整協議会規約〔平成８（1996）年〕…… 227
19　東播用水二期地区国営土地改良事業促進協議会規約〔平成 23（2011）年〕…… 230
20　合意書〔平成 24（2012）年〕…… 233
21　東播用水二期事業農家負担方法と合併に関する協議報告書〔平成 23（2011）年〕…… 235
22　淡山・東播用水土地改良区合併推進協議会規約〔平成 24（2012）年〕…… 259
23　兵庫県淡河川山田川土地改良区・東播用水土地改良区統合整備計画書〔平成 24（2012）年〕
…… 262
24　始めよう！　「ＴＴ未来遺産運動」〔平成 26（2014）年〕…… 269
25　ＴＴ未来遺産運動基本計画（要約版）〔平成 27（2015）年〕 …… 273
26　合併契約書（変更）〔平成 28（2016）年〕 …… 278
27　吸収合併認可申請書〔平成 28（2016）年〕…… 282
28　合併認可書〔平成 28（2016）年〕…… 286
29　御坂サイフォン〔平成 30（2018）年〕…… 287
30　練部屋分水所〔平成 25（2013）年〕…… 291
31　淡山疏水年表…… 293
32　淡山土地改良区役員・総代・職員名簿…… 309

第１編　淡山疏水（たんざんそすい）及び
淡山土地改良区の概要

第 1 章 「淡山疏水」とは

疏水（「疎水」とも表記されます。）とは、河川などを水源としてかんがい※1、給水、舟運、発電のために、あるいは排水のために、新たに土地を切り開いて通水させること及びその人工水路をいいます。

水に恵まれず、かんがいに苦労していたいなみ野※2台地の村々では、江戸時代明和年間（1764 年～ 1772 年）に先人が山田川疏水の着想を得ましたが着工に至りませんでした。これに続く人たちが大変な苦労を重ね、明治時代（1868 年～ 1912 年）に淡河川疏水を開削し、大正時代（1912 年～ 1926 年）に山田川疏水を開削しました。淡河川疏水は加古川水系の淡河川から取水しています。山田川疏水は同水系の志染川上流部（別名「山田川」）※3から取水していましたが、東播用水が完成してからは、大川瀬導水路から用水を受けるようになりました。

これら二つの疏水は一つのものとして「淡河川山田川疏水」と名付けられ、今日、この疏水を受け継ぐ人々は親しみを込めて「淡山疏水」と称しています。また淡山疏水の水が潤す地域を「淡山地域」、淡山疏水を管理する兵庫県淡河川山田川土地改良区※4を「淡山土地改良区」と称しています。

本誌においてもこれに倣い、淡山疏水、淡山地域、淡山土地改良区を用います。

当初の淡河川疏水幹線水路

当初の山田頭首工※5

かんがい※1：農地に人工的に水を供給することです。

いなみ野※2：印南野台地及びその周辺は古くは伊奈美などとも表記されていましたが、現在この地域の多くの人々が「いなみ野」と表記しています。

別名「山田川」※3：志染川上流の箕谷川合流地点（神戸市北区山田町下谷上）から淡河川合流地点（三木市志染町御坂）までの区間は、かつて山田川と呼ばれていました。

土地改良区※4：農地、ダム、水路，農道などの整備と維持管理などを行うために、関係農地の耕作者等が知事の認可を得て設立する団体です。

頭　首　工※5：河川などから用水を水路に引き入れる施設です。主に取水堰と取水口で構成されており、用水路の「頭首」にあたる工作物であることからこの名称が用いられています。

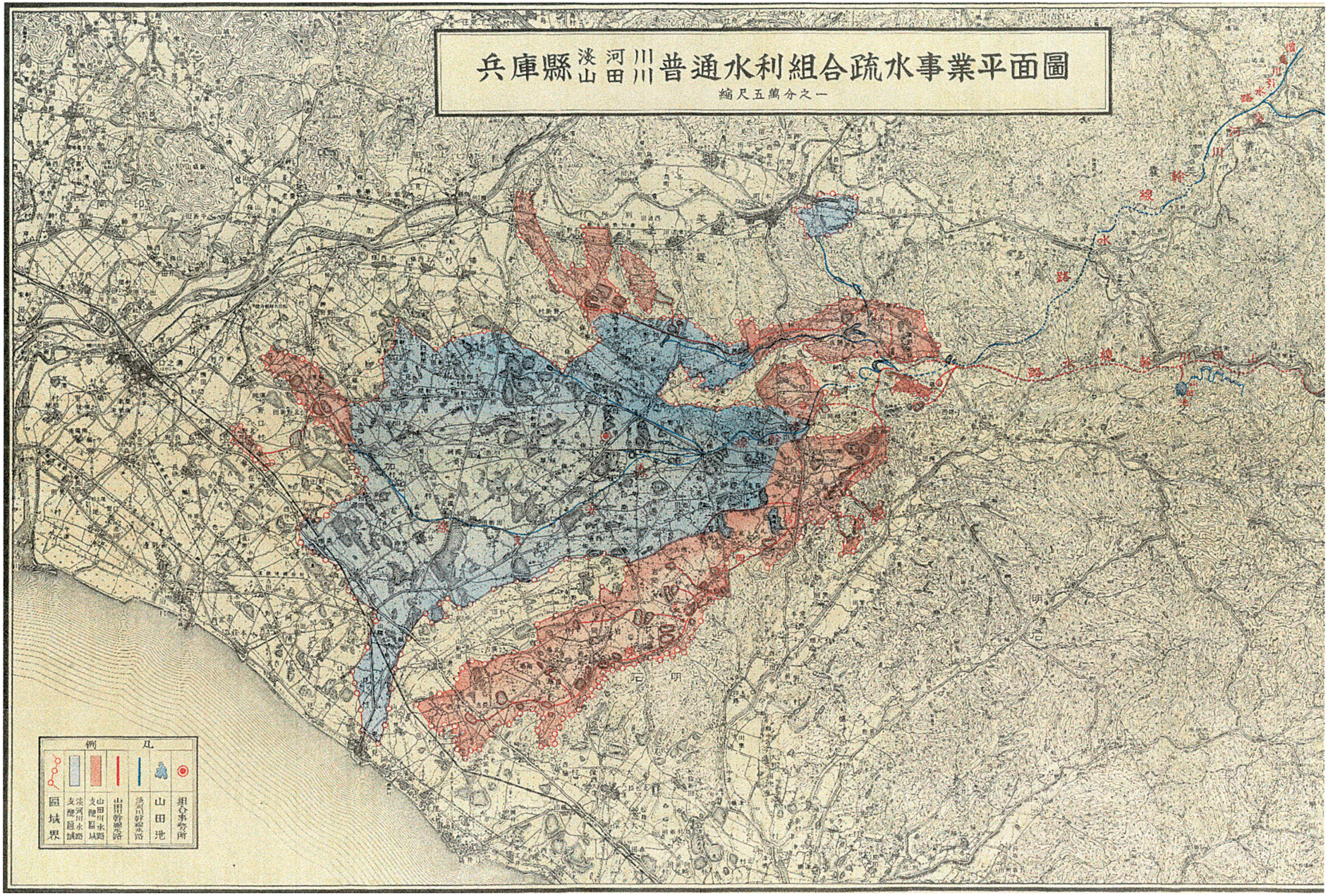
兵庫縣淡山河川普通水利組合疏水事業平面圖
縮尺五萬分之一
凡例
區域界
支線水路
山田川水路支線
山田幹線水路
淡河川幹線水路
山田池
組合事務所

第２章　淡山地域

１　位置・受益面積

淡山地域〔平成 28（2016）年３月末日時点〕は、兵庫県南部の加古郡稲美町のほぼ全地域とその周辺の神戸市、明石市及び三木市の地域からなっており、その詳細は下表に示すとおりです。

この地域内にある受益農地の面積（受益面積）は約 2,500 ヘクタールです。山田川疏水が完成した大正８（1919）年には加古川市にも受益農地があり、全体の受益面積は約 3,500 ヘクタールでした。その後、脱退や農地の転用によって受益面積が減少しました。

淡山土地改良区の地域〔平成 28（2016）年３月時点〕

市　町	地　　域	
神戸市西区		上新地、竜が岡１丁目、竜が岡２丁目、竜が岡５丁目
	押部谷町	和田
	平野町	堅田、印路
	神出町	宝勢、池田、紫合、北、広谷、小束野、五百蔵、勝成、田井、南、東
	岩岡町	印路、岩岡、西脇、古郷、野中
明石市	大久保町	大窪、西脇
	魚住町	金ケ崎、長坂寺、清水、西岡、中尾
三木市	別所町	花尻、石野、下石野、興治、小林
	志染町	広野、広野１～６丁目
加古郡稲美町		加古、中村、北山、中一色、和田、幸竹、森安、六分一、岡、国安、国北１丁目、国北２丁目、国岡、国岡２丁目、国岡３丁目、蛸草、印南、野谷、草谷、下草谷、野寺

淡山地域位置図

2　地形・気候・景観

（1）地形

淡山地域は、いなみ野台地のほぼ中央を占めます。

いなみ野台地は東西に明石川と加古川、北に美嚢川に囲まれ、南は播磨灘に臨み、その広さは、東西 16 キロメートル 南北 12 キロメートル に及んでいます。地形は河岸段丘と海岸段丘からなり、新生代後期の六甲変動の影響により、台地北東部に位置する雌岡山山麓（神戸市西区神出町）の標高 135 メートルから西南方の加古川河口近くの標高 10 メートル以下にまで傾斜しています。段丘の表面は砂礫層で構成され、幾つかある小河川の流水は地下に潜り、表流水があまり見られない所もあります。

いなみ野台地の淡山地域（点線で囲んだ区域）

（2）気候

瀬戸内気候区に属しており、年間平均降水量〔昭和 56（1981）年～平成 22（2010）年〕は 1,070 ミリメートル程度であり、全国平均 1,720 ミリメートル程度より大きく下回っています。雨が少なく湿度が低いため乾燥気味であり、海岸に近いことから暑さや寒さは比較的しのぎやすくなっています。特に冬季は少雨・多照が特徴ですが、梅雨期には大阪湾を北上する温暖気流と六甲山地の影響で、局地的な大雨が降ることもあります。（参考資料：神戸地方気象台 兵庫県の地勢・気候）

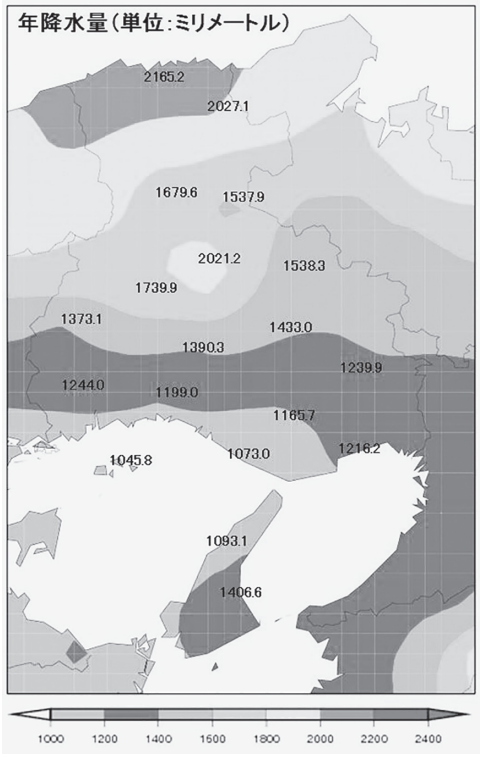

参考資料：神戸地方気象台年降水量
（統計期間：1981 ～ 2010）

（3）景観

水に恵まれない地形と気候の淡山地域では、古代から多くのため池が造られていました。加えて、淡山疏水から送られてきた水を貯める多くのため池が新たに築造され、今日、日本一密度の高いため池群が形成されています。

ため池群

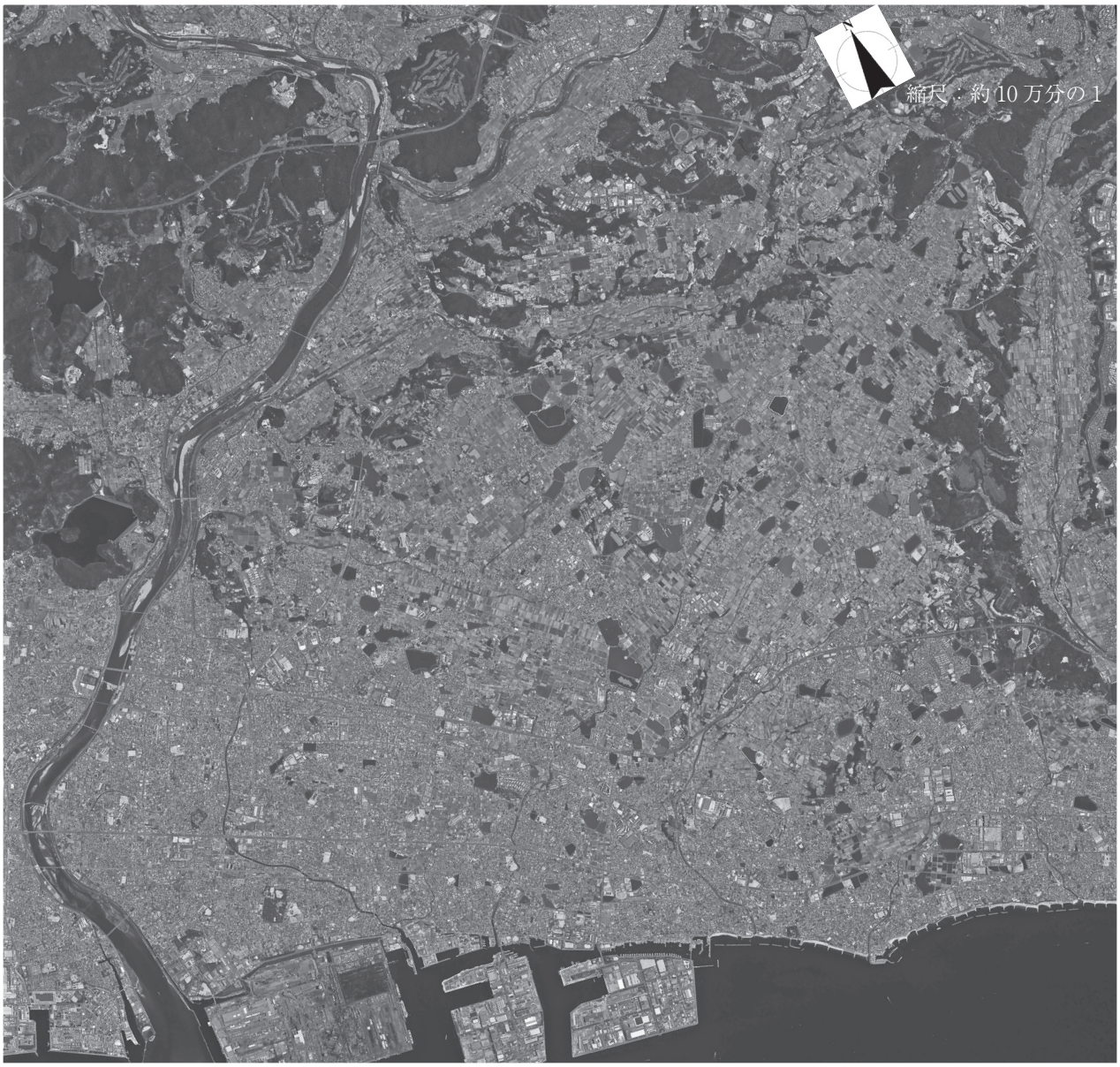

人工衛星から見たいなみ野台地のため池群（ため池：中央部に点在する小さな黒部分）

3　淡山（たんざん）地域水利開発の歴史

いなみ野台地周辺の加古川（かこがわ）や明石川（あかしがわ）沿いの低位部では、古くは弥生時代（紀元前４世紀～紀元後３世紀頃）から古墳時代（紀元後３世紀～紀元後７世紀頃）にかけて開発が始められており、古墳や条理遺跡が多く残っています。

いなみ野台地は、周辺部に遅れて奈良時代（710 年～ 794 年）頃から開発されました。この地域に古くからあるため池の歴史を見ると、県下最古といわれる岡（おか）の大池（おおいけ）（現天満大池（てんまおおいけ）：加古郡稲美町六分一（ろくぶいち））の築造が白鳳３（674）年、入池（にゅうがいけ）（加古郡稲美町北山（きたやま））の築造が和同７（714）年とされています。また、その頃に編まれた『万葉集』には、いなみ野台地辺りは「伊奈美、印南、稲美」などと詠まれており、当時から知られていた地域であることが分かります。しかし、平安時代（794 年～1192 年）に書かれた『枕草子』では「野は。嵯峨野さらなり。印南野。交野野。…」と描かれており、当時は一面の原野があったことがうかがえます。

平安時代（794 年～ 1192 年）末期から安土桃山時代（1573 年～ 1603 年）にかけては、いなみ野台地では大きな水利改良や新田開発はほとんどありませんでしたが、この戦乱の時代に治水や築城などの土木技術が発展し、社会が安定した江戸時代（1603 年～ 1868 年）にはこれら技術を用いた水利改良や新田開発が全国各地で行われるようになりました。いなみ野台地においても明石藩、庄屋や大商人などによって低位の南西部から高位の雌岡山（めっこうさん）山麓に向かって開発が進められ、明治時代（1868 年～ 1912 年）までに多くの新田村落が誕生しました。

新田開発イメージ図

淡山（たんざん）地域では、寛永元（1624）年頃から現加古郡稲美町に中一色新村（なかいしきしんむら）や加古新村（かこしんむら）などが誕生し、延宝元（1673）年頃から現神戸市西区神出町（かんでちょう）や岩岡町（いわおかちょう）に北古新田村（きたこしんでんむら）、南古新田村（みなみこしんでんむら）などが誕生しました。正徳２（1712）年頃には稲美町では最後の新田村である印南新村（いんなみしんむら）が誕生し、現三木市別所町（べっしょちょう）に興治新田村（おきはるしんでんむら）と小林新田村（こばやししんでんむら）が続きました。さらに、幕末には雌岡山（めっこうさん）付近の高位部に移り、元治元（1864）年頃に現三木市志染町（しじみちょう）に広野新開（ひろのしんかい）、明治９（1876）年に現神戸市西区神出町（かんでちょう）に小束野村（こそくのむら）が誕生しました。

新田開発ではため池を築造しましたが、開発が進むにつれ水利状況が厳しくなり、元文２（1737）年には餓死者が出るような大干ばつによる凶作も発生し、蛸草郷（たこくさごう）※1と印南新村（いんなみしんむら）を始めとして旧村と新田村との間で水争いが起きました。

このような時期の明和８（1771）年、淡山疏水（たんざんそすい）の原形である山田川疏水（やまだがわそすい）が立案されましたが実現せず、明治時代に淡河川疏水（おうごがわそすい）、大正時代に山田川疏水（やまだがわそすい）、平成時代に東播用水（とうばんようすい）が完成し、今日の豊かな農業が営まれるようになりました。

江戸時代以降に誕生した淡山（たんざん）地域の新田村

開発時期	新田村（現市町）	
寛永元（1624）年～寛文２（1662）年	中一色新村	（稲美町）
	幸竹新村	（稲美町）
	加古新村	（稲美町）
	国岡新村	（稲美町）
延宝元（1673）年～元禄 10（1697）年	南古新田村	（神戸市）
	北古新田村	（神戸市）
	天ヶ岡村	（神戸市）
	野谷新村	（稲美町）
	蛸草新村	（稲美町）
正徳２（1712）年～享保 13（1728）年	印南新村	（稲美町）
	興治新田村	（三木市）
	小林新田村	（三木市）
元治元（1864）年	広野新開村	（三木市）
明治９（1876）年	小束野村	（神戸市）

参考資料：１角川日本地名大辞典（28 兵庫県）
２稲美町史

加古郡稲美町における水争いの歴史（江戸中期～江戸時代末期）

元文２（1737）年	蛸草郷と印南新村
寛保３（1743）年	蛸草郷と印南新村
明和元（1764）年	草谷郷※2と山西新村（神戸市）
明和３（1766）年	草谷郷と加古新村、国岡新村
明和８（1771）年	（山田川疏水立案）
寛政９（1797）年	蛸草郷と草谷村
文化５（1808）年	草谷郷と勝成新村（神戸市）
文政２（1819）年	草谷郷と興治新田村（三木市）
嘉永５（1852）年	草谷郷と印南新村

参考資料：稲美町史

蛸草郷（たこくさごう）※1：天満大池掛りの６か村
現加古郡稲美町岡、六分一、森安、国安、中村、北山

草谷郷（くさだにごう）※2：草谷川掛りの８か村
現加古郡稲美町草谷、下草谷
現加古川市八幡町野村、下村、宗佐、上西条、中西条、船町

4　営農状況

淡山地域では、水には恵まれないものの温暖な気候であり、また京都や大阪に近いことから、江戸時代（1603年～1868年）には綿花やなたねを中心として大豆、小豆、きび、あわ、たばこなどが栽培されていました。特に綿花栽培は文政年間（1818年～1830年）に姫路藩が奨励したために盛んとなり、大阪周辺、広島などと並んで五大産地の一つとなっていました。

淡山疏水が開通してからは水稲栽培が盛んとなり、さらに東播用水事業が完成してからは冬期の用水も確保されたため、都市近郊といった条件を活かした施設野菜や軟弱野菜の栽培も盛んとなりました。米（コシヒカリ、キヌヒカリ）を中心に、麦（六条大麦）、トマト、キャベツ、いちご、メロンなどの多彩な農作物が栽培されています。

いなみ野メロン

安全安心で優良な品質であることを証する「ひょうご安心ブランド農産物」及び「稲美ブランド」に認定されています。美味しさを凝縮させるために、一つの樹に実は一つしかつけません。

六条大麦

加古郡稲美町とその周辺は西日本最大の六条大麦の生産地です。ほとんどは麦茶の原料として出荷されます。六条大麦で仕込んだ焼酎も製造されています。

いちじく

新鮮で完熟したいちじくを求めて神戸市西区神出町・岩岡町や加古郡稲美町の直売所に多くの人が集まります。生食だけではなく、ジャム、洋菓子、おしゃれな料理などに人気が高まっています。

キャベツ

神戸市西区岩岡町や加古郡稲美町などで減農薬のおいしくて安心なキャベツが多く栽培されています。

いちご

都市近郊の立地条件を活かし、南部地域で多く栽培されています。直売やいちご狩りも行われています。

第３章　淡山疏水施設

１　概要

（１）淡河川疏水

淡河川疏水は明治 21（1888）年に開削工事が始まり、幹線水路が明治 24（1891）年に一旦は完成したものの翌年には水害により通水不能となり、明治 27（1894）年に災害復旧工事と支線水路工事が終わり、最終的に完成しました。

巻頭の淡山疏水平面図のとおり、水源は加古川水系美嚢川支流志染川に合流する淡河川で、淡山地域から北東の方向に位置しています。神戸市北区淡河町木津地内に取水施設である淡河頭首工が設置され、受益地の中心である練部屋分水所（神戸市西区神出町紫合）までを、約 20 キロメートルの淡河川幹線水路が結んでいます。

頭首工から始まる淡河川幹線水路は、神戸市北区淡河町から三木市に入るとひょうご情報公園都市（三木市志染町戸田）を通過し、志染川が流下する御坂の谷部（三木市志染町御坂）をサイフォンで渡り、さらに三木総合防災公園（三木市志染町三津田・窟屋）、緑が丘住宅団地（三木市緑が丘）を通過し、廣野ゴルフ場（三木市志染町広野）に入っています。

ゴルフ場内では、開削当初は淡河川幹線水路から加古郡稲美町相野地区に延びる相野支線水路が分岐していました。現在では、山田川幹線水路から三木市別所方面に延びる別所支線水路が分岐しています。この支線水路から相野地区にも送水されており、役目を終えた相野支線水路は地元水利団体に譲与されています。

またゴルフ場内では、淡河川幹線水路は山田川幹線水路と合流し、ゴルフ場を通過した淡河川幹線水路は隣接する宮ヶ谷調整池につながり、兵庫楽農生活センター（神戸市西区神出町小束野）を通り、老ノ口分水所（神戸市西区神出町東）を経て練部屋分水所に至っています。

なお、山田川幹線水路の合流後、宮ヶ谷調整池下流の元淡河川幹線水路は合流幹線水路と呼ばれています。

練部屋分水所からは加古郡稲美町各所に向かう６本の支線水路が分岐していましたが、東播用水事業により、加古方面、国岡方面、蛸草方面、野谷・印南・森安方面に向かう４本の支線水路に統合されています。また、練部屋分水所上流地点で東播用水の中央幹線水路が合流しており、呑吐ダムの水も補給できるようになっています。

（２）山田川疏水

淡河川疏水に次いで開削された山田川疏水は、明治 44（1911）年に開削工事が始まり、大正８（1919）年に完成しました。

開削時の水源は、志染川の淡河川合流地点より上流（別名山田川）であり、取水施設として、淡河頭首工から南方約６キロメートルの地点である神戸市北区山田町坂本地内に山田頭首工が設置されていました。そして、この頭首工から西方に約 10 キロメートルの山田川幹線水路が延びて、廣野ゴルフ場（三木市志染町広野）内で淡河川幹線水路に合流していました。

しかし、昭和 45（1970）年から平成５（1993）年にかけて実施された東播用水事業により、

山田頭首工とこれにつながる山田川幹線水路上流約５キロメートルが廃止され、これに代えて大川瀬導水路から延びる連絡水路が接続されています。

この接続地点から淡河川幹線水路に合流するまでの間、廣野ゴルフ場上流で三木市志染町広野に向かう広野支線水路が分岐し、ゴルフ場内では神戸市西区神出町方面に延びる神出支線水路、三木市別所町方面に延びる別所支線水路が分岐しています。

合流幹線水路では、老ノ口分水所（神戸市西区神出町東）から神戸市西区岩岡町方向に分岐する岩岡支線水路とその他の小支線水路が新たに設けられ、岩岡支線水路には東播用水事業により中央幹線水路からの導水路が接続されています。

練部屋分水所下流においては、森安支線水路が加古川市野口町、神野町方面に延伸されました。現在では廃止され、加古川市内の受益地は淡山土地改良区の地区から除外されています。

また､昭和４(1929)年から昭和15(1940)年にかけて､山田川疏水の用水を補強するために山田池(神戸市北区山田町衝原）が築造されましたが、現在では近隣ゴルフ場の管理用水の水源に転用されています。

（３）ため池

淡山疏水の支線水路につながるため池は、140か所ありました。その中で、淡河川疏水開削事業として１か所、多くの新田開発も行われた山田川疏水開削事業として40か所、合計41か所のため池が築造されました。残る99か所は在来のため池です。

これらため池の利用方法は、淡山疏水の取水可能期間が非かんがい期に限られていたため、この期間に各ため池に貯水し、かんがい期にその水を使うものでした。その後、地元水利権者との契約〔大正８（1919）年山田川疏水、昭和11（1936）年淡河川疏水〕によりかんがい期における余水の取水が可能となり、東播用水事業が完成してからは、より安定した用水が各ため池に送られるようになりました。

淡山疏水に必要不可欠なため池ですが、昭和40（1965）年代から都市化によって農地が減少し、ため池敷地も学校や住宅用地などに転用され、140か所あったため池は合併解散時には約110か所に減少していました。

淡山疏水（たんざんそすい）とため池

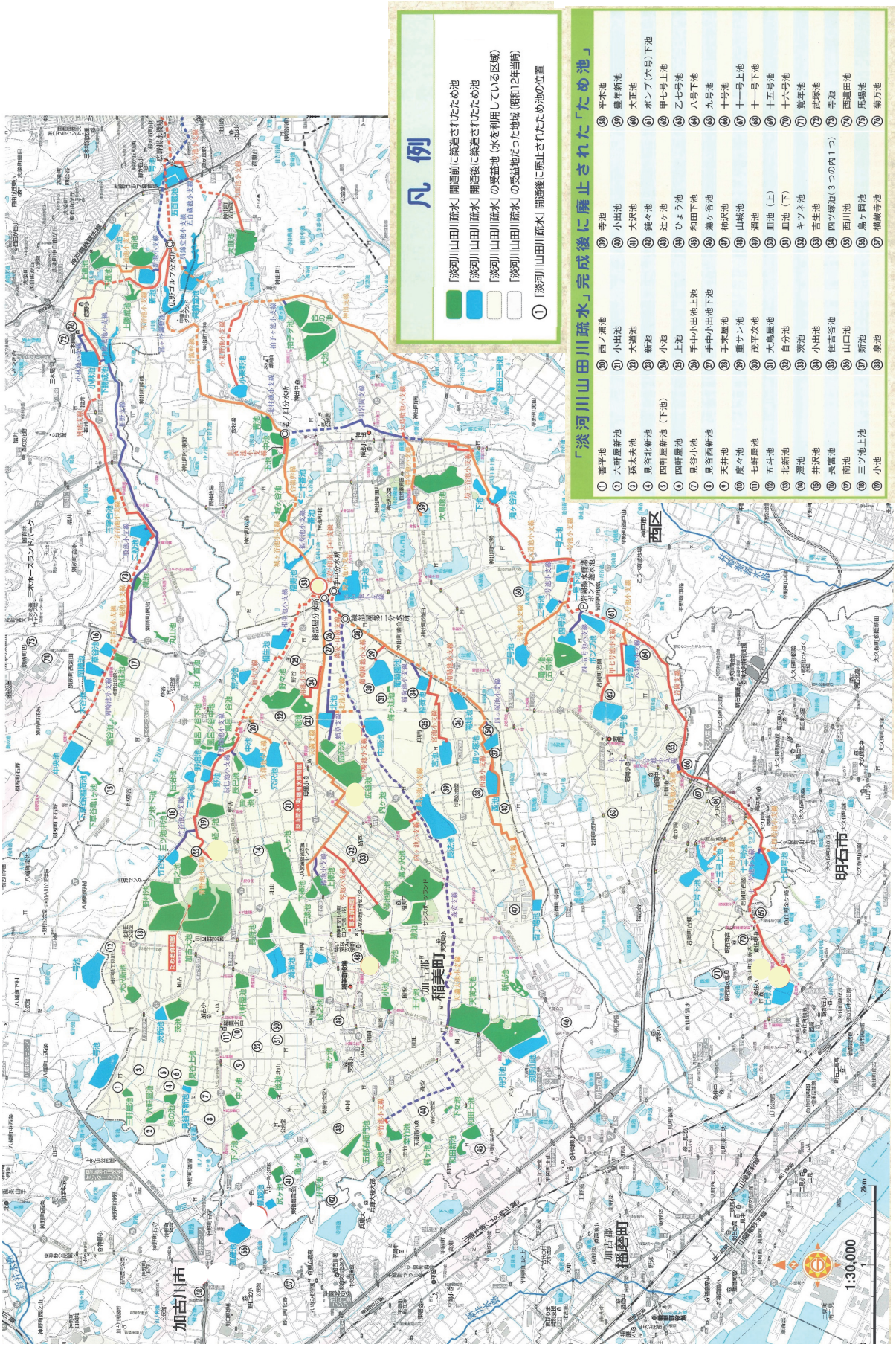

2　主要施設概要表

淡河川疏水及び山田川疏水の主要施設の概要は当初は表１、東播用水土地改良区に管理委託した時点〔平成７（1995）年 12 月〕では表２のとおりです。

表１　当初の主要施設概要（淡河川疏水、山田川疏水別表示）

施　設　名	数　量	備　　考
１　淡河川疏水		
淡河頭首工	１か所	神戸市北区淡河町木津
淡河川幹線水路	25,557 m	（延長には相野支線水路を含む。） トンネル　28 か所　5,200 m 遊水池等　27 か所　4,300 m 掘割　55 か所　15,435 m 築堤　14 か所　622 m
御坂サイフォン	753 m	三木市志染町御坂 水路橋　１か所
宮ヶ谷調整池	１か所	三木市志染町広野・神戸市西区神出町古神
練部屋分水所	１か所	神戸市西区神出町紫合 加古、天満、蛸草、森安、印南、手中支線水路に分水
支線水路		
相野支線水路	5,927 m	
加古支線水路	１式	延長詳細不明
天満支線水路	１式	同上
蛸草支線水路	１式	同上
森安支線水路	１式	同上
印南支線水路	１式	同上
手中支線水路	１式	同上
ため池	１か所	別表１「淡山疏水事業により築造されたため池」
２　山田川疏水		
山田頭首工	１か所	神戸市北区山田町坂本
山田川幹線水路	10,752 m	トンネル　19 か所　5,150 m 暗渠　103 m 掘割　5,499 m
支線水路		
広野支線水路	１式	延長詳細不明
別所支線水路	10,383 m	
神出支線水路	6,909 m	
岩岡支線水路	17,236 m	第１サイフォン 93 m・第２サイフォン 121 m 天郷橋（錬鉄ワーレントラス）23.6 m
森安支線水路（延伸）	12,977 m	加古川市野口町、神野町方面
発電所	２か所	三木市志染町広野・神戸市西区神出町北 別表２「水力発電所・揚水所諸元」
揚水所	２か所	三木市緑が丘町・神戸市西区岩岡町印路 別表２「水力発電所・揚水所諸元」
ため池	40 か所	別表１「淡山疏水事業により造成されたため池」

（注）：淡河川山田川疏水史（創業 77 周年）記載内容を基に作成しました。
所在地は平成 30（2018）年３月時点の地名としています。

別表１　淡山疏水事業により築造されたため池

支線	箇所数	ため池
淡河川疏水		
相野支線水路	1	下勝成池
山田川疏水		
神出支線水路	4	呉錦堂池、和田一号池、和田二号池、堅田三号池
別所支線水路	5	**武塚池**、小林池、二股池、草谷池、**西這田池**
岩岡支線水路	27	豊年新池、**大正池**、一号上池、一号下池、二号池、三号池、四号池 五号池、六号上池、**六号下池**、**甲七号上池** 甲七号下池、**乙七号池**、八号上池、**八号下池**、**九号池** **十号池**、**十一号上池**、**十一号下池**、十二号上池、 十二号下池、十三号上池、十三号下池、十四号池 **十五号池**、**十六号池**、十七号池
森安支線水路	3	**鳥ヶ岡池**、**平木池**、**横蔵寺池**
加古支線水路	1	竹谷池
（合計）	41	

（注）太字は後に転用されたため池〔平成７（1995）年 12 月まで 16 箇所〕

■御坂サイフォン　　資料 29 「御坂サイフォン」パンフレット

■練部屋分水所　　資料 30 「練部屋分水所」パンフレット

■発電所・揚水所

環境に優しいエネルギーを求める時代の要請に応え、東播用水二期事業によって大川瀬ダムと呑吐ダムの落差を利用した小水力発電所が整備されていますが、淡山疏水では貴重な電力を得ることを目的に大正時代から水力発電を行っていました。山田川幹線水路の落差部（三木市志染町広野）と合流幹線水路の落差部（神戸市西区神出町北）を利用して広野発電所と神出発電所を設置し、広野揚水所と岩岡揚水所に電力を供給していました。両発電所は昭和 31（1956）年に廃止されましたが、それぞれの揚水所は関西電力㈱から供給を受けて現在も活躍しています。

別表２　水力発電所・揚水所諸元

広野発電所（三木市志染町広野）・同揚水所（三木市緑が丘町）	
発電所	使用認可（西部通信局長）　大正４（1915）年３月 16 日
出力	50kw
使用水量	18 立方尺毎秒（0.5㎥毎秒）
有効落差	49 尺（14.85 m）
水圧管	鋼鉄水圧管　内径 21 インチ 5/8　厚 1/4 インチ　長さ 165.5 尺 （内径 54.9㎝　厚 6.4㎜　長さ 50.2 m）
水車	横軸型反動タービン　85 馬力（米国ウエスチングハウス社製）毎分 800 回転
発電機	直流 50kw　電圧 550V　800 回（毎分）
揚水所	揚水機　口径６インチ（15.24㎝） 揚水高 57 尺（17.3 m）　最大揚水量３立方尺毎秒（0.083㎥毎秒） 電動機　36 馬力
神出発電所（神戸市西区神出町北）・岩岡揚水所（神戸市西区岩岡町印路）	
発電所	使用許可（大阪通信局長）　大正 11（1922）年３月６日
出力	12kw
使用水量	７立方尺毎秒（0.194㎥毎秒）
有効落差	38 尺（11.525 m）
水圧管	鉄筋コンクリート水圧管　内径１尺５寸　厚４寸　長さ 76 尺８寸 （内径 45.5㎝　厚 12.1㎝　長さ 23.3 m）
水車	横軸型反動タービン　23 馬力（米国ウエスチングハウス社製）毎分 1,200 回転
発電機	直結型三相交流 300V　60 サイクル　15KVA　力率 0.8
揚水所	揚水機　口径６インチ（15.24㎝）　電動機 10 馬力 揚水機　口径６インチ（15.24㎝）　電動機５馬力

（注）所在地は平成 30 年３月時点の地名としています。

表２　管理委託時点の主要施設概要（淡河川疏水（おうごがわそすい）、山田川疏水（やまだがわそすい）一体表示）

施　設　名	数　量	備　　考
淡河頭首工	1 か所	神戸市北区淡河町木津
淡河川幹線水路	13,223 m	淡河頭首工～宮ヶ谷調整池 トンネル　23か所 サイフォン 1 か所（御坂サイフォン） 分水所　　4 か所
山田川幹線水路	5,896 m	大川瀬導水路接続箇所（呑吐ダム左岸）～ 淡河川幹線水路合流（廣野ゴルフ場内） トンネル　7 か所 揚水所　　1 か所 分水所　　2 か所
宮ヶ谷調整池	1 か所	三木市志染町広野・神戸市西区神出町古神
合流幹線水路	5,037 m	宮ヶ谷調整池～練部屋分水所 トンネル 2 か所、調整池 2 か所
練部屋分水所	1 か所	神戸市西区神出町紫合 加古、天満、蛸草、森安・印南・手中支線水路に分水
練部屋第二分水所	1 か所	加古郡稲美町印南 森安、印南支線水路に分水
支線水路		
広野支線水路	1,325 m	
神出支線水路	4,994 m	
別所支線水路	8,314 m	
旧岩岡支線水路	3,111 m	
岩岡支線水路	9,136 m	第 1 サイフォン 93 m 天郷橋（プレキャストコンクリート）23.6 m
加古支線水路	4,465 m	練部屋分水所から分岐
天満支線水路	4,114 m	〃
蛸草支線水路	2,122 m	〃
森安・印南・手中支線水路	586 m	〃
森安支線水路	8,012 m	練部屋第二分水所から分岐
印南支線水路	4,949 m	〃
揚水所	2 か所	
ため池	25 か所	平成 7（1995）年 12 月時点

（注）管理委託協定書〔平成 7（1995）年 12 月締結〕土地改良施設台帳を基に作成しました。

第４章　淡山土地改良区

１　沿革

（１）水利土功会時期

明治 11（1878）年、加古郡野寺村総代魚住完治外５名が兵庫県に対して山田川疏水開削を願う「新流掘割之義願」（資料２）を提出しました。その後、艱難辛苦の末、徐々に会の結成機運が高まり、明治 13（1880）年３月に加古郡の印南新村、蛸草新村、野寺村、野谷新村、草谷村及び下草谷村が加盟した「疏水関係六箇村連合会」が設立され、この連合会が明治 19（1886）年１月に国岡新村や加古新村など 15 か村が新規加盟した「加古郡印南新村外二十箇村関係水利組合」になりました。

一方、兵庫県は国庫金を借り入れて県庁直轄で疏水工事を進める方針を定め、水利組合加盟 21 か村の戸長らを招集し、法的に県の指導・監督が行き届く水利土功会※の設立を指導しました。これを受けて、加古郡長を管理者とし、関係村代表者 21 名を議員とする「加古郡印南新村外二十箇村関係水利土功会」が明治 19（1886）年３月６日に設立され、水利土功会の決議の下に、明治 20（1887）年には山田川疏水計画が淡河川疏水計画に変更となり、明治 21（1888）年には疏水の開削が始まりました。

この水利土功会が淡山土地改良区の発端ですが、明治 22（1889）年４月に市制町村制が施行されたため、加盟 21 か村が合併により母里村などの５か村となり、「加古郡母里村外四箇村関係水利土功会」になりました。

水利土功会※：「土功」とは土木工事のことであり、水利土功会とは明治政府により設けられた治水・利水の制度です。明治 13(1880)年に公布された区町村会法に町村を単位とした治水組織として水利土功会が定められ、明治 21（1888）年に公布された市制町村制によって区域が１市町村のものは廃止され、複数の市町村に及ぶ水利土功会は、かんがい事業も行う組織として存続されました。

加古郡印南新村外二十箇村関係水利土功会加盟村

当初加盟村	町村合併後加盟村
印南新村、蛸草新村、野谷新村、野寺村、草谷村、下草谷村	母里村
国岡新村、森安村、岡村、和田新村、中村、六分一村、中一色村、国安村、幸竹新村、北山村	天満村
加古新村	加古新村
高畑村、土山村	平岡村
東二見村、福里村	二見村

町村合併：明治 22 年（1889）４月１日付け

（２）普通水利組合時期

明治 23（1890）年６月に水利組合条例※が公布され、同年 11 月 13 日に前述の水利土功会は組織を改め「加古郡母里村外四箇村普通水利組合」になりました。

翌明治 24（1891）年には淡河川疏水工事が完成し、遠く離れた美嚢郡木津村の水源からいなみ

野台地に初めて水が届きました。この成功を見た明石郡の神出村、岩岡村、美嚢郡の別所村興治、志染村広野新開などが淡河川疏水への新規加盟を希望しました。このため前述の普通水利組合は水源拡張に取り組むこととし、明治 41（1908）年３月４日にこれらの地区を編入して「兵庫県淡河川山田川普通水利組合」となりました。この普通水利組合が明治 44(1911)年に山田川疏水開削に着手し、大正４（1915）年に幹線水路を開通させ、大正８（1919）年に支線水路及びため池を完成させました。

水利組合条例※：かんがい工事の実施などを目的とする普通水利組合の設置、事業、区域、工事費の負担などについて定めたものであり、これにより農村の水利機構の一本化と管理体制の確立が図られました。

兵庫県淡河川山田川普通水利組合加盟町村（全 18 町村）

郡	加盟町村（内加盟大字）
加古郡 （８町村）	母里村、加古新村、天満村、野口村（水足、北野、野口） 平岡村（高畑、土山）、二見町（東二見、福里）、神野村（石守）、八幡村（宗佐）
明石郡 （６町村）	神出村、岩岡村、魚住村、大久保町（大窪、西脇）、平野村（印路、堅田） 押部谷村（和田）
美嚢郡 （４町村）	別所村（小林、興治、西這田、東這田、花尻、石野、下石野） 三木町（大塚、府内）、久留美村（宿原、長屋）、志染村（広野新開）

（３）土地改良区時期

昭和 24（1949）年に公布された土地改良法に基づき、昭和 27（1952）年３月 31 日、兵庫県淡河川山田川普通水利組合は組織を改め「兵庫県淡河川山田川土地改良区（淡山土地改良区）」になりました。

淡山土地改良区は３つの大事業に取り組みました。昭和 24（1949）年から始められていた淡山疏水県営改修事業（昭和の大改修）が昭和 36（1961）年に完了となり、昭和 45（1970）年には淡山疏水を包含した国営東播用水事業が開始され、平成５（1993）年に完了しました。平成 25（2013）年には東播用水二期事業が開始されています。

また、東播用水土地改良区との組織再編にも取り組み、平成８（1996）年には、淡山疏水と東播用水の施設管理を一元化し、平成 22（2010）年からは両土地改良区の合併協議を進め、不用となった疏水施設とその敷地の処分などの課題を解決した後、平成 28（2016）年４月１日に合併を果たしました。

淡山土地改良区は、発端である水利土功会の発足から 130 年にわたり組織を進化させながら、疏水を開削し、適正な維持管理を続け、用水の合理化に努め、淡山地域の農業の振興や水辺環境の向上に尽くしてきました。

淡山土地改良区の変遷一覧表

名　　称 発足年月日	要水反別（実面積）
加古郡印南新村外二十箇村関係水利土功会設立 明治 19（1886）年３月６日	1,181 町歩（1,806ha）
加古郡母里村外四箇村関係水利土功会設立 明治 22（1889）年４月	
加古郡母里村外四箇村普通水利組合設立 明治 23（1890）年 11 月 13 日	1,176 町歩　（不詳）
兵庫県淡河川山田川普通水利組合設立 明治 41（1908）年３月４日	2,019 町歩（2,808ha）

名　　称 発足年月日	要水反別（実面積）
兵庫県淡河川山田川土地改良区設立 昭和 27（1952）年 3 月 31 日	1,804 町歩（2,844ha）
東播用水土地改良区に合併、解散 平成 28（2016）年 4 月 1 日	1,755 町歩（2,450ha）

要水反別：本章４（2）賦課金

２　地区及び管理施設

淡山土地改良区の地区は、「本編第２章１位置・受益面積」管理施設の概要は「本編第３章　２主要施設概要表」のとおりです。

なお、地区、事業（施設管理など）、会議、会計などの基本事項については、定款及び規約に定めていました。これらは必要に応じて追加・削除・変更し、最終は「兵庫県淡河川山田川土地改良区定款及び規約」（資料８）のとおりです。

３　会議・役員・補助機関

総会に代わる総代会を設け、総代会において理事と監事を選任し、理事会及び監事会を開いていました。また、理事会の補助機関として、業務執行を行う係及び委員会を置いていました。歴代の役員などは「淡山土地改良区役員・総代・職員名簿」（資料 32）のとおりです。

なお、水利土功会時期から普通水利組合時期にかけての組織は官製の色合が濃く、組織の管理者は加古郡長又は兵庫県地方事務官（郡役所廃止後）などの兵庫県の役人が務めていました。その下に組合会が置かれ、村単位に定められた選挙区において組合員から議員が選出されていました。また、普通水利組合時期には、管理者の推薦により組合会に常設委員が置かれていました。

■総代会

定款、事業計画などに関する重要事項を議決するため、年１回の通常総代会を開催し、必要に応じて臨時総代会を開催していました。構成員である総代は、組合員から各選挙区において選挙により選出していました。

■理事会・監事会

土地改良区の事務を決するために理事会を毎年度３回以上開催し、総代会に提出すべき重要な事項については理事総数の過半数によって決し、簡易な事項については理事長に委ねていました。土地改良区の業務及び財産状況に関する監査は毎年度少なくとも２回行い、これを円滑に行うため監事会を開催していました。

理事は 12 名（設立時は 11 名）、監事は３名であり、選挙区からの推薦により総代会において選任し、土地改良区を代表して業務を処理する理事長とその職務の代理などを担う副理事長は、理事の互選により選出していました。

■補助機関

庶務・会計委員会と財産管理委員会を常設し、東播用水土地改良区との合併推進にあたっては顧問を置きました。

庶務・会計委員会：文書事務並びに予算・決算をはじめ、会計処理全般にわたる適正な管理に関わること。

財産管理委員会：施設台帳、備品台帳に記載された財産をはじめ、あらゆる財産の適正な管理運営に関わること。

さらに、平成 24（2012）年に財務委員会を設置しました。この委員会では、東播用水土地改良区との合併に向けて、ため池敷地を地元水利団体へ譲渡することについて検討しました。

庶務係、会計係及び工事係が置かれ、事務全般を行う職員、会計事務を行う職員、施設管理を行う職員を置きました。施設管理を東播用水土地改良区に委託した時点で４人の施設管理担当職員が東播用水土地改良区に異動しましたが、その後に東播用水二期事業の推進や東播用水土地改良区との合併推進のために２人の職員が増員されるなど、その時々の業務に応じた適切な体制を取っていました。

４　会計

（１）予算・決算

淡山土地改良区では、一般会計、不動産処分積立金（不動産売却費を原資とした積立金）及び退職給与積立金の会計区分がありました。これらの年度予算とその収支決算は理事会において案を作成し、年度予算は毎年度当初に開催される総代会において承認を得て、収支決算は翌々年に開催される総代会において承認を得る運びで進められていました。

収支内容の例は、淡山土地改良区最後となる平成 27（2015）年度一般会計の収支決算は次のとおりです。

自：平成27年4月 1日
至：平成28年3月31日

収入総額	1,208,254,040 円
支出総額	1,207,124,431 円
差　引	1,129,609 円

収入の部　（単位：円）

科目			決算額	予算額	比較 増・減(△)	摘要
款	項	説明種目				
1. 組合費			5,266,400	5,266,000	400	
	(1) 組合費		5,266,400	5,266,000	400	
		① 賦課金	5,266,400	5,266,000	400	経常賦課金　1反当300円
2. 使用料			6,721,349	6,713,000	8,349	
	(1) 使用料		6,721,349	6,713,000	8,349	
		① 提塘使用料	6,602,855	6,593,000	9,855	東広野ゴルフ倶楽部ほか
		② 水路使用料	40,000	40,000	0	
		③ 敷地賃貸料	78,494	80,000	△ 1,506	稲美東交番
3. 補助金			7,611,294	7,611,000	294	
	(1) 補助金		7,611,294	7,611,000	294	
		① 国補助金	6,505,380	6,505,000	380	農業基盤整備促進事業
		② 県補助金	845,699	846,000	△ 301	農業基盤整備促進事業
		③ 市町補助金	260,215	260,000	215	農業基盤整備促進事業
4. 雑収入			3,012,247	2,919,000	93,247	
	(1) 雑収入		3,012,247	2,919,000	93,247	
		① 貯金利子	178,593	129,000	49,593	
		② 雑収入	2,833,654	2,790,000	43,654	事務手数料ほか
5. 借入金			0	1,000	△ 1,000	
	(1) 借入金		0	1,000	△ 1,000	
		① 借入金	0	1,000	△ 1,000	
6. 繰入金			1,179,512,784	1,179,447,000	65,784	
	(1) 繰入金		1,179,512,784	1,179,447,000	65,784	
		① 特別会計より繰入	1,177,288,931	1,177,224,000	64,931	不動産処分積立金特別会計より繰入
		② 地元負担金	0	0	0	
		③ その他負担金	2,223,853	2,223,000	853	
7. 繰越金			6,129,966	6,129,000	966	
	(1) 繰越金		6,129,966	6,129,000	966	
		① 繰越金	6,129,966	6,129,000	966	平成26年度より繰越
合計			1,208,254,040	1,208,086,000	168,040	

支出の部　　（単位：円）

科目			決算額	予算額	比較 増・減(△)	摘要
款	項	説明種目				
1. 事務費			41,021,389	41,583,000	△ 561,611	
	(1) 事務費		37,892,207	38,379,000	△ 486,793	
		① 給料	16,311,600	16,350,000	△ 38,400	
		② 諸手当	8,949,153	8,950,000	△ 847	期末、時間外、扶養、通勤調整、住宅
		③ 役員報酬	2,734,000	2,734,000	0	理事・監事
		④ 旅費	261,381	280,000	△ 18,619	職員
		⑤ 実費弁償	661,171	750,000	△ 88,829	役員
		⑥ 備品費	44,420	45,000	△ 580	
		⑦ 消耗品費	1,366,551	1,400,000	△ 33,449	事務用用紙類、コピーチャージ料ほか
		⑧ 光熱水費	666,178	700,000	△ 33,822	電気・水道使用料ほか 通信運搬費へ22,698円流用
		⑨ 図書印刷費	81,108	100,000	△ 18,892	印刷ほか
		⑩ 通信運搬費	582,698	560,000	22,698	電話・郵便料ほか 光熱水費より22,698円流用
		⑪ 役員会議費	47,199	60,000	△ 12,801	
		⑫ 交際費	137,354	150,000	△ 12,646	
		⑬ 諸税負担	4,200,932	4,350,000	△ 149,068	社会保険料ほか
		⑭ 食糧費	42,093	50,000	△ 7,907	
		⑮ 研修費	715,311	800,000	△ 84,689	
		⑯ 雑費	1,091,058	1,100,000	△ 8,942	役員退任慰労金ほか
	(2) 総代会費		3,129,182	3,204,000	△ 74,818	
		① 総代報酬	492,000	492,000	0	1人当り年額12,000円
		② 実費弁償	144,000	164,000	△ 20,000	1回4,000円
		③ 印刷費	41,040	50,000	△ 8,960	総代会議案書
		④ 通信費	15,800	30,000	△ 14,200	
		⑤ 役員選挙費	0	1,000	△ 1,000	
		⑥ 食糧費	170,624	200,000	△ 29,376	総代会賄い費
		⑦ 研修費	2,265,718	2,266,000	△ 282	総代研修
		⑧ 雑費	0	1,000	△ 1,000	
2. 選挙費			0	1,000	△ 1,000	
	(1) 選挙費		0	1,000	△ 1,000	
		① 総代選挙委託費	0	1,000	△ 1,000	

科目	決算額	予算額	比較 増・減(△)	摘要
3. 維持管理費	606,720,297	606,834,000	△ 113,703	
(1) 水路等維持改良費	593,463,678	593,551,000	△ 87,322	
① 特別工事費	548,796,200	548,800,000	△ 3,800	
② 工事費	24,932,006	24,960,000	△ 27,994	廃用水路閉塞工事ほか
③ 委託費	19,735,472	19,790,000	△ 54,528	測量設計委託費ほか
④ 雑費	0	1,000	△ 1,000	
(2) 管理費	245,859	272,000	△ 26,141	
① 備品費	0	1,000	△ 1,000	
② 消耗品費	87,738	110,000	△ 22,262	自動車燃料
③ 修繕費	100,101	101,000	△ 899	車検ほか
④ 雑費	58,020	60,000	△ 1,980	任意保険ほか
(3) 農業基盤整備促進事業費	13,010,760	13,011,000	△ 240	
① 工事費	13,010,760	13,011,000	△ 240	水路工事
② 測量試験費	0	0	0	
③ 委託費	0	0	0	
4. 財産費	13,849,345	14,032,000	△ 182,655	
(1) 財産維持費	399,297	401,000	△ 1,703	
① 事務所費	399,297	400,000	△ 703	植木剪定・施設賠償責任保険（マンポ）
② 火災保険料	0	1,000	△ 1,000	
(2) 財産管理費	13,450,048	13,631,000	△ 180,952	
① 土地買収費	147,756	148,000	△ 244	
② 登記関係費	1,801,893	1,840,000	△ 38,107	
③ 雑費	9,558,067	9,700,000	△ 141,933	ＴＴ未來遺産運動・顧問弁護士
④ 補償補填及び賠償金	1,942,332	1,943,000	△ 668	区分地上権権利設定補償等
5. 諸費	542,065,400	542,068,000	△ 2,600	
(1) 諸費	542,065,400	542,067,000	△ 1,600	
① 地区別協議会費	556,400	557,000	△ 600	総代1人当り5,000円 1反当り20円
② 一時借入金利子	0	1,000	△ 1,000	
③ 合併協力金	500,000,000	500,000,000	0	東播用水へ
④ その他支出金	41,509,000	41,509,000	0	東播用水へ
(2) 雑費	0	1,000	△ 1,000	
① 雑費	0	1,000	△ 1,000	
6. 退職給与基金	3,468,000	3,468,000	0	
(1) 退職給与基金	3,468,000	3,468,000	0	
① 退職給与積立金	3,468,000	3,468,000	0	退職給与積立金特別会計へ繰出
7. 予備費	0	100,000	△ 100,000	
(1) 予備費	0	100,000	△ 100,000	
① 予備費	0	100,000	△ 100,000	
合計	1,207,124,431	1,208,086,000	△ 961,569	

（２）賦課金

賦課金については、地区内のため池水利団体ごとの要水反別※を基にした面積割りで額を定め、水利団体ごとに一括徴収していました。これは、土地改良区の組織が水利土功会の時期から用水を受けるため池ごとの水利団体（合併解散時には 72 団体）が基本となっていたことに起因しています。土地改良法では土地改良事業への参加者は農地を単位にそれぞれの耕作者が加入することが原則であるため、実面積の調査・確定とこれに基づく賦課金徴収について近畿農政局や兵庫県からの指導が度々ありましたが、地域に根付いた要水反別方式を変更することはありませんでした。

要水反別※：地域の水利状況を考慮して用水を配分するため、実面積の倍や５割など、実際の受益面積を増減して各水利団体が申請した面積です。

賦課金の額は、時々の状況に応じて増減するものでした。水利土功会や普通水利組合は淡山疏水開削時から経済的にも大変苦労してきましたが、土地改良区となっても県営大改修事業〔昭和 24（1949）年～昭和 36（1961）年〕の負担金や施設の維持管理費が重くのしかかってくる状況でした。しかし、昭和 40（1965）年代から不動産売却による収入が増加して財政状況は次第に好転したため、昭和 40（1965）年度には 10 アール当り 860 円であった経常賦課金を昭和 47（1972）年度には 300 円にしました。その後、昭和 55（1980）年５月に開催された臨時総代会において経常賦課金は 10 アール当り 300 円から増額しないことが決議され、合併解散まで変わりませんでした。

昭和 40（1965）年度以降の経常経費賦課金の推移

年　　度	経常経費賦課金
昭和 40（1965）年度	10 アール当たり　860 円
昭和 41（1966）年度	〃　730 円
昭和 42（1967）年度～昭和 44（1969）年度	〃　700 円
昭和 45（1970）年度～昭和 46（1971）年度	〃　500 円
昭和 47（1972）年度～平成 27（2015）年度	〃　300 円

（３）不動産売却収入

昭和 40（1965）年代から、明石市西部や神戸市西区岩岡町をはじめ播磨沿岸地域では急速な人口増が生じ、農用地が住宅用地などに転用されました。これに伴い不要となった淡山土地改良区所有のため池や疏水施設の敷地も、住宅、学校、大規模商業施設などの用地として売却されるようになりました。

ため池敷地の売却代金については、「第４編第２章５ため池の譲与」に記載しているとおり、ため池の所有者である土地改良区と使用者である水利団体とで配分していましたが、配分金を含む不動産業売却収入は当初一般会計で管理されていました。その後、地元水利団体が実施する水路やため池の改修工事への助成（特別工事費）など、土地改良事業を効率的に推進するための財源に充てるため、昭和 49（1974）年、不動産売却収入を資本とした積立金を特別会計に設けました。そして、その一部を毎年度の一般予算へ繰り入れ、土地改良区運営に必要な事務経費、疏水の改修費、下流の水路やため池などの改修助成費（特別工事費）、不用となった施設の処分費などに充当しました。

積立金は、安全でかつ少しでも金利の高い農協や銀行を選定して預金されていました。また、平成３（1991）年からのバブル崩壊期を迎え金融危機が発生し、銀行が破たんした場合に一定額まで払い

戻しを受けるペイオフ制度が設けられた時には、組合員の大切な基金を保全するため、平成 14（2002）年から平成 17（2005）年にかけて総額 2 億 2,000 万円の国債を購入しました。

年度別不動産売却代金

年　　度	売却物件（土地）	面積（㎡）	売却代金（円）
昭和 37（1962）年度	宮ヶ谷調整池土取場外 1 件	3,343	1,065,000
昭和 40（1965）年度	森安支線横蔵寺池敷地	21,250	10,284,800
	森安支線平木池敷地	61,144	36,067,200
	その他 1 件	26	40,000
昭和 41（1966）年度	岩岡支線 1 号池敷地（一部）外 1 件	15,468	1,096,000
昭和 42（1967）年度	岩岡支線水路敷地（一部）外 4 件	993	631,350
昭和 43（1968）年度	岩岡支線 15 号池敷地	35,947	52,000,000
	森安支線鳥ヶ岡池敷地	51,233	43,394,400
	その他 9 件	4,986	9,189,599
昭和 44（1969）年度	岩岡支線 11 号下池敷契約金外 9 件	5,899	18,895,816
昭和 45（1970）年度	岩岡支線 11 号下池敷地	63,712	138,184,000
	別所支線西這田池敷地	68,264	25,195,844
	その他 9 件	6,956	7,684,156
昭和 46（1971）年度	岩岡支線 9 号池敷地	33,531	91,285,760
	その他 5 件	3,093	5,314,100
昭和 47（1972）年度	岩岡支線 8 号下池敷地	58,097	151,145,936
	岩岡支線 10 号池敷地	36,732	117,781,158
	岩岡支線甲 7 号上池敷地	48,469	126,104,090
	岩岡支線 16 号池敷地	90,274	229,404,289
	岩岡支線乙 7 号池敷地	46,562	152,118,000
	その他 7 件	4,545	7,514,296
昭和 48（1973）年度	岩岡支線 6 号下池敷地	60,491	157,373,386
	その他 4 件	9,581	19,021,336
昭和 49（1974）年度	別所支線武塚池敷地	33,058	152,000,000
	その他 1 件	1,341	4,023,000
昭和 50（1975）年度	緑が丘住宅団地換地取得地外 3 件	5,241	167,829,364
昭和 51（1976）年度	岩岡支線水路敷地一部外 1 件	369	3,902,180
昭和 52（1977）年度	緑が丘住宅団地換地取得地外 2 件	48,000	156,416,378
昭和 53（1978）年度	山田川幹線水路敷地一部外 1 件	不詳	5,908,314
昭和 54（1979）年度	緑が丘住宅団地換地取得地外 1 件	不詳	36,255,620
昭和 55（1980）年度	合流幹線 20 番池敷地一部外 3 件	5,730	13,338,800
昭和 56（1981）年度	神出支線呉錦堂池敷地一部外 4 件	3,921	14,145,506
昭和 57（1982）年度	淡河幹線水路敷地一部外 1 件	1,302	12,344,700
昭和 58（1983）年度	岩岡支線 11 号上池敷地	25,141	929,228,088
	その他 4 件	656	5,205,342
昭和 59（1984）年度	別所支線西這田池小支線水路敷地外 4 件	1,988	11,094,106
昭和 60（1985）年度	事務所敷地一部外 4 件	964	11,615,656
昭和 61（1986）年度	山田川幹線水路敷地一部外 7 件	17,936	97,321,034

年　　度	売却物件（土地）	面積（㎡）	売却代金（円）
昭和 62（1987）年度	20 番池発電所水路敷地外７件	5,382	75,649,581
昭和 63（1988）年度	岩岡支線大正池敷地	4,598	22,136,000
	その他２件	39	1,030,104
平成元（1989）年度	神出支線水路敷地一部外２件	1,218	22,559,780
平成２（1990）年度	森安支線水路敷地一部外１件	124	3,081,505
平成３（1991）年度	別所支線長富池小支線水路外２件	1,171	21,509,000
平成４（1992）年度	森安支線水路敷地一部外１件	119	3,420,747
平成６（1994）年度	山田川幹線水路敷地一部	328	3,635,000
平成７（1995）年度	山田川幹線水路敷地一部外６件	2,544	38,434,124
平成８（1996）年度	岩岡支線ほ場整備換地取得地外４件	2,508	57,870,995
平成９（1997）年度	岩岡支線ほ場整備換地取得地外５件	1,812	30,607,720
平成 10（1998）年度	淡河川幹線水路敷地一部外５件	20,005	171,973,450
平成 11（1999）年度	下勝成池敷地一部外７件	13,798	111,558,133
平成 12（2000）年度	合流幹線水路敷地一部外２件	610	12,665,372
平成 13（2001）年度	淡河川幹線水路敷地一部外１件	26,483	301,316,451
平成 14（2002）年度	乙７号池残地敷地	98	1,956,400
平成 15（2003）年度	相野支線水路敷地一部外２件	522	20,492,880
平成 16（2004）年度	元森安支線水路敷地一部外１件（手付金）	505	1,974,928
平成 18（2006）年度	元森安支線水路敷地一部（残金）		5,670,125
平成 20（2008）年度	元森安支線水路敷地一部	480	17,516,044
平成 23（2011）年度	合流幹線水路敷地一部外１件	1,317	5,307,939
平成 25（2013）年度	和田２号池敷地	5,855	7,066,000
平成 26（2014）年度	元森安支線水路敷地一部	469	1,802,837
平成 27（2015）年度	山田池及び事務所敷地一部	46,237	49,246,678
合　　計			4,009,900,397

5　事務所建設

水利土功会設立時〔明治 19（1886）年〕の事務所は加古郡役所（現加古川市寺家町）庁舎内であり、同役所敷地内西北部隅の移転を経て、昭和 3（1928）年には母里村役場（現加古郡稲美町野寺）敷地内に移転しました。

昭和 43（1968）年、事務所の老朽化が進んで維持管理費が高くなったため、土地改良区は旧事務所近くの現在地（現加古郡稲美町野寺）に約 5,600 平方メートルの土地を買収し、建築費約 1,900 万円で鉄筋コンクリート二階建ての新事務所を建設しました。この事務所は、土地改良区が合併解散する前日の平成 28（2016）年 3 月末日まで使用され同日付けで、事務所、倉庫、車庫及び敷地（ＴＴ博物館敷地を除く約 3,100 平方メートル）を売却しました。現在、地元の営農組合（マザービレッジファーマーズ）が事務所や営農機械の倉庫として使用しています。

事務所建設基礎工事１

事務所建設基礎工事２

事務所見取り図（合併解散時）

2F

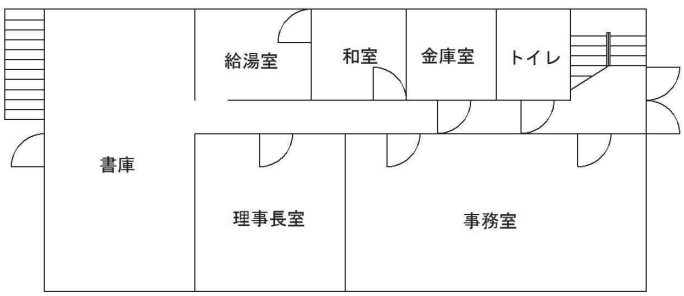

1F

元淡山土地改良区事務所全景〔平成 29（2017）年 11 月撮影〕

6　受賞・認定履歴

淡山疏水はいなみ野台地の農業振興の礎であるとともに、水辺環境の創造保全などにも大きな役割を果たし続けています。この疏水を開削して永らく管理してきた淡山土地改良区は高く評価され、疏水も多様な分野で認定・登録されています。

土地改良区に対する表彰等

表彰等	受賞年月	表　彰　者
優良土地改良区表彰・銅賞	昭和 35（1960）年 5 月	全国土地改良事業団体連合会会長
優良土地改良区表彰・銀賞	昭和 45（1970）年 5 月	全国土地改良事業団体連合会会長
優良土地改良区表彰・金賞	昭和 50（1975）年 5 月	全国土地改良事業団体連合会会長
兵庫県知事表彰 （土地改良事業の推進・農業振興）	昭和 53（1978）年 3 月	兵庫県知事
感謝状 （水資源開発及び利用の合理化）	平成元（1989）年 7 月	国務大臣国土庁長官
全国水土里ネット表彰 農林水産大臣賞 （農業振興・土地改良区運営）	平成 25（2013）年 3 月	農林水産大臣

淡山疏水の認定・登録

認定・登録 対象施設	認定等年月	認定者等
兵庫文化 100 選（新しい生活文化） 淡山疏水	昭和 55（1980）年 5 月	兵庫文化 100 選選定委員会代表 兵庫県知事　神戸新聞社社長
土木学会選奨土木遺産認定 御坂サイフォン	平成 18（2006）年 1 月	土木学会会長
疏水百選 淡山疏水	平成 18（2006）年 2 月	農林水産大臣
兵庫県の近代化遺産（特に重要な物件） 淡山疏水	平成 18（2006）年 3 月	兵庫県教育委員会
近代化産業遺産認定 淡山疏水	平成 21（2009）年 2 月	経済産業大臣
土木学会選奨土木遺産認定 平木橋	平成 22（2010）年 1 月	土木学会会長
世界かんがい施設遺産登録 淡山疏水	平成 26（2014）年 9 月	国際かんがい排水委員会（ＩＣＩＤ）

（注）土木学会選奨土木遺産認定　平木橋：加古川市に委譲され、前の池（加古川市野口町水足）に移転された後に認定されました。

■全国水土里ネット表彰　農林水産大臣賞

全国水土里ネット表彰農林水産大臣賞は優良土地改良区表彰金賞を受賞した土地改良区が対象であり、その中でも特に優れた運営を永年継続してきた土地改良区が表彰されます。淡山土地改良区は昭和 50（1975）年に金賞を受賞しており、それから 38 年後に農林水産大臣表彰を受賞しました。

平成 25（2013）年 3 月 26 日、東京都千代田区の砂防会館において表彰式が開催され、林 芳正農林水産大臣から大村哲郎理事長に表彰状が授与されました。

林 芳正農林水産大臣から表彰状を授与される大村哲郎理事長
（平成 25（2013）年 3 月 26 日　東京都千代田区　砂防会館）

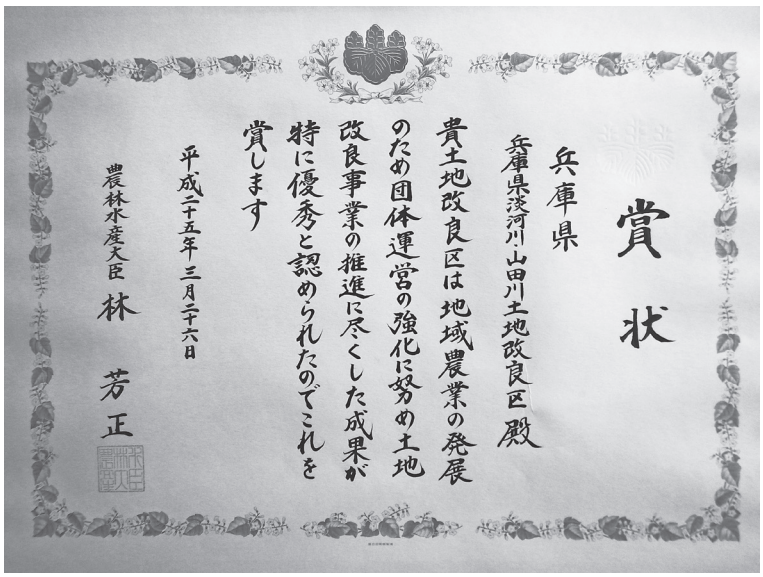
賞状

兵庫県

兵庫県淡河川山田川土地改良区 殿

貴土地改良区は地域農業の発展のため団体運営の強化に努め土地改良事業の推進に尽くした成果が特に優秀と認められたのでこれを賞します

平成二十五年三月二十六日

農林水産大臣 林 芳正

後日、栄えある農林水産大臣賞受賞を記念し、受賞報告とともに当時進めていた東播用水二期事業の実現に向けた取組及びＴＴ未来遺産運動の構想を報告する「淡山土地改良区 130 年の歩みと未来を語る集い」を挙行しました。

・開催日時　　平成 25（2013）年 7 月 3 日（水） 11 時から 14 時
・開催場所　　ホテルキャッスルプラザ（明石市松の内）
・出席者　　97 人
　淡山土地改良区　東播用水土地改良区　各関係者
　衆議院議員　参議院議員　兵庫県議会議員　関係市町議会議員
　近畿農政局　兵庫県　関係市町　兵庫県土地改良事業団体連合会　各関係者
・次第　　1　淡山土地改良区 130 年の歩み（ＤＶＤ上映）
　2　国営東播用水二期事業の概要及び進捗状況報告
　3　淡山疏水の未来のあるべき姿～ＴＴ未来遺産運動の構想～
　4　農林水産大臣賞受賞報告
　5　懇親会

「淡山土地改良区 130 年の歩みと未来を語る集い」開会挨拶（大村哲郎理事長）

■世界かんがい施設遺産登録

世界かんがい施設遺産とは、かんがいの歴史・発展を明らかにするとともに、かんがい施設の適切な保全に寄与することを目的として、建設から 100 年以上経過し、かんがい農業の発展に貢献したもの、卓越した技術により建設されたものなど、歴史的・技術的・社会的に価値のあるかんがい施設を登録・表彰するために ICID※が平成 26（2014）年に創設した制度です。

明治・大正時代（1868 年～ 1926 年）にかけて当時の先進的技術を活用して建設された淡山疏水は、多数のため池を組み込んだ独特のかんがいシステムであり、いなみ野台地に飛躍的な生産性向上と地域の繁栄をもたらしていることが評価され、平成 26（2014）年 9 月に大韓民国光州広域市において開催された ICID 第 65 回国際執行理事会において登録されました。

登録により、「淡山疏水の持続的な活用保全」、「維持管理に関する意識向上」、「疏水を核とした地域づくり」などを促進することが期待され、当時始まっていた「TT 未来遺産運動」（第 5 編第 1 章 TT（淡山疏水・東播用水）未来遺産運動）に弾みがつきました。

ICID※：国際かんがい排水委員会（International Commission on Irrigation and Drainage）
かんがい・排水・治水などの分野で、科学技術の研究・開発、経験知見などの交流の奨励及び促進を目的に、昭和 25（1950）年にインドで設立された非政府の国際団体（NGO）です。平成 28（2016）年現在の加盟国は、74 か国及び 1 地域に上ります。

淡山疏水などに登録証

「かんがい施設遺産」伝達式

建設から100年以上たち、歴史的価値のある各国の利水施設を登録する「かんがい施設遺産」に選ばれた淡山疏水（神戸市など）など9府県9施設のうち、8施設の管理者にこのほど、国際かんがい排水委員会（ICID）の日本国内委員会から登録証が授与された。欠席した石川県の施設管理者には後日渡す。

農林水産省であった伝達式では、国内委の佐藤洋平委員長（東大名誉教授）が「かんがい農業の持続的な発展に寄与いただくことを期待する」とあいさつした。

登録制度は農業の発展に貢献し、技術的にも優れた水路やせき、ため池などを保存する目的でICIDがこと し創設した。

「かんがい施設遺産」に選ばれた国内9施設

稲生川（青森県十和田市など）
雄川堰（群馬県甘楽町）
七ケ用水（石川県白山市など）
深良用水（静岡県裾野市など）
立梅用水（三重県多気町など）
狭山池（大阪府大阪狭山市）
淡山疏水（神戸市など）
山田堰、堀川用水、水車群（福岡県朝倉市）
通潤用水（熊本県山都町）

「かんがい施設遺産」登録証の伝達式を終え、記念撮影する出席者＝23日午後、農水省

平成 26 年 10 月 25 日（土）神戸新聞（朝刊）

ICID•CIID
INTERNATIONAL COMMISSION ON IRRIGATION AND DRAINAGE

Tanzansosui Irrigation System

located in Kakogawa River basin in Japan
is hereby included in the

ICID Register of
Heritage Irrigation Structures

for its unique concept of construction of large number of storage ponds integrated with the irrigation system that stabilized irrigation and resulted in dramatic increase in productivity ensuring rural prosperity and poverty alleviation.

Dr. Ragab Ragab
Chairman, Panel of Judges

Er. Avinash C. Tyagi
Secretary General

Dr. Gao Zhanyi
President

Presented at: 65th International Executive Council meeting
Gwangju, Republic of Korea, September 2014

かんがい施設遺産登録証

（仮訳）

ICID・CIID
国際かんがい排水委員会

日本国加古川（かこがわ）流域に位置する淡山疏水（たんざんそすい）を、灌漑を安定化させ、また飛躍的な生産性向上、地域の繁栄、貧困の削減をもたらした、灌漑システムに組み込むための多数のため池を建設するという独特な着想の功により、

ICID かんがい施設遺産に登録する。

サイン
ラガブ・ラガブ
かんがい施設遺産
審査委員会委員長

サイン
アビナッシュ・C・ティアギ
ICID 事務局長

サイン
ガアオ・ザン・イ
ICID 会長

2014 年 9 月大韓民国光州広域市
第 65 回国際執行理事会にて授与

ICID
公印

同左和訳

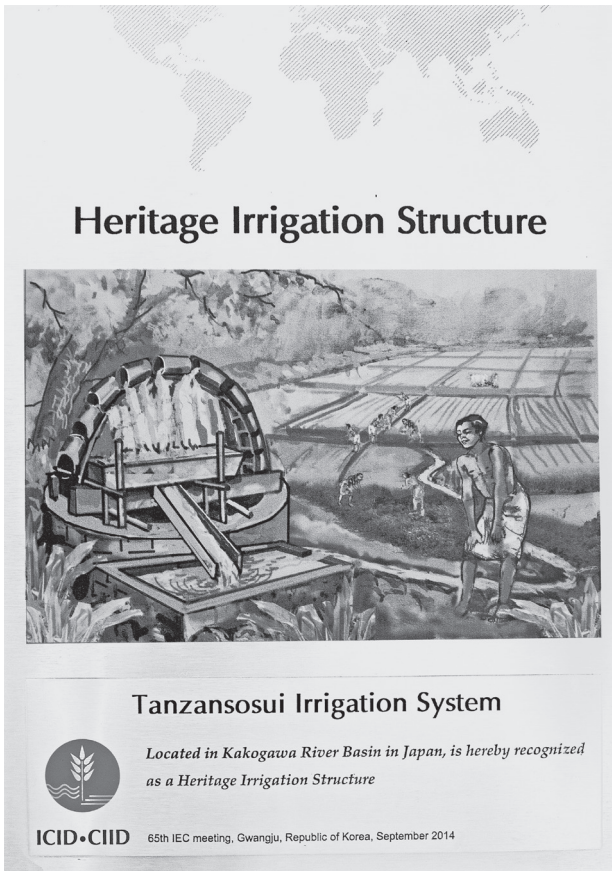

Heritage Irrigation Structure

Tanzansosui Irrigation System

Located in Kakogawa River Basin in Japan, is hereby recognized as a Heritage Irrigation Structure

ICID•CIID 65th IEC meeting, Gwangju, Republic of Korea, September 2014

かんがい施設遺産登録記念の楯

7　淡山関係刊行物

淡山土地改良区は、その前身の普通水利組合の時期から事業誌、沿革誌、パンフレットなどを刊行してきました。また、淡山疏水に関して関係機関や個人が刊行した書物などが多々あります。淡山土地改良区で保管されていたものは次表のとおりです。

淡山関係刊行物一覧表（淡山土地改良区所蔵）

No	所蔵刊行物	刊行者	刊行年
1	淡河川疏水工事ノ顛末	加古郡母里村外四箇村普通水利組合	明治 25（1892）年
2	山田川疏水事業沿革誌	兵庫県淡河川山田川普通水利組合	大正 4（1915）年
3	兵庫県郡役所事績録　上巻・下巻	兵庫県	昭和 2（1927）年
4	武庫郡山田池支配地域用水改良事業概要	兵庫県	昭和 8（1933）年
5	疏水記要	兵庫県淡河川山田川普通水利組合	昭和 15（1940）年
6	兵庫県淡河川山田川疏水事業沿革誌	兵庫県淡河川山田川普通水利組合	昭和 15（1940）年
7	淡河川山田川疏水五十年史	兵庫県淡河川山田川普通水利組合	昭和 16（1941）年
8	母里村難恢復史畧 （北條直正編　複写版）	唐木重次　前川茂治	昭和 30（1955）年
9	県営淡河川山田川農業水利改良事業要覧	兵庫県	昭和 36（1961）年
10	疏水沿革の概要	兵庫県淡河川山田川土地改良区	昭和 40（1965）年
11	淡河川山田川疏水史 （創業 77 周年）	兵庫県淡河川山田川土地改良区	昭和 40（1965）年
12	東播用水事業概要書	兵庫県	昭和 55（1980）年
13	淡河川・山田川疎水の成立過程	国際連合大学（著者：旗手勲）	昭和 55（1980）年
14	稲美町史	稲美町	昭和 57（1982）年
15	兵庫のため池誌	兵庫県	昭和 59（1984）年
16	兵庫県営かんがい排水事業東播用水地区概要書	兵庫県東播磨農業水利建設事務所	昭和 60（1985）年
17	神戸市史 （産業経済編 1　第一次産業）	神戸市	平成 2（1990）年
18	兵庫県淡河川山田川疏水百年史	兵庫県淡河川山田川土地改良区	平成 2（1990）年
19	兵庫の土地改良史	兵庫県	平成 2（1990）年
20	山田川疏水の陣痛	沼田歳之　井上貞治　立花明 竹内君夫	平成 2（1990）年
21	東播用水事業概要書	近畿農政局東播用水農業水利事業所	平成 4（1992）年
22	東播用水事業誌	近畿農政局東播用水農業水利事業所	平成 5（1993）年
23	水利遺構の調査研究 ～その保存・利活用に向けて～	（社）農村環境整備センター	平成 10（1998）年
24	赤い土	小野　晴彦	平成 18（2006）年
25	近代化産業遺産群　続 33	経済産業省	平成 20（2008）年
26	淡河川山田川疏水	兵庫県北播磨県民局加古川流域土地改良事務所	平成 22（2010）年

No	所蔵刊行物	刊行者	刊行年
27	水をもとめて	兵庫県北播磨県民局加古川流域土地改良事務所	平成 22（2010）年
28	いなみ野台地を潤す“水の路” 淡河川・山田川疏水記録誌	いなみ野ため池ミュージアム運営協議会	平成 22（2010）年
29	平成 23 年度　文化学科 3 学年自主学習研究論文集	（公財）兵庫県いきがい創造協会 兵庫県いなみ野学園	平成 23（2011）年
30	淡河川山田川疏水調査報告書	兵庫県歴史文化遺産活用活性化実行委員会	平成 24（2012）年
31	淡河川山田川疏水	兵庫県歴史文化遺産活用活性化実行委員会	平成 24（2012）年
32	東播用水 40 年のあゆみ	東播用水土地改良区	平成 26（2014）年
33	兵庫の土地改良史Ⅱ	兵庫県土地改良事業団体連合会	平成 26（2014）年
34	始めよう！「ＴＴ未来遺産運動」	兵庫県淡河川山田川土地改良区 東播用水土地改良区	平成 26（2014）年
35	淡山疏水と東播用水のお話し	ＴＴ（淡山疏水・東播用水）博物館	平成 27（2015）年
36	平成 27 年度　兵庫県いなみ野学園文化学科　自主研究リポート集	（公財）兵庫県いきがい創造協会 兵庫県いなみ野学園	平成 27（2015）年

■写真

2　山田川疏水事業沿革誌　Ａ４版

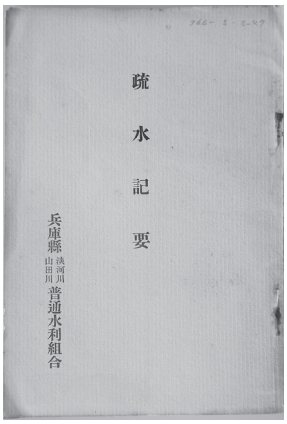

5　疏水記要
菊版

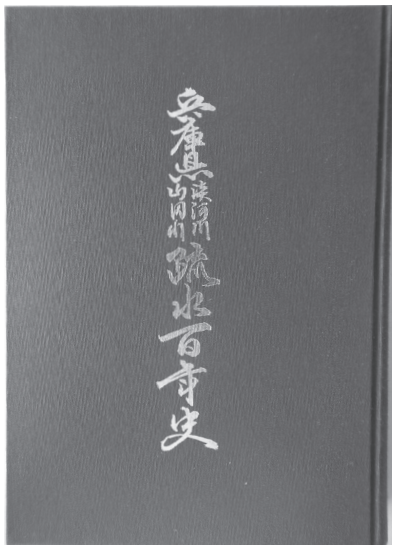

18　兵庫県淡河川山田川疏水百年史　Ｂ５

24　赤い土　Ｂ５

第２編　淡山疏水（たんざんそすい）の開削と改修

第 1 章　疏水開削

1　疏水開削の創始

気象条件と地形条件から水に恵まれなかったいなみ野台地では、江戸中期（1700 年～ 1750 年頃）から盛んに新田開発が行われるようになり、それに連れてますます水が不足し、村々では頻繁に水争いが起きるようになりました。このような中で、明和 8（1771）年に明石郡神出村内東村（現神戸市西区神出町東）に住む某（氏名不詳）が現地を測量し、隣接する八部郡の山田川中流（現志染川、神戸市北区山田町坂本辺り）から東村まで水を引くことが可能なことを発見しました。某は村にこの疏水開削を提案しましたが、当時としては開削工事の規模がとてつもなく大きく、工事費も想定できなかったために進展はありませんでした。

山田川疏水実測之図の一部〔明和 8（1771）年〕

淡山地域（当初）旧村名

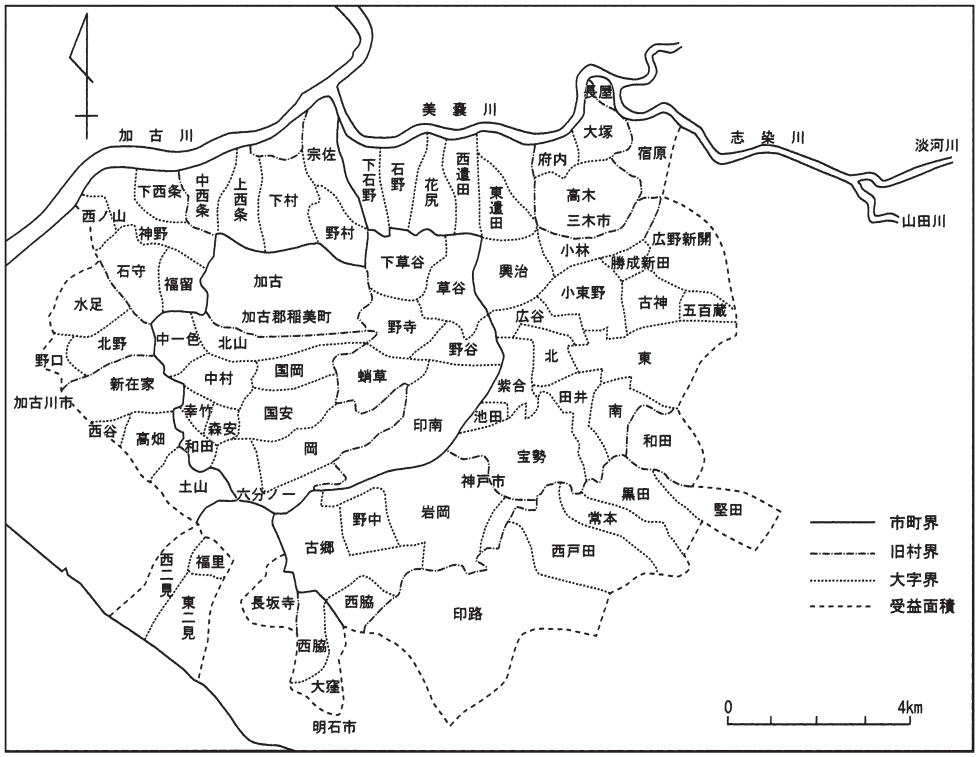

参考資料：『いなみ野台地を潤す水の路』

その後55年が過ぎた文政9（1826）年、加古郡国岡新村（現稲美町国岡）福田嘉左衛門が同郡野寺村（現稲美町野寺）勘左衛門、同村藤左衛門、美嚢郡三木町（現三木市三木）平兵衛に呼びかけ、明和8（1771）年に提案された疏水構想を基にして明石郡神出村内東村から同郡紫合村練部屋（現神戸市西区神出町紫合）まで水路を延長した疏水計画図書を作成し、姫路藩に開削を出願しました。しかし、水源地から受益地までが大名領、明石藩、旗本領、姫路藩といった所領に分かれている、また工事規模も膨大であるといったことから、藩議がまとまらず疏水計画は廃案となりました。

更に40年近くが過ぎ、干ばつが多発したいなみ野台地の村々は著しく衰退し、これを見た東村の藤本増右衛門が廃案となった疏水計画を引き継いで、明治元（1868）年に再度測量を始めました。また、廃藩置県など明治維新の新たな流れに期待した加古郡野寺村副戸長の魚住完治は、明治5（1872）年に同郡国岡新村の福田厚七や花房権太夫、明石郡神出村の西村茂左衛門らと協力し、藤本増右衛門を測量手として三度目の山田川疏水の測量・計画を行いました。魚住完治が私財を投じて経費の大半を負担し、数か月間にわたって測量が進められましたが、廃藩置県の後も疏水の関係地域が水源地の兵庫県と受益地の飾磨県と分かれていたこと、工事費の調達も困難であったことなどから、直ちに開削出願とはなりませんでした。

所領配置図

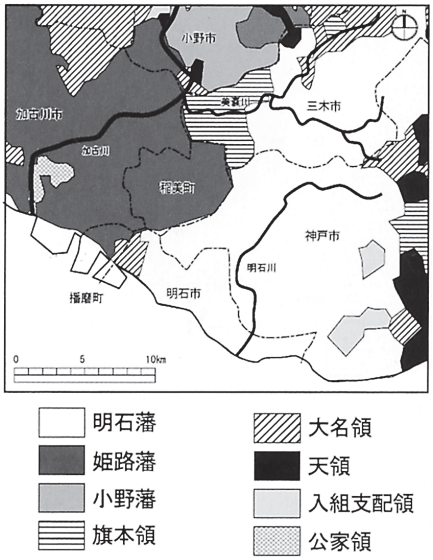

参考資料：いなみ野台地を潤す水の路

2　山田川疏水開削の請願

明治6（1873）年に地租改正法が制定され、明治9（1876）年には兵庫県がほぼ今の姿に統合され、その兵庫県が改正地租の徴収を始めました。

現在の加古郡稲美町母里地区にあたる6か村※（印南新村、蛸草新村、草谷村、野谷新村、野寺村、下草谷村）では、明治9（1876）年分からの追徴額を含めた明治11（1878）年の徴収額が旧地租の3倍ないし5倍となるような増税となりました。これら6か村では、慶応3年12月7日（1868年1月1日）の神戸港開港により安価で良質な輸入綿に押されて綿栽培が衰退しつつありましたが、増税により人々がますます苦しむこととなり、耕地の大半を占めていた荒畑を水田化して収入を向上させることを急がなければなりませんでした。

※母里地区にあたる6か村：明治22（1889）年に町村合併により印南新村外5か村は母里村となり、昭和30（1955）年に「母里村」、「加古村」、「天満村」が合併し稲美町となりました。

この時、野寺村総代であった魚住完治が甥の魚住逸治と共に加古新村、野谷新村、印南新村、国岡新村及び蛸草新村の総代に県への疏水開削の請願を働きかけ、明治11（1878）年9月、これら6か村総代は連署して山田川疏水計画路線の測量を請願する「新流掘割之義願」（資料2）を提出しました。しかし測量が開始されないため、明治12（1879）年2月には母里地区6か村（野寺村、野谷新村、下草谷村、印南新村、草谷村、蛸草新村）総代が再度の請願書「新流掘割測量之義懇願」（資

料３）を提出しました。

同年３月、ようやく県は測量を開始し、魚住完治らの計画のとおり通水可能であることを確認しました。しかし、重税に苦しむ村々は工事費の負担能力が乏しく、特に印南新村では多額の租税滞納もあったことから、県は事業化を中止しました。

一方、「新流掘割測量之義懇願」が提出された前月の明治 12（1879）年１月、兵庫県加古郡役所が設置され初代郡長に北條直正が就きました。郡長は魚住完治らの話をよく聞き、村々の困窮とそれに対処するための山田川疏水の必要性をよく理解し、租税徴収を優先する県庁との対立も辞さずに疏水開削に取り組む村々を支援しました。

当時、西洋果実の栽培拡張を目指していた明治政府が国営葡萄園開園を計画し、適地を求めていました。これを知った郡長は、租税滞納に苦しんでいた印南新村を救うと同時に疏水計画を進めるため同村への葡萄園誘致に立ち上がり、用地買収額について政府高官らを相手に熱心に交渉を重ねました。その結果、明治 13（1880）年１月には国営播州葡萄園用地として印南新村の原野 30 町歩が買収され、用地代金 1,800 円余りが同村に支払われました。

印南新村はこの代金を滞納中の地租の一部として兵庫県に納め、これに続いて母里地区６か村は野寺村総代の魚住逸治を議長として疏水関係六箇村連合会を結成し、明治 13（1880）年３月には「水路開通ニ付願」（資料４）を、同年 12 月には「水利掘割ノ儀ニ付伺」（資料５）を兵庫県に提出し、県の直轄工事と完成後に工事費を徴収することなどを請願しました。

明治 11（1878）年母里地区６か村納税額と旧税との倍率

大字名	① 旧　税 （円）	②　明治９ （1876） 年分追徴 （円）	③　明治 10 （1877） 年分追徴 （円）	④　明治 11 （1878） 年分新税 （円）	⑤＝ ②＋③＋④ 合　計 （円）	⑥＝⑤／① 旧税に対 する倍率 （倍）
印南新村	744	1,813	1,387	2,131	5,331	7.17
蛸草新村	292	1,156	915	1,207	3,278	11.23
野寺村	378	869	661	1,039	2,569	6.80
野谷新村	262	654	501	764	1,919	7.32
草谷村	680	517	318	998	1,833	2.70
下草谷村	208	260	182	390	832	4.00
計	2,564	5,269	3,964	6,529	15,762	6.15

（注）：税額は、村全体の田・畑・宅地に対する合計額　　参考資料：『いなみ野台地を潤す水の路』

北條直正　天保７（1836）年－大正９（1920）年

播州揖保郡林田藩家老職の家に生まれ、儒学を学びました。

明治 12（1879）年に初代兵庫県加古郡長に就任すると、租税徴収の責を負うにも構わず地域の地租が実情に沿っていないことを認め、地元の立場に立って県庁との仲介に努め、魚住完治らが進めながらも租税滞納により中止されていた山田川疏水計画の推進に助力しました。

明治 15（1882）年、県庁から咎めを受け郡長解任となりますが、地元民の敬愛信任が厚く直ちに県会議員に当選し、その後に明治 27（1894）年から明治 39（1906）年まで加古郡母里村村長に就任し、退職後に母里村の苦難を明らかにした『母里村難恢復史略』を起稿し、大正３（1914）年頃に脱稿しました。

魚住完治　文政 11（1828）年－明治 32（1899）年

野寺村の里正（村役人）の家に生まれ、ため池の新築と水田 40 町歩の開拓をなし、次に山田川疏水開削（淡河川疏水として実現）に奔走し、淡山地域の人々から恩人として忘れざる人とされています。共に活躍した魚住逸治は甥（兄の息子）にあたります。

・明治５（1872）年　藤本増右衛門の協力を得て山田川疏水の測量・計画を行う。
・明治 11（1878）年　加古新村外５か村の総代と共に山田川疏水測量申請書「新流掘割之義願」を兵庫県知事に提出する。
・明治 12（1879）年　初代加古郡長北條直正に対して、魚住逸治らと疏水開削が急務であることを説く。また、下草谷村外５か村の総代と共に測量の再請願書「新流掘割測量之義懇願」を知事に提出する。
・明治 21（1888）年　淡河川疏水開削工事の指導監督にあたる。

３　淡河川疏水への変更

印南新村の租税滞納も解消されたことから、兵庫県は山田川疏水推進の方針を固め、明治 14（1881）年２月に農商務省から御用掛南一郎平（本章４近代化技術の導入）を迎えて測量調査を再開しました。調査の開始直後、明治政府の土木費が廃止となり県直轄工事の実施が一時危うくなりましたが、「攝津國八部郡山田川ヨリ新水路開通ノ儀ニ付再懇願」（資料６）の提出など母里地区６か村の請願が続けられ、この熱意に動かされた県は直轄工事の方針を固め、明治 16（1883）年には調査を完了させ、翌明治 17（1884）年には工事費の国庫金貸与を政府に申請しました。

明治 19（1886）年１月 26 日、内海忠勝県令は加古郡印南新村外二十箇村関係水利組合加盟村の戸長らを招集し、国庫金借入、県庁直轄工事、水利土功会設立の三つの方針を告げました。これは、疏水開削が大事業であることから国庫金を借り入れて県庁直轄で工事を進める方針を告げるとともに、工事の円滑な推進と借入金の確実な償還を実現させるため、法的に県の指導・監督が行き届く水利土功会の設立を要請したものです。

明治 19（1886）年３月４日に工事費４万５千円の国庫金貸与が決定され、兵庫県は直ちに詳細設計を行うこととし、同年４月に内務技師田辺義三郎（本章４近代技術の導入）に調査を依頼しました。調査の結果、山田川疏水の計画路線は地形が急峻でかつ岩質が不良であることから工事費が膨大となることが判明し、淡河川から取水（現神戸市北区淡河町木津地点）する淡河川疏水への計画変更が加古郡印南新村外二十箇村関係水利土功会議会に提案されました。変更理由がトンネルの地質などといった専門的な事柄であったため、議員たちは変更の是非の判断に戸惑いましたが、管理者である加古郡長赤堀威の説得を受け、明治 20（1887）年６月に淡河川疏水開削工事を決議しました。

工事費、国庫貸与金、地元自己資金は次のとおりでした。

淡河川疏水幹線水路工事予算（当初）

工事費　69,255 円 92 銭５厘

国庫貸与金　45,000 円

地元自己資金　24,255 円 92 銭５厘

4　近代技術の導入

淡河川疏水開削は明治期（1868 年～ 1912 年）の最新の西洋土木技術を導入して実施されました。

明治 19（1886）年に淡河川疏水への計画変更を提案した田辺義三郎は、ドイツに留学して西洋の土木技術を学んだ新進気鋭の技師であり、帰国後は内務省土木局の指導者の一人として活躍し、明治 17（1884）年には琵琶湖疏水計画について調査し、その後の工事の巡視も行った人です。

横浜水道建設監督工師として来日し、大阪水道設計や神戸水道設計などにも参画したイギリス陸軍工兵少将ヘンリー・スペンサー・パーマーは、淡河川と山田川が合流する地点の長くて高低差のある谷（三木市志染町御坂）を横断するサイフォンの設計に助言するために招聘されました。パーマーは明治 20（1887）年に淡河川疏水の現地調査に同行し、険しい地形での施工に配慮して軟らかく展延性のあるマイルドスチール（錬鉄、または軟鉄の表記もあります。）管※の採用を提案し、明治 21（1888）年からはその設計と敷設を指導しました。

また、福島県安積疏水、栃木県那須疏水及び滋賀県琵琶湖疏水を手掛けた 南 一郎平、横浜水道で職工長として活躍した外国人技術者や西洋土木技術を学んだ兵庫県の技手たちが設計や施工に関わりました。

建築材料では、幕末（1853 年～ 1869 年）の頃から製造が始められた建築用レンガや明治時代に製造が始められたセメントが使われました。

マイルドスチール（錬鉄）管※：炭素含有量が少ない鉄の管。現在の軟鉄とは製造方法が異なります。当時は国内では製造されておらず、イギリスから輸入されました。

ヘンリー・スペンサー・パーマー

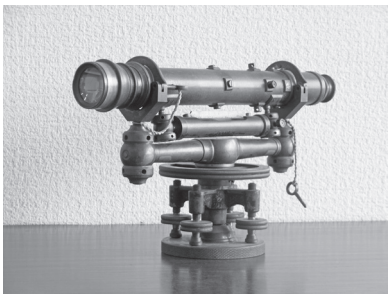

明治時代の水準器

御坂サイフォン全景
（完成直後）

マイルドスチール　サイフォン管

5　淡河川疏水開削工事

（1）工事概要

明治 21（1888）年 1 月、淡河川疏水開削工事の起工式が印南新村の播州葡萄園で挙行されました。明和 8 年（1771）年に初めて行われた山田川疏水の測量から 117 年後、路線が変更となった淡河川疏水幹線水路の開削が兵庫県直轄工事として始められたのです。

着工までにも関係者の大変な苦難がありましたが、全延長が 5,000 メートルを超えるトンネル掘削や 700 メートルのサイフォン敷設など、工事においても苦難が続きました。特に芥子山トンネル工事（現在の三木市志染町窟屋と青山の間 682 メートル）は淡河川疏水屈指の難工事でした。地質がもろくて弱く、湧水が発生した上に空気も濁り、明治 21（1888）年 2 月に着工された工事がはかどらず、一昼夜で僅かに 60 センチメートルの開削というようなこともあったようで、明治 23（1890）年には請負契約が解約されて県直営工事とされました。

明治 24 年（1891）4 月、最後の工事となった芥子山トンネルがようやく貫通し、淡河頭首工から練部屋分水所までの幹線水路が完成しました。同月 11 日から通水試験を行い、頭首工から分水所まで五日間を費やして用水が到達したことを確認し、同年 6 月 2 日には加古郡母里村外四箇村普通水利組合は県から幹線水路を引継ぎました。同年 9 月 20 日に本格的な取水を開始し、翌明治 25（1892）年 5 月、受益地域内のため池に貯水し淡河川疏水の水を初めて各水田に届けました。

支線水路などはその後も普通水利組合が工事を続け、明治 25（1892）年 7 月に発生した台風による水害の復旧工事とともに、明治 27（1894）年 4 月に完成しました。

（2）国庫貸与金返済免除

明治 21（1888）年の淡河川疏水着工の直後に、兵庫県は当初の地元自己資金約 2 万 4,000 円の徴収を開始しようとしました。しかし、もともと疲弊しきっていた疏水関係の村々は明治 22（1889）年には暴風雨による災害を受け、賦課金を納めることができませんでした。特に困難を極めていた母里地区 6 か村では、明治 17 年（1884）に地租滞納者 440 名の所有地 140 町歩余が差し押さえられるという過酷な状況となり、その後も所有地を担保として借入れがなされ、明治 22（1889）年当初の負債総額は 2 万 7,140 円となっていました。このために疏水関係村は新たな国庫借入を 2 度にわたり政府に嘆願しましたが認められず、県は賦課金納付の延期を許可しなければなりませんでした。

また、工事は芥子山トンネル工事が難航して工事予算に多額の不足が生じたため、明治 23（1890）年 9 月に水利土功会議会に追加予算が提案されましたが､工事資金が乏しい土功会は再三の議論の末、同年 10 月に原案を大削減して決議しました。

このような苦しい財政状況の中で工事を進め、幹線水路完成後の明治 25（1892）年 3 月、度重なる請願を行った結果、政府は国庫貸与金 4 万 5,000 円の返済免除を決定しました。地元負担金は工事総費用約 7 万 6,000 円から大きく軽減されて約 2 万 7,434 円となり、村々はようやく一息つくことができました。

淡河川疏水幹線水路工事総費用（最終）	
総額	75,802 円 83 銭 7 厘
国庫貸与金（返済免除）	45,000 円
同利子	3,300 円 64 銭 5 厘
地元自己資金	27,434 円 79 銭 2 厘

参考資料：母里村難恢復史署（昭和 30（1955）年刊行）
内訳合計と総額との不一致の理由は不明

（3）災害復旧工事

村々は疏水通水や国庫貸与金の返済免除に歓喜していましたが、明治25（1892）年7月23日未明に兵庫県西部に上陸した台風が豪雨をもたらし、翌24日までに幹線水路の開水路の崩壊やトンネル内の崩壊が多発し、ついに通水が不可能となりました。直ちに災害復旧工事の設計積算が行われて工事費8万余円が算出されましたが、疏水工事費の負担を抱えた村々には余力がありませんでした。

この時、帝国議会衆議院議員となっていた魚住逸治はこの危機に立ち向かい、淡河川疏水の復旧工事を河川復旧工事に準じて地方税補助として国庫補助を充当するよう政府と兵庫県に陳情・要請を繰り返し、また貴族院議員であった周布公平知事の支援を得て、連携して両院議員の理解協力を得るために奔走しました。

この結果、国庫補助金12万円が認められ、被災前の原形に復旧するのではなく再度の災害を防止するための施設改良を含む大規模復旧改良工事を実施することとなりました。大規模な工事の内、施工困難な部分は県が実施し、他の部分は加古郡母里村外四箇村普通水利組合が実施することとし、明治26（1893）年7月から明治27（1894）年5月まで工事を行いました。また、時を同じくして疏水支線水路の開削工事も完成しました。淡河川疏水は以前に増して立派によみがえり、同年12月23日、母里村野寺の高薗寺境内において、知事をはじめとした関係者の列席のもとに、淡河川疏水災害復旧工事の完成と疏水全通を祝う完成式を盛大に執り行いました。

■災害復旧工事費　178,778円7銭
　内地方税補助金　120,015円22銭4厘
　普通水利組合負担金　58,762円84銭6厘
■工期　明治26（1893）年7月着工　明治27（1894）年5月完成
■工事内容

工　種	個所数（か所）	延　長（m）	面　積（㎡）
レンガ巻立てトンネル	21	3,550	
鉄管水路	4	1,250	
開水路　（掘割）		3,120	
開水路　（築堤）		150	
石積			3,070
刃金締・浚渫		7,740	

〔参考〕被災前の施設概要

工　種	個所数（か所）	延　長（m）
隧道	28	5,200
開水路　（掘割）	55	15,435
開水路　（築堤）	14	622

魚住逸治　安政 4（1857）年－明治 32（1899）年

加古郡野寺村に生まれる。叔父である魚住完治と逸治が村々に疏水開削を呼びかけ、明治 11（1878）年には加古新村など 6 か村の総代が疏水路線の測量実施を請願した「新流掘割之義願」を兵庫県に提出しました。明治 12（1879）年、加古郡長北条直正の推挙を受けて加古郡役所書記となって疏水推進にあたり、明治 13（1880）年には疏水関係六箇村連合会の議長となり、県直轄工事などを請願する「水路開通ニ付願」を提出し、明治 14（1881）年には再懇願を行うなど疏水実現に向けて村々を先導しました。

明治 16（1883）年から兵庫県議会議員を務め、明治 23（1890）年から明治 27（1894）年まで帝国議会衆議院議員を務め、その間、明治 25（1892）年に発生した疏水全体にわたる大災害の復旧においては、河川の災害復旧に準じた地方税補助とこれに充てる国庫補助を実現させ、大規模災害復旧工事を成功に導くといった大きな業績を残しました。

（4）主な出来事

淡河川疏水開削工事期間中の主な出来事は、次表のとおりです。

年　月		主な出来事
明治 21（1888）年	1 月	淡河川疏水着工
明治 22（1889）年	10 月	淡河川疏水工費ノ内国庫御貸下金特別御下賜之義嘆願の提出（工事負担金国庫貸与の請願）
明治 23（1890）年	7 月	御坂サイフォン工事完成
	8 月	淡河川疏水工費拝借之義嘆願の提出（工事負担金国庫貸与の再請願）
	11 月	加古郡母里村外四箇村普通水利組合設立
明治 24（1891）年	4 月	工事費追加予算決議（普通水利組合）
		芥子山トンネル工事完成（淡河川疏水幹線水路完成）
		淡河川疏水幹線水路試験通水
	6 月	淡河川疏水幹線水路引継（県から普通水利組合）
	9 月	淡河川疏水幹線水路通水開始
明治 25（1892）年	3 月	工事費国庫貸与金の返済免除
	7 月	豪雨により淡河川疏水幹線水路が全面的被災
	10 月	災害復旧・施設改良の一体工事決議（普通水利組合）
明治 26（1893）年	3 月	普通水利組合の復旧工事委員選定
	7 月	大規模災害復旧改良工事着手
明治 27（1894）年	4 月	淡河川疏水支線水路完成
	5 月	復旧工事完成
	12 月	大規模災害復旧工事・疏水工事完成式

（５）淡河川疏水工事アルバム

淡河頭首工完成（神戸市北区淡河町木津）

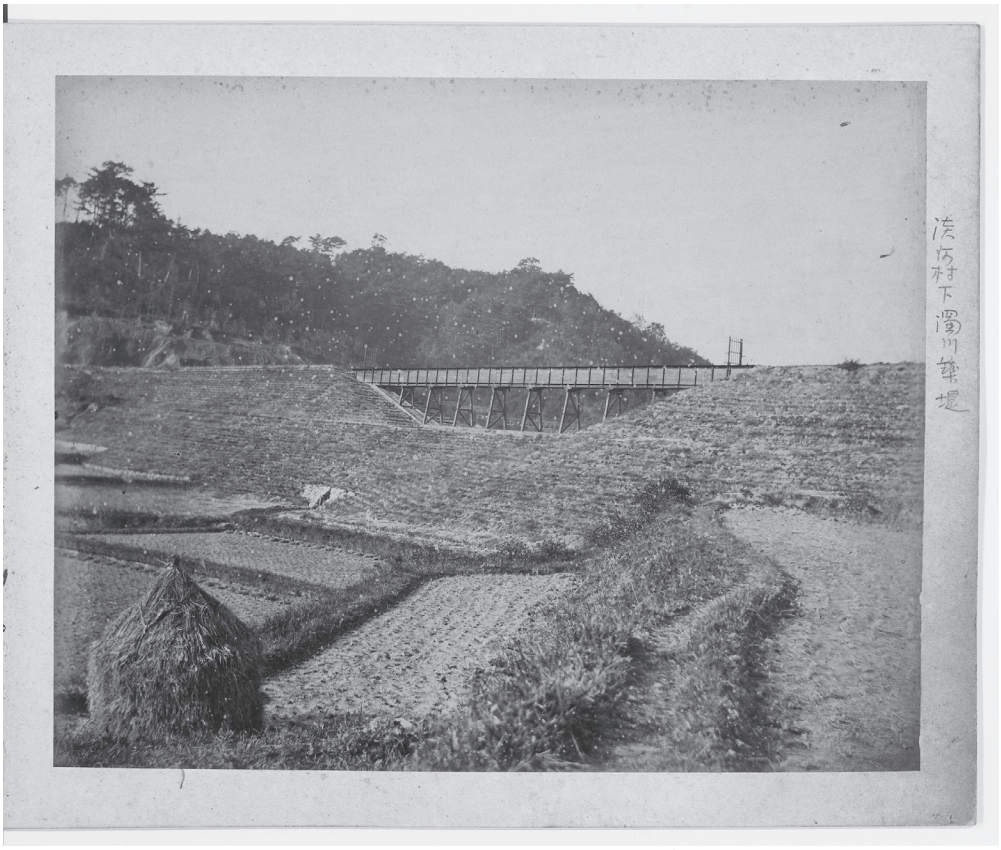

土塁水路及び水路橋完成（神戸市北区淡河町勝雄）

御坂サイフォン眼鏡橋完成（三木市志染町御坂）

御坂サイフォン全景

眼鏡橋工事中

芥子山（けしやま）トンネル坑口工事中（三木市志染町青山（しじみちょうあおやま））

広野（ひろの）トンネル入口完成（三木市緑が丘（みどりがおかちょう）町）

相野支線分水所完成（三木市志染町広野）

練部屋分水所完成（神戸市西区神出町紫合）

6　山田川疏水開削工事

（1）山田川疏水開削の再興

淡河川疏水では淡河川からの夏期の取水は認められませんでした。このため、疏水が完成してからも干ばつが度々発生し、受益地の水田化が進むにつれて水量不足はますます顕著となりました。加えて、疏水の成功を見た周辺の村々が加盟を希望するようになり、疏水を管理していた加古郡母里村外四箇村普通水利組合は用水源の補強を図り、廃案となっていた山田川疏水の測量を明治29（1896）年に実施しました。しかし、淡河川疏水工事を終えたばかりの普通水利組合は工事費の償還に追われて財政的に余力がなく、山田川疏水開削に向けた運びには至りませんでした。

その10年後の明治39（1906）年6月、前年に工事費の償還を終えた普通水利組合は、淡河川と山田川の合流点に揚水機を据えて淡河川幹線水路に揚水し、併せて明石郡及び美嚢郡の原野や畑を水田に変換する構想を立て、兵庫県から技師の派遣を得て調査をしました。当初の調査では揚水方式は可能とされましたが、詳細調査の結果、揚水機の維持管理費及び更新費を考慮すれば山田川上流に頭首工を設置して取水する方式、すなわち淡河川疏水の元の構想であった山田川疏水の方式が有利と判明しました。

この調査結果により、普通水利組合は明治40（1907）年3月に山田川疏水開削を決定し、明治41(1908)年3月､948町3畝10歩の新規加盟地区を編入して「兵庫県淡河川山田川普通水利組合」になり、同年9月、この普通水利組合が兵庫県に幹線水路工事、支線水路工事、ため池築造工事及び開拓が含まれた山田川疏水起工許可を申請し、同年12月に許可を得ました。

なお、山田川は志染川の淡河川合流地点上流部の別名です。

（2）工事費の調達

淡河川疏水工事では国庫貸付金制度がありましたがこの時には廃止されていました。このため兵庫県淡河川山田川普通水利組合は、明治41（1908）年4月には兵庫県を通じて日本勧業銀行に借入を打診し、事業計画や返済計画について交渉を重ねた結果、明治43（1910）年3月に工事費全額の28万円の借入契約を締結することができました。

借入における主な条件は、疏水事業の効果発揮と事業費の円滑な償還の確実性を担保することであり、具体的には、当初計画では下部水利団体が行う関連工事としていた支線水路及びため池工事を普通水利組合事業とすること、そして組合員がこれらの工事に従事し、その労役費の一部を貯蓄することでした。普通水利組合はこれを受け入れ、これら工事を組合事業にするとともに新設ため池ごとに受益地内の組合員を団員とする山田川疏水工事出動団（資料7）を編成しました。貯蓄額は団員が労役に出動した賃金の十分の一でした。

なお、日本勧業銀行との交渉が開始された後の明治42（1909）年に国による地方貸付資金制度が設けられ、さらに明治44（1911）年にはその利率が切り下げられたため、普通水利組合はこの貸付資金に借り換えましたが、出動団は継続されました。

（3）工事概要

明治43（1910）年5月、兵庫県淡河川山田川普通水利組合は美嚢郡三木町に臨時事務所を設置し、兵庫県技師に監督を委嘱して用地買収に着手し、明治44（1911）年2月にはこれを終了して組合直

営工場を三木町に置き、トンネル覆工コンクリートブロックの製作に着手しました。同年12月、すべての準備が整い、請負人も確定し、明石郡神出村内の東村において知事らの来賓ほか総勢500名の参会者を得て幹線水路の起工式を挙行しました。

幹線水路工事は淡河川疏水と同様に難航しました。水路延長の48％をトンネルが占め、その地質は硬岩が延長の46％、土砂が47％で、施工には硬すぎる、あるいは軟弱な地質でした。このために思うように工事が進まず、着工から1年後には一部の工区で休止状態となり、工事請負契約が解除され、再入札による契約や随意契約が行われました。工事再開後も9号、11号トンネル（神戸市北区山田町衝原）は開削する程に硬度が増し、一昼夜の工程は60センチメートルに満たず、最も少ないのは10センチメートル程度のこともあったようです。また、15号トンネル（三木市志染町三津田・神戸市西区押部谷町福住）の軟弱な砂利層では甚だしい湧水に見舞われ、この間を避けるため上流側及び下流側の坑口付近では計画線が約20度屈曲されました。

このような状況の中、当初の着工から4年を経た大正4（1915）年、ようやく幹線水路が完成しました。同年3月、多くの来賓を迎えて明石郡岩岡村小学校（現神戸市立岩岡小学校）校庭において完成式を盛大に執り行いました。

支線水路とため池の工事は、更に4年を経過した大正8（1919）年に完成しました。その後、幹線水路、支線水路の土水路部で漏水が生じたため、水路の側面と底面に10センチメートルから15センチメートルの厚さのコンクリートが張られました。

山田川疏水工事により造成された施設は、第1編第3章2主要施設概要表に掲げるとおりであり、工事費は、幹線水路工事費265,887円65銭、支線水路及びため池工事費856,485円72銭5里（予算）でした。

（4）主な出来事

山田川疏水開削工事期間中の主な出来事は次表のとおりです。

年　月		主な出来事
明治44（1911）年	12月	山田川疏水着工 日本勧業銀行からの借入れを新設された国庫貸付金に借換え
大正元（1912）年	11月	9号、11号、15号トンネル及び水源堰堤の各工事請負契約の一部又は全部を解除
	12月	水源堰堤工事などを再入札により請負契約締結
大正2（1913）年	3月	その他工事請負について随意契約を締結 山田川疏水工事出動団編成
大正3（1914）年	12月	最も難航した15号トンネルが貫通
大正4（1915）年	1月	15号トンネル巻立て完成（幹線水路完成）
	3月	幹線水路完成式
大正8（1919）年	2月	支線水路、支線ため池完成

（５）山田川疏水工事アルバム

山田頭首工完成（神戸市北区山田町坂本）

第２号トンネル坑口完成（神戸市北区山田町衝原）

広野発電所機械室完成（三木市志染町広野）

岩岡支線サイフォン鉄管敷設工事（神戸市西区神出町宝勢）

（6）補水工事

淡河川疏水に加えて大正 4（1915）年には山田川疏水の通水が開始されましたが、頭首工の取水許可条件により夏季には通水ができないため、受益地内の水田化が進むにつれて用水の不足が発生するようになりました。このため、兵庫県淡河川山田川普通水利組合は水源地域と引水期限延長の交渉を開始し、大正 8（1919）年には山田川疏水、昭和 11（1936）年には淡河川疏水の期限外引水契約※を締結しました。

その後、大正 13（1924）年には空梅雨による未曽有の干ばつに遭遇し、これを契機として、兵庫県と普通水利組合は、水源を補強する補水工事を昭和 4（1929）年から昭和 15（1940）年にかけて実施しました。山田川疏水上流には、山田池が築造されるとともに隣接の流域から同池へ引水する集水水路が整備され、淡河川疏水上流には、西畑川から頭首工上流に導水する水路と僧尾川から幹線水路に引水する水路が整備されました。

普通水利組合は、工事費の組合債の償還に苦しみ、さらに豪雨災害や干ばつが続き新たな債務を抱える状態でしたが、このような時においても疏水の水源拡充に努力したのです。また、普通水利組合は恒久対策として上淡河村に東畑貯水堤築造を計画し、昭和 16（1941）年 8 月には工事費 15 万円の予算を決議しました。しかし、同年 12 月に太平洋戦争が勃発し、戦争体制の措置として農林省から県を通じて計画の中止が申し渡され、その後も東畑貯水堤が実現することはありませんでした。

期限外引水契約※：山田川疏水においては、兵庫県淡河川山田川普通水利組合と水源地域関係者との当初の契約〔大正 4（1915）年 1 月 21 日〕により、通水期間は毎年 10 月 1 日から翌年 5 月 31 日まででしたが、変更契約〔大正 8（1919）年 4 月 1 日〕により、余水がある場合には 6 月 1 日から 9 月 30 日までの引水が可能となりました。淡河川疏水においては、兵庫県知事訓令〔明治 20（1887）年 11 月 24 日〕による当初の通水期間は毎年 9 月 20 日から翌年 5 月 20 日まででしたが、普通水利組合と水源地域関係者との契約〔昭和 11（1936）年 6 月 14 日〕により、通水期間が 5 月 31 日まで延長されました。また、余水がある場合には、毎年 6 月 10 日から 9 月 19 日までの引水が可能となりました。

■補水工事の概要

①県営山田池築造工事【昭和 4（1929）年～昭和 8（1933）年】

神戸市北区山田町衝原地内に築造し、山林から流出する水を貯留し、山田川疏水に補給する。

満水面積　0.04㎢　　最大水深　25.15m　　貯水容量　361,000㎥

集水面積　0.57㎢

粗石モルタル積石堰堤　最大高さ 27.27m　　堰頂幅 3.0m　　延長 78.17m

工事費　　249,291 円 82 銭

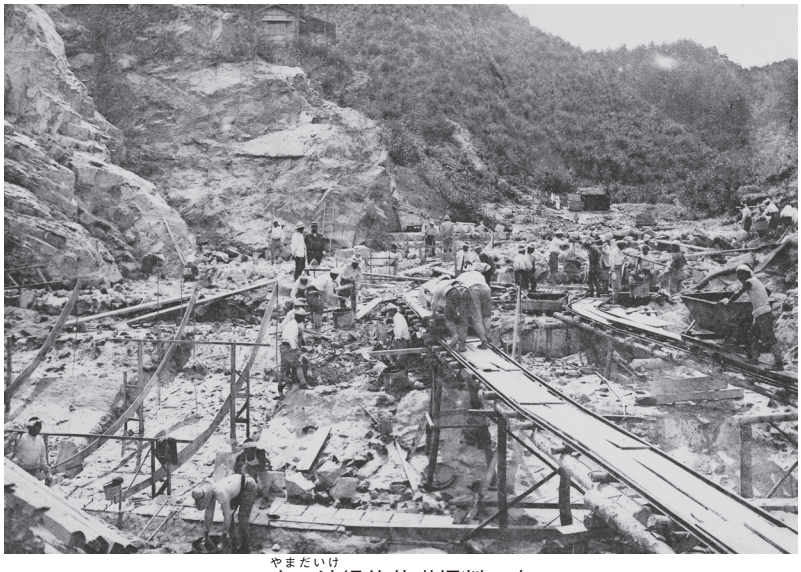

山田池堤体基礎掘削工事

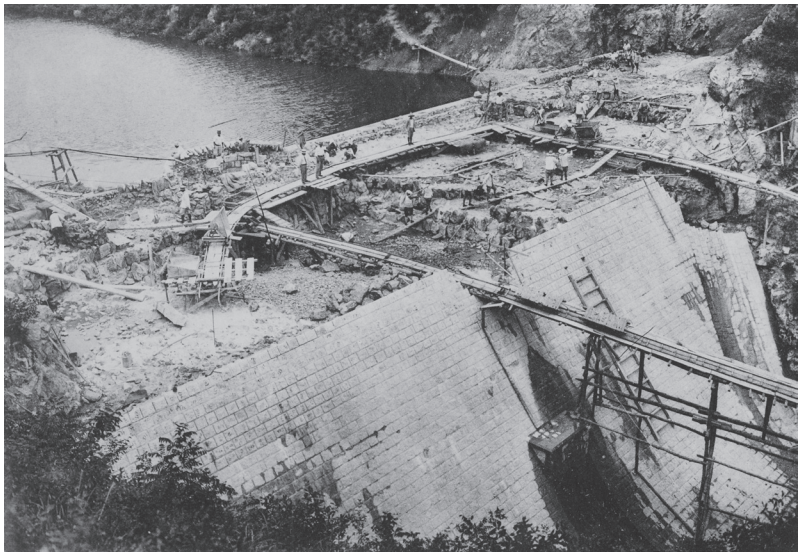

山田池築堤工事

②僧尾川引水路【昭和 9（1934）年～昭和 10（1935）年】

僧尾川（神戸市北区淡河町南僧尾地点）から淡河川疏水（淡河町淡河地点）に引水する。

延長　1,511m　内断面（幅×高さ）　0.9m × 0.75m

工事費　　17,090 円 85 銭

③山田池集水水路工事【昭和 10（1935）年～昭和 12（1937）年】

山田池の直接集水面積が少ないため、隣接の流域から山田池に引水する。

延長　2,417.7m　　内断面（幅×高さ）　0.6 ～ 0.9m × 0.5 ～ 0.6m

集水面積　　0.58㎢

工事費　　25,242 円 71 銭

④神田導水路【昭和 14（1939）年～昭和 15（1940）年】

西畑川（神戸市北区八多町西畑地点）から取水し淡河頭首工上流（淡河町野瀬地点）に放流する。

延長　903m　内断面（幅×高さ）　0.5 ～ 0.6m × 0.5 ～ 0.6m

工事費　　6,568 円 27 銭

第 2 章　昭和の大改修

1　大規模県営事業の採択

淡河川疏水は明治 24（1891）年、山田川疏水は大正 4（1915）に通水が始まりましたが、年月の経過に連れて進行する老朽化、第二次世界大戦の混乱に伴う維持管理の不行き届き、水害による施設の破損などが重なり、施設の改修・改築の必要性が高まりました。

このため、終戦から 2 年を経た昭和 22（1947）年 9 月、兵庫県淡河川山田川普通水利組合は、県営事業による改修を兵庫県に陳情しました。県はこれを受け、直ちに耕地課及び同三木出張所の職員による調査班を編成して淡山疏水の測量・調査を開始し、昭和 23（1948）年 2 月にこれを完了させました。その結果、受益面積が国営事業採択基準である 3,000 ヘクタール以上であったことから、普通水利組合は国営事業採択を要請し、農林省への再三の陳情や各方面からの運動を行いました。

昭和 23（1948）年 11 月には京都農地事務局建設部による測量・調査が行われ、普通水利組合の期待は膨らみましたが、最終には国営事業規模に及ばないことが判明し、大規模県営事業の採択が決定されました。国営事業ではなかったものの、国と県の補助が事業費の 75 パーセントであり、それまでに高額の事業負担金に苦しんできた普通水利組合はひとまず安心しました。

2　工事概要

昭和 24（1949）年 5 月に国からの事業費割当てがあり、兵庫県は直ちに実地測量調査を行い、淡河川・山田川農業水利改良事務所を三木市志染町御坂に開設し、9 月には、美嚢郡淡河村の天神社裏の淡河川疏水沿いで工事の地鎮祭が執り行われました。

この工事では、頭首工の改良、幹線水路、支線水路（神出、相野、岩岡、印南）の改良が行われ、施設の耐久性や操作性が大幅に向上しました。

主な工事の概要は次のとおりです。

■全体事業費　　393,126,000 円

費　　目	金　　額（円）	摘　　要
純工事費	356,330,900	主要施設　3 か所、総延長 31,295 m
工事雑費	13,431,500	
用地買収費	47,600	2.2ha
補償費	1,245,000	23.6ha
調査費	1,000,000	
事務費	21,071,000	

■工事期間　　昭和 24（1949）年～昭和 36（1961）年

■工事内容

改修改築施設	主要工事内容・工事量	施 工 年 度
淡河頭首工	重力式コンクリート堰堤 （堰長 30.6 m　堰高 4.1 m） 土砂吐ゲート 1 か所　取水ゲート 1 か所	昭和 29（1954）年度
山田頭首工	油圧可動堰付直線重力式コンクリート堰堤 （堰長 21.7 m　堰高 2.4 m） 土砂吐ゲート 1 か所　取水ゲート 1 か所	昭和 31（1956）～ 32（1957）年度
淡河川幹線水路	開水路コンクリート舗装　7,891 m トンネル〔巻立コンクリート（付替） ・吹付コンクリート〕 2,165 m 御坂サイフォン管　750 m 鉄筋コンクリート橋（増設） 1 か所	昭和 24（1949）～ 30（1955）年度
山田川幹線水路	開水路コンクリート舗装　4,727 m トンネル（吹付コンクリート） 1,841 m	昭和 31（1956）～ 32（1957）年度
合流幹線水路	開水路コンクリート舗装　4,462 m 老ノ口分水所及び練部屋分水所 （円筒分水工） 各 1 か所	昭和 33（1958）～ 34（1959）年度
宮ケ谷池調整池	本堤ブロック張　1,004㎡ 取水樋門　1 か所 副堤盛土　2,800㎥	昭和 34（1959）～ 35（1960）年度
相野支線水路	開水路コンクリート舗装　1,852 m ヒューム管　39 m	昭和 34（1959）年度
神出支線水路	開水路コンクリート舗装　1,368 m ヒューム管　90 m	昭和 34（1959）年度
印南支線水路	開水路コンクリート舗装　538 m 管水路　291 m サイフォン管　996 m	昭和 35（1960）年度
岩岡支線水路	開水路コンクリート舗装　4,083 m ヒューム管　125 m サイフォン管　77 m	昭和 35（1960）年度

■補助金及び負担金

国庫補助金	県　　費	地元負担金（内借入金※）	計
196,563,000	98,281,500	98,281,500（63,500,000）	393,126,000

（注）内借入金※：農林中央金庫（農林金融公庫）から借入

工事は昭和 36（1961）年３月末に完成し、練部屋分水所（ねりべやぶんすいしょ）の敷地内に大事業の完成を記念する県営大改修記念碑と、疏水（そすい）開削に活躍した魚住完治（うおずみかんじ）、魚住逸治（うおずみいつじ）、岩本須三郎（いわもとすさぶろう）の名が刻まれた頌徳碑（しょうとくひ）を建立しました。同年５月５日、これら碑の除幕式を練部屋分水所（ねりべやぶんすいしょ）において執り行い、続いて昭和の大改修工事完成記念式典を稲美町立母里（もり）小学校講堂において執り行いました。

3　昭和の大改修工事アルバム

御坂サイフォン眼鏡橋改築工事地鎮祭（三木市志染町御坂）

拡幅前の眼鏡橋（下流から）

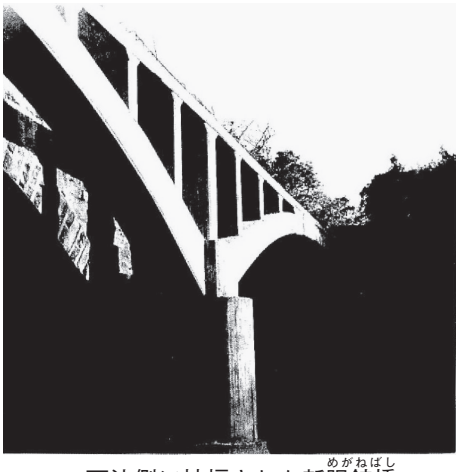

下流側に拡幅された新眼鏡橋

淡河川疏水御坂サイフォン管敷設工事１（三木市志染町御坂）

淡河川疏水御坂サイフォン管敷設工事２（三木市志染町御坂）

淡河川疏水芥子山トンネル付替工事（三木市志染町窟屋・青山間）

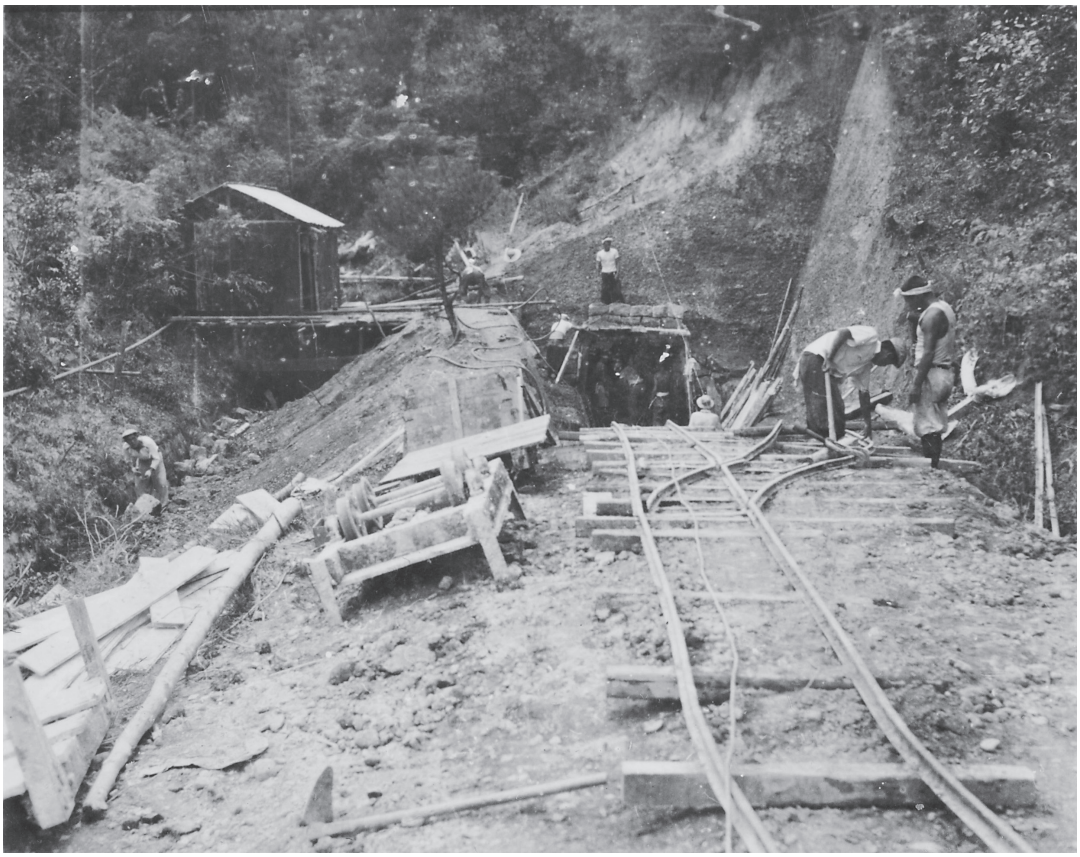

淡河川疏水長尾トンネル付替工事（三木市緑が丘町）

淡河川疏水幹線開水路工事（神戸市北区淡河町萩原）

神出支線開水路工事（神戸市西区神出町古神）

記念碑・頌徳碑除幕式（神戸市西区神出町紫合・練部屋分水所）

練部屋分水所

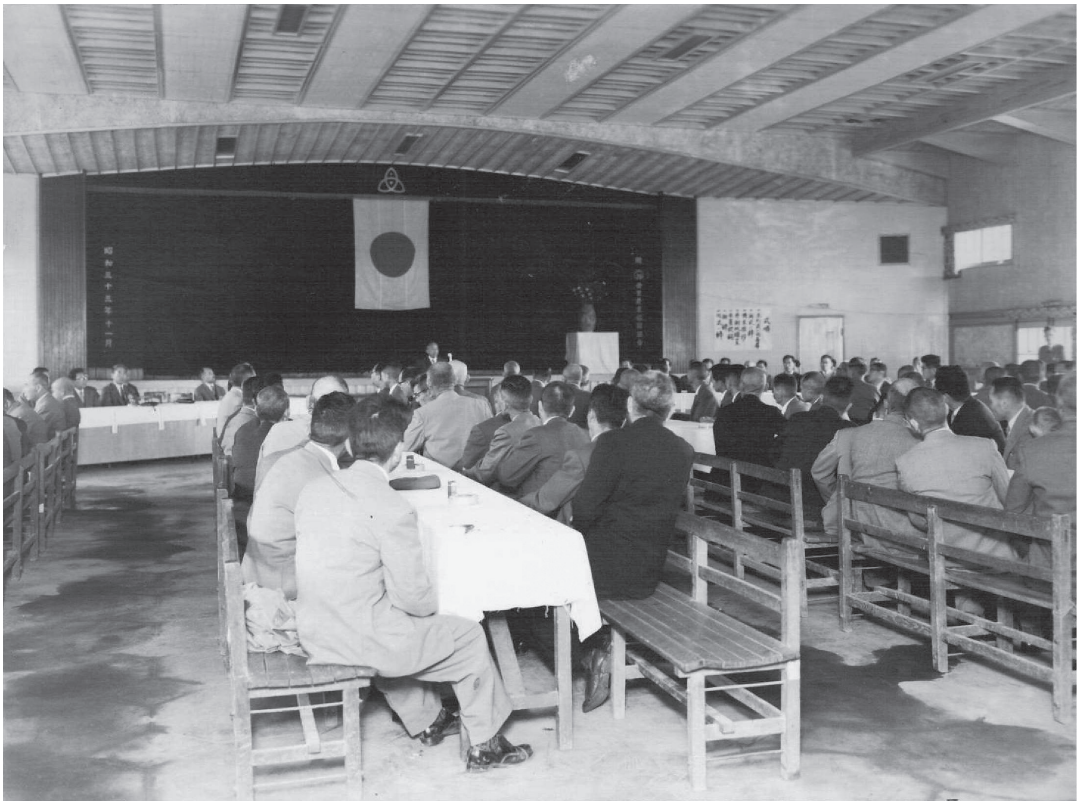

完成式（加古郡稲美町野寺　母里小学校講堂）

第３編　東播用水（とうばんようすい）との歩み

第１章　東播用水事業と施設管理組織の一元化

１　東播用水事業

（１）事業の経緯

昭和 30（1955）年代、日本は高度経済成長期に入り、播磨臨海工業地帯は「第五の工業地帯」と呼ばれるに至りました。兵庫県も播磨臨海地域を埋め立てて工業用地を造成し、製鉄、電気、触媒、石油、セメントなどの大小の工場が相次いで進出し、国道２号沿いでも工場建設が盛んとなり、周辺の都市化が急速に進みました。一方、背後地の農村部では労働力と土地の供給が進行し、農業の近代化が阻害される恐れが生じました。

このような状況に対応するため、農業の近代化の要となる農業用水と需要増大が予測される水道用水の安定的確保を目的として東播用水事業が計画されました。

事業の構想から着手までの経過は、次のとおりです。

昭和 36（1961）年　兵庫県農林部（現農政環境部）が構想を練り、予備調査を開始
昭和 38（1963）年　農林省（現農林水産省）が国営調査地区として採択
昭和 43（1968）年　農林省と県水道関係部局が共同で基本計画を立案
昭和 45（1970）年　農林省が全体実施設計作成・事業着手

（２）事業の概要

東播用水事業は、国営東播用水総合土地改良事業（農業水利事業・農地造成事業）と兵庫県水道用水供給事業との共同事業です。兵庫県から水道用水供給事業の委託を受けた近畿農政局により、1,486 億円の事業費をかけ、昭和 45（1970）年から平成５（1993）年にかけて実施されました。これにより、４市１町（神戸市、明石市、加古川市、三木市、稲美町）の田畑 7,293 ヘクタール（畑地造成 265 ヘクタールを含む。）に対する農業用水の供給とともに、７市２町（神戸市、明石市、加古川市、三木市、高砂市、小野市、加東市、稲美町、播磨町）に対する水道用水の供給が可能となりました。

水源施設として篠山川の川代ダム、東条川の大川瀬ダム、志染川の呑吐ダムがあり、これらを直線的に導水路が結んでいます。農業用水を各地のため池に供給するため、水源施設から幹線水路と多くの支線水路が樹枝状に広がり、支線水路からさらに県営かんがい排水事業、県営ほ場整備事業などの関連事業で整備された水路が延びて各地のため池につながっています。淡山疏水もこれら施設と一体となって機能を発揮しています。水道用水供給のためには、呑吐ダムと兵庫県神出浄水場を直接結ぶ中央幹線水路があります。

呑吐ダム（三木市志染町三津田）

■計画概要図

事業位置図
0
5
10km
烏帽子岳
青垣町
五台山
多紀連山
三国岳
西紀町
加古川
氷上町
清水山
三尾山
篠山町
深山
杉原川
柏原町
川代ダム
大野山
加美町
篠山川
山南町
丹南町
高田頭首工
中町
黒田庄町
今田町
糀屋ダム
三田市
八千代町
西脇市
大川瀬ダム
三田浄水場
大岩岳
板波基準点
野間川
鴨川ダム
滝野町
社町
黄条川
吉川町
加西市
東条町
加古川西部地区
東条川地区
万願寺川
加古川
船木浄水場
美の川
小野市
三木市
六甲山
六甲山地
呑吐ダム
権現ダム（県営工水）
国包基準点
平荘ダム（県営工水）
中西条浄水場
加古川大堰（建設省）
神出浄水場
稲美町
東播用水地区
高砂市
加古川市
神戸市
播磨町
明石市
明石川
播磨灘
10

■事業費　148,574,546,727 円（内土地改良事業分　86,611,147,632 円）

種　　目	事業量	事業費（円）
1　工事費		96,366,825,428
基幹施設	ダム 3 か所、導水路 2 本	67,394,769,200
幹線水路	19.6km	7,639,587,000
支線水路	50.9km	5,637,743,000
農地開発	383ha	9,978,986,710
雑工事	一式	5,715,739,518
2　測量試験費	一式	9,076,811,035
3　用地費及び補償費	一式	35,177,785,882
4　船舶及び機械器具費	一式	169,113,327
5　営繕費	一式	332,644,452
6　宿舎費	一式	453,804,782
7　換地計画委託費	一式	157,613,000
8　工事諸費	一式	6,839,948,821

■工　　期　　昭和 45（1970）年～平成 5（1993）年

■受益面積　　8,035ha

（水田 7,568ha　普通畑 175ha　果樹園 292ha）

■主要工事

主な造成施設	諸　　元	摘　　要
川代ダム	全可動ゲート式ダム　95.0 m × 9.0 m 有効貯水量　1,280,000㎥	昭和 55（1980）年度 ～平成 2（1990）年度
大川瀬ダム	重力式ｺﾝｸﾘｰﾄダム　164.0m × 50.8 m 有効貯水量　8,150,000㎥	昭和 54（1979）年度 ～平成 4（1992）年度
呑吐ダム	重力式ｺﾝｸﾘｰﾄダム 260.0 m × 71.5 m 有効貯水量　17,800,000㎥	昭和 48（1973）年度 ～平成 4（1992）年度
川代導水路	最大通水量 12.0㎥ /s　総延長 13.4km	昭和 54（1979）年度 ～平成 2（1990）年度
大川瀬導水路	最大通水量 4.6㎥ /s　総延長 22.6km	昭和 46（1971）年度 ～平成 2（1990）年度
中央幹線水路	最大通水量 3.5㎥ /s　総延長 9.1km	昭和 53（1978）年度 ～平成元（1989）年度

2　淡山疏水（たんざんそすい）の位置づけ

東播用水（とうばんようすい）は近代的な広域水利システムですが、その基となるのが明治時代から大正時代にかけて開削された淡山疏水（たんざんそすい）です。淡山疏水（たんざんそすい）の受益地は東播用水（とうばんようすい）の受益地の約 30 パーセント※を占め、淡河頭首工（おうごとうしゅこう）は東播用水（とうばんようすい）の主要施設として引き継がれ、山田頭首工（やまだとうしゅこう）は呑吐（どんど）ダムに統合されています。淡河川（おうごがわ）

幹線水路、山田川幹線水路、各支線水路も東播用水と一体となって機能を発揮しています。

約 30 パーセント※：合併時点では 33%となります。
淡山疏水　2,450 ヘクタール（受益面積）
東播用水　7,381 ヘクタール（受益面積）

東播用水事業及び関連事業によって改築･廃止等がなされた淡山疏水施設の概要は次のとおりです。

東播用水農業水利事業で改修等が行われた淡山疏水施設の概要

区　分	施　設　名	数　量	施　工　年
新設	山田川幹線連絡水路	786 m	昭和 63（1988）年
	岩岡連絡水路	619 m	昭和 61（1986）年
改修・改築	淡河頭首工	1 式	平成 5（1993）年
	淡河川幹線水路	7,363 m	昭和 60（1985）年～平成 4（1992）年
	山田川幹線水路	566 m	昭和 63（1988）年～平成 4（1992）年
	合流幹線水路	123 m	平成 4（1992）年
	岩岡支線水路	2,068 m	平成元（1989）年～平成 2（1990）年
	森安支線水路	577 m	昭和 63（1988）年～平成元（1989）年
	加古支線水路	3,896 m	平成元（1989）年～平成 4（1992）年
廃止	山田頭首工	1 式	平成 3（1991）年
	山田川幹線水路	約 5,000 m （現状存置）	
改修合計延長		15,998 m	

県営かんがい排水事業東播用水地区で改修等が行われた淡山疏水施設の概要

区　分	施　設　名	数　量	施　工　年
改修・改築	神出支線水路	3,297 m	昭和 60（1985）年度～昭和 62（1987）年度
	別所支線水路	8,082 m	昭和 60（1985）年度～平成元（1989）年度
	加古 1 号支線水路	482 m	昭和 58（1983）年度～昭和 63（1988）年度
	加古 2 号支線水路	1,278 m	平成 2（1990）年度～平成 5（1993）年度
	天満支線水路	1,042 m	平成 2（1990）年度
	森安支線水路	4,485 m	昭和 61（1986）年度
	印南支線水路	1,529 m	昭和 62（1987）年度～昭和 63（1988）年度
	岩岡 1 号支線水路	895 m	昭和 61（1986）年度～平成 5（1993）年度
	岩岡 2 号支線水路	3,402 m	昭和 59（1984）年度～平成元（1989）年度
合計延長		24,492 m	

3　水利権包括に関する協定

昭和45（1970）年10月に近畿農政局東播用水農業水利事業所が開設されて工事が始まり、昭和47（1972）年２月には東播用水土地改良区が設立（認可）されるなど、東播用水事業は着々と進められました。しかし、東播用水計画に組み入れられた淡山疏水の水利権の扱いや施設の使用条件などについて、淡山土地改良区に対する説明も協議もありませんでした。淡山土地改良区組合員には、先人たちが苦労を重ねて開削し守ってきた疏水とそれを管理する自らの組織を守るという強い気持ちがあります。当時の組合員は、東播用水事業の受益者として事業計画の説明を受けてその実施に同意はしたものの、疏水についての成り行きを注視していました。

昭和54(1979)年､近畿農政局は国営農業水利事業地区(東条川地区､加古川西部地区､東播用水地区)を始めとした加古川水系全体の円滑な水利用を図るため、農林水産大臣が淡山疏水を含めて水利権を取得する方針を定め、淡山土地改良区に対して水利権包括の同意を求めました。これに対して淡山土地改良区は､昭和55(1980)年５月に開催された総代会において､呑吐ダムに水没する疏水敷地の買収、淡山地域への従前と同じ給水量の確保などを国に求めることを決議しました。これは、東播用水事業における疏水の利用については理解するものの自らの権利を守るといった組合員の姿勢を示したものでした。

同年６月、新たに就任した吉岡義雄理事長、藤本久夫副理事長、沼田歳之副理事長らは直ちに東播用水農業水利事業所長に面会し､総代会決議に沿って呑吐ダムに水没する山田川幹線水路用地の補償、幹線水路の使用補償及び事業完成後の施設管理区分について土地改良区の意向を伝えました。しかしその回答は､「東播用水事業による淡山疏水施設の改修・改築は淡山土地改良区組合員の利益であり補償対象外」そして「東播用水土地改良区が東播用水施設の管理主体」といった基本的原則のものでした。

その後、粘り強く交渉を重ねた結果、淡山土地改良区、近畿農政局、兵庫県及び東播用水土地改良区で構成される四者会議を開催して話し合うこととなりました。四者会議では、淡山土地改良区は苦労を重ねた疏水開削とこれまでの維持管理を説明し、施設使用に対する補償と事業完了後の自らによる疏水管理などを繰り返し求めました。これに対して近畿農政局と兵庫県は、東播用水事業と関連事業（県営かんがい排水事業、県営ほ場整備事業）により淡山疏水を全面的に改良することを理由に、淡山土地改良区の協力を一方的に求めました。

このように当初は全くのすれ違いでしたが、話し合いを重ねるごとに淡山土地改良区は東播用水事業の実施による利益を確認し、対する３者は関係農家が大変な苦労を重ねて開削し維持管理してきた淡山疏水への理解を深めていきました。そして、淡山疏水の水利権を東播用水に包括するにあたっての次の３つの方針が定められ、昭和57（1982）年１月18日にこれら方針を明記した水利権包括に関する「協定書」（資料10)、「覚書」（資料11)、「確認書」（資料12)、「議事録」（資料13）を両土地改良区あるいは４者で取り交わし､淡山土地改良区は「同意書」(資料14）を近畿農政局に提出しました。

【水利権包括に関する方針】

1　近畿農政局は、淡山疏水の歴史を尊重して事業を実施する。

2　淡山土地改良区、近畿農政局、兵庫県及び東播用水土地改良区は、次の３項目について協議を進める。

・東播用水事業で使用する淡山土地改良区所有の土地等の買収又は補償
・淡山疏水及び東播用水の施設管理（両土地改良区の管理範囲）
・事業完了後における両土地改良区の組織

3　淡山土地改良区は、東播用水事業に積極的に協力する。

水利権包括に関する「協定書」「覚書」「確認書」「議事録」の要旨〔昭和 57（1982）年 1 月 18 日締結〕

区分	関係者及び要旨
協定書	甲：近畿農政局長　乙：兵庫県淡河川山田川土地改良区理事長 立会人：兵庫県知事、東播用水土地改良区理事長 1　甲は、乙の実施に係るかんがい用水事業の歴史を尊重し、事業を実施する。 2　乙は、水利権の包括に同意する。
覚書	甲：近畿農政局東播用水農業水利事業所長　乙：兵庫県農林水産部長 丙：東播用水土地改良区理事長　丁：兵庫県淡河川山田川土地改良区理事長 1　甲、乙、丙及び丁は、丁所有の土地等の買収又は補償について、誠意をもって協議する。 2　国営事業及び県営事業により造成される施設及び両事業に使用する丁所有施設の管理方法については、丙及び丁が別途協議の上定める。 3　利水管理の方法については、甲、乙、丙及び丁で協議して定める。
確認書	締結者：東播用水土地改良区理事長、兵庫県淡河川山田川土地改良区理事長 立会人：近畿農政局東播用水農業水利事業所長、兵庫県農林水産部長 1　練部屋分水工から上流については、東播用水土地改良区が管理する。管理費については、両土地改良区で協議する。 2　施設の取得または使用については、兵庫県の調整による。 3　国営事業及び県営事業の負担金については、東播用水土地改良区が自らの規定により徴収納入する。 4　事業完了後の両土地改良区の組織については、土地改良区連合案を含めて両土地改良区が検討して定める。
議事録	締結者：近畿農政局東播用水事業所次長　兵庫県農林水産部技監 両土地改良区副理事長 補償物件、補償額などの細部についての確認

4　土地等の買収・補償及び歴史の尊重

水利権包括に関する「覚書」中の淡山土地改良区所有の土地等の買収又は補償については、近畿農政局が速やかに実施しました。

東播用水事業における淡山疏水への補償対応等

対応項目	実施年	内　容
淡山疏水（東播用水使用施設）敷地に対する引水地役権設定の補償	昭和 58（1983）年	淡河川幹線水路、山田川幹線水路（用途廃止区間除く）及び合流幹線水路の淡山土地改良区所有敷地 126,084㎡　511,152,200 円

対 応 項 目	実施年	内　　容
呑吐ダム水没土地の買収	昭和 61（1986）年	山田川幹線水路上流部の淡山土地改良区所有敷地（ダム水没土地） 15,396㎡　70,574,800 円
東播用水南部管理所用地の地上権設定補償	平成３（1991）年	淡山土地改良区事務所敷地の一部 1,516㎡　75,042,000 円

淡山疏水の歴史の評価については、近畿農政局と兵庫県が連携して対応しました。近畿農政局東播用水農業水利事業所は、平成３（1991）年から平成５（1993）年にかけて、淡山疏水資料の展示室を設けた東播用水南部管理事務所を淡山土地改良区事務所の敷地内に建設し、疏水関連資料をマイクロフィルムに記録し、疏水の歴史を紹介するビデオを制作しました。南部管理事務所の前には、疏水の歴史を称えるとともにその地域の豊かな未来を祈念する記念碑を兵庫県東播磨農業水利建設事務所が建立しました。

平成５（1993）年３月 22 日、淡山土地改良区は多くの来賓を迎え、記念碑除幕式及び展示室開所式を盛大に執り行いました。

淡山疏水の歴史評価に関する支援

実施主体	支援内容
近畿農政局東播用水農業水利事業所	1　南部管理事務所一階展示室 130㎡ （参考）南部管理所：平成３（1991）年～平成５（1993）年施工 鉄筋コンクリート二階建 床面積　219.6㎡
	2　淡山疏水記録（工事図面、その他記録等）　平成３（1991）年 マイクロフィルム化：原図等 40 枚　写真 151 枚
	3　記録映像制作　　ビデオ「淡山疏水の歴史」1 巻（20 分）　平成３（1991）年
兵庫県東播磨農業水利建設事務所	4　淡山疏水事業記念碑建立（南部管理事務所玄関前）1 基　平成５（1993）年

東播用水南部管理所展示室開所式テープカット

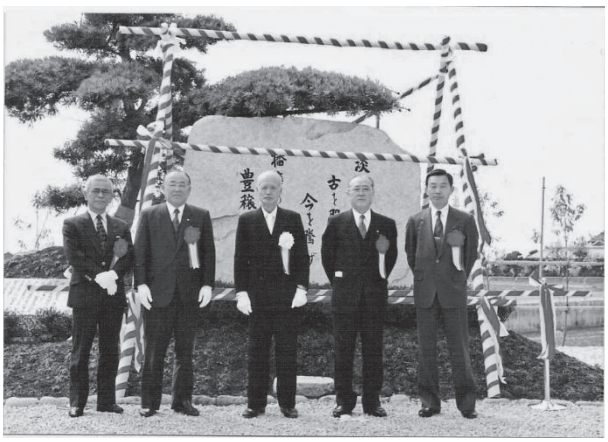

記念碑除幕後記念写真撮影

5　施設管理組織の一元化（管理委託）

（1）経過概要

水利権包括に関する「確認書」中の淡山疏水及び東播用水の施設管理※及び事業完了後の両土地改良区の組織について、昭和59（1984）年から両土地改良区に兵庫県が調停者として加わった三者会議、後には東播用水農業水利事業所も加わった四者会議において協議が進められました。

この結果、平成２（1990）年、淡山土地改良区が単独使用する施設を自らが管理する内容の「組織等の調整に関する確認書」が取り交わされ、平成６（1994）年３月、淡山土地改良区管理施設も含めて東播用水土地改良区が管理する内容の「組織再編に関する確認書」が取り交わされ、平成７（1995）年12月、淡山土地改良区が東播用水土地改良区に施設管理を委託する協定を両土地改良区が取り交わしました。

平成８（1996）年４月から、東播用水土地改良区が淡山疏水と東播用水の施設（国が直轄管理するダムなどの基幹施設を除く。）の一元的な管理を開始し、淡山土地改良区は疏水敷地やため池などの土地改良財産の管理を引き続いて行いました。

施設管理※：関係資料においては作成時期により「水管理」又は「施設管理」が使われていますが、これらは一体的なものであり同じ意味のものです。本文では、「施設管理」に統一しています。

施設管理組織一元化の主な経過

協定書・覚書	締結年月日	関係者及び主旨
組織等の調整に関する確認書 （資料15）	平成２ （1990）年 12月18日	東播用水農業水利事業所長、兵庫県農林水産部長、 東播用水土地改良区理事長、淡山土地改良区理事長 ・東播用水及び淡山疏水の施設の管理区分 ・東播用水事業完了後５年以内の合併
組織再編に関する確認書 （資料16）	平成６ （1994）年 ３月24日	東播用水土地改良区理事長、淡山土地改良区理事長 兵庫県農地整備課長（立会人） ・施設管理組織の一元化
管理委託協定書 （資料17）	平成７ （1995）年 12月６日	東播用水土地改良区理事長、淡山土地改良区理事長、 兵庫県三木土地改良事務所長（立会人） ・淡山疏水施設の管理委託

（2）組織等の調整に関する確認

淡山疏水の施設管理と事業完了後の両土地改良区の組織について、昭和59（1984）年に淡山土地改良区が他の協定３者に協議開始を申し入れ、昭和60（1985）年から淡山土地改良区と東播用水土地改良区そして調停者としての兵庫県が加わる三者会議を設置して協議することになりました。

水利権包括に関する「確認書」では、「練部屋分水工の上流を東播用水土地改良区が管理」、「練部屋分水工下流を淡山土地改良区が管理」、「連合を含めて両土地改良区の組織を検討」と定められていましたが、分水工上流にある淡山土地改良区地区と分水工下流にある東播用水土地改良区新規加盟地区の取扱いについて、また合併・連合についての両土地改良区間の意見の乖離が大きく、協議が難航しました。

その時期、近畿農政局が東播用水事業の計画変更を行うこととしたため、変更計画書案に掲げる施設管理計画を早急に定める必要が生じ、平成元（1989）年、三者会議を東播用水農業水利事業所が加わった四者会議に拡充して協議を進めました。

ここで淡山土地改良区は、自らの施設は自らの管理とともに自らの組織の存続を強く主張しました。その結果、紆余曲折はあったものの、「東播用水事業実施中においては淡山土地改良区が単独で使用する（淡山地域で使われる用水のみが通過する）施設は淡山土地改良区が管理する」、「両土地改良区が５年以内を目標に合併に努力する」方針で協議が整い、平成２（1990）年、４者が「組織等の調整に関する確認書」（資料 15）を取り交わしました。

この確認書中の合併については、淡山土地改良区は両土地改良区が並立して共通業務を行う土地改良区連合設立を想定していたのに対して、他の３者は両土地改良区が１つの組織となる土地改良区の合併を想定していたようです。

組織等の調整に関する確認書の要旨

1　東播用水事業で新設される施設と淡山疏水について、東播用水土地改良区地区と淡山土地改良区地区が共用する部分とそれぞれが単独使用する部分に分け、両土地改良区の管理区分を定める。淡山土地改良区は、自らが単独使用する施設を管理する。

2　両土地改良区は５年以内を目標に合併に努力し、国及び県はこれを指導・助言する。

3　両土地改良区は、東播用水及び淡山疏水の施設使用料を互いに求めず、また、維持管理費は共に負担する。

4　東播用水事業の農家負担金は、両土地改良区間での格差はない。

（３）組織再編に関する確認

「組織等の調整に関する確認書」に基づいて、平成３（1991）年から淡山土地改良区と東播用水土地改良区の合併について協議を開始したものの、協議を妨げるいくつもの出来事が生じました。

まず、東播用水土地改良区が実施していた受益地確定調査が遅延し、両土地改良区の地区を明確にできなかったために協議が頓挫しました。次に、淡山土地改良区は両土地改良区の管理範囲が定まった後にも自らの地区に東播用水土地改良区経常賦課金が賦課されていたことに異議を申し立てましたが、別記（東播用水土地改良区経常賦課金の徴収問題）のとおり、東播用水土地改良区がこれを受け入れることはありませんでした。さらに、兵庫県農林水産部が合併の前倒しを突如提案をしたこともありました。淡山土地改良区は、東播用水土地改良区と兵庫県に対する不信感が高まる中で協議を進めなければなりませんでした。

東播用水事業が完了する直前の平成５（1993）年３月、四者会議を廃して東播用水関係組織再編等検討委員会（淡山土地改良区、東播用水土地改良区、兵庫県農地整備課）を設け、この委員会において検討した結果、両土地改良区を今後も並存させて施設管理部門を一元化する方針としました。そして平成６（1994）年３月、淡山土地改良区が東播用水土地改良区に管理を委託する内容の「組織再編に関する確認書」（資料 16）を両土地改良区で取り交わしました。

淡山土地改良区としては、施設管理の合理化に加えて組織の存続が実現し、大変満足できるもので

あったといえます。

組織再編に関する確認書の要旨

1　現在の土地改良区管理区域の確認
　東播用水土地改良事業受益面積　　7,684 ha
　内東播用水土地改良区管理区域　　5,176 ha
　内淡山土地改良区管理区域　　2,508 ha
2　再編時期　　平成８（1996）年４月まで
3　再編土地改良区（東播用水土地改良区）の事業
　・国営事業、県営事業で造成された施設の管理（国直轄管理施設以外）
　・淡山土地改良区から委託を受けた施設の管理
　・維持管理費等は全地域均一賦課
4　再編後の淡山土地改良区
　・ため池等の土地改良財産の管理

別記　東播用水土地改良区経常賦課金の徴収問題

昭和 47（1972）年に淡山地域を含む東播用水土地改良区が設立されて以来、淡山土地改良区の組合員は両土地改良区の経常賦課金を重複して負担していました。

平成２（1990）年、「組織調整に関する確認書」が両土地改良区間で取り交わされましたが、これによって両土地改良区の管理範囲が明確に分割されたとして、淡山土地改良区は東播用水土地改良区に対して淡山土地改良区組合員に対する経常賦課金の徴収を廃止するよう申し入れました。しかし、確認書においても淡山地域を地区に含むとされた東播用水土地改良区は、申し入れに応じることはありませんでした。

ついに淡山土地改良区は自組合員に対して賦課金の納入を拒否するよう指導し、平成５（1993）年から平成７（1995）年まで、淡山土地改良区組合員の東播用水土地改良区の経常賦課金未納が続きました。

この問題はそれぞれの組織の根幹に関わることから容易に解決とはならず、施設管理組織一元化へ向けた取組の足を引っ張ることとなったため、平成６（1994）年７月に兵庫県農地整備課長が仲介し、組織一元化後の課題として持ち越すこととなりました。

平成８（1996）年に施設管理組織の一元化が実現し、その直後から協議が再開されましたが、淡山土地改良区は一元的管理を行う東播用水土地改良区の立場を尊重するようになり、平成10（1998）年、経常賦課金未納額として 3,000 万円を東播用水土地改良区に納めました。

（４）施設管理組織の一元化（管理委託）

「組織再編に関する確認書」に基づき、淡山疏水と東播用水の施設管理組織を平成８（1996）年４月１日までに統合するため、両土地改良区は東播用水土地改良区経常賦課金の徴収問題を兵庫県農地整備課長の仲介によって先送りし、淡山疏水施設の管理を東播用水土地改良区に委託する「管理委託協定書」（資料 17）を平成７（1995）年 12 月に取り交わ

管理委託協定調印式

しました。

平成８（1996）年４月１日から一元的施設管理が始まり、東播用水土地改良区は当初の設立目的のとおり、淡山疏水を含めた東播用水全体の広域的な施設管理（近畿農政局が管理するダムなどの基幹部分並びに末端のため池を除く。）を行う組織となり、淡山土地改良区は疏水の施設と敷地を所有し、土地の管理とため池に関する土地改良事業などを実施する団体となりました。

（５）東播用水南部水利施設調整協議会

「東播用水南部水利施設調整協議会」（資料 18）は、施設管理の一元化後における両土地改良区に共通する課題を協議調整するため、管理委託協定書第５条の規定に基づいて平成８（1996）年４月１日に設置し、同年９月６日から平成 24（2012）年６月７日までに 26 回の協議会を開催しました。協議内容は、南部地域の用水供給、経常経費問題の解決、東播用水二期事業の実現に向けた取組などであり、例えば、平成 22（2010）年８月 12 日に開催された協議会では次のような協議を行いました。

１　東播用水二期事業の実現に向けた取組状況と今後のスケジュールについて
２　二期事業負担金の課題について
３　二期事業推進体制について
４　淡河・山田幹線水路整備計画案（新淡山水路）について
５　淡河・山田幹線水路（工事完了後）の帰属先について

6　まとめ〔平成８（1996）年臨時総代会挨拶より〕

風薫る５月、昔で言えば「目に青葉　山ほととぎす　初鰹」、気持ちの良い季節です。総代改選により皆様ご当選されました。これから４年間、淡山土地改良区一致協力し、よろしくお願い申し上げます。本日は欠席者１名で、皆様方の元気なお姿を拝見させていただきまして心からお慶び申し上げます。

昭和 45（1970）年に国営東播用水事業が計画されて以来 25 年が経過しました。上水と農業用水含めての用水開発です。当初計画では、受益者負担 10 アール当たり 17,300 円、昭和 53 年完成予定でありました。平成３（1991）年度では、負担額は 10 アール当たり 54 万円と増加しました。

我々淡山地域は東播用水との二重加盟の状態であり、更に淡山の両水源及び水路施設がベッタリと計画の中に組み込まれていたため、淡山土地改良区としては東播用水事業への参加を拒みました。昭和 54（1979）年呑吐ダム着工にあたり、淡山疏水の両水源の編入同意を得なければ進められないということで、参加を受けた経緯があります。これが出発です。

少雨渇水地域の農業をこれだけの農業に築き上げてくださった先人先覚者の歴史と、水不足と闘い施設を拡充して地域農業の発展に取り組んだ歴史を踏まえて、東播用水問題の解決や負担の軽減に努力しました。農業者の負担額は、10 アール当たり 4,500 円の 28 年償還となりました。年 10 アール当たり 5,000 円の 10 年償還を終始一貫して訴え続けた結果、一括償還で 10 アール当たり７万円弱、28 年償還 10 アール当たり 12 万円余りの負担軽減となりました。

・・・中略・・・

国営事業が進む中、淡山土地改良区としては東播用水土地改良区との連合組織を基本方針として進んでいましたが、県の調整により水管理組織一元化計画が進み、本年４月１日、用水を一元化して東播用水土地改良区が管理し、我々の土地改良区は財産を管理し、永久に残存することとなります。淡山区域の施設管理は隣の南部管理所で管轄し、職員４名が移籍し、淡山職員は２名となりました。今後は水利調整協議会をつくり、提案権、発言権等を規約化して推進します。

本日は役員選任について提案します。よろしくお願い申し上げます。

平成８（1996）年５月 15 日　　理事長　吉岡義雄

第2章　東播用水二期事業の促進

1　経緯

東播用水事業は昭和45（1970）年に着工となり、23年の年月をかけて平成5（1993）年に完成しました。以後、主要水源施設（川代ダム、大川瀬ダム、呑吐ダム、導水路）と淡山疏水を含む110キロメートルに及ぶ用水路ネットワークは、農業用水と水道用水を安定的に供給し続け、農業生産の向上とともに住民の安心で豊かな生活に貢献してきました。

しかし、これら施設には様々な問題が発生していました。明治･大正時代に建設され昭和30（1955）年前後に改修された淡山疏水のトンネルなどには老朽化の進行が見られました。大川瀬ダム、呑吐ダムの護岸などの損傷も発生していました。平成7年（1995）1月には阪神淡路大震災が発生し、これを踏まえた施設の耐震性向上が急務となっていました。ダムを利用した再生エネルギーの活用も求められていました。また受益地を見ると、北部地域において酒米山田錦の栽培面積が拡張されるなど、営農変化に応じた用水再編も必要となっていました。

近畿農政局はこれら状況の詳細を確認するため、平成11（1999）年に東播用水地区の現状調査を開始し、平成18（2006）年、兵庫県、関係市町、東播用水土地改良区と共に東播用水あり方検討会を設置し、水利計画の見直しや施設の改修改築について検討を始めました。そしてこれらの成果に基づき､平成21（2009）年に国営土地改良事業地区調査「東播用水二期地区」に着手し､平成22（2010）年には淡山土地改良区も参加して、平成23（2011）年に東播用水二期事業基本計画を作成しました。

この基本計画を基に、淡山土地改良区と東播用水土地改良区が関係市町の協力を得て計画概要を取りまとめ、関係農家の同意を取得し、平成25（2013）年8月1日に東播用水土地改良区理事長が農林水産大臣に東播用水二期国営土地改良（農業水利）事業の施行申請書を提出しました。

農林水産大臣は平成26（2014）年1月7日に事業計画を確定し、既に東播用水二期農業水利事業所を開設〔平成25（2013）年9月1日〕していた近畿農政局は直ちに事業に着手しました。

2　事業計画の概要

東播用水二期事業は国営農業水利事業と兵庫県水道用水供給事業との共同事業であり、東播用水事業と同じく、近畿農政局が事業を実施しています。主要工事は、淡山疏水を含む東播用水の施設の改修・改築並びに新山田幹線水路、小水力発電、北神戸調整池などの新設工事です。

淡山疏水関係では、呑吐ダム揚水機場新設と新山田幹線水路新設が主な工事です。呑吐ダム揚水機場は用水再編のための施設であり、大川瀬導水路から山田幹線水路への送水を廃止して呑吐ダムから送水するために新設されます。

新山田幹線水路は、淡河幹線水路と山田幹線水路の三木市緑が丘住宅団地通過部分を統合して公道下に新設される管水路です。淡河幹線水路から新山田幹線水路に水を送るために、淡山連絡揚水機場と連絡水路が新設されます。

なお、二期事業計画においては、淡河川幹線水路は淡河幹線水路と呼ばれ、山田川幹線水路は山田幹線水路と呼ばれています。

■事業費　　総事業費 174.3 億円　（内農業水利事業 135.5 億円　水道事業 38.8 億円）
　　工事費　131.5 億円（内農業水利事業 102.2 億円　水道事業 29.3 億円）
　　測量設計等　42.8 億円（内農業水利事業 33.3 億円　水道事業 9.5 億円）

■工期　　平成 25（2013）年～平成 34（2022）年

■受益面積　7,313㌶　（水田　6,843㌶　畑 470㌶）

■主要工事計画

施　設		工事内容
大川瀬ダム	満水面保護工	満水面保護工改修　1 式
	放流施設	小水力発電　　インライン式プロペラ水車 Φ 450㎜× 1 台（新設）
呑吐ダム	満水面保護工	満水面保護工改修　1 式
	放流施設	小水力発電　　インライン式プロペラ水車 Φ 450㎜× 1 台（新設）
大川瀬導水路	サイフォン・トンネル	改修・補修等 2.5㎞
	トンネル・水路橋	耐震化　　6 か所
	北神戸調整池	新設 1 か所
中央幹線水路	トンネル・サイフォン・トラジション 上水迂回水路	補強（内面補強、グラウト充填、鋼板内巻　0.8㎞ 旧岩岡支線水路整備用　　1 式
淡山水路	新山田幹線水路	シールド工法φ 1350　2.6㎞　（新設）
	呑吐ダム揚水機場	φ 350　2 台（新設）
	山田注水揚水機場	φ 450　2 台（新設）
	山田注水連絡管	φ 800　1.8㎞（新設）
	既設淡河幹線水路	ひび割れ補修等　2.6㎞
	既設山田幹線水路	ひび割れ補修等　1.7㎞
	既設合流幹線水路	ひび割れ補修等　2.9㎞
水管理施設	総合管理所 中央管理所、子局	遠方監視施設　1 式

■計画概要図

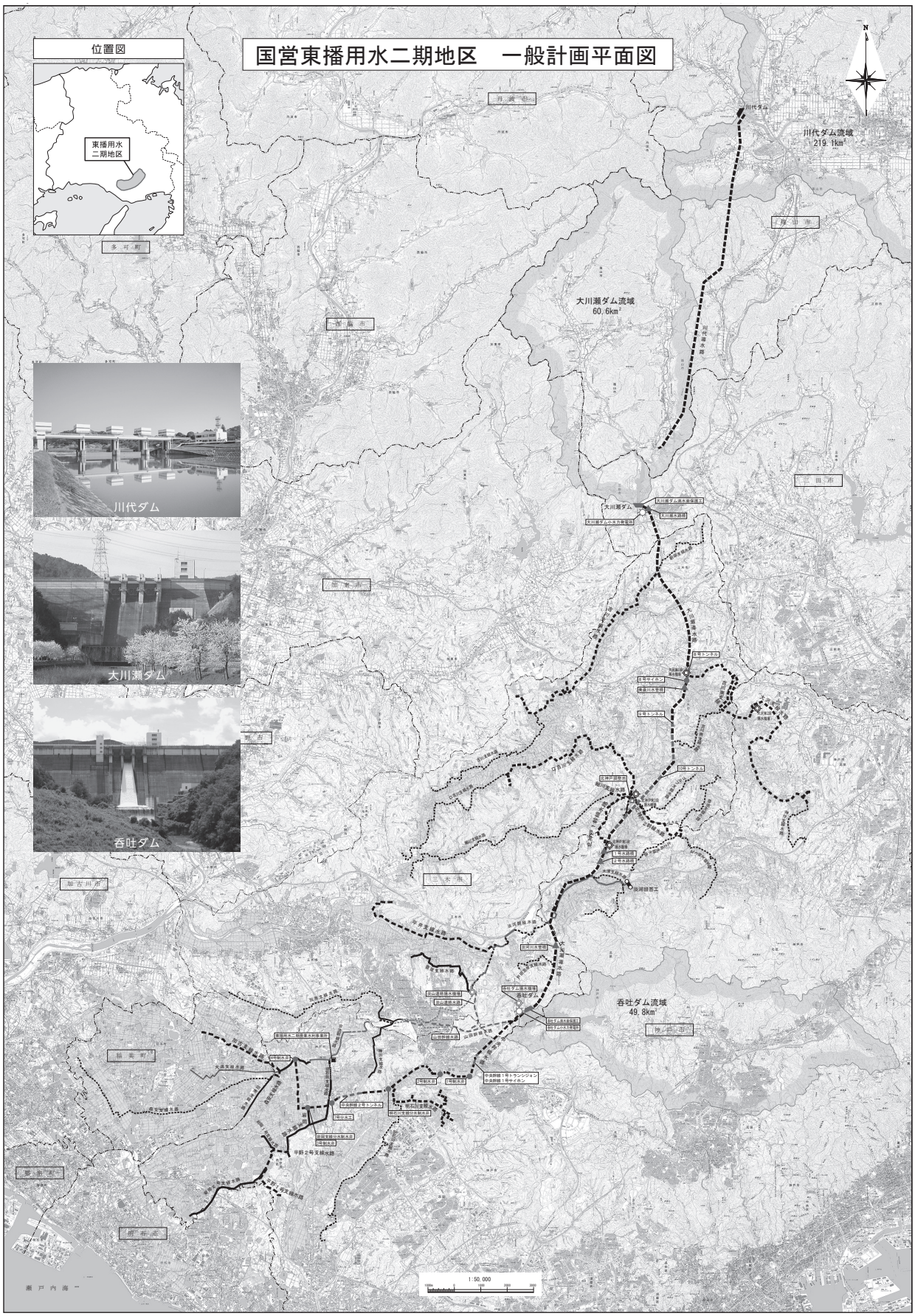
国営東播用水二期地区　一般計画平面図
位置図
東播用水
二期地区
川代ダム
大川瀬ダム
吞吐ダム
川代ダム流域
219.1km²
大川瀬ダム流域
60.6km²
吞吐ダム流域
49.8km²
1：50,000

3　淡山土地改良区の取組

平成 11（1999）年から開始された近畿農政局による現状調査の結果、三木市緑が丘住宅団地及びその周辺を通過する淡河川幹線水路及び山田川幹線水路の地下水路において、二つの問題があることが判明しました。一つは、内面を覆うコンクリートのブロックなどが著しく老朽化していることであり、一つは、宅地の地下を通過している部分があり、その権利について登記されていないことでした。

これらの状況は、平成 21（2009）年 10 月に開催された東播用水南部水利調整協議会において報告されました。淡山土地改良区は直ちに現地を調査確認し、東播用水二期事業での改修改築により解決を図ることとして、同事業の採択に向けて積極的に取り組むことを決意しました。

平成 22（2010）年４月、兵庫県加古川流域土地改良事務所が東播用水二期事業推進担当の土地改良専門員を配置し、同年５月には東播用水土地改良区が東播用水二期事業対策委員会を設置し、事業実施に向けた体制が整えられました。淡山土地改良区も、同年８月には理事会に副理事長兼国営担当理事及び国営事業特別委員会を置き、事務局には担当参事（外部より招聘）を置き、東播用水あり方検討会に参加しました。

平成 23（2011）年３月に東播用水あり方検討会が廃止され、二期事業を強力に推し進めるため、淡山土地改良区、東播用水土地改良区及び受益市町を主たる構成員とした東播用水二期地区国営土地改良事業促進協議会（資料 19）が設立されました。淡山土地改良区は同協議会において、国及び兵庫県に対して毎年強力な事業化の要請活動を行うとともに、平成 25（2013）年３月には東播用水二期土地改良事業計画を取りまとめました。

この事業計画に基づく東播用水二期国営土地改良（農業水利）事業の採択を申請するため、平成 25（2013）年６月から、淡山土地改良区と東播用水土地改良区が協力し、両土地改良区組合員に対して事業計画の概要を説明して同意を徴集しました。

緑が丘住宅団地及びその周辺の宅地を通過する地下水路「本編第３章宅地内地下水路に関する合意取得」については、東播用水二期事業によって路線変更されることとなりましたが、当該宅地の地権者の合意が条件であったため、平成 24（2012）年１月から地権者と交渉し、平成 25（2013）年３月にほとんどの地権者との合意に至りました。

淡山土地改良区の主な取組経過

年 月 日	主な取組
平成 20（2008）年 9 月 4 日	理事長らが、近畿農政局から三木市緑が丘住宅団地を通過する地下水路の老朽化と住宅敷地内通過の概況を聞き取る。
平成 21（2009）年 10 月 5 日	南部水利施設調整協議会において、緑が丘住宅団地内の地下水路の状況の詳細説明を受ける。 理事会が地下水路を現地調査し、東播用水二期事業による解決を図って事業採択に取り組む方針を決定する。
平成 22（2010）年 4 月 23 日	南部水利施設調整協議会において、東播用水二期事業の構想を検討する。
6 月 15 日	東播用水土地改良区と共に東播用水二期事業実施の要請書を兵庫県に対して提出する。
8 月 1 日	副理事長兼国営担当理事及び国営事業特別委員会を置き、事務局に担当参事（外部より招聘）を置く。
8 月 30 日	東播用水あり方検討会に参加し、東播用水二期地区事業計画を検討する。
12 月 2 日	東播用水土地改良区と共に東播用水二期事業実施の要請書を近畿農政局に対して提出する。
平成 23（2011）年 3 月 29 日	東播用水土地改良区及び関係市町と共に東播用水二期地区国営土地改良事業促進協議会を設立する。
9 月 23 日	地下水路通過について、関係地権者との交渉を開始する。
平成 25（2013）年 3 月	地下水路関係地権者との合意書締結を終える。
5 月 31 日	東播用水二期地区国営土地改良事業促進協議会において、事業の計画概要を定める。
6 月	東播用水土地改良区と共に東播用水二期事業計画概要の地元説明と同意の徴集を開始する。

4　農家負担方法に関する協議

平成 23（2011）年５月に開かれた第１回東播用水南部水利施設調整協議会において、東播用水土地改良区側から東播用水二期事業の農家負担金の負担方法検討について声が上がりました。当時の試算では、淡山疏水関連である新山田幹線水路、淡山連絡揚水機及び連絡水路の工事費は農業水利事業費の約 45％を占めることから「淡山土地改良区組合員の負担割合を高くするのが妥当ではないか」というものでした。他方、淡山土地改良区においては、平成７（1995）年に締結した管理委託協定第４条「管理委託協定に係る施設の使用料は無償とし、当該施設の維持管理に要する経費は乙（東播用水土地改良区）の負担とする」により、淡山土地改良区の負担は皆無であるという意見もありました。

このため、多くの試算に基づく負担割合について検討し続けましたが、両土地改良区がともに納得できるような負担方法は見出されませんでした。第４回協議会において、「両土地改良区の永年の課題であった合併を前提に全体均一負担とする」という提案があり、この案が両土地改良区の運営の効率化と負担金問題を一気に解消するということから、委員全員の賛同を得ました。

第５回協議会からは合併の姿が検討され、平成 23（2011）年 12 月に開催された第７回協議会において「東播用水二期事業農家負担方法と合併に関する協議報告書」（資料 21）が取りまとめられ、平成 24（2012）年１月から２月にかけて、両土地改良区それぞれの理事会において報告･承認されました。

負担方法協議経過〔東播用水南部水利施設調整協議会　平成 23（2011）年〕

協 議	月　日	協 議 内 容
第１回	５月 10 日	両土地改良区間の負担割合検討実施の動議・承認
第２回	７月 12 日	負担割合試算の検討
第３回	８月 23 日	管理委託協定第４条（維持管理負担）の検討
第４回	９月 13 日	合併を前提とした均一負担方針の決議
第５回	10 月 31 日	合併条件及び合併スケジュール案の検討
第６回	12 月 ２ 日	合併及び負担方法案の決議
第７回	12 月 20 日	東播用水二期事業農家負担方法と合併に関する協議報告書の取りまとめ

第 3 章　宅地内地下水路に関する合意取得

1　当該土地の来歴

現在の三木市緑が丘住宅団地から廣野ゴルフ場辺りの土地は、かつては原野であり、明治 19（1886）年に元摂津国三田藩 13 代藩主九鬼隆義氏の所有地となりました。

明治 20（1887）年に開始された淡河川疏水工事の設計において、この九鬼氏所有地に水路を通過させることとなり、加古郡母里村外四箇村普通水利組合管理者は隆義氏相続人である長男隆輝氏の代理人（九鬼家家政係　鈴木清）と話し合い、隆輝氏が開墾した広野開拓地 10 ヘクタール余りの用水を補給することを条件に、幹線水路の開水路、調整池などの敷地約 17 ヘクタールを無料で借地することとし、工事完成後の明治 27（1894）年 10 月に約定証を取り交わしました。明治 44（1911）年に着工された山田川疏水においても、兵庫県淡河川山田川普通水利組合が幹線水路の開水路敷地約 2.5 ヘクタールを無料で借地しました。（支線水路などは有料借地でした。）

なお、両幹線水路のトンネル部は、契約対象外として通過が認められました。

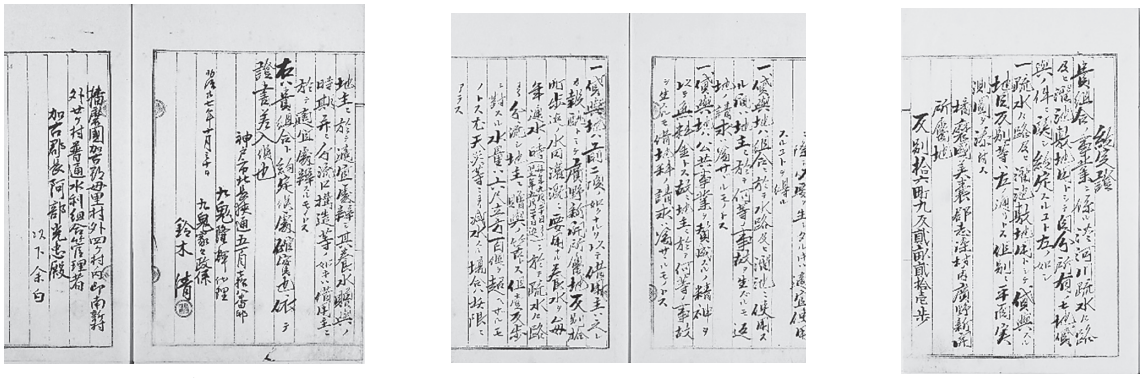

淡河川疏水及びため池敷地の貸与に係る約定証〔明治 27（1894）年 10 月 30 日〕

昭和 27（1952）年、これらの借地のほとんどが神戸電気鉄道（現神戸電鉄株式会社）及び廣野打球会社（現廣野ゴルフ倶楽部）の所有となりましたが、前者の所有となった疏水敷地は淡山土地改良区に譲与され、後者では無料借地となり、トンネル通過も従前のとおり認められました。

昭和 44（1969）年、大和ハウス工業株式会社が、淡山土地改良区に譲与された開水路敷地約 7.5 ヘクタールとトンネル部分を編入して緑が丘住宅団地の造成工事を開始しました。団地造成地内の淡河川幹線水路と山田川幹線水路はトンネルと開水路でしたが、開水路を函渠（箱形の地下水路）にして全線を地下水路にし、地下水路の敷地は最小限必要な範囲を淡山土地改良区所有の緑道並びに三木市所有の道路及び公園とし、残った土地は集約して淡山土地改良区が取得する計画でした。

淡河川・山田川幹線水路概要図（緑が丘住宅団地内）

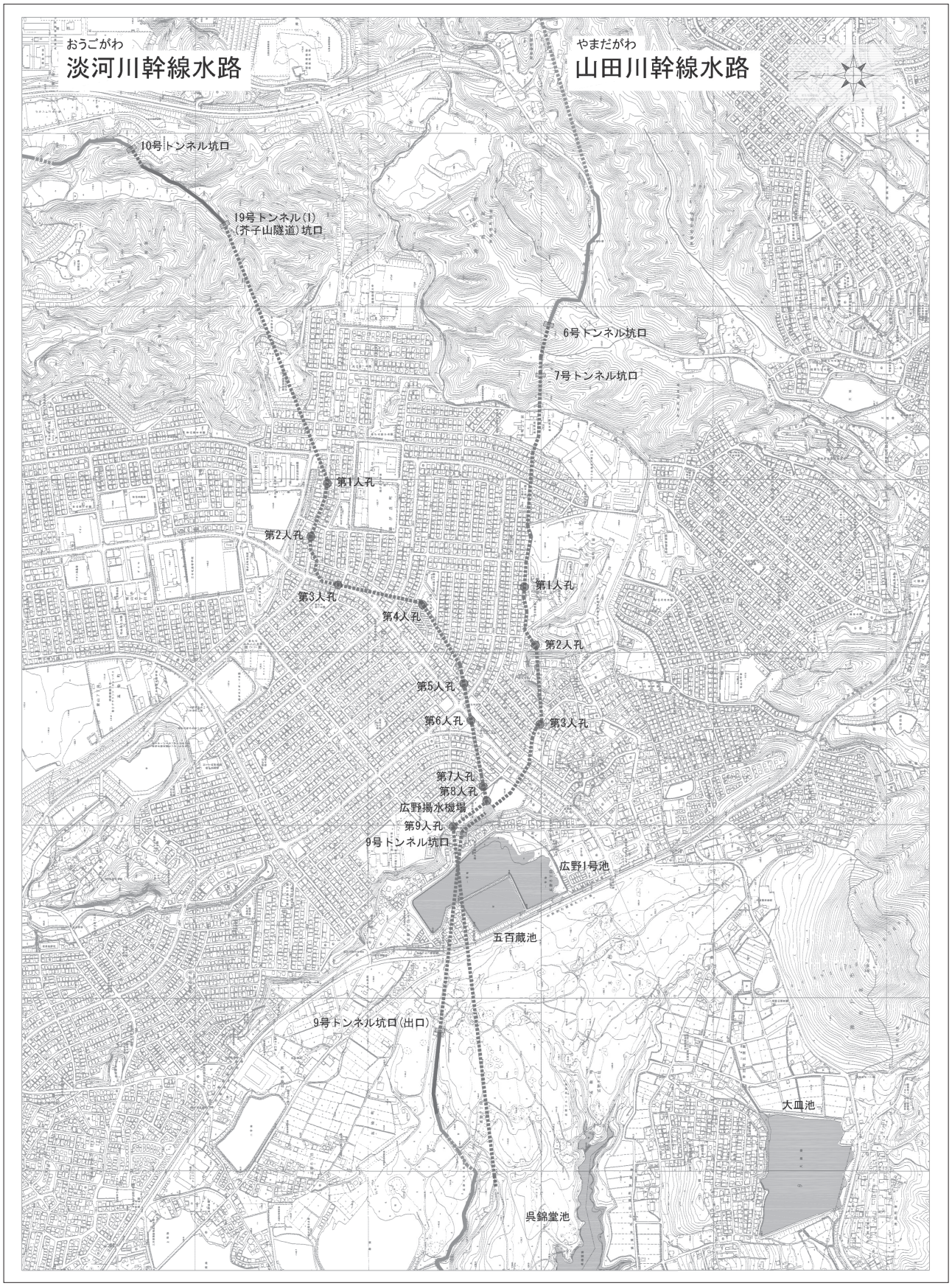

2　問題発覚と対応方針の決定

平成 11（1999）年から近畿農政局が実施した東播用水地区現況調査の結果、緑が丘住宅団地内及び隣接している小団地において淡山疏水地下水路の一部が宅地内を通過していること、当該土地の権利設定の登記がなされていないことが確認されました。

淡山土地改良区は、平成 20（2008）年 9 月にこれを知らされましたが、当該水路は明治・大正時代から通過しているものであり、東播用水二期事業により路線変更がなされれば問題はないと考えていました。また問題が発生したとしても団地造成者である大和ハウス工業株式会社などの開発者が対応すべきであるとも考えていました。

しかし、東播用水あり方検討会において二期事業計画の検討を進める中で、平成 21（2009）年、当該地下水路の改修改築を二期事業計画に織り込むためには、宅地内の地下水路についてあらかじめ地権者との合意が必要と判明しました。

次に、土地改良区は宅地内地下水路となった経緯を確認するため大和ハウス工業株式会社との過去の協定書などを調べましたが、詳細は分かりませんでした。平成 23（2011）年 2 月には団地を造成した大和ハウス工業株式会社神戸支店へ出向いて聞取り調査を行いましたが、同店の多くの資料も阪神大震災により散逸したとのことで、新たに得た情報はほとんどありませんでした。なお、隣接している小団地の開発については土地改良区が関知していませんでした。

これら調査を通じて確認されたことは、次のとおりでした。

確認内容

○昭和 43（1968）年 8 月　大和ハウス工業㈱からの緑が丘住宅団地造成工事に係る淡河川及び山田川水路用地の編入承認願を受理
○昭和 44（1969）年 9 月 5 日　大和ハウス工業（株）と水路改修等に係る協定書締結
　①淡山土地改良区所有水路敷地 40,605 平方メートルに対して、造成後に宅地約 11,033 平方メートル、水路敷地 1,880.62 平方メートルを淡山土地改良区が取得
　②九鬼氏所有の水路敷地の使用については従前のとおり維持
　③開水路部分は函渠に改築
○昭和 44（1969）年～昭和 60（1985）年ごろに造成工事及び分譲
○昭和 62（1987）年の青山地区販売物件において、重要事項として淡山疏水の地下水路通過を説明した文書が存在
○淡山土地改良区が換地取得し転売した宅地にも地下水路が通過

以上のように、宅地を通過した経緯の詳細は分かりませんでしたが、老朽化した地下水路の改修改築が急務であったことから、淡山土地改良区は自らが地権者と交渉することとしました。一方、緑が丘住宅団地の造成・分譲者である大和ハウス工業株式会社と協議し、平成 23（2011）年 9 月、地権者との交渉について次のとおり責任分担を取り決めました。

・淡山土地改良区が単独で地権者との交渉を開始する。
・地権者から大和ハウス工業株式会社の責任を問う場面があった場合、同社が対応する。
・交渉経費の分担について両者で協議する。

また隣接する小団地については、問題が発生した時点で対応する方針としました。

3　地権者との交渉

（1）事前調査

淡山土地改良区は地権者との交渉準備として、平成 22（2010）年に実施された土地改良施設用地情報収集事業※ の成果により、緑が丘住宅団地と周辺において地下水路が通過する宅地の権利関係を正確に把握し、平成 23（2011）年には測量業務を外注して地下水路の正確な位置を調査しました。

その結果、該当する宅地は 78 件あり、その内 33 件は建物の地下を通過していました。

土地改良施設用地情報収集事業※：東播用水二期事業の円滑な推進を目的に施設用地の権利関係などを調査するものであり、平成 22（2010）年に近畿農政局が兵庫県土地改良事業団体連合会にこの事業を委託しました。淡山土地改良区は疏水関係について情報収集に協力しました。

宅地内地下水路の物件数　（単位：件）

区　　分	淡河川疏水	山田川疏水	計	備　　考
淡 山 売 却	5	2 〔2〕	7 〔2〕	昭和 50（1975）年頃に 3 件売却
大和ハウス売却	29〔11〕	10 〔1〕	39〔12〕	昭和 49（1974）年～昭和 62（1987）年頃に多数売却
その他業者売却	10 〔7〕	15 〔9〕	25〔16〕	淡河は山田重複分 2 件含む
個 人 建 築 売 却	1	6 〔3〕	7 〔3〕	
計	45〔18〕	33〔15〕	78〔33〕	権利者 113 人（共有・相続含む。） 当該水路延長　1,020 m 当該水路敷地面積　1,625㎡

〔 〕内は、建物の地下を水路が通過している物件

（2）交渉方針の決定

淡山土地改良区、近畿農政局（用地課、事業計画課、淀川水系土地改良調査管理事務所）及び兵庫県（農村環境室、加古川流域土地改良事務所）で構成される緑が丘地下水路対策会議を平成 23（2011）年 4 月に設置し、地権者との交渉が大方終了する平成 24（2012）年 4 月までに全 6 回開催しました。対策会議では、まず交渉方針を検討し、交渉開始後は交渉段階ごとの状況の確認とその後の進め方を検討しました。

交渉方針の検討では、最初は「九鬼氏との契約により永年使用してきた水路敷地の使用権利を主張するか否か」が論点となり、数名の弁護士の見解においても「現状のままで淡山土地改良区が使用権利を有している」という見解と、「当該水路敷地の使用権利は旧所有者の九鬼氏との契約に基づくものであり、現在の土地所有者とは改めて契約する必要がある」という２つの見解に分かれていました。

しかし、東播用水二期事業計画において新地下水路を公道化に新設して旧地下水路を充填した上で廃止する方向が明確となったため、旧地下水路敷地の使用権利ではなく、新地下水路の建設を中心とした次表の交渉方針となりました。

交渉方針

項　　目	交　渉　方　針
現トンネルの廃止と引渡し	淡山土地改良区は新たなトンネルを道路下に建設し、現在のトンネルを閉塞充填して地盤補強工作物として地権者に引き渡す。
現トンネルの使用期間	新トンネルの使用を開始するまでの間、淡山土地改良区は現在のトンネルを使用する。
地権者による工作物の処理など	引き渡された工作物の撤去、当該土地売却時の責務引継ぎなどについては、地権者自らの責任において行う。
解決金	淡山土地改良区は、一切の合意に係る解決金を支払う。

【備考】

1　地盤補強工作物

閉塞充填して廃止した地下水路は産業廃棄物に該当するのではないかという意見が交渉対策会議であったため、農村環境室が県庁関係課の見解を確認したところ、「コンクリートなどで充填した物は地盤の補強工作物と見なす」との回答がありました。

2　解決金

宅地内地下水路は地下６メートルから地下 24 メートルの間にあり、これらに関する地下利用補償金、充填して存置される構造物による土地価格の低下に対する補償金、諸々の手数料などの一切を考慮し、淡山土地改良区が独自に解決金を算定しました。

地下利用補償金は、土地評価価格を基に、土地利用価値割合（地下利用率 0.3 及びその他利用率 0.025）、深度別利用率（地下６メートルまでを１、地下 40 メートル以上を０とし、深度階層ごとに比例配分）、地上権限界率（90 パーセント）などを考慮して算定したものです。

（３）地区説明会

交渉方針を決定した淡山土地改良区は、東播用水二期事業の全体実施設計が平成 24（2012）年には着手されることが決定されたため、速やかに地区説明会を進めました。

平成 23（2011）年７月下旬に三木市に対して、８月には各関係地区の自治会長に対して事前説明を行いました。地権者に対しては、大村哲郎理事長、厚見侑三副理事長、寺嶋忠昭理事と職員による推進体制を整え、兵庫県加古川流域土地改良事務所及び東播用水土地改良区職員の協力も得て、平成 23（2011）年９月から 10 月までに５回の地区説明会を開きました。

説明会では、淡山土地改良区が疏水開削からの経緯、新地下水路建設と閉塞処理の計画※、補償の考え方及び合意書案などを説明し、多くの参加者から宅地評価額の低下を補償するよう要求があったものの、新地下水路建設について理解を得ることができ、各地権者との交渉を後日に行う運びとなりました。

新地下水路建設と閉塞処理の計画※

1　緑が丘住宅団地内及び下流の淡河川疏水及び山田川疏水を統合し、新たに１本の地下水路を公道下に建設する。

2　新水路開通後、現在の路線を用途廃止する。

3　用途廃止にあたっては、地表の状況や深度等から地下水路の撤去は非現実的であるため存置する。

4　存置する地下水路は、コンクリートモルタルを空隙に充填し、地盤の安定を確保する地下工作物とする。

5　地下工作物は当該土地に付属するものとして、土地所有者へ引き渡す。

6　国直轄事業によりこれら工事が実施されるよう、国への申請手続きを進める。

7　平成 26 年度事業着手、工期は６年以上。（推定）

地権者説明会等の日程〔平成 23（2011）年〕

月　日	説明会	説明内容
7 月 26 日	三木市農業振興課事前説明	地元説明会開催について
8 月 20 日	地元区長（12 名）事前説明会	地元説明会開催について 地元説明会立会い依頼
9 月 23 日	緑が丘町東２丁目（15 人中 10 人）	・経緯 ・実態調査の結果 ・新地下水路建設と閉塞処理の計画※ ・閉塞した地下工作物の引渡 ・合意書案及び解決金算定方法 ・合意書締結に関わる個別交渉の要請
9 月 24 日	〃　　東４丁目（25 人中 14 人）	
9 月 25 日	〃　　東１丁目Ａ（19 人中９人）	
	〃　　東１丁目Ｂ外（11 人中４人）	
10 月 8 日	〃　　青山１丁目（10 人中９人）	
10 月 16 日	志染町広野８丁目（19 人中９人）	

（注）説明会欄の（　）は、地権者総数と出席者数

（４）個別交渉

地区説明会の終了後、淡山土地改良区は、顧問弁護士の助言を得て慰謝料の増額などの地権者要望への対応案を作成し、平成 23（2011）年 12 月 15 日には臨時総代会において対応案の承認を得て、平成 24（2012）年１月４日の正月休み明けから地権者一人一人との日程調整を開始し、同月 14 日から個別交渉を開始しました。

地権者の主な意見・要望と土地改良区の対応案

意見・要望	対　応
1　資産価値低下の補償	解決金算定に包含されていることを個別交渉で説明
2　用地使用料と慰謝料の補償	解決金増額
3　現地下水路廃止までの事故等に対する補償	合意書に淡山土地改良区の責任を明記
4　地下工作物引き渡しに対する補償	解決金増額

副理事長、理事、職員の計５人が交渉し、交渉の成り行きにより特別な対応が必要となった場合に

備えて理事長が待機しました。昼夜を問わず休日も返上し、２人１組で対象物件 78 件について戸別訪問して交渉した結果、平成 24（2012）年４月までに 72 件について合意書（資料 20）を取り交わすことができました。その後､残る６件の内の３件について合意が得られ､平成 25（2013）年３月末には、合意拒否１件、合意保留１件、交渉拒否１件合計３件の未合意が残りました。これらは東播用水土地改良区が対応を引き継ぎました。

また、緑が丘住宅団地下流の広野１号池（農事組合法人広野水利組合)、神戸電鉄粟生線（神戸電鉄㈱)、廣野ゴルフ場（廣野ゴルフ倶楽部）では、それぞれの敷地を通過する開水路及び地下水路について紳士協定による土地利用が認められてきましたが、当該水路においても東播用水二期事業の改修・改築計画があることから、淡山土地改良区が文書化を申し入れ、緑が丘住宅団地の事例に準じて合意書を取り交わしました。

なお、地権者との交渉もほぼ終了した平成 24（2012）年 12 月７日、淡山土地改良区が大和ハウス工業株式会社に対して緑が丘住宅団地に関する交渉経費負担の協議を申し入れ、平成 25（2013）年３月７日に両者は合意に達しました。

第４編　合併解散

第１章　東播用水土地改良区との合併

１　経過・概要

淡山疏水を包含して計画された東播用水事業は、昭和 45（1970）年に着工となり、東播用水事業により建設される水路の管理などを行う東播用水土地改良区が昭和 47（1972）年２月に設立されました。

昭和 50（1975）年に東播用水と淡山疏水の水利権包括方針が近畿農政局から打ち出されたのを契機として、淡山土地改良区と東播用水土地改良区の組織問題が表面化し、両土地改良区、近畿農政局、兵庫県が長きにわたる協議を重ね、平成７（1995）年、ようやく施設管理が一元化されました。

それから 15 年が経過した平成 22（2010）年、東播用水二期事業の実現に向けた取り組みが進められていた中で、兵庫県からの提案もあって合併が議論されるようになりました。

平成 23（2011）年９月 13 日には、東播用水南部水利施設調整協議会において「組織の統合を前提に東播用水二期事業の農家負担は均一とする」という案がまとめられ、続いて両土地改良区による合併推進協議会の設立、統合整備計画の策定、淡山疏水の不用となった施設・土地の処分などを経て、平成 28（2016）年４月１日に淡山土地改良区は東播用水土地改良区と合併して解散しました。

「合併の概要」は次に掲げるとおりです。

合併の概要

項　　目	内　　容
合併の目的	組織統合により、合理的かつ効率的な土地改良区運営と東播用水二期事業の一層の推進を図る。
合併の方法等	１　合併の方法　吸収合併 ・存続する土地改良区：東播用水土地改良区 ・解散する土地改良区：淡山土地改良区 ２　合併時期　　平成 28（2016）年４月１日 ３　合併土地改良区の名称　東播用水土地改良区 ４　地区　　現東播用水土地改良区の地区と同じ ５　事務所　現東播用水土地改良区所在地
東播用水土地改良区が継承する財産	１　施設・土地　合併時に淡山土地改良区が所有する施設・土地 ２　動産 ・運営補填金 500,000,000 円 ・平成 27（2015）年度一般会計未清算金
合併人事	淡山土地改良区職員２人が東播用水土地改良区に異動する。

２　合併への組合員の思い

「淡山疏水を開削し守り育ててきた先人たちに感謝し、誇りをもって歴史ある淡山疏水を守る」という思いは、代々の淡山土地改良区組合員に引き継がれてきました。

しかし、施設管理を東播用水土地改良区に委託してから 15 年の年月が経過した時、淡山土地改良区組合員は、東播用水土地改良区管理による安定した用水の供給に信頼を置くとともに、施設管理組織一元化の合理性を高く評価するようになりました。また、高金利の時期には預貯金の利息により行っていた土地改良区運営が低金利となってからは毎年２千万円を超える預貯金を取り崩す状態となり、加えて東播用水土地改良区との運営経費の二重負担もあることから、組合員は自らの組織の意義に疑問を抱くようになりました。そして、二重組織であるがゆえに発生した東播用水二期事業の農家負担方法の問題を検討する中で、組合員の合併への思いが一気に強くなりました。

このように、時の流れに沿って変化した組合員の思いが東播用水土地改良区との合併を極めて自然に進め、心に深く刻まれていた淡山疏水を大切にする強い思いは、淡山疏水をいかして未来に引き継ぐＴＴ（淡山疏水・東播用水）未来遺産運動を生みました。

３　合併手続きの推進

（１）概要

平成 23（2011）年 12 月、淡山土地改良区と東播用水土地改良区は東播用水南部水利施設調整協議会が取りまとめた「東播用水二期事業農家負担方法と合併に関する協議報告書」（資料 21）をそれぞれの理事会で承認し、足並みをそろえて合併に向けて動き出しました。

両土地改良区は兵庫県が示した土地改良区合併手続フローを参考に合併推進協議会を設置し、合併整備計画書作成そして合併契約といった手続きを進め、平成 28（2016）年４月１日に合併を実現しました。淡山疏水の不用となった施設・土地の処分などのため、合併の方針決定から合併までに５年の歳月を費やしましたが、かつての施設管理組織一元化の経過に比べると著しく円滑な展開であったといえます。

合併推進協議会設置から合併までの経過は、次表のとおりです。

合併までの経過一覧表（合併推進協議会設置～合併）

年 月 日	行　　事	主 な 内 容
平成 24（2012）年 6 月 13 日	第１回合併協議会	合併協議会設置 合併に関わる課題整理（運営補填金・用途廃止施設及びため池敷地などの処分）
7 月 26 日	第２回合併協議会	統合整備計画案決定
8 月 24 日	第３回合併協議会	運営補填費案決定
10 月２日	第４回合併協議会	合併契約書案の取りまとめ 淡山土地改良区ため池敷地の地元譲渡方針を決定
11 月 15 日	合併契約締結	両土地改良区理事長間で締結
12 月 26 日	第５回合併協議会	ため池敷地及び不用となった施設・土地の処理状況の確認

年 月 日	行　　事	主 な 内 容
平成 25（2013）年 4 月 25 日	第 6 回合併協議会	ＴＴ未来遺産運動推進案の取りまとめ ため池敷地及び不用となった施設・土地の処理状況の確認
12 月 19 日	第 7 回合併協議会	ため池敷地及び不用となった施設・土地の処理状況の確認
平成 27（2015）年 7 月 7 日	第 8 回合併協議会	合併契約変更案の取りまとめ ため池敷地及び不用となった施設・土地の処理状況の確認
10 月 19 日	第 9 回合併協議会	引継ぎ予定施設・土地の確認
	合併変更契約締結	合併時期の変更
平成 28（2016）年 2 月 18 日	第 10 回合併協議会 合併財務の確認	合併スケジュールの確認 両土地改良区理事長が相互の合併財務等の確認
3 月 25 日	総代会合併決議	それぞれの総代会において合併案の承認
3 月 28 日	合併許可申請書提出	東播用水土地改良区理事長が兵庫県知事に提出
4 月 1 日	合併認可	兵庫県知事が認可

注 1 ：調整協議会とは「東播用水南部水利施設調整協議会」
注 2 ：合併協議会とは「淡山・東播用水土地改良区合併推進協議会」

土地改良区吸収合併手続フロー

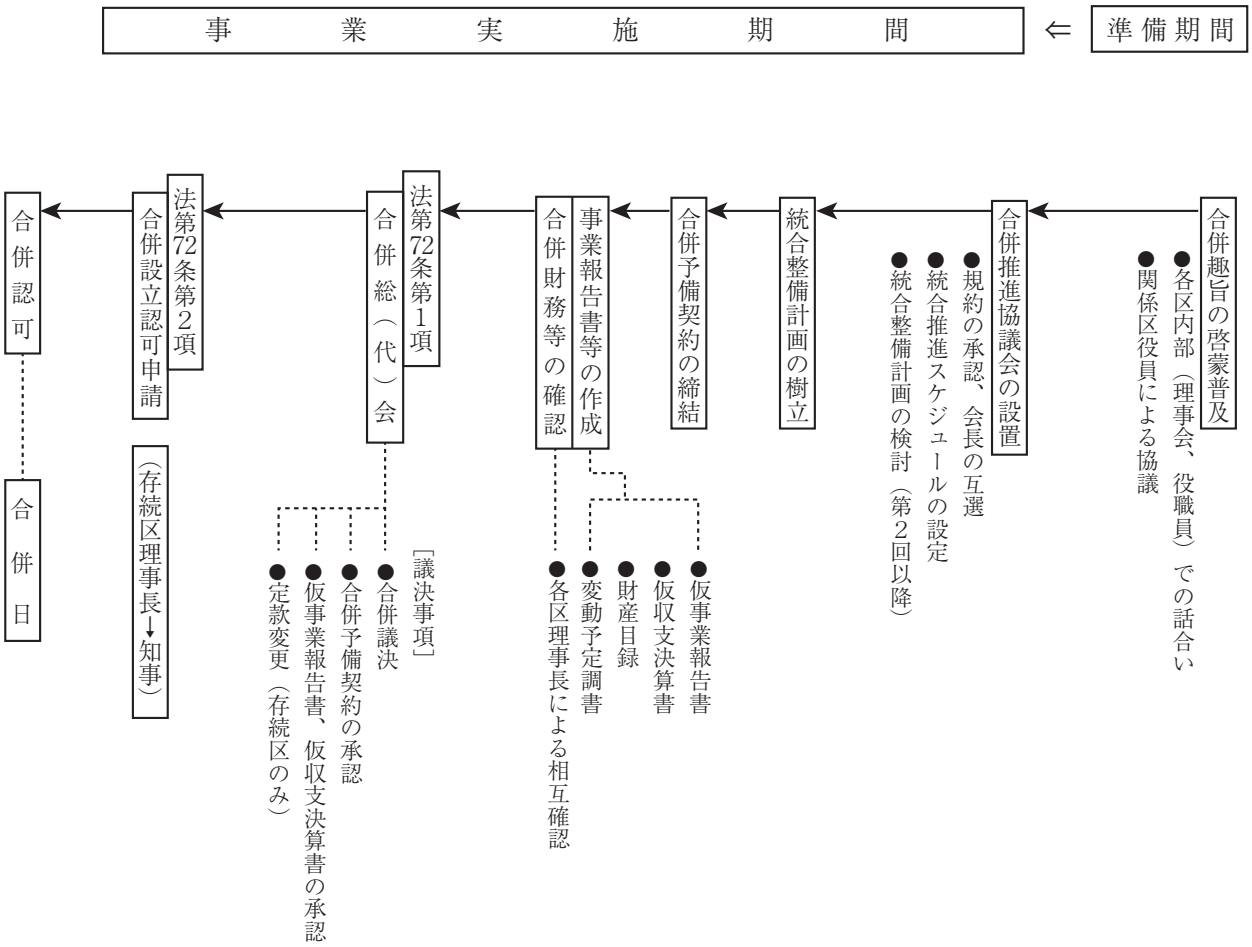

（２）合併推進協議会の設置

平成 24（2012）年 6 月、淡山土地改良区と東播用水土地改良区は合併の推進に関わる諸問題を協議し解決するため、東播用水南部水利施設調整協議会を改組した「淡山・東播用水土地改良区合併推進協議会」（資料 22）を設置し、合併推進協議会においては両土地改良区が対等であることを保障するため、兵庫県加古川流域土地改良事務所に協議進行役を委ねました。

そして両土地改良区は、平成 28（2016）年２月 18 日までに 10 回の協議会を開催し、多くの課題について具体的な対応方針を取り決め、その方針に基づいて統合整備計画案及び合併契約案を取りまとめました。

なお、合併推進協議会はＴＴ（淡山疏水・東播用水）未来遺産運動（第５編未来への歩み）にも大きな役割を果たしました。

【主な協議内容】

■合併の方法・土地改良区の名称

合併方法は、それぞれの土地改良区が解散して新たな土地改良区を設立する新設合併と、一方の土地改良区が他方を吸収して存続し、吸収された土地改良区は解散となる吸収合併があります。この度は、次の三つの理由により東播用水土地改良区が淡山土地改良区を吸収する吸収合併とし、合併後の土地改良区の名称は東播用水土地改良区となりました。

・東播用水土地改良区が淡山土地改良区の地区を包含している。
　東播用水土地改良区地区面積 7,381 ヘクタールに淡山土地改良区地区面積 2,450 ヘクタールが重複している。

・東播用水土地改良区が 15 年以上にわたって一元的に管理をしている。
　平成８（1996）年から淡山土地改良区が東播用水土地改良区に管理を委託している。

・合併手続きが新設合併より簡易である。
　新設合併の場合は、淡山土地改良区と東播用水土地改良区がそれぞれに解散認可を受け、その後新たな土地改良区の設立認可を受ける。吸収合併の場合は、合併認可に淡山土地改良区の解散と東播用水土地改良区の改組が含まれている。

■合併時期

合併までに淡山土地改良区が行う施設・土地の処分や合併認可手続などの期間を考慮し、当初は合併目標日は平成 28（2016）年６月１日でした。その後、淡山土地改良区が用途廃止施設の処分などの業務を前倒して進めるとともに東播用水土地改良区がある程度の残務を引き継ぐこととし、処分期間が短縮され、また合併認可事務を行う兵庫県加古川流域土地改良事務所の協力もあり、合併目標日は平成 28（2016）年４月１日になりました。

■施設・土地の継承

合併後の東播用水土地改良区の業務量の過剰な増加や事務の混乱を防ぐため、同土地改良区が継承する施設は使用中のかんがい施設とし、平成７（1995）年 12 月に締結した管理委託協定に定められたものに限定されました。

このため、淡山土改良区は不用となった施設用地を事前に処分し、ため池を地元水利団体に譲渡することとし、また、土地の権利関係について問題のあるものも事前に解消することにしました。

■運営経費の補填

淡山土地改良区の地区を包含していた東播用水土地改良区は合併後も地区面積は増加しないため、

単位面積当たりの賦課金を上げない限り新たに生じる業務の経費相当額が赤字になります。これに対し、淡山土地改良区においては、それまでの不動産売却による財政的な余裕があった上に、合併により運営経費の負担が解消されるといった目に見える効果がありました。このような状況において、円滑な合併とその後の良好な土地改良区運営を図るため、東播用水土地改良区が運営補填金を要請し、淡山土地改良区もこれに同意しました。

補填金額については、両土地改良区は様々な試算に基づいて議論しましたが、当時10億円を超えていた淡山土地改良区の積立金から例年の一般会計への繰出金、不用となった施設・土地の処分費、末端水利組織が行う水路・ため池の整備費助成などの合併までに必要な経費を差し引き、5億円を補填する方針としました。この額は淡山疏水の施設や土地の使用に対して近畿農政局が淡山土地改良区に支払った補償額とほぼ同額であり、東播用水土地改良区はその補償金を継承したことにもなります。

■歴史的かんがい施設・資料の保全活用

淡山土地改良区組合員には淡山の歴史を伝えたい、淡山疏水を未来の世代に引き継ぎたいという強い思いがありました。合併推進協議会はこの思いに沿って、淡山疏水の資料を保存活用するとともに東播用水と淡山疏水を維持発展させる方針を全会一致で決議しました。ＴＴ未来遺産運動やＴＴ博物館（第５編未来への歩み）の取組につながりました。

■合併人事

合併により解散となる淡山土地改良区職員の身分を保障するため、また合併後の東播用水土地改良区の業務を円滑に進めるため、両土地改良区は職員の意向を踏まえて２人の正規職員が東播用水土地改良区に異動することとし、従前同様の職階及び給与とする方針としました。

（３）統合整備計画の樹立

平成24（2012）年８月、合併推進協議会が合併の基本的な方向を示す「兵庫県淡河川山田川土地改良区・東播用水土地改良区統合整備計画書」（資料23）を取りまとめ、同年９月それぞれの土地改良区理事会がこれを承認しました。

計画書には、前記「主な協議内容」の合併の目的・効果、合併方法と時期、合併した土地改良区の定款・規約などを揚げています。

（４）合併契約の締結

平成24（2012）年10月、合併推進協議会が合併契約書案を作成し、同年11月15日兵庫県土地改良会館において、関係５市町長（神戸市、明石市、加古川市、三木市、稲美町）及び兵庫県土地改良事業団体連合会会長を立会人として、淡山土地改良区理事長と東播用水土地改良区理事長が合併契約を締結しました。合併契約は総代会の承認を得て効果を発揮するものであり、通常は合併協議が整った段階で合併総代会直前に締結されるものです。この度は、両土地改良区が多々課題のある合併に

2012年(平成24年)11月16日　金曜　神戸新聞

2土地改良区が合併へ

土地や組合員の重複を解消

「東播用水」と「県淡河川・山田川」

組織の効率化図る

近代化遺産活用法も模索

播用水土地改良

契約調印式

神戸新聞（平成24年11月16日）

向けて歩調を合わせて計画的に取り組むこととして、合併目標期日の約４年前に締結しました。その後、平成 27（2015）年７月に合併目標日などを変更し、「合併契約書（変更）」（資料 26）のとおりとしました。

（５）合併認可申請と合併認可

平成 28（2016）年２月 18 日、両土地改良区の財務状況をそれぞれの理事長が互いに確認し合い、同年３月 25 日にはそれぞれの総代会が合併を決議しました。続いて同月 28 日、合併後存続する東播用水土地改良区の理事長が兵庫県知事に対して「吸収合併認可申請書」（資料 27）を提出し、同年４月１日に「合併認可書」（資料 28）が交付されました。

第２章　施設及び土地の処分など

１　概要

合併推進協議会において取り決めた不用となった施設・土地の処分及び淡山疏水の未買収土地に関する処理について、淡山土地改良区は兵庫県加古川流域土地改良事務所 OB 職員を合併推進担当参事として迎え入れ、平成 24（2012）年４月から合併直前の平成 28（2016）年３月までの４年間にわたって取り組み処分、処理が未了となった物件は、残務の経費とともに東播用水土地改良区に引き継ぎました。

２　不用となった施設及び土地の処分

受益地の地区除外や県営改修事業における路線変更などにより、淡山疏水では不用となった水路の施設と用地の処分について、淡山土地改良区は、現状が市町道となっている土地については当該市町に寄付し、水路として使用可能なものは関係水利団体に譲与するといった方針で処分が進められましたが、多くの物件は細くて長い形状であり土地としての利用価値が低いために未処分となり、次表の施設・土地を東播用水土地改良区に引き継ぎました。

東播用水土地改良区に引き継がれた施設・土地

路線名	施　設	所 在 等	筆数	面積　（㎡）
淡河川幹線水路	神田導水路	淡河町神田	1	25.00
	淡河頭首工	淡河町木津	9	1,426.00
山田川幹線水路	旧幹線上流部	山田町衝原、西下	41	15,814.00
	才谷引水路	山田町西下	4	160.00
相野支線水路	隧道立杭敷地	志染町広野	1	81.00
神出支線水路	田井小支線	神出町東	2	76.00
合流幹線水路	20 番池・21 番地	神出町北	17	39,046.00
	中の池の一部	神出町東	5	1,637.00

路線名	施　設	所 在 等	筆数	面積　（㎡）
岩岡支線水路	旧サイフォン敷	岩岡町印路	8	1,391.30
	都計道路敷	岩岡町岩岡	1	333.00
	16 号池付替道路	魚住町長坂寺	9	918.61
森安支線水路	売却残地	稲美町岡	2	23.08
	仮登記	稲美町岡	1	199.00
	森安隧道入口	稲美町森安	1	82.00
	横蔵寺小支線	野口町北野	4	246.00
	清水小支線	稲美町岡	10	305.66
		魚住町清水	1	17.00
その他	20 箇所		46	5,453.10
合計	8 路線	36 箇所	163	67,233.75

3　未買収土地などに関する処理

淡山土地改良区は、事務所に保管されていた登記関係図書及び事務局職員のメモなどを基に疏水の敷地を調査し、未買収や未登記などについて土地・登記簿調査、地権者との交渉、契約・登記などを進めましたが、相続が発生して地権者との交渉が困難であるもの、現地での境界確認が困難であるものなどがあり、合併までに処理が未了となった15件を東播用水土地改良区に引き継ぎました。

東播用水土地改良区に引継業務

路線名	施　設	所 在 等	筆数箇 所件数	引継金額（円）
淡河川幹線水路	御坂サイフォン	志染町御坂	16	1,888,000
	奥谷トンネル	淡河町勝雄	1	46,000
	県情報公園内	志染町戸田	1	174,000
	隣接境界協定	淡河町勝雄	1	363,000
山田川幹線水路	上流廃止箇所	山田町	10	500,000
別所支線水路	広野暗渠	志染町広野	4	948,000
	下勝成池小支線	別所町小林	3	4,650,000
神出支線水路	中池最下流水路	神出町古神	3	5,870,000
	和田１号池上流水路	押部谷町和田	1	218,000
	堅田３号池上流水路	押部谷町和田	1	248,000
	神出神社トンネル	神出町東	2	1,162,000
	土地誤売却整理	神出町東	4	2,576,000
岩岡支線水路	滝ケ谷池上流水路ほか	神出町宝勢・明石市	7	5,002,000
加古支線水路	竹谷池小支線	稲美町加古	1	178,000
淡河川幹線水路 山田川幹線水路	緑ヶ丘等暗渠区間	三木市緑ヶ丘等	4	2,686,000
合計	6路線ほか	15件	59	26,509,000

4　マンポなどの安全対策工事

（1）概要

不用となった施設の中には、道路や住宅などの地下を通過しているマンポ（素掘りの小規模なトンネル）や老朽化した管水路があり、これらは長年放置され、一部が陥没したところも散見されました。淡山土地改良区は、平成24（2012）年度にこれらを調査して危険な施設８か所を確認し、平成25（2013）年度から平成27（2015）年度にかけて安全対策工事を実施しました。

（2）工事

工事に必要な調査では、マンポは人が入るには危険な素掘りトンネルであり、また途中に屈折や陥没があって目視が困難であったため、ボーリング調査や地中レーダー探査が採用されました。これらの調査を基に工法が検討され、掘削して土砂で埋め戻す工法とエアモルタル（セメント・砂・水を練

りまぜた物に発泡させた気泡を混入して作られた材料）で充填する工法が決定され、平成 26（2014）年度から平成 27（2015）年度に工事が実施されました。工事の総延長は 1,816 メートル、総事業費 127,883 千円、内工事費 91,679 千円でした。

なお、この工事では農業基盤整備促進事業の採択を受けました。当初は、かんがい施設を廃止する工事であり採択は困難という意見もありましたが、近畿農政局農地整備課と兵庫県農地整備課が協議を重ねていただき、採択への道を開いていただきました。

安全対策事業費内訳　　（単位：千円）

区　分	数　量	全体事業費	補助金	区　費	地元負担
工事費	8 か所 1,816 m	91,679			
測量・設計・調査費	1 式	36,204			
合　計		127,883	54,003	69,880	4,000

（注）地元負担：マンポ関係水利からの工事費一部負担金

淡山（たんざん）マンポ等位置図

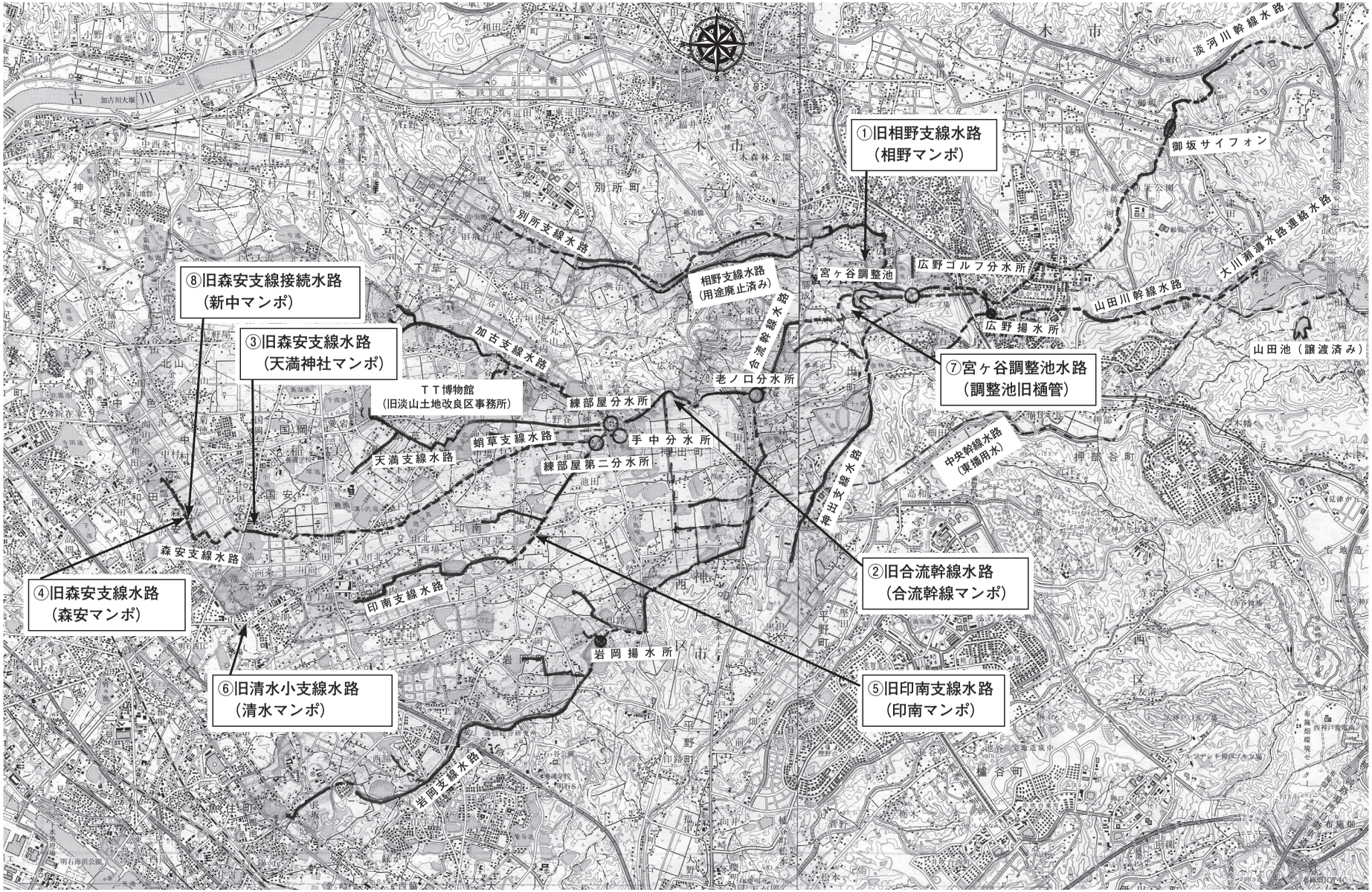

安全対策工事の概要

工事箇所	①旧相野支線水路（相野マンポ）	②旧合流幹線水路（合流幹線マンポ）	③旧森安支線水路（天満神社マンポ）	④旧森安支線水路（森安マンポ）
所在	三木市志染町広野	神戸市西区神出町北	加古郡稲美町岡～国安	加古郡稲美町森安
延長	285 m	196 m	242 m	167m
規模	深さ　約５～７m 幅　　約 0.8 m 高さ　約 1.0 m	深さ約２～４m 幅　約 0.8 m 高さ約 1.0 m	深さ約１～３m 幅　　約 0.8 m 高さ　約 1.0 m	深さ　約 1.0 m 幅　　約 0.8 m 高さ　約 1.2 m
構造	レンガ又は石造り	素掘り隧道	素掘り隧道 上流土管φ 500	素掘り隧道
対処工法	○エアーモルタル充填工法 ・注入ボーリング φ 145㎜ ９個所 ・５ブロック ・注入量 240㎥	○掘削・埋戻工法 ・掘削 1,390㎥ ・埋戻 1,380㎥ ・借地あり ・工事期間は農閑期	○エアーモルタル充填工法 ・注入ボーリング φ 145㎜ ２個所 ・７ブロック ・注入量 139㎥	○エアーモルタル充填工法 ・注入ボーリング 145㎜ ６個所 ・５ブロック ・注入量 93㎥
工事費	15,261 千円	10,726 千円	13,011 千円	8,922 千円
工事年度	平成 26（2014）年度	平成 26（2014）年度	平成 27（2015）年度	平成 26（2014）年度

工事箇所	⑤旧印南支線水路（印南マンポ）	⑥旧清水小支線水路（清水マンポ）	⑦宮ケ谷調整池水路（調整池旧樋管）	⑧旧森安支線接続水路（新中マンポ）
所在	加古郡稲美町印南	加古郡稲美町六分一	神戸市西区神出町古神	加古郡稲美町森安
延長	410 m	74 m	220 m	222 m
規模	深さ約 0.5 ～２m 幅　　約 0.6 m 高さ　約 1.5 m	深さ　約 2.0 m 幅　　約 0.8 m 高さ　約 0.8 m	隧道に鉄管φ 600 布設	深さ　約 2.0 m 幅　　約 0.8 m 高さ　約 0.8 m
構造	素掘り隧道	素掘り隧道、 出口φ 800	素掘り隧道 練土被覆木製ボックス（185m）	素掘り隧道
対処工法	○エアーモルタル充填工法 ・注入ボーリング φ 145㎜ ６個所 ・４ブロック ・注入用立抗１ヶ所 ・注入量 167㎥	○エアーモルタル充填工法 ・注入ボーリング φ 145㎜ １個所 ・１ブロック ・注入量 51㎥	○エアーモルタル充填工法 ・注入ボーリング φ 145㎜ ７個所 ・７ブロック ・注入量　228㎥	○エアーモルタル充填工法 ・注入ボーリング φ 145㎜ ２個所 ・４ブロック ・注入量 57㎥
工事費	17,717 千円	4,356 千円	14,796 千円	6,890 千円
工事年度	平成 26（2014）年度	平成 27（2015）年度	平成 26（2014）年度	平成 26（2014）年度
全体工事費　　91,679 千円				

（3）マンポ撤去・閉塞工事写真

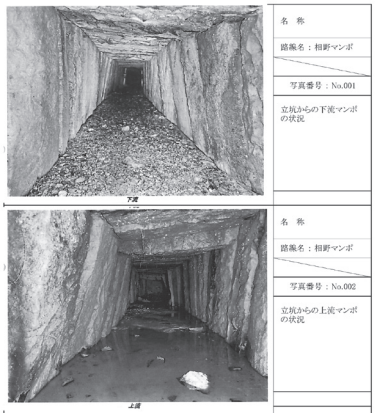

現況１（相野マンポ）

現況２（森安マンポ）

掘削撤去工（新中マンポ）

埋戻工（合流幹線マンポ）

注入口立杭設置工（印南マンポ）

エアモルタル注入工（立杭）
（印南マンポ）

エアモルタル注入工（ボーリング孔）
（森安マンポ）

5　ため池の譲与

（1）背景

淡山疏水幹線水路に設けられた洪水調整池や幹線水路への用水補給ため池とは別に、淡河川疏水工事では1か所、山田川疏水工事では40か所、合計41か所のため池が築造されました。これらのため池は受益地の用水を一旦貯めておくものですが、その多くは疏水工事に併せて拓かれた水田のためのものです。

これらのため池については、疏水事業を承認した内務省や事業費を貸し出した日本勧業銀行の指導により、兵庫県淡河川山田川普通水利組合がため池工事の事業主体となり、工事資金の借入者及びため池敷地の登記人となりましたが、実質的には地元水利団体が工事費を負担しました。このようなことから、最初にため池敷地が売却された昭和40（1965）年に淡山土地改良区では「ため池敷地を売却した場合には土地改良区と地元水利団体とで５：５の比率で配分する」という内容の「ため池敷の処分に関する取扱規程」（資料９）を制定しました。その後、ため池敷地売却の急増が見込まれる状況となり、多くの地元水利団体から地元配分増の要請がなされ、昭和43（1968）年には配分比率を４：６に変更しました。

平成23（2011）年末までに、淡山土地改良区が所有するため池は、16か所が売却され、25か所が残っていました。これらのため池に関して合併推進協議会において東播用水土地改良区から要請があり、合併後に配分比率や土地改良区の配分金の使途をめぐって混乱が起こらないよう、淡山土地改良区内は「ため池敷の処分に関する取扱い規程」を見直す、あるいはため池を地元水利団体に譲与する方針とし、平成24（2012）年３月、兵庫県加古川流域土地改良事務所の協力を得て財務委員会において検討を開始しました。

（2）ため池の譲与

財務委員会は、東播用水土地改良区に引き継いだ場合には同区と地元水利団体の売却費配分比率を１：９とする案と、合併までにため池を地元水利団体に有償又は無償で譲渡する案について検討し、多くの水利団体の希望があったことから、平成24（2012）年６月、ため池を譲与（無償譲渡）する提案をしました。

淡山土地改良区は財務委員会の提案に沿って地元水利団体と具体的な協議を行い、次の三つの条件を付して、25か所のため池のうち23か所のため池を平成27（2015）年から平成28（2016）年にかけて譲与しました。

①　価格は無償とし、後に淡山土地改良区から各ため池水利団体に対して交付する特別工事費の10％を譲与手数料として本土地改良区に納める。

②　ため池敷地内の他人名義の土地の処理は、各ため池水利団体が行う。

③　譲与を受ける者は、既存土地改良区あるいは代表者複数名の水利団体とする。

残る２か所のうち、神出支線水路の和田２号池は既に使用されておらず、同池の水利団体の希望により合併前に隣接の土地所有者に売却されました。売却費については、従来のとおり４：６の配分比率が適用されました。岩岡支線水路の14号池は、受益者が数名で維持管理が極めて困難なため、地元水利団体の希望によって東播用水土地改良区が引き継ぎました。

譲与したため池一覧表

支線名	ため池名	所在地（堤体）	ため池敷地		譲与先
			筆数	面積（㎡）	
別所水路	小林池	三木市別所町小林	67	40,035.00	小林池水利組合
	二股池	三木市別所町興治	1	48,980.00	興治東水利組合
	草谷池	稲美町草谷	59	33,136.82	相野水利委員会
相野水路	下勝成池	神戸市西区神出町勝成 三木市別所町小林	11	46,335.00	
神出水路	呉錦堂池	神戸市西区神出町古神 三木市志染町広野	28	90,884.00	神戸市小束野土地改良区
	和田１号池	神戸市西区神出町南	9	12,286.00	神戸市和田土地改良区
	堅田３号池	神戸市西区押部谷町和田	10	8,748.00	堅田３号池管理団体
岩岡水路	豊年新池	神戸市西区神出町宝勢	2	11,606.00	豊年池水利組合
	１号上池	神戸市西区神出町宝勢	30	41,833.60	神戸市岩岡上土地改良区
	１号下池	神戸市西区神出町宝勢			
	２号池	神戸市西区岩岡町岩岡	17	35,492.30	神戸市岩岡土地改良区
	３号池	神戸市西区岩岡町岩岡	10	49,355.00	
	４号池	神戸市西区岩岡町岩岡	32	89,149.82	
	５号池	神戸市西区岩岡町岩岡			
	６号上池	神戸市西区岩岡町岩岡	34	48,768.21	神戸市岩岡上土地改良区
	甲７号下池	神戸市西区岩岡町岩岡	11	96,863.00	
	８号上池	神戸市西区岩岡町岩岡	60	54,599.81	
	12 号上池	神戸市西区岩岡町西脇	65	70,774.30	神戸市岩岡土地改良区
	12 号下池	神戸市西区岩岡町西脇			
	13 号上池	神戸市西区岩岡町古郷	57	83,955.61	
	13 号下池	神戸市西区岩岡町古郷			
	17 号池	明石市魚住町清水	58	82,536.00	（財）第 17 号池コーポレーション
加古水路	竹谷池	稲美町加古	23	28,921.00	竹谷池水利委員会
合計	23 か所		584	974,259.47	

第５編　未来への歩み

第１章　ＴＴ（淡山疏水・東播用水）未来遺産運動

１　運動の始まり

淡山疏水は、明治・大正期にかけて先人たちにより苦労して開削され、昭和の大改修事業など幾多の改修改築を重ねつつ日々用水を送り続け、地域の農業の発展や水辺環境の向上などに多大な貢献をしてきました。このような疏水を誇りとする淡山土地改良区組合員は、東播用水土地改良区との合併後も疏水の水が送り続けられ、疏水の歴史が後世に語り伝えられることを強く願っていました。

この気持ちをくみ取った淡山・東播用水土地改良区合併推進協議会は、兵庫県北播磨県民局加古川流域土地改良事務所の協力を得て、平成 24（2012）年２月、疏水の幅広い活用や疏水の設計図書などの保管について検討を開始し、平成 25（2013）年４月、淡山疏水の歴史を活かして東播用水の持続的発展をめざすＴＴ未来遺産運動の展開とその一環として設計図書などの保存活用を提案しました。

淡山土地改良区及び東播用水土地改良区はこの提案に賛同し、TT 未来遺産運動計画検討委員会（以下「委員会」という。）を直に設置し、委員会の助言を得て運動計画を策定し、ＴＴ未来遺産運動フォーラムの開催など運動開始に向けたプレイベントを行いました。平成 28（2016）年４月の土地改良区合併以後は、東播用水土地改良区が本格的に運動を展開しました。

なお、この運動の名称は「淡山疏水・東播用水未来遺産運動」ですが、淡山疏水と東播用水各々のローマ字頭文字をとった「ＴＴ未来遺産運動」と呼ばれるようになりました。

２　ＴＴ未来遺産運動計画検討委員会

委員会は、地域用水、土地改良区活動、地域活動など８つの分野の識者で構成されていました。

委員会は、平成 25（2013）年６月から平成 27（2015）年２月までに６回開催され、この間、平成 25（2013）年には基本計画骨子案を取りまとめ、平成 26（2014）年からは運動創設活動（ＴＴ博物館設置及びＴＴ未来遺産運動フォーラム開催）への助言を行い、平成 27（2015）年には基本計画案を取りまとめるなど幅広く活動しました。

なお、委員会には淡山・東播用水土地改良区合併推進協議会の委員・顧問・参与がオブザーバーとして毎回出席し、委員長の求めに応じて、運動を進めていく当事者又は各地域の住民として意見陳述しました。

委員会事務局は、淡山土地改良区と東播用水土地改良区の職員が配置され、兵庫県神戸県民センター神戸土地改良センター、兵庫県北播磨県民局加古川流域土地改良事務所の助言を受けていました。

淡山疏水・東播用水未来遺産運動計画検討委員会委員　（五十音順）

氏　　名	所属・役職	分　　野
青木　稔	神戸市立岩岡小学校校長	児童教育
安部 優吉 （平成 27（2015）年交代） 杉本 修一郎	兵庫県土地改良事業団体連合会副会長	土地改良区運営
大淵 研二 （平成 27（2015）年交代） 山下 史朗	兵庫県教育委員会事務局 文化財課副課長兼文化財係長	文化財
田中 玲子	加古郡稲美町 環境基本計画推進委員会委員	自然環境 地域活動
中塚 華奈	NPO 法人 食と農の研究所理事	農家消費者連携
松本 文子	神戸大学農学部助教	地域共生計画
南埜　猛	兵庫教育大学大学院教授	地域用水
米津 良純	兵庫県東播磨県民局地域振興参事参与	いなみ野ため池 ミュージアム

第４回委員会

淡山疏水古図を調査する委員
（第１回委員会）

ＴＴ未来遺産運動計画検討委員会活動一覧表

年　月　日	委　員　会	内　　容
平成 25(2013)年 6 月 14 日	第１回計画検討委員会	現地調査及びＴＴ未来遺産運動の構想の検討
9 月 11 日	第２回計画検討委員会	ＴＴ未来遺産運動基本計画骨子の検討
平成 26(2014)年 1 月 17 日	第３回計画検討委員会	ＴＴ未来遺産運動基本計画骨子の修正 パンフレット（始めよう！「ＴＴ未来遺産運動」）の検討
6 月 27 日	第４回計画検討委員会	運動創設活動（ＴＴ博物館開設・フォーラム開催）の検討

年　月　日	委　員　会	内　　容
平成27(2015)年 1月23日	第５回計画検討委員会	ＴＴ博物館活動の検討
２月４日	第６回計画検討委員会	ＴＴ未来遺産運動基本計画の検討

３　ＴＴ未来遺産運動基本計画

ＴＴ未来遺産運動基本計画（資料25）は、委員会が取りまとめた案を淡山土地改良区及び東播用水土地改良区の各理事会が承認しました。

基本計画では、運動の理念は「淡山疏水の歴史を引き継ぐ東播用水の多様な機能を永続的に発揮させる」であり、淡山土地改良区組合員の思いに沿ったものです。一方、東播用水の状況は、次のようなものです。

・多様な機能を持っており、地域の多くの営みと関係している。（右図）
・受益農家の農業離れと非農家の混住など、土地改良区組織の脆弱化や用水管理の煩雑化が危惧される。
・淡山疏水の歴史に対する高い評価が引き継がれる。

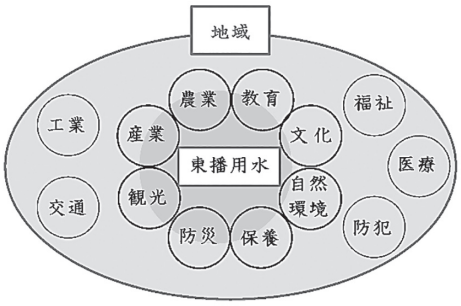

東播用水と地域の関係

このようなことから、ＴＴ未来遺産運動を「地域を巻き込んで淡山疏水と東播用水の多様な機能を活用し、活力ある農業と魅力ある地域を創り上げ、遺産として100年後の世代に継承する活動」と定義し、具体的な運動の方向について、「４つの基本方向」「10の推進方策」「18のめざす姿」を示しています。

ＴＴ未来遺産運動の基本方向・推進方策・めざす姿

基本方向	推進方策	めざす姿
１　東播用水システムを存続発展させる	１　農業基盤の保全	１　豊かな用水が確保され、高度な水管理が行われている
		２　優良な受益農地が確保されている
	２　維持管理への住民参加	３　水路の維持管理に住民が参加している
		４　地域と連携した防災減災体制が構築されている
２　農業と地域をステップアップさせる	３　農業の振興	５　安全安心で美味しい農作物を作る水質が保全されている
		６　六次産業化が進んでいる
		７　地産地消が進んでいる
	４　東播用水の多面的機能の発揮	８　多面的機能が発揮され、地域資源として活用されている
	５　地域の歴史･自然･文化などの活用	９　水にまつわる伝統行事などが活用されている
		10　文化的景観が活用されている
	６　交流及び地域活動の拡大	11　多くの人が東播用水地域を訪れる
		12　交流を支える地域活動が活発である

基本方向	推進方策	めざす姿
3　淡山疏水・東播用水の歴史を活用する	7　史料の保存・展示	13　淡山疏水・東播用水の関係文書が保存・展示されている
		14　歴史的かんがい施設が現地で保存・展示されている
	8　読み物などの制作	15　教材や資料が充実している
4　人を育てる	9　淡山疏水・東播用水の研究促進	16　東播用水や地域などに関する研究が広がり深まっている
	10　学習機会の拡充	17　小中高の地域学習カリキュラムが作成されている
		18　多様な学習活動がなされている

4　先行プロジェクトの実行

（1）先行プロジェクト

ＴＴ未来遺産運動基本計画の骨子を取りまとめ平成 26（2014）年５月から平成 27（2015）年９月（合併の半年前）まで、淡山土地改良区と東播用水土地改良区は未来遺産運動の啓発、活動拠点づくり、担当職員の育成など、本格的運動の展開に備えた先行プロジェクトを共同して実行しました。

先行プロジェクト一覧表

先行プロジェクト	実行年月日	内　　容
パンフレット作成	平成 26(2014)年５月	「始めよう！ＴＴ未来遺産運動」
運動拠点構築	平成 27(2015)年１月 23 日	ＴＴ博物館開館
啓発イベント実施	４月 26 日	旭堂南海「淡山疏水物語」＆ＴＴ未来遺産フォーラム
シンボルマーク制作	４月 26 日～ 10 月 19 日	シンボルマークデザイン公募・選定（応募作品 96 点）
イベント試行	８月６日・７日	第１回 TT 夏休み親子学習会

（2）パンフレット「始めよう！ＴＴ未来遺産運動」の作成

平成 26（2014）年５月、両土地改良区は組合員を始めとする人々に分かりやすくＴＴ未来遺産運動を説明するため、このパンフレット「始めよう！ＴＴ未来遺産運動」（資料 24）を作成しました。

パンフレットは各種イベントや市町、ＪＡなどの窓口を通じて機会あるごとに配布しました。

（3）旭堂南海「淡山疏水物語」＆ＴＴ未来遺産フォーラムの開催

平成27（2015）年4月26日、多くの人に淡山疏水と東播用水を紹介し、未来遺産運動への参加を呼びかけるために、両土地改良区は兵庫県や関係市町などの後援を得て未来遺産フォーラムを開催しました。

企画及び運営は委員会での助言を得て同事務局が行いましたが、東播用水土地改良区としては、TT未来遺産運動の本格的な展開に向けた大きな第一歩でした。

開催当日、いなみ文化の森コスモホールメインホールでは多くの参加者を迎え、①オープニングショー、②淡山疏水の歴史を学ぶ講談「淡山疏水物語」、③農業用水への理解を高める基調講演「地域が誇る農業用水の未来」、④パネルディスカッション「みんなで進めるＴＴ未来遺産運動」が滞りなく進みました。また、ロビーや展示室では、淡山疏水と東播用水のかんがい施設の写真、東播用水二期事業で計画されている小水力発電の模型などが入場者の関心を集めました。

淡山疏水と東播用水の歴史に触れながら合併後の展望を語る神戸大の内田一徳副学長＝稲美町国安

淡山疏水と東播用水合併控え

文化継承と活用探る

稲美町でフォーラム

いなみ野台地に農業用水や水道水を供給する淡河川・山田川疏水（淡山疏水）と東播用水の合併を来年6月に控え、管理する双方の土地改良区が26日、「TT未来遺産フォーラム」を稲美町国安のコスモホールで開いた。水文化の継承や有効

業や水利関係者ら約450人が聞き入った。

淡山疏水は1919（大正8）年に完成。三木、加古川市、稲美町などに送水している広域水利システム「東播用水」に引き継がれるのを契機に、土地改良区が地域活性化を模索している。

講演では、神戸大の内田一徳副学長が、いなみ野台地の年間降水量が全国平均の約7割と少ないことなどに触れ、疏水の重要性を指摘。「ため池の多面的機能を発揮させ、農産物の価値を高めるなど合併との相乗効果を期待する」と話した。

続くパネルディスカッションでは、県内各地のNPO法人の代表ら4人が壇上へ。それぞれの取り組みの経験を交えながら、両用水を軸とした地域活性化について、「いかに多くの人に『関わり』を感じてもらうかが重要」と締めくくった。（井上太郎）

神戸新聞（平成27（2015）年4月27日）

【フォーラムの概要】

・開催日時　平成 27 年（2015）4 月 26 日（日）　午後 1 時 30 分から午後 4 時

・開催場所　いなみ文化の森（コスモホール）

・参加者数　約 450 人（入場受付数）

・プログラム

オープニングショー「南京玉すだれ」
酒井裕迪・喜代美（東播用水水源地篠山市から友情出演）

開会挨拶　兵庫県淡河川山田川土地改良区理事長　大村哲郎

講談「淡山疏水物語」　講談師　旭堂南海

基調講演「地域が誇る農業用水の未来」　国立大学法人神戸大学副学長　内田　一徳

パネルディスカッション「みんなで進めるＴＴ未来遺産運動」

コーディネーター　国立大学法人兵庫教育大学大学院教授　南埜　猛

パネラー　NPO 法人北はりま田園空間博物館理事　足立　寶充

㈱吉川まちづくり公社代表取締役　五百尾　俊宏

NPO 法人　食と農の研究所理事　中塚　華奈

閉会挨拶　東播用水土地改良区理事長　大村　伊三夫

■　講談「淡山疏水物語」

『母里村難恢復史略（北條直正編）』を基にした旭堂南海師匠のオリジナル作品であり、地租改正による高額な税に苦しみながら淡河川疏水の建設を成し遂げた明治の人たちの苦労を伝え、疏水やため池の多様な価値を分かりやすく説いた講談でした。

■　基調講演「地域が誇る農業用水の未来」

内田一徳氏自ら撮影し作成されたスライドにより、淡山疏水の技術的価値と歴史的価値が紹介されました。また、TT 未来遺産運動を例に挙げ、農業用水の多面的な役割の活用と地域ぐるみの維持管理のあり方が提案されました。

■　パネルディスカッション「みんなで進めるＴＴ未来遺産運動」

南埜猛氏の取りまとめのもとに、それぞれの分野で経験豊かな３人のパネリストが TT 未来遺産運動の進め方に関して意見交換されました。ボランティア・スタッフの活用、まちづくりとの連携、都市住民との交流などが話題となり、会場席から参加者も意見発表されました。

旭堂南海「淡山疏水物語」＆ＴＴ未来遺産フォーラムのポスター

主 催 兵庫県淡河川山田川土地改良区、東播用水土地改良区
後 援 兵庫県（神戸県民センター・東播磨県民局・北播磨県民局）
神戸市・明石市・加古川市・三木市・稲美町（国営東播用水二期土地改良事業促進協議会）
兵庫県土地改良事業団体連合会、JA 兵庫南、JA 兵庫六甲、JA みのり、JA 兵庫みらい
三木市観光協会、神戸みのりの公社、吉川まちづくり公社
いなみ野ため池ミュージアム運営協議会、丹波篠山木の駅実行委員会

開会挨拶　淡山土地改良区理事長　大村哲郎

南京玉すだれ　酒井裕迪氏・喜代美氏御夫妻

講談「淡山疏水物語」　旭堂南海師匠

基調講演「地域が誇る農業用水の未来」
国立大学法人神戸大学副学長　内田一徳氏

パネルディスカッション
「みんなで進めるＴＴ未来遺産運動」
国立大学法人兵庫教育大学大学院教授　南埜（みなみの）　猛（たけし）氏

NPO 法人北はりま田園空間博物館理事
足立（あだち）　寶充（みちよし）氏

㈱吉川まちづくり公社代表取締役
五百尾（いおお）　俊宏（としひろ）氏

NPO 法人　食と農の研究所理事
中塚（なかつか）　華奈（かな）氏

閉会挨拶　東播用水土地改良区理事長（とうばんようすい）　大村伊三夫（おおむらいさお）

（4）シンボルマークの制作

ＴＴ未来遺産運動のシンボルマークを作成するため、両土地改良区は平成 27（2015）年 4 月 26 日から同年８月 31 日まで、東播用水土地改良区のホームページなどを通じてデザインを公募し、近隣在住や他府県在住の人々、中にはデザイナーと思われる人、小中高生など 95 人の作品が集まりました。

淡山・東播用水土地改良区合併推進協議会において選考し、地元三木市在住の今枝祥子氏作の図案を採用し、同年 10 月 19 日に他の優秀作と共に表彰しました。

シンボルマークは、採用図案に運動名を明確にするロゴタイプ「ＴＴ未来遺産運動」を付け、印刷物や看板などに表示しています。

ＴＴ未来遺産運動シンボルマーク（ロゴタイプ付き）

デザイン説明（作者 今枝祥子氏）

水が巡るイメージを楕円形で表現し、その中で未来に向けて育つ稲穂を描きました。

100 年先の未来に向けて東播用水と地域と農業が、これからも共に発展していきますようにと、願いを込めて作成いたしました。

（5）第１回 TT 夏休み親子学習会の開催

TT 未来遺産運動を担う子供たちを育てる学習活動の試行として、両土地改良区は平成 27（2015）年８月６日から７日にかけて、第１回 TT 夏休み親子学習会を開催しました。

学習会の内容は淡山疏水と東播用水、受益地域、農業などについて幅広く学ぶもので、当日のプログラムは次表のとおりです。講師陣は兵庫教育大学南埜猛教授を始めとして、近畿農政局加古川水系広域農業水利施設総合管理所、兵庫県加古川流域土地改良事務所、兵庫楽農生活センターの職員の方々でした。参加者は、稲美町、神戸市、加古川市、遠くは尼崎市から集まった小学１年生から６年生までの児童９人とその保護者６人の計 15 人でした。小学生には少し難しい内容でしたが、全員が熱心に学習し、楽しく過ごした２日間でした。

学習会プログラム

（1）８月６日（木）

時限	学 習 課 題	内　　容	時間	場　所
1	いなみ野台地を調べよう	「いなみ野台地」の自然や歴史	40 分	加古大池 管理棟 （稲美町加古）
2	淡山疏水の歴史を調べよう	先人が苦労してつくり、守ってきた淡山疏水の歴史	40 分	
3	東播用水の役割を考えよう	私たちの生活を支える東播用水の色々な役割	30 分	
4	「ため池」のことを調べよう	「ため池」の築造と役割	30 分	
5	TT 博物館で学ぼう	淡山疏水、東播用水に関する資料	50 分	TT 博物館 （稲美町野寺）
6	農業を楽しもう	トウモロコシを収穫、試食	30 分	TT 博物館近傍 （稲美町野寺）

（2）８月７日（金）

時限	学 習 課 題	内　　容	時間	場　所
1	練部屋分水所を見てみよう 水路のごみ取り機を動かそう	見学・除塵機操作	30 分	神戸市 神出町紫合
2	兵庫楽農生活センターを見よう	見学	30 分	神戸市 神出町小束野
3	TT 地域の農業を調べよう	地域の色々な農業（講話）	30 分	
4	御坂サイフォンを見てみよう	見学・流速の計測	40 分	三木市 志染町御坂
5	呑吐ダムの本体に入ってみよう	見学（監査廊探索）	80 分	三木市 志染町三津田

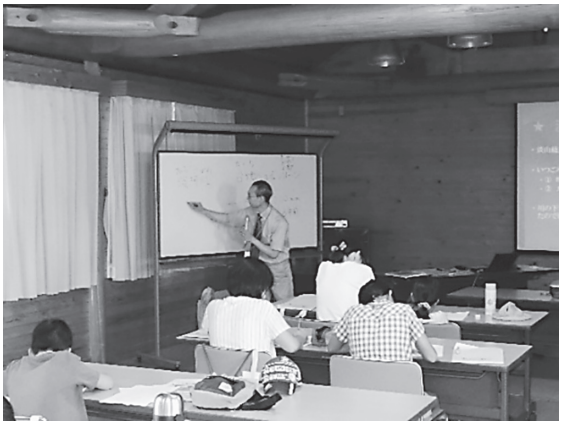

１日目「いなみ野台地を調べよう」

１日目「農業を楽しもう」

２日目「練部屋分水所を見てみよう」

２日目「ＴＴ地域の農業を調べよう」

２日目昼食「楽農レストランかんでかんで」

２日目「呑吐ダムの本体に入ってみよう」

第２章　ＴＴ（淡山疏水・東播用水）博物館

１　設置経過

淡山疏水は江戸時代明和８（1771）年の山田川疏水発案に始まっていますが、発案時の測量図、明治時代からの疏水開削・改修工事の設計図、水利組合会の議事録、土地改良区理事会・総代会の議事録など、多くの資料が淡山土地改良区に残されていました。

これらの資料については、「淡山疏水の歴史の尊重」（第３編第１章３水利権包括に関する協定）に基づいて、平成３（1993）年に近畿農政局によって展示室が建設されました。また、平成16（2004）年頃から歴史遺産として淡山疏水の評価が高まり、兵庫県や関係市町による資料の調査などが行われるようになりました。この頃からＴＴ博物館の基礎が形成されつつあったということができます。

■平成３（1991）年から平成５（1993）年

近畿農政局東播用水農業水利事業所が淡山疏水関係資料の展示室を備えた東播用水南部管理事務所を建設し、疏水設計図面などをマイクロフィルム化しました。

■平成16（2004）年

いなみ野ため池ミュージアム事務局（兵庫県東播磨県民局）が淡山疏水の歴史を示したパネルを製作して展示室を充実させました。

■平成19（2007）年から平成22（2010）年

淡山疏水検討会※が疏水主要施設の所在調査と淡山土地改良区所蔵の資料（図面・疏水主要写真・書類）を調査し、145か所（トンネル、サイフォンなど）の施設台帳と約3,500の表題に分類した「資料目録」を作成しました。

淡山疏水検討会※：本検討会は、歴史遺産として淡山疏水を調査するため、兵庫県教育委員会と淡山地域市町の教育委員会文化財担当者などにより編成されました。調査結果報告書として、兵庫県歴史文化遺産活用活性化実行委員会が平成24（2012）年３月に『淡河川山田川疏水調査報告書』を発行しています。

淡河川山田川疏水調査報告書

以上のような背景の中、平成25（2013）年４月、淡山土地改良区、東播用水土地改良区はＴＴ未来遺産運動を展開することとし、先行プロジェクトとして、東播用水南部管理所の展示室を発展させたＴＴ（淡山疏水・東播用水）博物館を設置することとしました。

平成26（2014）年１月から開館準備が進められ、展示物の選定・配置、パネルの原稿作成などは、ＴＴ未来遺産運動計画検討委員会の助言を得ながら両土地改良区の職員が協力して行いました。博物館の中核施設となる東播用水南部管理所の改造や展示物のレプリカ製作などは外部に業務委託されました。

淡山疏水と東播用水及びこれら地域を学ぶことができる身近な博物館として多くの人々から期待を受ける中、すべての準備が整い、平成27（2015）年１月23日ＴＴ博物館が開館しました。当日には、

組合員、地域の人々、兵庫県や関係市町などの関係者 130 人、加古郡稲美町立母里小学校の 4 年生児童 46 人、合わせて 176 人の参加を得て、淡山土地改良区、東播用水土地改良区は盛大な式典を開催しました。

兵庫県東播磨県民局による TT 博物館の紹介

東播磨県民局ホームページ

平成 27 年２月局長メッセージ（東播磨県民局長　真木　高司氏）

１月 23 日（金）に、東播磨のいなみ野台地を中心に農業用水と上水道を供給している淡山疏水と東播用水の歴史などを紹介する「淡山疏水・東播用水博物館（稲美町野寺）」が開館し、祝う会が開催されました。

祝う会には、土地改良区や行政など関係者 130 名のほか、加古郡稲美町立母里小学校の 4 年生 40 名も参加し、式典や館内見学が盛大に行われました。

この「淡山疏水」は、東播磨地域の発展の礎を築いたビッグプロジェクトであり、自然的条件から水の確保が難しかった「いなみ野台地」を水田として開発するため、明和８年の構想から大正８年の完成まで約 150 年かけて実現した先人達の知恵や工夫、苦労による偉業です。

その後、昭和 45 年には東播用水事業として受け継がれており、今もこの地を潤し続け、昨年９月には、国際かんがい排水委員会（ICID）の「世界かんがい施設遺産」にも登録されるなど東播磨地域を代表する貴重な近代化遺産です。

県民局では、平成 27 年度から、これら先人達の偉業を次代の子供達へ継承していくため、小学生を対象に疏水の歴史や現地見学会など、体験型の「疏水学習」を進めることにしています。

「淡山疏水」のことを知らない方は、ぜひ、「淡山疏水・東播用水博物館」へご来館いただき、先人たちの息吹を感じてみてください。

テープカット

２　ＴＴ博物館の概要

（１）施設

この博物館には、元の東播用水南部管理所と淡山土地改良区が開設していた展示棟などの本館と、淡山疏水及び東播用水の主要施設群であるサテライトがあります。

本館には､第１展示室とその２階に資料保管室及び談話室からなる棟と第２展示室の棟があります。また、第１、第２展示室前には、屋外展示場が設けられています。談話室では、保管資料を閲覧することができます。

（２）博物館活動

この博物館では、淡山疏水開削工事や改修工事に関する資料と東播用水事業に関する各種資料などの収集、保管、展示とともに、これらを活用した学習活動を行なっています。

本館では文書や図面などを展示し、サテライトではダムやサイフォン、トンネルなどを展示しています。

学習活動として、淡山疏水と東播用水、その地域などを学習するＴＴ夏休み親子学習会を毎年実施しています。この学習会はＴＴ未来遺産運動先行プロジェクトとして始まりました。

（３）所蔵資料

本館では約 3,500 点の各種資料を保管しています。それらを分類すると次のとおりです。

1	山田川疏水構想図（原図）	6	疏水敷地登記図面（原図・複写図）
2	淡河川疏水計画測量図（原図）	7	土地改良区理事会・総代会議事録（実物）
3	淡山疏水開削・改修設計図（原図・複写図）	8	土地改良区事務関係書類（実物）
4	淡山疏水開削・改修工事写真	9	関係出版物（実物）
5	測量機器及び設計用具（実物）	10	各種構造物の一部（実物）

（注）図面及び写真等については電子データ化されています。

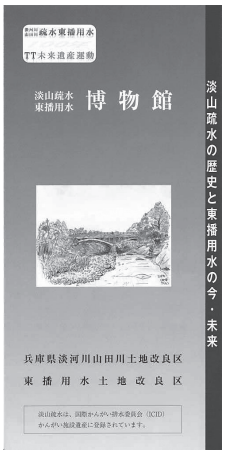

ＴＴ博物館パンフレット

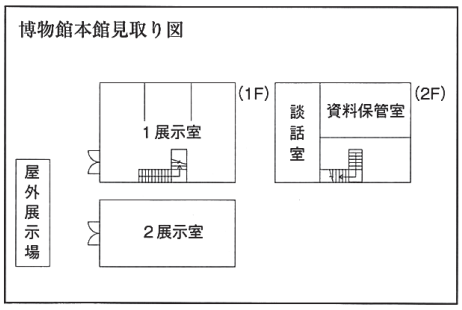

本館見取り図

（4）展示資料

本館開設時の展示資料・説明パネルなどは次のとおりです。

第１展示室	
1	淡山疏水・東播用水概要図（実物）
2	淡河川疏水木製模型及び説明書（実物及び複製）
3	山田川疏水平面図（複製）
4	地域の開発と淡山疏水・東播用水の歴史説明パネル
5	山田川疏水の発案～淡山疏水着工説明パネル
6	山田川疏水構想図（複製）
7	淡山疏水の工事各種設計図（複製）
8	淡河川疏水・山田川疏水各完成時の写真（複写）
9	淡山疏水主要施設説明パネル
10	設計参考図書・測量機器（実物）
11	農家負担金説明パネル
12	淡山疏水敷地借地契約書及び添付図（複製）
13	山田池説明パネル
14	昭和・平成の工事写真（複製）
15	設計用品（実物）
第２展示室	
16	東播用水の概要説明パネル
17	東播用水の歴史説明パネル
18	東播用水事業説明パネル
19	東播用水二期事業説明パネル
20	東播用水主要施設写真（複製）
21	御坂サイフォン実験模型（実物）
22	淡山疏水・東播用水の効果と多面的な評価説明パネル
23	淡山土地改良区・東播用水土地改良区説明パネル
24	ＴＴ未来遺産運動説明パネル
25	出版物（実物）

（5）来館者数

開館以来、近隣住人、野外学習の小学生、県外土地改良区役員などの人々が来館されました。

令和２（2020）年３月末日までの来館者数の累計は7,433人です。

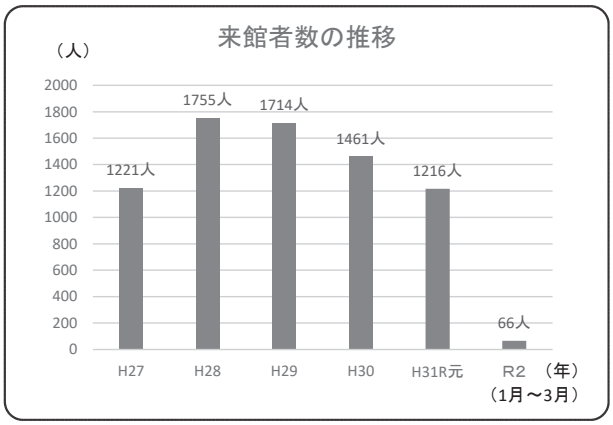

第６編　淡山（たんざん）の記憶

本編は、本記念誌編集委員会とＴＴ博物館が企画した淡山疏水（たんざんそすい）に関する「聞き書き」の一部を抜粋したものです。

この「聞き書き」は、兵庫教育大学大学院教授南埜猛（みなみのたけし）氏のご指導の下に平成 28（2016）年から行われました。同大学院生及び学部生（石井瑛之氏、小野太郎氏、北野敬寛氏、芝地素直氏、玉脇健太氏、中川貴晋氏、南和樹氏、半田有哉氏、渡邉幸太氏）の皆様に「聞き手」となっていただき、淡山疏水（たんざんそすい）やその地域に関する伝承や体験談などを 14 名の「話し手」から聞き取り、書き留めていただきました。

「聞き書き」一覧表

番　号	話　　題	「話し手」居住地等
1	広野地区のこと	三木市志染町広野
2	興治と水	三木市別所町興治
3	呉錦堂池と小束野池	神戸市西区神出町小束野
4	上北古集落の昔と今	神戸市西区神出町宝勢
5	岩岡の農業と水	神戸市西区岩岡町岩岡
6	ポンプ池とパイプライン	神戸市西区岩岡町岩岡
7	岩岡と淡山疏水	神戸市西区竜が岡
8	明石地域の葉たばこ栽培	明石市魚住町清水
9	淡山疏水と広谷池	加古郡稲美町蛸草
10	印南の四ツ塚池	加古郡稲美町印南
11	加古大池	加古郡稲美町加古
12	天満大池の決壊	加古郡稲美町中村
13	淡河町と淡河川疏水	神戸市北区淡河町萩原
14	疏水管理奮闘記	（元淡山土地改良区職員）

1　広野地区のこと

広野地区は、加東郡の近藤文蔵さんという人が元治元（1864）年に開拓を出願したことに始まっている。最初は四国から来た17軒が入植した。明治時代（1868年～1912年）初期、現在は緑が丘や廣野ゴルフ場となっている原野を含めて、元三田の殿様であった九鬼さんの所有地となりました。九鬼さんは農家を大事にしてくれ、最終的に土地を無償でいただいた。明治34（1901）年５月に二号池の下に開拓記念碑が建立されたが、今も我々農家は記念日にはここへ来て、九鬼さんへのお礼の気持ちを込めて手を合わせています。

地区の子供は広野小学校に通っている。昔は、今の自由が丘団地は山で、その麓に志染小学校の分教場があって、１年生から３年生までそこに通い、４年生からは２時間かけて本校に通った。これではあかんと我々が三木市に働きかけ、昭和56（1981）年にため池を潰して広野小学校がつくられた。我々は自分たちの小学校という思いが強く、予算が足らない時には寄付するなど、この小学校を支えています。

地区に隣接して廣野ゴルフ場があります。昭和７（1932）年に開場されましたが、元は九鬼さんの土地であったことから我々とゴルフ場との縁が深く、広野地区に電気を引くときには費用を出してもらいました。現在でも何かにつけ協力していただいています。

地区の水ですが、稲美町の開拓地と同じく水がなかった。飲料水にも困っていた。大正時代に山田川疏水が完成して水が来るようになったが、三木市の水道が完備するまでは、飲み水と風呂の水以外はすべて淡山の水を利用させてもらっていました。

今、地区のため池は一号池、二号池、通池など六つあるけど、草刈りから改修まで手間と金がかかって大変。また、昔は土地の権利が個人名義で、相続が出たときに土地の権利の保全ができない恐れがあった。で、昭和62（1987）年２月に農事組合法人を設立しました。農機具やライスセンターを持っており、池の管理と農作業を受託しています。

法人組織になっても多額の管理費は必要で、当初は水利組合が持っていた土地を貸したり売ったりして原資を工面した。 今では池面を利用した太陽光発電も取り入れるなど、安定した収入の確保に努めており、池の改修をするときには行政の補助金も頂くようにしています。

農事組合では、ため池の草刈りも年間に二、三回しています。 その内の一回は一斉清掃といって、組合員全員で空き缶を拾い、草を刈って燃やします。最近は、小学校と子供会にお願いして、子供たちと一緒に掃除しています。将来には子供たちが地域活動の中心になることを願っており、そのためには、子供たちにため池のことを知ってもらうことを含め、地域に関わってもらうことが大切と思っています。

開拓記念碑

2　興治と水

興治は新田開発から今まで 300 年ぐらいたっている。他所に比べて遅うに開けた村。70 戸ほどの村やのに、水利組合が二つ。興治西と興治東と。東のほうに二股池があり、西の方に庵池がある。両方とも高い所にある池で、周りから水が入らない。ちょっと減ったら淡山の水を入れてもらう。

昭和 31 年、親父が「お前行ってくれるか」と言うので、私は分からんなりにスコップとつるはしを持って寺池（興治西にあった池で、現在は廃止されている。）の改修へ行ったんです。池の関係者は 25 人程で、改修に出た人は 10 人程度やった。年寄りの人が四角い木に竹の柄がついたのを持って、赤土を何センチか敷いて、水をパッパッと撒いて叩いていた。田植えが目の前になって池が空っぽやったらどうしようもない。４月の中頃までに工事をやめて水を貯め、稲の収穫が済んだらまた水を抜いて池を空にして改修した。

後から開けた村は、昔はいろいろと水に苦労していた。興治でも、苗作っても雨が降らなんだら全部植えられんかった。東播用水ができるまでは淡河川と山田川から水を取ったが、どんどんとは流れて来なかった。で、興治の南を流れる広谷川からポンプで水を揚げた。そしたら、下流の権利者が「途中で盗ったら下流に水がない」と怒り、大問題になって新聞にも載った。まぁ、それだけ水に苦労してたということ。

これから先はどうなるのか…。私から百姓をしろとも言わんけど、息子も「儲からんもんは、考えたほうがええ」と言う。減反政策が実施されたり廃止されたりした。今から十年先予想せえ言われても、誰も分からへんで。

庵池から望む雌岡山

3　呉錦堂池と小束野池

小束野は、明治41（1908）年から大正６（1917）年にかけて開拓された集落です。呉錦堂さんが四角の田んぼと農道と大きな池がある画期的なほ場を造った。今では、「きぬむすめ」とか「キヌヒカリ」を作っています。高台で風が強く、「コシヒカリ」なんかは倒れて刈取りに時間がかかるので、倒れないような稲を作っている。池は、大正４（1915）年に完成した呉錦堂池（神戸市西区神出町古神、三木市志染町広野）と昭和５（1930）年、完成した小束野池（神戸市西区神出町小束野）です。

呉錦堂池の水はね、抜いたら合流幹線に入りますでしょ。そして小束野の分水へ来て、そこから淡山疏水の水と呉錦堂池の水を取るということで、小束野は淡山疏水の水と水路を使うといった大きな恩恵を受けているわけですね。

小束野池には、元々は淡山疏水神出支線水路から水が入りますが、今では合流幹線水路からもポンプアップするんです。私の家は近くなもんで、ごみの掃除とかポンプの管理をしてました。田植えをした後は、毎日池を見に行きました。朝５時とかに池の樋を抜くと、水が分水所から分かれて各田んぼへ入って行く。大体行き渡ったら樋を閉める。そんな形でやっていた。

東播用水ができてからも干ばつが起こりました。疏水に水がないのだからどうしようもない。呑吐ダムには三田市の大川瀬ダムから水が来てたんで、ほんまにないんかなと大川瀬ダムに２回も３回も見に行ったことありますよ。水は結構減ってました。

反対に水が有り過ぎたこともあった。平成10（1998）年やったかな。台風が毎週来て、雨が続いて池が満水。水を放流する水路が狭く、池の下に新興住宅が五、六軒あったんかな。だから、堤が切れたらどうなるんかと、それが本当に心配でしたね。

私たちは水に苦労したが、今の人は自分の田に勝手に水が入ると思っている。淡山疏水の水路がないと水が来ないことをちゃんと認識してもらいたい。百姓しよう思ったら、水を大事にしないといけない。

呉錦堂

中国出身の貿易商呉錦堂は、明治41（1908）年小束野に133町歩余の土地を購入し、果樹園の造成にとりかかりました。途中、山田川疏水事業の計画を知り、水田開発に計画を変更し、加盟面積99町９反９畝29歩で淡河川山田川普通水利組合に加入し、水田、水路、農道及びため池の整備に着手しました。

4　上北古集落の昔と今

明石藩士の初代須藤重太夫さんが現在の神戸市西区神出町上北古に居を構え、慶安３（1651）年から宝勢と上岩岡の新田開発を始めたが、水に恵まれなかったために開発は難航しました。後に上北古の住民が大鳥喰池を大きくし、田んぼが増え、集落が形成されました。

雌岡山から流れてくる水を繰り返し使って苦労して米を作っていたが、大正時代に山田川疏水と坊主谷池ができたおかげで少しは楽になったようです。

それでもよく干ばつになった。終戦後の干ばつの折には、１町歩あっても半分しか植えない。それであかなんだらその半分。全部作ったら米が出来ん。水がない時､淡山疏水の宮ヶ谷調整池の死水（池底に残る水）をポンプで水路に揚げて各池に割り当てた。昼夜何日とか。チョロチョロの水で、分水のとこで夜中ずっと番をし、ごみが詰まらんように掃除した。ほんま苦労したわ。米は１反で４俵か５俵ほどしかとれなかった。今の半分ほど。ニシン肥料を割り当ててもらった。化学肥料がなかったんやね。

東播用水ができて、一年中水が来て青もんが収穫できるようになって、その都度現金収入がある。昔やったら、米を収穫するまで収入がなかった。東播用水から水を入れてもらうのは集落の一番高い場所にある坊主谷池。ポンプを使わなくてもパイプラインで自然に田んぼに水が入るようになり、大変楽になった。また、効率の悪い二つの池を廃止して、市民パークにしており、農産物直売や各種のイベントで賑わっている。これらは全部、水の豊かな東播用水のお陰やね。

宮ヶ谷池調整池死水ポンプアップ

5　岩岡の農業と水

岩岡では、キャベツ、いちじくなどの露地栽培から、トマト、こまつな、ほうれんそう、いちじくの施設栽培など、いろいろ作っている。各農家が自由に作っているが、これも水のおかげで、水がなかったら今の岩岡の農業はないと思います。

私らの若い時の苦労は、やはり水がなかったことが一番だった。淡山疏水からの供給だけでは足らないので、たいがいの池では深井戸を掘った。甲７号池でも３本掘った。地下は細かな砂や岩盤で、機械が傷むまで掘った所もあったようです。

東播用水が出来てから、水の加減が変わってきた。パイプラインとなり、通常は必要な時に水を使えるようになった。平成６（1994）年頃に大干ばつがあった。その時には、ほ場整備もパイプラインも出来ており、水利委員さんが一切の水の管理をしました。田には１週間に１回しか水を入れないこともありましたが、後日、「干ばつのほうが多くの収穫が有った」と水利委員さんが笑って話していました。

一年中必要な時に必要なだけ水を使えるようになっていますが、東播用水から池に供給してもらうのもタダじゃない。一番高い地区の水代は 10 アール当たり 1,500 円かな。水代はかかるけど、水は豊富にあるので、農家は文句を言わずに水利費を払っています。

キャベツ畑

６　ポンプ池とパイプライン

ポンプ池（６号上池）は一段高い所にあるんです。だから、水は池面に降る雨の水しか入らないんですね。使う水は全部東播用水からポンプで揚水して貯めています。水が自然に流れ込んでくるということはないんです。

ポンプで水を入れっぱなしでしたら池があふれるので、水管理が結構大変です。できるだけ水を貯めておくよう、水位を見ながらスイッチを入れたり切ったりします。また、田んぼにつながっているパイプラインにもポンプがあります。水利委員長さんが、これらのポンプを管理されています。

維持費のために、年会費を集めています。年間 10 アール当たり４千円です。東播用水の経費は別にかかります。ポンプが１回破損しますと 50 万円程はかかるんです。破損が酷い場合には 100 万円程かかります。

ポンプ池では、ポンプを２台使っておりまして、１台は予備でおいてあります。１台が故障したらすぐ切り替えるようにしてあります。ポンプを修理するのは簡単ではないのでね。

パイプラインも設置されて年数がたってきました。老朽化が始まってきている箇所もあり、これから対応が大変だと思います。今は、僅かな水漏れが多いです。僅かしか漏らないと、漏れている箇所を探すのが大変です。掘ったけど水が漏れてない、水が土中を流れているけど漏れている箇所が分からないとか。東播用水土地改良区に水漏れの器具が備わったんで、それを借りて探し出したこともあります。漏水箇所が分かると、地中２メートルぐらいの所にパイプが埋めてありますんで、ショベルカーで掘り起こし、不良部分を切断し、新たに管を接ぎ合わせて埋め戻します。部品さえ揃えば二、三日で修理できます。

ポンプ池揚水所（岩岡揚水所）

7　岩岡と淡山疏水

岩岡町は江戸時代に盛んとなった新田開発の後発の地です。雨は非常に少なく、高い台地であるため明石川や加古川から引水することができず、かつては日夜水不足に悩んでおりました。

そんな中、明治 24（1891）年に稲美町を中心とした淡河川普通水利組合が先進的な淡河川疏水を開削して大成功されました。明治 41（1908）年、当地域もこれに加盟して淡河川山田川普通水利組合に改組していただき、明治 44（1911）年に山田川疏水工事を開始していただきました。大正 4（1915）年３月 10 日には、岩岡小学校校庭で通水式が大々的に執り行われました。そして岩岡の人たち自らが、ため池の築造と耕地整理事業を行いました。

この大事業の負担金を返済するため、人々は子供の頃から働き手の一員となり、寝るのも惜しんで働かざるを得ませんでした。そんな時、働くばかりではなく楽しみも必要と、岩岡神社の祭りが大いに奨励され盛大になっていきました。これとともに、岩岡は働き甲斐のある活気あふれる町として発展して参りました。

昭和 35（1960）年頃、山田川疏水の通水の日である３月 10 日を農休日と定め、先人たちの苦労を偲びつつ一日の休養を取るようになりました。これが今日の岩岡開発記念日の起源だと思います。

淡山土地改良区は合併解散となりましたが、淡山疏水を造り守ってきた人たちの意気込みを、東播用水土地改良区が後世につないでいただくようお願いします。

岩岡神社秋祭り

8　明石地域の葉たばこ栽培

明石地域は岩岡支線水路の末端に在り、支線水路最上流の老ノ口分水所から20キロメートル弱の距離がある。

私らが子供の時分、淡山疏水の水は来ていたけれども長い水路からの漏水が多く、米は作れなかった。それでも疏水料は支払わなければならなかった。豆や綿では収入が僅かなので、葉たばこの栽培が盛んだった。それが唯一の収入だった。

葉たばこの栽培は収入が良かったものの手間のかかる重労働で、親二人が栽培と乾燥に大変な苦労をしていた。私が子供の頃「腹が減ったからなんかくれんかい」って母親に言うと、こんなくらいの飴をくれる。その飴を口に入れるとたばこの苦い味がした。母親も葉たばこの栽培、乾燥をしていたから、その灰汁がいつも指に付いていた。

ようやく乾燥が終わると、親が岩岡の収納所に葉たばこを持って行き、代金をもらい、薪などを買って帰った。

明石地域に水がないために、苦労の多い葉たばこ栽培をしていた。これからの人たちにはこのような苦労があったことを知ってもらい、水を大事にしてほしい。淡山疏水を活かし、東播磨を豊かにしてほしい。

タバコ栽培

９　淡山疏水と広谷池

加古郡稲美町蛸草は淡山疏水にその創設期から関わっていました。明治 11（1878）年に野寺村の魚住完治さんらと山田川疏水掘割を県令に嘆願した蛸草新村惣代だった岩本須三郎（後に初代母里村村長）さん、後の村惣代だった松尾要蔵さんや嘉一郎さんなどが活躍されました。須三郎さんは私の親戚筋の人ですが、詳しいことは淡山土地改良区の理事になってから知りました。

明治 21（1888）年、山田川疏水掘割は淡河川疏水に変更されて実施となりましたが、私の婆さんから聞いた話では、私の爺さんらも弁当と草鞋を腰にぶら下げて、肩につるはしを担いで溝掘りに毎日行ったそうです。賃金は 13 銭だったようです。練部屋分水所の上流に真直ぐな合流幹線水路が延びていますが、あのような水路をつるはしで掘ったことに感心しています。

ちょうどその頃、蛸草新村で須三郎さんや嘉一郎さんが提唱し、広谷池を拡張して疏水の水を受ける計画が立てられました。拡張予定敷地は約 10 町歩で、そこには道路、村庁舎、墓地などがありました。これらを移してため池を広げた。昨今、ため池を潰していろいろな施設が造られますが、当時の人たちはため池を造るためにはどのような苦労も厭わなかったのだと思います。

広谷池拡張工事は明治 24（1891）年に始まり、明治 30（1897）年に完成しています。工事では、嘉一郎さんが中心となられたようです。その流れは現在も続いており、記念碑の台座となっている「亀さん」（玄武？）の首が取れましたが、それは松尾家に保管されています。近々補修されるそうです。

私自身は、兼業農家であり米を作るほど赤字となるので、自家用米だけ作ることとし、営農組合に任せています。それでも若い頃は夜を徹して水番をしたことがあり、水を大切にしています。

地元土地改良区の役員として水管理に関わった時、水を入れっぱなしにしている田が多いと感じました。昨年も中干後に漏水が発生した田に水を入れ続けて水不足になりました。今では営農組合役員が土地改良区役員も兼ねて水を適切に管理していますが、減反政策が終わり自由にコメを作るようになるので、水が足りるかと心配しています。

増築記念碑など

10　印南の四ツ塚池

私は印南に生まれ、高等小学校を卒業して家の手伝いをし、兵隊に行き、大東亜戦争が終わってからは造園業をしながら百姓をしてきた。稲美町は温暖で過ごしやすいが水が少なく、新村が開拓された当初はキビ、そば、豆などを作っていたと思う。淡山の水が来て、ため池を造ってから水稲ができるようになった。私の家はこの地で６代目となるが、これまで農業を続けられたのは淡山疏水のお陰です。印南だけではなく、淡山疏水は稲美町の発展に重要な役割を果たしたと思う。

淡山疏水があったものの、私が百姓を始めてからも水不足の年は多くあった。淡河川からの取水条件で水源地域で水を使うときは取水できないので、雨がないと池が満水でも足らず、ほとんどの年が半分の植え付けだった。干ばつとなれば、３分の １の植え付けだった。雨が降ったら夜でも鍬をもって出かけ、池に水を入れた。時には喧嘩しながら水を取った。今では東播用水ができて自由に水が使えるようになり、非常にうれしい。

記憶にある最も酷い干ばつは、小学校３、４年ごろにあった。あと１か月で穂が出る時期、稲が膝の下まで育ったころから水がなかった。父親が姫路まで行って、発動機とポンプを買い、溝から水を汲み上げ、なんとか飯米だけはとれた。水を確保できず、米をとれなかった家がたくさんあった。

私の田は四ツ塚池掛り。この池は淡河川疏水の水を受けるために明治時代に造られた池で、私が百姓を始めてから最初の改修は、昭和 25（1950）年でした。当時は機械がなく、トロッコで土を運んだがそれ以外は手仕事で、村総出の工事でした。 コンクリートもなく、土を盛り固めるだけで、10年すればやり直しだった。工事の補助金をもらったが残りは農家負担で大変だった。今でも補助金がなければ農家はやっていけないと思う。

水利長を務めたが、百姓は生活で精一杯で時間的余裕もなく、町役場からの助言や指導がなかったら務まらなかったと思う。水の使用については平等かつ有効に使わないと問題となるが、特に干ばつ時の対応が大変だった。井戸、川、堀から水を調達した。金は高くついたが仕方がなかった。また、池に残った最後の水をどう使うかという問題もあった。最後の水を入札により分配したこともあった。

水も豊かになり、営農の機械化が進み、トラクターの自動運転ができる時代となった。自由に稲作転換ができれば農業を継ぐ若い人も現われると思う。手軽に暗渠排水ができればよい。私の村でも営農組合を設立すれば良いのかもしれない。

改修工事竣工記念碑

11　加古大池

万治元（1658）年に加古新田の開発が始まり、加古大池は寛文元（1661）年に完成しました。新田は 400 町余りあったんですが、淡山に参加したのが 89 町。加古大溝からの水があったのと、ちょっとお金が足らんいうことで。参加費用がかかりますんでね。

加古大池はね、当初は五つの池に分かれておりまして、昭和 16（1941）年から昭和 24（1949）年にかけての大改修で、その五つの池を統合したんです。その時から県下最大の農業用ため池です。

昭和 63（1988）年から防災ダム事業が始まり、平成 12（2000）年に完成しました。せっかく親水性や生態系に配慮した立派な加古大池になったので、もっと活用してもらおうと思い、子供たちに絵を描いてもらうような活動をやってきました。今後は、加古大池の子池で「かいぼり※」をやろうかと思っています。

平成６（1994）年の大干ばつは加古地域全部が影響を受けた。６月からほとんど雨が降らなくてね。当時の役員は毎日のように水番に出た。普段は樋門は開けたままだけど、その時は下流から順番に田んぼに水を張るように樋門開閉をコントロールした。そのため土が乾いて真っ白になる田んぼはなかった。しかし全部は植えられず、分植えをしたんです。

昔は池守がおりましてね、親池の加古大池から子池に水を入れて、子池から出た水を次の孫池に入れ、各田に配る。そういうふうに水を大事にした。今は、各田で栓を開ければ水がいくらでも出る。その水代は加古土地改良区が肩代わりしており、自分で水代を払っている感覚がない。このようなことで、水を粗末にするのだろうと思っています。

かいぼり※：冬にため池から水を抜き、清掃、点検補修を行う作業で、コイ、フナなどを獲ることもあります。かつては多くのため池で実施されていました。

加古大池

12　天満大池の決壊

天満大池は県下最古のため池と言われている。淡山疏水に加盟しているが、稲美町の下流部にあり、上流の水田の水が流れ込み、比較的水に恵まれていた。

しかし、これが災いした。昭和20（1945）年10月9日、雨からの大災害ですわ。天満大池の東方にある長法池が決壊し、氾濫した水が天満大池に流れ込んだ。まともに水を受け、天満大池と隣接の河原山池が決壊して、国道２号線まで被害が及んだ。長法池の方は家はあまりなく、収穫も終わっている時なので大きな被害はなかった。

特に被害に遭ったのは、天満大池の南側を西に向って流れる喜瀬川の流域。国道２号線が堰になって滞水し、米軍が救助にやってきた。人間は助けられたが、天井が低い小屋に水が入り多くの牛が溺れ死んだ。当時、牛は土を耕す動力源であり、農家にとっては大きな被害だった。

天満大池の中に大きな島がある。島につるはしを持って行って、土を掘って、それを堤の切れた箇所に持って行き、15人ぐらいで胴木を引き上げては落として土を締め固めた。 池に関係する六分一、森安、中村、向の人が復旧した。復旧には１年もかかってない。重機もなく、自分たちの力でやった。

天満大池

13　淡河町と淡河川疏水

淡河町を淡河川幹線水路が通過していますが、私の小さい時分、昭和 24（1949）年頃から三面張りの工事（昭和の大改修）をされたんだと思います。工事用の線路をトロッコが走ってまして、土木作業ですから手押しのトロッコですけどね。そのトロッコに悪さして、乗って走っとった。そんな思い出があります。

木津の頭首工から少し下流部にトンネル部分があるんです。長さは 30m 位あるのかな。水流れとんやけども、流れへん時もありますやんか。そん時に探検に入り、そん中で遊んだこともありました。それとね、泥溜に入って、泥上げしたり魚とったりしたという思い出もあります。

「洗い場」と言いますけど、三面張りの水路に階段を作ってもらい、水位に応じて降りたところから、竹で向こうの岸へ人を渡すようにしてですね、そこで芋を洗ったり大根洗ったり、場合によったら洗濯物のゆすぎをしたりしました。

洗い場の所々に 30cm 程マスを掘り下げてもらいまして、そこへ水が寄ってきて、消防用水を吸い上げる、そういう箇所が今でも残ってます。淡山土地改良区さんの御理解があり、地域のために作られたものです。

それからつい最近では、農地･水保全向上対策事業を実施し、幹線水路に沿った歩道を舗装したり、草刈りをしたりしています。特に淡河小学校の近くは美化され、子供も喜んでいます。

水はやっぱり農業の命であり地域の宝ですね。これを末永く活用できるように施設の補修や維持管理をしていかねばなりません。淡山のように、淡河町においても、先を見てどうしておこかというのを皆で考えるといった風土を醸成したいと思います。

淡河町萩原を通る淡河川幹線水路

14　疏水管理奮闘記

私が淡山土地改良区に就職した昭和35（1960）年には、現場の職員が10人いて疏水の管理をしていました。淡河川と山田川の頭首工に１人ずつの２人、広野と岩岡の揚水所にもまた２人。残る６人は水路を回り、分水所の堰板操作、草刈り、水路に溜まったごみの引き上げなどをしていました。草刈りは１年に１回。今みたいに草刈機がないので鎌などでやりました。ごみは、水路に打ってある杭の前に溜まったものを引き上げました。

疏水の幹線水路は整備しているが、支線水路は土水路でした。昭和40（1965）年代からため池の転用が多くなって売却費が入り、土水路の改良工事ができるようになりました。借入金利が貯金の金利より低い時期もあり、借入金によりどんどん工事が進められました。

今は天気予報が正確ですけど、昔はそうではなかった。また、取水や分水のゲート操作も手動であり、開閉に時間がかかり細かな操作が困難でした。大きな雨と思い取水ゲートを閉めると雨が少なく、組合員から水が来ないと叱られました。また、急に雨が大きくなり、取水ゲートを閉めるのが遅くなって水路があふれ、地域の人から怒られたこともありました。

晴天が続いて干ばつになると、池間で疏水の水をめぐって水争いが起こりました。このような時には、山田池の水を流すため夜中でも樋門を開けに行きました。

今は遠隔監視や遠隔操作などが導入されて、水管理が楽になったと思いますが、細かな操作により各地域の営農形態に対応してほしいと思います。

それと、苦労して水を管理して農業を続けてきたことを、子供たちに伝え続けてほしいと願います。

ため池を流入する用水

資　　料

資料１　兵庫県淡河川山田川疏水百年史（抜粋）

兵庫県淡河川山田川疏水百年史

兵庫県淡河川山田川疏水百年史（抜粋）目次

その１　疏水創設期より昭和１５年まで

序
第１章　沿革……154
　１　組合ノ位置及疏水事業ノ概況
　２　疏水起工ノ基因
　３　山田川疏水ノ起原
第２章　準備時代……157
　１　山田川疏水計画
　（１）疏水発起関係村ノ異動
　（２）郡役所開始ト疏水ニ関スル取扱
　（３）疏水線実測再願
　（４）疏水線測量実施ト郡長ノ告諭
　（５）疏水関係６カ村連合会開催ト其ノ活動
　（６）内務省直轄葡萄園ノ設置ト顕官ノ往来
　（７）疏水工事直轄及工費一時繰替伺
　（８）願書却下ト善後策
　（９）山田川疏水事業ノ継続
　（10）疏水関係村増加盟
　（11）国庫金貸下ニ関スル内海本県令ノ告諭ト委員ノ答申
　（12）疏水ニ係ル水利土功会組織ト開会当日ノ日誌
　（13）水利土功費国庫金貸与セラル
　（14）田辺内務技師疏水予定線ヲ実地調査ノ結果更ニ有利ナル淡河川疏水々源ヲ発見ス
第３章　実行時代……160
　１　淡河川疏水
　（１）疏水路ノ変更
　（２）疏水工事ニ対シ知事並郡長告諭
　（３）淡河川疏水起工式
　（４）淡河川疏水工事着手
　（５）工事負担金ノ徴収困難ト調達策
　（６）水利組合創設ト規約ノ制定
　（７）御坂「サイフォン」工事
　（８）工事竣功
　（９）国庫貸与金棄損セラル
　（10）大水害ト復旧工事
　（11）災害復旧工事設計ト復旧費ノ方策
　（12）復旧工費地方税補助ヲ県会ニ提議

(13) 知事水害復旧工費地方税国庫補助稟請及貴衆両院通過
(14) 復旧工事委員選定
(15) 復旧工事着手
(16) 知事復旧工事視察
(17) 北白川宮殿下ノ御視察
(18) 復旧工事竣功疏水全通並竣功式挙行
(19) 疏水路潰地永代貸借契約

2　山田川疏水

（1）山田川疏水事業ノ再興
（2）水源拡張調査順序
（3）事業計画ヲ知事ニ内申技師派遣ヲ申請
（4）御坂地方ニ蒸気揚水機設置ノ義諮問
（5）揚水機械設置ヲ中止シ山田川疏水計画ニ決定
（6）山田川疏水ニ依ル加盟条件
（7）山田川疏水ノ為メ新規加盟反別
（8）組合組織ヲ変更シ淡河川山田川普通水利組合ヲ組織ス
（9）山田川疏水幹線工事ノ実測及起工出願許可
(10) 幹線工事資金ノ調達
(11) 起工準備ト用地買収
(12) 工事着手ト起工式挙行
(13) 幹線工事ノ難工
(14) 支線及溜池工事
(15) 幹線工事竣工ト竣工式挙行
(16) 水力発電所及揚水所施設
　ア　広野発電所、同揚水所
　イ　神出発電所、岩岡揚水所
(17) 出働団ノ組織ト溜池工事請負
(18) 山田川疏水保全工事
(19) 山田川疏水ノ効果
(20) 疏水開通ニ拠ル収益

3　補水工事

（1）県営山田池築造
（2）山田池集水引水路新設工事
（3）僧尾川引水路新設工事
（4）淡河川疏水期限外引水問題
（5）災害復旧工事ト工事費補助々成申請
（6）地方振興其他農業土木補助工事申請施工
（7）神田導水路新設工事

第４章　其他……173
１　其他ノ事項
（１）組合事務所庁舎新築、移転
（２）組合財政窮迫ニ付救済方請願
（３）組合債借入、償還及低利債ト借替
ア　淡河川疏水事業費起債
イ　山田川疏水事業費起債
ウ　山田池築造費充当起債
（４）疏水 50 周年式典
（５）功労者列伝

その２　昭和 16 年より昭和 63 年まで

第１章　地区内における災害状況……176
１　災害（水害）年次別表
２　旱害と風害
（１）昭和４年の旱害
（２）昭和 12 年９月 11 日の台風害
第２章　県営大改修事業……178
１　工事開始までの顛末
（１）陳情
（２）県の淡河川山田川疏水路の改修に関する調査
（３）組合大会を開く
（４）大規模県営事業に採択される
２　事業量及び事業費
（１）事業費総額
ア　費目別内訳
イ　工事別内訳
（２）補助金及び負担金
（３）借入金
（４）資材及び労務者
３　工期
４　工事の進捗状況と工事施工者
５　事業の効果
６　その他
（１）記念碑並びに頌徳碑建立
（２）碑の除幕並に竣功記念式典
（３）県営施設の管理委託について
第３章　賦課金……181

第４章　交付金及不動産収入内訳……182
第５章　山田池及び水路敷並びに「サイフォン」敷地を兵庫県より譲与のこと…182
第６章　淡山土地改良区 100 周年記念事業……182
第７章　一般……183
　1　永年勤続者表彰
　2　庶務・会計、工事係の設置
　3　役員選挙規程の改正
　4　淡河川疏水期限外引水契約の補足追加
第８章　淡河川・山田川疏水と東播用水……184
　1　東播用水土地改良区設立と淡山土地改良区
　2　事業参加要請における協議経過
第９章　協定書等の承認と調印……185
第 10 章　国営事業 ……186
第 11 章　県営事業、団体営その他事業 ……186
第 12 章　農業情勢の推移 ……186
　1　東播用水期成同盟発足時の農業情勢
　2　現時点における農業情勢
　3　今後の課題

そ の 1

疏水創設期より昭和 15 年まで

序

我国ハ所謂豊葦原ノ瑞穂国ニシテ悠久 2600 年ノ肇国ノ昔ヨリ米作ヲ中心トスル農業ニ依ツテ強国ノ基礎ハ培ハレ健全ナル体力ハ米食ニ依リ保持増進セラル

加古郡ノ北部母里村ヲ中核トスル附近一帯ノ地ハ古ノ印南野ノ一部ニシテ地勢平滑沃野連ルモ高燥ニシテ水利乏シク農民ハ専ラ畑作ニ従フヲ以テ夏季一旦旱天ニ遇ヘハ作物枯死ニ瀕シ積日ノ辛苦モ水泡ニ帰スルノ惨状ヲ呈ス若シココニ灌漑水ヲ得畑地ヲ水田ト化セハ其労力ハ半減シ其収益ハ倍加スベシサレバ明和８年ノ頃ヨリ既ニ隣郡山田川ノ渓流ヲ引水利用セントスル先覚者ヲ見タリ

維新後泰西ノ文化輸入セラレ大ニ殖産興業ヲ奨励セラルルヤ此処ニ達識済世ノ士決然起ツテ先覚ノ志ヲ継キ之カ実現ノタメ屡々官ニ請ヒ同志ニ諮リ東奔西走画策運動至ラサルナク其熱意ハ遂ニ官ヲ動カシ明治 24 年淡河川疏水ノ新築ヲ更ニ 27 年其災害復旧ノ大工事ヲ完成セシメタリ

此ノ効果ハ籾テ組合加盟者ヲ増加シ隴蜀ノ念止ミ難ク大正８年亦大工事山田川疏水ヲ完了シ其後モ補水工事ヲ追工シ今日ノ大ヲナスニ至レリ

今ヤ本組合ハ加古、明石、美嚢ノ３郡内 18 ケ町村ニ跨リ灌漑反別 2,000 町歩ニ及ビ抱擁スル組合員 6,000 有余人悉ク恩恵ニ浴シ安居楽土トナス寔ニ聖代ノ慶事ナリ

而シテ其ノ今日アルヲ得タルハ素ヨリ上至仁至慈ナル御恵ミニ因ルト雖モ亦創業以来千辛萬苦百難ヲ排シ献身的努力セラレタル先輩諸氏ノ功労ハ子孫ト共ニ永劫忘ルヘカラサル所ナリ茲ニ光輝アル皇紀 2600 年ニ当リ本組合創立 50 周年ヲ迎ヘ当時ヲ追懐シテ転々感慨ニ堪ヘス茲ニ疏水 50 年史ヲ刊行シテ参考ニ資ス

皇紀 2600 年
昭和 15 年 12 月

兵庫県淡河川山田川普通水利組合管理者
地方事務官　大山　貞一

第1章　沿　　革

1　組合ノ位置及疏水事業ノ概況

本組合ノ区域ハ播州ノ東部加古、明石、美嚢ノ３郡内18ヶ町村ニ跨リ其ノ灌漑面積約2,000町歩ニ達ス。淡河川疏水先ツ成リ山田川疏水ヲ追工ス。

淡河川疏水ハ水源ヲ美嚢郡淡河村字木津ニ採リ明治21年１月起工同24年５月竣功ス、此ノ工費８万4,000余円ニシテ国庫貸下金４万5,000円、組合員負担金３万9,000余円ヲ要セリ。然ルニ通水１年後明治25年７月洪雨ノ為メ全線殆ンド崩壊通水スヘカラス、ココニ姑息ノ修理ヲ行フモ尚相当多額ノ資財ヲ要シ、然モ永久持続ノ見込ナシ。百方審議ノ後幸ヒ国県ノ補助ヲ得奮ツテ進歩的復旧工事ヲ施スニ決ス、総工費18万円ノ内至難工事費15万円ノ８歩ニ当ル12万円ハ地方税補助ノ交付ヲ得、残ル５万8,000余円ハ組合負担シテ施行同26年７月着手、翌27年５月竣功ス。此ノ関係要水反別1,112町３反歩ナリ。

山田川疏水ハ八部郡（現在武庫郡）山田村字坂本ニ水源ヲ採ル、コレハ古クヨリ計画セラレシモ工事ノ困難ト多額ノ費用ヲ要スルヲ以テ一時廃案トナレリシガ、淡河川疏水開通後其ノ利益ヲ受クル土地ノ変換開墾増加スルニ伴ヒ水量不足ヲ告クルニ至リ、明治29年復活測量スルモ前者ノ瘡痍尚癒ヘサルヲ以テ実施ニ至ラス、降リテ明治39年６月水源拡張ノ計画ヲ樹テ淡河川疏水ノ不足ヲ補フト共ニ加古、明石、美嚢ノ３郡内未開墾地及畑地ニ灌漑スルノ目的ヲ以テ計画ヲ進メ、明治41年１月20日３郡内51箇大字ニ於テ反別817町歩ヲ組合区域ニ編入シ、同44年２月起工大正４年３月幹線工事ヲ同８年２月支線及溜地工事ヲ完成ス。此工費幹線28万円、支線溜池55万6,400円其他ヲ合セテ計金85万6,400余円此内大部分80万円ハ起債ニ因リ此ノ償還ハ永ク組合ノ苦慮スル所ナリ此ノ関係要水反別ハ848町５反歩ナリ。

其後水量充実ノ為メ補水工事トシテ山田池築造、僧尾川引水々路、神田導水路ヲ新設追加ス。

今ヤ緑水滾々トシテ峰ヲ廻リ谷ヲ越ヘテ来リ疇昔ノ火田草野変シテ沃野一望夏日清風葉末ヲ亘リ秋日金波ヲ漂ハス。

現在工作物ノ主ナルモノハ

幹　線　　37,806粁　　内　隧道47ヶ所　　延長　10,345粁

支　線　　57,217粁

溜　池　　141ヶ所

幹線名	毎秒疏水量	水路勾配	通水期	附記
淡河川	最大　28立方尺 最小　3立方尺 平均　11立方尺	開　渠　5,000分ノ1 隧　道　1,400分ノ1	自　９月20日 至　翌年５月31日	降雨アラバ臨時水ヲ取リ入ル 水量１反歩当100立坪ノ計画
山田川	最大　48立方尺 最小　3立方尺 平均　14.5立方尺	2,500分ノ1 1,200分ノ1	自　10月１日 至　翌年５月31日	

特殊工事トシテ志染村御坂地内ニ英人パーマー少将ノ設計監督ニ依ル鉄管サイフォン工事アリ。

尚志染村広野新開及神出村北地内ニ水力発電所ヲ設ク。

2　疏水起工ノ基因

由来加古郡ノ東部母里村ヲ中心トスル一帯ノ地域ハ所謂往昔印南野ノ一部ニ属シ明石郡ノ西北部、美嚢郡ノ西南部ト相接シ地勢東北ヨリ漸ク西南ニ向ッテ傾斜シ土地高燥ニシテ水利ニ乏シク林野畑地大部ヲ占メ水田極メテ少カリキ爾来人口増加ニ伴ヒ水田開墾ヲ欲求スルモ水利ニ恵マレサルヲ以テ夙ニ疏水ヲ起シ他郷ノ水ヲ引用スルノ計画ヲ樹テタル先覚者ハ一、二ニ止マラス。

次ニ当地方住民ハ早クヨリ畑地ニ綿作ヲ行ヒ傍ラ綿糸ヲ績キ綿布ヲ製造販売シテ生計ヲ営ム元来水利乏シキヲ以テ夏季ニ桔槹林立井水汲ミ上ケニ忙殺セラレ而カモ旱天続カハ作物枯死シ稼穡困難ナリ加フルニ維新後廉価ナル外国綿糸ノ輸入旺盛トナリ生産コストノ高キ内地綿ハ圧倒セラレテ需要減退シ綿布ノ販路又杜絶スルニ至リ他ニ生産ノ途ヲ求ムルニアラサレバ立チ行キ難キ状態ニ陥ル。

更ニ明治９年地租改正ノ結果当地方ハ非常ノ重課トナル。

之ヨリ先キ姫路藩政治下ノ頃ハ特ニ状況ヲ酌ミ薄税トシ尚風旱災厄ノ際ハ手当トシテ若干ノ米銭サヘ給与セラレシニ廃藩後此ノ重課トナリサナキダニ旱害ニ疲弊セル民衆ハ益々窮状ニ迫リ嗟嘆ノ声巷閭ニ充ツ今母里村ノ改租前後ノ租額ヲ比スレバ

母里村各大字新旧地租比較表

大字名	旧地租額	明治９年改正 新　租　額	差引増租額	新租ノ旧租ニ対スル 増　加　歩　合
	円	円	円	
印南新村	708.426	2,130.989	1,422.563	3.008
蛸草新村	253.820	1,207.161	953.341	4.756
野寺村	377.473	1,038.594	661.121	2.751
野谷新村	220.064	763.608	543.544	3.470
草谷村	679.716	997.631	317.915	1.468
下草谷村	205.508	390.016	184.508	1.898
計	2,445.007	6,527.999	4,082.992	2.670

カク旱害ニ次クニ主要綿産業ノ不振ハ漸ク民資ヲ蕩尽シタルニ剰サヘ地租ノ増徴ハ到底忍フベクモナク勢ヒ政府ニ嘆願シテ地租軽減ヲ仰クカ水利ヲ求メテ水田ヲ拓キ稲作ヲ盛ニスルカ二者ノ一ヲ選フニアラサレバ他ニ救済ノ方策ナシ然ルニ地租ハ政府トシテ妄ニ一地方ニ限リ軽減ヲ許可サルヘキモノニアラス畢竟後者ヲ講究実現スルノ外ナキニ至レリ。

3　山田川疏水ノ起原

本疏水ノ起原ヲ尋ヌルニ文献ニヨレハ今ヨリ 170 余年前明石郡東村（神出村東）某ハ予テ地方水利ノ乏シキヲ憂ヘ焦心苦慮ノ末八部郡山田川ヨリノ引水ヲ発見シ明和８年 10 月測量ヲ遂ケ地方ニ謀リタルニ時ノ趨勢ハ未タ一般人ヲ首肯セシムルコト能ハス異議百出着手ニ至ラス。越ヘテ文政９年加古郡国岡新村福田嘉左衛門発起シ野寺村勘左衛門、同村藤左衛門、美嚢郡三木町平兵衛等ト共ニ先人ノ遺志ヲ継キ山田川ヲ水源トシ明石郡紫合村字練部屋ニ至ル疏水路線ヲ目論見、数回ニ亘リ実測シ嘉左衛門図面ヲ製シ工費ヲ見積リテ藩主ニ出願セリ然ルニ当時各藩政ヲ異ニシ藩議容易ニ纏ラス是又水泡ニ帰セリ降ツテ明治初年明石郡東村藤本増右衛門ハ独力本線ヲ測量計画スル所アリタリ。

維新後廃藩置県ニ際シ第六大区第六小区副戸長魚住完治又山田川疏水ノ議ヲ唱ヘ前記藤本増右衛門ヲ聘シテ其ノ実況ヲ聞キ同志国岡新村福田厚七、同村花房権太夫、明石郡神出村西村茂左衛門等ト共ニ増右衛門ヲ測量手トシ明治５年測量ニ着手シ 10 ヶ月ニシテ了ヘタルモ起工ノ運ヒニ至ラス。

明治９年ニ至リ地租増徴主要産業綿作ノ不振ハ愈々コノ企業ニ拍車ヲカケ明治 11 年９月始メテ魚住完治外５名ヨリ山田川疏水堀割ノ義（資料２）ヲ森岡県令ニ申請シ県令ハ大ニ同情シテ之ヲ容レ同７日付測量官員派遣ノ指令ヲ発スココニ本疏水事業ノ端緒ヲ開ク。

第２章　準　備　時　代

１　山田川疏水計画

（１）疏水発起関係村ノ異動

山田川疏水関係村ハ最初国岡新村、野寺村、野谷新村、印南新村、蛸草新村、加古新村ナリシガ国岡新村、加古新村ハ故無ク分離シ更ニ草谷村、下草谷村加盟シ爾来此６カ村ハ疏水関係村トス当時６カ村戸長氏名次ノ如シ。

野寺村戸長	魚住完治	蛸草新村戸長	岩本須三郎
印南新村戸長	赤松治郎三郎	印南新村戸長	丸尾茂平次
草谷村戸長	亀尾嘉平次	野谷新村戸長	魚住藤三郎
下草谷村戸長	井澤松次郎		

（２）郡役所開始ト疏水ニ関スル取扱

明治 12 年１月８日播磨国各大小区ヲ廃シ加古郡役所設置セラレ同月 10 日北條直正郡長トナル。２月３日開庁ノ際郡長ハ疏水ニ関シテ発起者魚住完治及魚住逸治ヲ始メ其他ノ戸長ヨリ山田川ノ来歴及将来ニ企画ノ大要並ニ実施ノ急務ナルコトヲ熱誠ニ演述シタルニ依リ該疏水事件ハ最モ重大ノ要務トシ先ツ関係村ト気脈ヲ通センガ為メ魚住逸治ヲ本郡書記ニ推薦シ仍ホ別ニ疏水掛専任書記ヲ置キ専ラ該事務ヲ担当セシム。

（３）疏水線実測再願

明治 11 年９月７日疏水線実測請願聞届ノ指令後未ダ土木課員出張ナキニツキ６カ村惣代ヨリ再願書（資料３）ヲ提出セリ。

（４）疏水線測量実施ト郡長ノ告諭

森岡県令ハ予テ関係村ノ請願ヲ容レ明治 12 年３月７日本県土木課ヨリ県属藤井忠弘外２名ヲ派シ疏水線高低実測セシメラル即チ関係村戸長並ニ測量手藤本増右衛門等実地案内ヲナシ水源八部郡衝原村分水岐点ヨリ順次明石郡紫合村字練部屋迄測量５日間ニシテ水源ヨリ練部屋迄ノ高低判然通水ノ見込立チタリ此間発起者魚住完治ガ先導ヲ為シ注意周到ナリシガ弥々高低判然通水スベキノ通知ヲ得テ多年不完全ナル和製ノ測量器ヲ以テ実測シタルト符合シタルヲ以テ本人ノ喜ビ只ナラザルナリ。

（５）疏水関係６カ村連合会開催ト其ノ活動

曩ノ郡長告諭ニ基キ関係者屡々会同ヲ催シ協議シタルモ当時人民ノ衰弊其ノ極ニ達シ到底、民力ノミヲ以テ成功セシムルノ目途ナシ、明治 13 年３月 19 日山田川疏水関係村印南新村、蛸草新村、野寺村、野谷新村、草谷村、下草谷村連合会ヲ開催ス是レ本組合会ノ権輿ナリ。

連合会ハ山田川引水工事ニ付該事業ハ一切官ノ統轄ヲ仰キ落成ノ上、工費１万 4,600 円ハ各村ヨリ徴収取纏メ官ニ納付スル事等重要事項ヲ決議シ加古郡長ニ報告ト同時ニ此ノ議決ニ基キ水路開通願（資料４）ヲ兵庫県令ニ提出ス。

森岡県令ハ之ニ対シ実地測量並ニ工事計画ヲ県ニ於テナスコトヲ許シ翌14年之カ調査ニ着手セラレタリ。然ルニ事重大ナルヲ以テ更ニ実地調査ヲ其筋ニ稟請セラレ同年２月農商務省ヨリ御用掛南市郎平ヲ派シテ実査セラル。

（6）内務省直轄葡萄園ノ設置ト顕官ノ往来

印南新村外５カ村（現今母里村）ハ連年旱害ニ加フルニ産業不振土地荒蕪ニ傾ケルニ地租ノ重課トナリ甚シク疲弊セルニ明治12年亦未曽有ノ旱魃ニ遭遇シ関係村ヨリ屡々其筋へ救済方歎願スル所アリ。

明治13年内務省ハ福羽逸人ヲ派シテ葡萄園御用地ヲ山陽、南海、西海ニ求ム、郡長北條直正最モ此間ニ奔走シ地方疲弊救済策トシテ印南新村ニ於テ畑30町歩ヲ買上ケラルルヲ得同村租税不納者ノ処分ニ当テタリ。

カクテ播州葡萄園設置シ葡萄ヲ栽培セラレ福羽氏園長タリ是レヨリ該園視察ノタメ時ノ顕官出張セラル、即チ明治13年４月ニハ内務権大書記官田中芳男、明治15年農商務大輔品川弥二郎、明治16年ニハ大蔵卿松方正義、農商務卿西郷従道等来村セラレ其都度北條郡長及人民総代魚住逸治等面謁シテ地方人民困憊ノ事情ヲ陳ベ福羽氏又人民ノ窮状ヲ詳細陳述スル所アリ諸卿其途次附近各村ヲ巡視セラレ民情稍上達シ疏水ノ必要モ知悉セラルルニ至ル。

（7）疏水工事直轄及工費一時繰替伺

明治13年12月１日疏水関係６カ村ハ水利堀割ノ儀付伺（資料５）ヲ提出ス同３日付ヲ以テ直轄ノ義ハ何分ノ詮議アルヘク正当ノ順序ヲ経テ願出ツヘキ旨指令アリ依テ12月16日直ニ連合会ヲ開キ信認ノ為メ工費ニ相当スル抵当ヲ差入ルルコトニ決シ工事直轄並工費一時繰替願ヲ提出セリ。

（8）願書却下ト善後策

前記水路開通願並疏水工事直轄及工費繰替願書ヲ提出シ事業漸ク緒ニ就カントスルニ当リ急転直下、形勢逆転シ明治14年２月20日詮議ニ及ヒ難シト書面ヲ以テ願書却下セラレタリ其ノ理由トスル所ハ昨13年11月太政官布告第48号ヲ以テ土木費廃止セラレタルニ因ルカ如シ３月７日郡長赤堀威ハ関係者ヲ郡役所ニ招致シ前ノ趣口達セラル一同寝耳ニ水ノ思ヒニテ驚愕一方ナラス引取リテ緊急凝議百方対策ヲ練リタル末、遂ニ従来ノ行掛リト現在ノ苦境ヲ詳述シテ今一応精確ナル測量及工費ノ幾分ノ繰替、工事直轄ノ義ヲ懇願スルニ決シ摂津国八部郡山田川ヨリ新水路開通ノ儀ニ付再懇願（資料省略）ヲ森岡県令ニ提出セリ。

（9）山田川疏水事業ノ継続

県ハ疏水事業ニ関シ明治16年１月24日県土木課粕谷属ヲ派遣シ測量ニ着手シ同年４月10日森岡県令６カ村ノ地況巡視アリ明治17年関係村ヨリ水路開削起工願ヲ提出セリ。

(10) 疏水関係村増加盟

疏水関係連合６カ村ノ外明治19年１月更ニ15カ村ヲ加盟シ通ジテ21カ村トナリ印南新村外二十箇村水利組合ト称フニ至レリ其関係村名次ノ如シ。

母里村　　印南新村　蛸草新村　野谷新村　野寺村　草谷村　下草谷村

天満村ノ内　国岡新村　森安村　岡村　和田新村　中村　六分一村　中一色村　国安村　幸竹新村
北山村
加古新村
平岡村ノ内　高畑村　土山村
二見村ノ内　東二見村　福里村

(11) 国庫金貸下ニ関スル内海本県令ノ告諭ト委員ノ答申

森岡本県令ハ地方振興ノ為メ疏水起工ヲ必要トスルモ其民力ハ到底工費負担ニ耐ヘザルヲ以テ事由ヲ詳具シ明治 17 年国庫金貸与ノコトヲ政府ニ稟請セラレシガ明治 18 年時ノ本県令内海忠勝更ニ国庫金貸与方稟請セラレタリ。

明治 19 年 1 月 26 日内海県令ハ加古郡役所楼上ニ於テ印南新村外 20 箇村戸長及請願委員ヲ招集シ次ノ告諭アリタリ。

曩ニ出願ニ係ル水利土木費拝借ハ 9 万円ナルモ到底其ノ半額ヨリ貸下ケハ成リ難シ故ニ其ノ半額 4 万 5,000 円ヲ拝借シテ弥々工事ヲ起スヤ否ヤ此事ハ余程重大ナルコトニツキ深ク思ヒ能ク考ヘテ決心スヘシ且此工事ハ県庁ノ直轄ヲ仰クヤ否ヤ、其他土木会ヲ組織スヘキコト等順序ヲ立テ懇切ニ尋問セラレタリ。

一、前記県令ノ告諭ニ対シ請願委員ハ協議ヲ遂ケ遂ニ 4 万 5,000 円ノ貸下アレバ如何様ナル困難ニ遭遇スルモ不撓不屈ノ精神ヲ以テ起工ノ決心ニ付国庫金 4 万 5,000 円貸下度旨答申ス。

二、本事業ハ余程ノ大事業ニツキ組合民業ニテ着手スルトキハ失敗ノ虞アリ依テ県庁ノ直轄ヲ仰ク事トス。(其後 19 年 7 月県直轄工事ノ義許可セラル)

三、本事業ヲ執行スルニハ人民相互ノ契約ニテ纏リ難キニ依リ改メテ水利土功会ヲ設クル事トス。

(12) 疏水ニ係ル水利土功会組織ト開会当日ノ日誌

明治 19 年 3 月 6 日本県丙第 26 号ヲ以テ疏水ニ係ル事件ヲ議定スベキ旨県令ヨリ達セラレ直ニ水利土功会ヲ組織シ次テ加古郡長赤堀威水利土功会ノ管理者ニ指定セラレ同月 14 日始メテ水利土功会ヲ開会ス。

(13) 水利土功費国庫金貸与セラル

水利土功費国庫金貸与ニ関シ明治 19 年 7 月 14 日借用証書ヲ提出ス。

(14) 田辺内務技師疏水予定線ヲ実地調査ノ結果更ニ有利ナル淡河川疏水々源ヲ発見ス

本疏水工事ハ水源遠ク離レ且ツ水源ト水末トハ其地勢ヲ異ニシ一大困難ノ企業ナルヲ以テ内海県令ハ技師ノ派遣ヲ内務大臣ニ稟請セラレ明治 19 年 4 月内務技師田辺義三郎ハ県属粕谷素直其他数名ト実地調査セリ然ルニ田辺技師ノ所見ハ山田川ニ取レバ土質不良ニシテ適当ナラス依テ水源ヲ淡河川ニ変更ノ計画ヲ樹テタリ尤モ御坂地方美嚢川ヲ跨リ通水ノ「サイフォン」工事ハ我国最初ノ大工事ナルヲ以テ内務省傭工師英国陸軍少将パーマー氏ノ設計ニ依レリ。

第3章　実　行　時　代

1　淡河川疏水

（1）疏水路ノ変更

田辺内務技師ノ調査ニヨリ水源山田川ヲ淡河川ニ変更ノ義発表セラルルヤ地方人民未タ其ノ利害ヲ聞知セサル所ナルノミナラス噴水管伏設ノ如キ本邦未曽有ノ工事ナレバ中ニハ疑惑ヲ懐クモノアリ水利土功会ノ如キ為ニ工費予算ノ決議ヲ躊躇シ遂ニ土功会ヲ開クモ議員ノ出席少ク決議スルコト能ハサルニ至ル是ニ於テ赤堀郡長ハ郡書記ヲ派シテ議員ノ出席ヲ催告シ又戸長及人民総代等ヲ招集シテ懇篤ニ訓諭スル所アリ漸ク明治20年6月土功会ヲ開キ劈頭赤堀郡長ヨリ詳細ナル説明ヲナシ工費予算6万9,000円トシ内4万5,000円ハ国庫貸下金ヲ充テ残額2万4,000余円ハ人夫割トシテ関係反別ニ賦課スルコト及国庫貸下金償還方法ヲ議了セリ。

（2）疏水工事ニ対シ知事並郡長告諭

起工ニ先ダチ赤堀郡長明治20年8月3日疏水工事関係者ニ対シ激励ノ告諭（資料省略）ヲ発シ内海知事ハ同疏水工事ニ関シ水源並沿線村民ニ対スル危害担保ノ責任確認ニツキ同年11月24日訓令第734号（資料省略）ヲ以テ加古郡長ニ同年12月12日訓令第764号（資料省略）ヲ以テ美嚢郡長ニ夫々発令セリ。

（3）淡河川疏水起工式

カクテ万般ノ準備整ヒ県庁直轄工事トシテ施行セラルルニ至リ明治21年1月27日印南新村播州葡萄園ニ於テ盛大ナル起工式ヲ挙ケラレ内海知事臨場祝詞（資料省略）ヲ述ブ村民亦多年ノ宿願実施セラルル歓喜ト之カ完成マテ不撓不屈万難ヲ排シテ成就セシムルノ堅キ決意ヲ示ス。

（4）淡河川疏水工事着手

全線工事ヲ5工場ニ区分シ工事経験者ヲ選ミ指名入札ニ付シ以テ受負者ヲ定メタリ。

（5）工費負担金ノ徴収困難ト調達策

工事ノ進行ニ伴ヒ資金調達ノ為、地元負担金人夫割ヲ賦課徴収ス工費ハ予算金6万9,255円92銭5厘ニシテ内国庫金4万5,000円ヲ控除シタル残額金2万4,255円92銭5厘ヲ関係者負担トシテ之レヲ賦課シタルニ元来疲弊極ニ達シタル当時ナレバ忽チ徴収ニ支障ヲ生ジ容易ニ之レヲ徴収スルコト能ハズ是ニ於テ水利土功会ヲ開キ工費借入レノコトヲ議決ス、然ルニ工事ハ意外ニ難工多ク且中途降雨其他ノ天災ニ妨ゲラレ進行予期ノ如クナラザリシヲ以テ不安ノ念ヲ懐ク者アリ為メニ借入金ヲ為サント欲スルモ地方ノ債主ハ此ノ事業ヲ悲観シテ容易ニ其需ニ応セズ、是ヲ以テ赤堀郡長ハ殆ンド施スベキ策ナキニ苦シミ終ニ県知事ニ乞ヒ債主募集ノ事ヲ依頼シ其援助ヲ得テ僅カニ幾分ノ借入レヲナシタルガ如キ有様ナリキ赤堀郡長ハ猶水利土功会議員中ヨリ工費借入レノ委員ヲ選任シ諸方ニ債主ヲ募ラシメ又滞納者ニ対シテハ数名ノ属僚ヲ派遣シ日々滞納者ノ宅ニ臨ミ工費ノ納付ヲ督促セシムル等実ニ容易ナラザル煩労ヲ以テ工費ノ収納ニ勉メタリ当時工事資金調達ニ困憊セシ折柄加古郡多木粂次郎氏

ノ厚意ニヨリ無抵当ニテ数千円ノ借入方ヲ斡旋セラル組合村ハ為メニ愁眉ヲ開クヲ得タリ氏ノ厚誼ハ特筆シ永ク伝ヘテ諼ルベカラズ、而シテ工費ノ徴収ニ最モ困難ヲ極メタルハ母里村ニシテ地租改正以来益々疲弊ニ陥リ明治９年以降ノ地租滞納者ノ処分スラ結了セザリシコト数年明治 17 年ニ至リ滞納人員 440 名ニ対シ所有地ヲ差押ヘ公売ニ附スルニ至リ、而シテ其ノ内 70 町歩余ハ相当買受人アリシモ残ル 70 余町歩ハ遂ニ官ニ没収スルノ止ムヲ得ザルニ至リシナリ、事情此ノ如クナルヲ以テ土地所有者ハ何レモ其ノ所有地ヲ担保トシテ負債ヲ起シ明治 22 年ノ始メニ至リテハ全村ノ負債総額実ニ２万 7,140 円余ニ達シ之レヲ現在戸数 653 戸ニ分割スレバ１戸平均実ニ 41 円余ニ当り其ノ窮状推知スルニ足レリ此ノ時ニ当リ国庫ノ貸与金ハ既ニ其第１回ノ返納期ニ達シタルモ地方ノ状況此ノ如クナルヲ以テ到底返済スル事能ハズ内海知事ハ人民ノ請願ヲ容レ之レガ延期ヲ許可シタリ、而シテ人民ハ猶出資困難ナルヲ以テ終ニ明治 22 年 10 月先ノ国庫貸下金特別御下賜歎願（資料省略）ヲナシ明治 23 年８月ヲ以テ再ビ国庫金貸与ノ件ヲ請願（資料省略）シタルモ許可セラレザリキ、工事ハ起工以来既ニ２年余ノ時日ヲ費シテ大半成功シタルモ独リ芥子山隧道ハ土質脆弱ニシテ進行スルニ随ヒ益々困難ニ陥リ容易ニ貫通スルニ至ラズ為メニ工費ノ予算ニ多額ノ不足ヲ生ジタルニ依リ赤堀郡長ハ明治 23 年９月 10 日ヲ以テ水利土功会ヲ開催シ追加予算ヲ議セシム、然ルニ既記ノ如ク工費徴収困難ナルニ起債亦容易ニ行ハレズ加フルニ芥子山隧道工事ハ其奏功ヲ見ルコト難キヲ以テ議員中将来ヲ憂フル者アリ容易ニ決議ニ至ラズ再三開会シテ同年 10 月 20 日ニ至リ原案ニ大削減ヲ加ヘテ僅カニ議決シタリ。

（６）水利組合創設ト規約ノ制定

明治 23 年６月 20 日法律第 46 号ヲ以テ水利組合条例公布セラレ同年 11 月１日ヨリ施行従来ノ水利土功会ハ自然消滅トナリ本県令第 72 号ヲ以テ前ノ水利土功会ノ区域ヲ水利組合区域ト定メラレ加古郡長ヲ以テ創立委員ニ指定セラレタリ。

水利組合創立委員加古郡長赤堀威ハ総代人選挙手続ヲ定メ明治23年11月５日惣代人ヲ選挙セシム。

（７）御坂「サイフォン」工事

疏水事業計画当初水源山田川ヲ淡河川ニ変更スルニ当リ淡河川疏水線途中美嚢郡志染村御坂所属志染川ヲ跨ケサルベカラサル難関アリ其鉄管サイフォン工事ニハ当時技術ノ幼稚ナリシ時代ニテ関係者一般疑懼ノ念旺盛ニシテ変更計画決定ニ躊躇セシガ富岡県属及赤堀郡長ノ熱心ナル説明ニヨリ漸ク疏水線変更決定スルニ至レリ。

尤モ同「サイフォン」ハ我国最初ノ大工事ナルヲ以テ内務省傭工師英国陸軍少将パーマー氏ノ設計監督ニナレリ当時ノ淡河川疏水工事顛末書中ニ「御坂村噴水工（サイフォン）御坂村ノ一大渓澗ニ渉レル長サ 2,482 尺ノ噴水工ハ本工事中ノ最重大ナル工事トス此工事ニ用ヒシ水管ハ英国ニ注文シテ製造シタルモノ内径 32 寸、34 寸、36 寸ノ３種（34 寸、36 寸ノ分ハ運搬ノ便ヲ計リ３管挿入ノタメニス）ヲ接合布設シタルモノナリ管頭ニハ縦７尺横６尺高サ９尺ノ煉瓦平均１枚半ノ注水井（インレットウェル）ヲ作リ先ツ之ニ通水シ鉄管ヲ通流シテ一方丘頭ニ達セシム之ヲ管尾トス茲ニ亦同様ノ噴水井「アウトレットウェル」ヲ設ク此両井水面高低ノ差８尺トシ以下ノ水路ニ接続セシム渓澗ノ中央ニ幅 30 間ノ志染川アリ之ニハ弧石橋ヲ架シ橋上ニ水管ヲ架載ス石橋ノ工事ハ中央ニ橋脚ヲ建テ左右ニ径間 84 尺ノ静水線弧橋ヲ架シ石材ハ近地産出ノモノヲ用ヒタリ水管布設ノ溝底ニ疎砂又ハ砂質「ローム」ヲ置キテ管床トナシ上部ハ単ニ日光ト沍寒ヲ避クルタメ厚サ１尺ノ土ヲ以テ蔽フ但シ橋上架載ノ

分ハ箱中ニ蔵メタリ。

工費及種別表		工　費
		円　厘
噴　水　管	2,482 尺	15,203.434
噴水管架載弧橋	173 尺	4,429.628

（参考）上サイフォンハ其後腐蝕漏水ノ箇所アルヲ以テ明治 43 年、44 年両年度継続事業ニテ中央部伏設箇所ヲ除キ改築施工セリ此工費 1 万 7,697 円 65 銭尚其残余ノ部分ハ大正 10 年度ニ於テ伏設サイフォン地盤堀割コンクリート被覆工事施工セリ其工費 3 万 5,103 円 89 銭ヲ要セリ。

（8）工事竣功

既ニシテ工事ハ益々進行シ全線殆ンド成功ニ近ヅキ芥子山隧道モ日ナラズシテ貫通セントスルニ当リ曩ニ水利土功会ニ於テ工費ノ大削減ヲ加ヘタルヲ以テ又々不足ヲ生ジ更ニ明治 24 年 4 月 4 日普通水利組合会ヲ開キテ工費ノ追加予算ヲ決議セシメ次デ同月 7 日ニ至リ難工タリシ芥子山隧道モ遂ニ貫通シ爰ニ水路全部ノ竣功ヲ告グルニ至ル、抑モ芥子山隧道ハ明治 21 年 2 月工ヲ起シテヨリ 3 年 4 ヶ月ノ日子ヲ費シ漸ク貫通シタルモノニテ明治 23 年 7 月工事ノ請負ヲ解約シテ県庁ノ直轄ニ移シタル時ノ如キハ 1 昼夜ノ進行開削僅カニ 2 尺ニ過ギザリシナリ、本工事ノ難業タル此隧道モ已ニ貫通シ得タルヲ以テ明治 24 年 4 月 11 日始メテ水源閘門ヲ開放シテ通水試験ヲ行ヒタルニ結果甚ダ良好ニシテサイフォンノ如キ 1 滴ノ漏水ナク通水ノ実況予期ニ違ハス 5 日間ヲ費シ同月 16 日練部屋配水所（明石郡神出村ノ内紫合ニ設ク）ニ達シタリ此水路里程 6 里ニ達ス、而シテ兵庫県知事林董ハ同年 6 月 2 日現場ニ出張通水ノ状況ヲ実地視察シ且加古郡長赤堀威ニ対シ疏水工事ノ引継ヲ終了シタリ、其後ノ通水ハ訓令ニヨリ 9 月 20 日ヨリ行フ。

（9）国庫貸与金棄捐セラル

明治 22 年ノ暴風雨ノ為メ既成工事ニ損害ノ個所尠カラズ又作物ニモ損害多ク為メニ工費ノ徴収ニ頗ル困難シタルトコロ国庫貸与金上納期限ハ同年 6 月、20 年 6 月、24 年 6 月ノ 3 期ニ完納セザルヲ得ズ其 1 期上納ニモ差支ヘ且既成工事ノ修繕費ヲ要スルニ工費賦課ハ集マラズ一時他借セントスルモ貸与スルモノ無ク頗ル困難ノ地位ニ陥リタルヲ以テ知事ハ已ムヲ得ズ又国庫補助ヲ申請セラレタルモ成ラズ依テ曩ニ貸下ゲノ分ヲ特別ヲ以テ棄捐セラレンコトヲ稟請相成リ 25 年 3 月遂ニ許可スルノ恩命ニ接ス財政難ノ折柄関係者愁眉ヲ開ク。

(10) 大水害ト復旧工事

以上ノ実況ナルヲ以テ明治 24 年 9 月 20 日ヨリ翌明治 25 年 5 月 23 日ニ至ル 1 通水期間ハ無事通水シ 25 年始メテ田地灌漑ノ用ニ供シタリ然ルニ同年 7 月非常ノ大雨アリテ水路ハ築堤崩潰シ隧道亦陥落遂ニ通水スベカラザルニ至レリ。

依テ直ニ復旧工事ヲ起サザルヘカラサルモ組合ハ当初工事ニ於テ既ニ資力尽キタルヲ以テ仮令姑息ノ工事ヲ施スモ到底其ノ負担ニ堪ユルコト能ハサルヲ苦慮ス。

(11) 災害復旧工事設計ト復旧費ノ方策

前記暴雨洪水ノ砌ニハ水利組合委員魚住逸治ハ代議士ニテ東京ニ在リ此報アルヤ大ニ驚キ之ガ復旧

ニハ多大ノ工費ヲ要スレドモ是迄ニ関係村疲弊ノ中ニ疏水事業ヲ起シタルモノニテ工費負担ニ苦ミ居ル場合ニ今又之ガ復旧ニ多大ナル工費ヲ負担スルコトハ到底不可能ノコトナリサレバトテ今之ヲ放棄セバ是迄ノ苦心経営シタルコトガ空シク水泡ニ属スルコト故ニ放棄スルヲ得ズ如何セント焦心苦慮漸クニシテ復旧方策ヲ案出セリ即チ該復旧工費ヲ河川法ニ準シテ県下水害復旧工費地方税国庫補助ト共ニ国庫補助ヲ仰ク策ヲ案出シ此方策ヲ水利組合委員村長岩本須三郎及同組合委員松尾要蔵両名ヘ宛テ電報ニテ大意ヲ報知セリ爰ニ於テ両名ハ直ニ管理者ニ通報セリ。

管理者阿部郡長ハ直ニ之ヲ組合委員ヘ謀議スルト同時ニ周布知事ニ申請セシニ知事モ亦之ヲ可トセラレ乃土木技師ヲシテ復旧工費設計ヲ３様ニ見積ラセラレ其１ハ単ニ旧形ニ復スル修繕ニ止マル工費５万円乃至６万円、其２ハ従前ニ少シク改良ヲ加ヘ９万円、其３ハ尚之ヲ極メテ完全ノ工事トセバ 18 万円ナリ知事ハ其内積極的方針ヲ取リ 18 万円ヲ費シテ完全無欠万世不易トスルノ意見ヲ管理者ニ示サレ此工費ハタトヘ地方税ヲ以テ補助スルモ猶組合ノ負担軽カラサルニ依リ同月 19 日訓令第 791 号（資料省略）ヲ以テ組合ノ再考ヲ促サレタリ。

(12) 復旧工費地方税補助ヲ県会ニ提議

周布知事ハ前記復旧工費予算議決ニ基キ臨時県会議ニ提出セラル魚住委員ハ京地ヨリ本案ヲ県会ニ於テ可決スルニアラサレバ地方税国庫補助ヲ受クルコトヲ得ズ何レ県会議ニ異議者アルベキヲ予想シ知己ノ県会議員ヘ予メ書面ヲ以テ交渉往復ヲナシ可決スル様注意シ該案ノ議題ニ上ルヤ果シテ大反対者アリ議場喧噪囂々県会創始ヨリ未曽有ノ騒擾トナリ議会ノ景状殆ンド危ウカリシガ取決ノ際僅ニ２名ノ多数ニテ遂に原案ニ決セリ。

(13) 知事水害復旧工費地方税国庫補助稟請及貴衆両院通過

周布知事ハ前記県会議決ニ基キ県下水害復旧工費国庫補助ト共ニ疏水復旧工費ヲ政府ニ稟請セラレ政府当局者モ之ヲ可トシ貴衆両院ニ提議ナリ両院ニ於テモ普通河川費補助トハ稍々性質ヲ異ニスルヲ以テ疑問モアリシガ知事ハ当時貴族院議員タリシヲ以テ大ニ斡旋セラレ衆議院ニ於テハ魚住逸治代議士ガ開会前ヨリ政府当局者ニ陳情ヲナシ又議員ニモ陳情シ遂ニ両院共異議無ク可決セリ此際組合工事委員松尾要蔵、上田幸次郎両名ガ組合会ヲ代表シ陳情ノ為メ上京斡旋セリ。

(14) 復旧工事委員選定

明治 26 年３月組合会ノ選挙ニ依リ委員次ノ如シ。（資料省略）

(15) 復旧工事着手

明治 26 年７月復旧工事着手本工事ヲ甲乙二種ニ区別シ其至難ノ部分ヲ甲号トシ県庁ニ託シ其他ノ工事ヲ乙号トシ組合自ラ施行スルコトトシ県庁土木課ハ特ニ熟練ノ技師ヲ派シ工事主幹トシ多クノ僚属ヲ以テ工事監督ニ充ツ。

(16) 知事復旧工事視察

工事成功ニ近ヅキタル明治 27 年４月 19 日知事親シク疏水線ヲ視察セラレ母里村野谷新村松尾要蔵方ニ於テ関係町村長及工事委員常設委員等ニ対シ懇篤ナル告諭ヲ与ヘラレ総代答辞ヲ述ブ。

(17) 北白川宮殿下ノ御視察

明治 27 年 5 月 20 日工事将ニ終ラントスル前月第四師団長北白川宮殿下ニハ特ニ本疏水路ヲ巡視アラセラレ親シク工事ノ実況ヲ視察セラレタルハ我組合ニ取リテ限リナキ栄誉ナリ。

(18) 復旧工事竣功疏水全通並竣功式挙行

明治 27 年 4 月疏水幹枝線共大小工事完成同年 5 月疏水全通シ爰ニ至テ疏水線構造完全無欠万世不易トナレリ就テハ同年 12 月 23 日母里村大字野寺村高薗寺境内ニ於テ竣功式挙行セリ顧レハ明治 11 年初メテ水路開通願ヲ提出シテヨリ 17 年ココニ完成ヲ見ル一同ノ歓喜察スルニ余アリ。

(19) 疏水路潰地永代貸借契約

淡河川疏水線路潰地ハ総テ買収シタルモ九鬼家所有分ハ永代貸借契約締結セリ同家ヨリ差出シタル永代約定証次ノ如シ。(資料省略)

2　山 田 川 疏 水

(1) 山田川疏水事業ノ再興

山田川疏水ハ明治 20 年水利土功会ニ於テ淡河川疏水ニ変更決議以来一旦廃案トナリシモ淡河川疏水ノ利益ヲ受クル土地ノ次第ニ変換開墾増加スルニ伴ヒ水量不足ヲ告クルニ至リ明治 29 年復活ノ議起リ組合ハ工学士河野天瑞ヲ聘シテ水路ノ測量ヲ為サシメタルモ当時淡河川疏水復旧工事後日尚浅ク未償還負債多カリシヲ以テ単ニ測量設計ニ止マル明治 38 年組合負債償還終リタルト既設淡河川疏水ノ水量十分ナラス毎年夏季ニ水利ニ関スル問題処々ニ頻出スルト、モト明石郡神出村外 1 カ村普通水利組合カ其ノ創立ノ際将来本水利組合へ合併スヘシトノ内約アルノ故ヲ以テ年々加入ヲ迫リ来ルモ現在組合内ノ灌漑水量スラ不足ヲ告ケツツアル場合如何トモナスコト能ハス而モ其ノ要求ハ全然峻拒シ難キ事情アルヲ以テ管理者三輪信一郎ハ更ニ水源ヲ拡張シテ是等所要ニ応セントシ窃ニ調査研究スル所アリ偶々加古郡神野村ニ灌漑用揚水機据付ノ挙アリ当時農商務技師某出張之カ調査ヲ為シタルヲ以テ管理者ハ之ニ就キ揚水機械ニ付推究スル所アリ遂ニ淡河川及山田川ノ合流点タル美嚢郡志染村御坂ニ揚水機械ヲ据付ケ淡河川疏水線路へ揚水シ一面、組合内ノ補水ニ充ツルト共ニ一面明石、美嚢両郡ニ広大ナル未開墾地アルヲ以テ之ニモ灌漑センコトヲ企テ両郡長ニ諮リ賛同ヲ得、明治 39 年 6 月 6 日常置委員ニ諮問シ是又協賛ヲ得実施ニ入ラントセリ。

(2) 水源拡張調査順序

管理者ハ美嚢、明石両郡長並ニ組合常置委員ノ賛同ヲ得タルヲ以テ直チニ水源拡張計画ノ案ヲ立テ調査順序ヲ定メタリ。(資料省略)

(3) 事業計画ヲ知事ニ内申技師派遣ヲ申請

管理者ハ調査順序考案ヲ知事ニ内申認諾ヲ得タルヲ以テ明治 39 年 7 月 15 日町村長会同ノ際神野、八幡、野口、平岡、二見、阿閇ノ各村長ニ新規開墾ノ見込反別調査方ヲ委嘱シ一面組合内ノ補給反別ヲ調査シ尚美嚢、明石、両郡長ニ照会シテ両郡内ノ未開墾地調査ヲ依願シタリ。

何レモ調査ノ結果約 1,450 町余歩アルコトヲ確メタルヲ以テ管理者ハ知事ニ技師派遣方ヲ申請シタリ。

服部知事ハ申請ヲ容レ同年８月 31 日技師佐藤長太郎ヲ美嚢郡御坂村ニ出張セシメ山田川ノ水量並ニ揚水機械設置ノ適否ヲ調査セシメラレ調査ノ結果優ニ 2,000 町歩ノ灌漑ニ適シ且ツ揚水機械ノ設置モ亦困難ナラサルベシトノ事ナリシ。

（４）御坂地方ニ蒸気揚水機設置ノ義諮問

明治 39 年９月 22 日管理者ハ臨時組合会ヲ開キ次ノ諮問案ヲ提出シタリ。

第１号諮問案

本組合疏水ノ水源タル淡河川ハ水量乏シク為メニ雨量少ナキ年ニ在リテハ組合内ノ用水タニ欠乏ヲ来タスコト往々ナリ就テハ此際美嚢郡御坂ナル山田川及淡河川ノ合流地附近ニ蒸気揚水機ヲ設置シ現在ノ疏水路ニ揚水ヲ為スノ目的ヲ以テ之レカ調査ヲ為サントス尤モ調査ノ結果水量ニ余裕アルコトヲ認メタルトキハ相当条件ヲ以テ明石、美嚢両郡及本郡（組合区域外）ノ加盟ヲ承諾セント諮問ス。

組合会ニ於テハ本案審査ノ末満場一致ヲ以テ可決シタリ依テ管理者ハ直チニ明治 39 年度ノ追加予算トシテ水源拡張調査費金 701 円ノ歳入歳出予算ヲ提出シ即時組合会ノ議決ヲ経タリ。

（５）揚水機械設置ヲ中止シ山田川疏水計画ニ決定

管理者ハ前記議決ニ基キ知事ニ具申シ調査ノ為メ吏員ノ派遣ヲ請願シタルヲ以テ知事ハ技師佐藤長太郎ニ命シテ調査方針ヲ定メシメ明治 39 年 10 月５日土木技手推崎寅助其他ヲ派シ実地ノ踏査ヲ為シ測量調査ニ従事セシメタリ。

県佐藤技師ハ推崎技手調査研究ノ結果ヲ考査シ山田川疏水ヲ起スト揚水機械ヲ設置スルトノ利害ヲ講究シテ遂ニ山田川疏水ヲ起スコトノ将来ニ利益ナルコトヲ確定セラレタリ因テ明治 40 年３月 15 日加古川高等小学校ニ加古、明石、美嚢３郡長並ニ３郡ノ関係町村長組合常置委員及３郡ノ主タル関係者ヲ招集シ佐藤技師ヨリ昨年来調査ノ結果ヲ報告シ且山田川疏水ノ有利ナルコトヲ説明セラル其他要旨大要次ノ如シ。

御坂村ニ揚水機械ヲ据付クルコトハ不可能ニアラサルモ其工費ハ設備費並ニ水路費淡河川疏水路ノ修繕費ヲ合シテ約 19 万円ヲ要シ山田川疏水工費ヨリ５万余円ノ減少ヲ来スヘキモ揚水機械ハ 15 年乃至 17 年ニハ必ス取換ヲ要スヘク之レカ費用尠ナカラサルノミナラス年々ノ石炭消費額亦莫大ナリ殊ニ石炭ハ明石又ハ二見若クハ高砂港ヨリ御坂ニ運搬ヲ要スルニ付此運送賃亦尠カラス為メニ毎年ノ経常費ハ非常ノ多額ヲ要スヘシ之ニ反シテ山田川疏水ハ其工費約 24 万円ヲ要スルモ此支出ハ一時限リニシテ将来ノ維持保存ニ就テハ僅少ノ修繕費ニ止マリ其他ニ何等ノ費用ヲ要セス而シテ機械ハ時々運転上ノ故障ヲ生スヘキモ疏水ハ殆ント故障ナシ故ニ一時ノ支出ハ揚水機械設置ヨリ多額ナルモ将来ノ保存費少ナクシテ安全ナル山田川疏水ヲ起スコトハ最モ策ノ得タルモノナルコトヲ信ス。

佐藤技師ノ説明ハ３郡関係町村長並ニ関係者モ之ヲ諒トシ説明後組合管理者ヨリ種々協議ノ末山田川疏水ヲ計画スルコトニ決定シタリ。

（６）山田川疏水ニ依ル加盟条件

明治 40 年４月 20 日臨時組合会ヲ招集シ次ノ加盟条件（資料省略）ヲ提出シ組合会ノ議決ヲ経タリ。

（7）山田川疏水ノ為メ新規加盟反別

加盟条件既ニ組合会ニ於テ可決シタルヲ以テ加盟勧誘ニ着手セシガ明治 40 年 8 月 10 日管理者三輪信一郎ハ明石郡長ニ転任シ山田知秀加古郡長ニ任セラレ管理者トナル。

山田管理者ハ前任管理者ノ計画ヲ継承シ事業ノ遂行ニ勉メ各郡ノ未加入者ニ対シ大ニ勧誘ヲ試ミタリ其結果同年 12 月末ニ至リ加入確定ノ反別総計 948 町 3 畝 10 歩ヲ得タリ其町村別反別次ノ如シ。（資料省略）

（8）組合組織ヲ変更シ淡河川山田川普通水利組合ヲ組織ス

山田川疏水ニ依ル新規加入反別確定シタルヲ以テ管理者ハ明治 41 年 1 月 29 日加古郡母里村外四箇村普通水利組合会ヲ加古川町ニ招集シ次ノ議案提出シタリ。（資料省略）

（9）山田川疏水幹線工事ノ実測及起工出願許可

明治 41 年 3 月 31 日組合会ニ於テ水源拡張費ニ係ル俸給、測量費、雑費等金 6,000 円ノ予算ヲ議決シ同年 4 月大塚仲蔵ヲ組合技師ニ、5 月橘井三十郎ヲ技手ニ任用シ幹線測量事務ノ準備ニ従事セシメ尚本県技師佐藤長太郎ニ設計監督ヲ嘱託シタリ。

幹線工事ノ調査略結了シタルヲ以テ 9 月 17 日附ヲ以テ工事起工許可ノ件ヲ知事ニ出願シタルニ知事ハ関係地各村会ニ対シ支障ノ有無ヲ諮問シタリ然ルニ関係各村会ノ意見区々ニシテ容易ニ答申セズ其間紆余曲折アリシガ漸ク明治 41 年 12 月 11 日ヲ以テ山田川疏水工事起工ノ件許可セラレタリ。

(10) 幹線工事資金ノ調達

工事起工既ニ許可セラレタルヲ以テ管理者ハ明治 42 年 1 月 14 日組合会ヲ招集シ明治 42 年度歳入歳出予算並ニ山田川疏水工事費及本工事費ノ継続年期支出方法ヲ提出シ尚本工事費ハ全部借入金ヲ以テ支弁スルコトトシ起債並ニ償還方法ヲ提出シテ何レモ組合会ノ議決ヲ経タリ其起債並ニ償還方法次ノ如シ。（資料省略）

(11) 起工準備ト用地買収

工事資金準備全ク調ヒタルヲ以テ直チニ起工準備ニ着手ノ要アリ依テ明治 43 年 4 月 13 日臨時組合会ヲ招集シテ臨時吏員ニ関スル俸給其他給与規程ヲ議決シ元宮崎県技師吉田登ヲ技師ニ任用臨時工事事務所長トシ明治 43 年 5 月三木町ニ臨時事務所ヲ設ケ兵庫県技師佐藤長太郎ヲ監督ニ嘱託シ事務ヲ開始シ着々準備ヲ進メ且ツ用地買収ハ明石郡ヨリ始メ美嚢郡、武庫郡所属地関係者ニ交渉セシガ容易ニ解決セズ其間主任組合書記山本下賜夫廔々出張関係郡長、郡書記ノ応援ヲ得テ交渉努力スル処アリシガ漸ク明治 44 年 2 月全部ノ買収ヲ終了セリ又一面組合直営工事タルコンクリート製作工場ヲ三木町ニ置キ之カ製作ニ着手シタルヲ以テ組合ハ県知事ニ実地ノ巡視ヲ請ヒタルニ服部知事ハ同年 10 月 6 日佐藤技師ヲ随へ巡視セラル。

(12) 工事着手ト起工式挙行

用地買収並ニ起工準備調ヒ明治 43 年 12 月第 1 回工事請負入札ヲ行ヒ翌 44 年 1 月請負人ヲ確定シ水源及堰堤工事其他 5 カ工区ニ分割シテ請負ヲ締結シタルヲ以テ同 44 年 2 月 9 日明石郡神出村ノ内東村ニ於テ起工式ヲ挙ク当日出席ノ主ナル来賓ハ服部知事、不破内務部長、佐藤技師、小野県農事試

験場長、森野事務官補以下関係県属、伊藤貴族院議員、３郡関係衆議院議員及県会議員、県参事会員、郡会議長、関係郡長、郡書記等ニシテ町村長、区長等ヲ合シ無量 500 名盛会ヲ極メタリ。

(13) 幹線工事ノ難工

是レヨリ先幹線工事ニ在リテハ何レモ難工事ニシテ其ノ水源取入口ヲ武庫郡山田村坂本ニ於テシ幹線総延長 5,913 間６分内隧道 19 カ所此延長 2,832 間４分、開渠延長 3,023 間４分、暗渠延長 56 間６分ニシテ右隧道ノ内堅岩隧道 11 カ所延長 1,377 間８分、軟岩隧道３カ所延長 190 間９分、土質隧道５カ所延長 1,263 間７分ノ３種ニ区分シ工事施行中請負者ト債権者トノ間ニ紛擾生ジ為メニ工事ヲ遷延シタルニ依リ組合ニ於テハ工事進行上ニ付屡々督促ヲナスト雖モ更ニ其効ナク工事ノ遅延ハ却テ其ノ度ヲ増シ遂ニハ隧道工事ノ一部ヲ除ク外全ク休止ノ状態ニ立至リ茲ニ於テ管理者ハ本工事ノ請負者ハ到底工事ヲ完成セシムルコト能ハザルモノト認メ大正元年 11 月ニ至リ終ニ之レガ工事請負契約ヲ解除シ直チニ技術員ヲシテ残工事ノ設計ニ従事セシメ同年 12 月設計略成リタルヲ以テ指名入札ニ依リ各工区ノ工事ヲ入札セシメ第５工区ノ全部及第１、４工区ノ一部並ニ水源堰堤工事ハ直チニ請負契約ヲ締結シ残余ノ工事ハ大正２年３月随意契約ヲ以テ請負ハシメタリ、而シテ同年４月ニ至リ水路ノ残工事全部ヲ再ビ工事ニ着手シ以来力メテ其ノ進行ヲ計リ全線ヲ通ジテ略予定ノ進行ヲ見タリト雖モ独リ二、三隧道ニ至リテハ作業ノ困難全ク予想外ニ在リ則チ岩石隧道ニアリテハ９号、11 号ノ両隧道ハ其ノ質頗ル堅岩ニシテ進行ニ伴ヒ益々堅硬ヲ加ヘ一昼夜ノ工程僅カ２尺ニ満タズ甚ダ敷ハ三、四寸ニ止マルコトアリ、一方 15 号隧道ハ作業益々困難ニ陥リ前途ノ事計ルベカラズ、元来本隧道工事ハ本疏水中最モ困難ヲ極メタルモノニシテ地質ハ軟弱ナル砂利層ヲ以テ作ラレ其ノ進行ニ従ヒ益々劣悪トナリ湧水甚ダ敷辛ジテ支保工ヲ施スモ忽チ崩壊シ其ノ危険ノ状言語ニ絶ス、斯ノ如ク危険ニシテ且困難ナル個所ニ逡巡セバ其ノ完成ノ期殆ンド計ルベカラズ、茲ニ於テ其方向ノ一部ヲ転スルノ優レルニ若カズト認メ東西両口共最モ困難ナル個所ニテ各 20 度宛ノ屈曲ヲ行ヒ更ニ勇ヲ鼓シテ掘削ヲ続行シ斯クノ如クシテ遂ニ大正３年 12 月中旬漸ク貫通シ引続キ坑内コンクリート塊ノ巻立ニ従事シ大正４年１月末全部ノ巻立ヲ終リ爰ニ工事全部竣工ス、次ニ支線及溜池工事ハ土地ノ買収略ボ終了シタルヲ以テ各支線工事ノ競争入札或ハ随意契約等ノ方法ニ依リ請負人ヲシテ工事ヲ請負ハシメ溜池工事ハ出働団ニ請負ハシメ何レモ幹線工事同様技師総監督ノ許ニ各技手ヲ督励シ大正４年３月ニ至リ大部分ヲ完成シ土地買収其ノ他ノ関係上遅延セシ個所モ亦大正８年２月愈全部ノ完成ヲ告グルニ至レリ。

幹線工事ハ水源ヲ武庫郡山田村坂本ニ取リ同村衝原、美嚢郡志染村三津田、明石郡押部谷村福住、西村ヲ経テ美嚢郡志染村広野新開ニ達スル延長 5,913 間６分、内隧道 19 カ所アリテ之レガ延長ノ最モ長キハ第 15 号隧道ノ 465 間ナリ。

幹線水末淡河川疏水ト合流点ニ水力発電所ヲ設ケ之レガ電力ヲ利用シテ広野新開ノ高地ニ揚水シ広野新開及明石郡神出村ノ一部ニ灌漑スルコトトセリ。

(14) 支線及溜池工事

本疏水工事ハ幹線工事ニ次ギ之レニ附属スル支線及溜池ノ築造ヲ為サザレバ当初ノ目的ヲ達スルコト能ハザルニヨリ管理者ハ明治 43 年７月臨時組合会ニ於テ之レガ調査費 6,062 円ノ追加予算ヲ議決セシメ同年９月ヨリ調査測量ニ着手シ翌 44 年３月終了シテ予算ヲ決定シ引続キ各関係地ノ負担状況ヲ査考シ其ノ工費 85 万 6,485 円ノ内金 80 万 700 円ヲ起債スルコトトシ之レガ財政計画ヲ樹テ明治 45 年４月臨時組合会ニ於テ決議ノ上同年５月９日地方貸付資金供給ノ件ヲ内務、大蔵両大臣ニ稟請セリ

内務、大蔵両省ニ於テハ明治 45 年６月以来支線溜池ノ工事ノ設計及財政計画ヲ調査ノ末大正２年３月ニ至リ其ノ必要ヲ認メ大正元年度地方貸付資金 40 万円ヲ供給スルコトヲ許可セラレ尚残余ノ工費ハ大正２年度ニ於テ更ニ起債稟請スベキ旨ヲ通達セラル。

支線ハ美嚢郡志染村ヨリ分岐シテ同郡別所村下石野ニ達スル別所支線、明石郡神出村東ヨリ分流シテ明石郡岩岡村及魚住村ニ達スル岩岡支線、美嚢郡志染村広野新開ヨリ分流シテ明石郡神出村及同郡押部谷村、平野村ニ達スル神出支線、並ニ明石郡神出村紫合ヨリ在来淡河川疏水森安支線ニ合流シテ加古郡野口村及神野村ニ達スル森安支線、美嚢郡志染村広野新開ヨリ分流シテ同郡三木町及久留美村ニ達スル三木支線ノ５支線ニシテ其延長約13里余トス、其ノ内岩岡支線ハ延長9,480間、森安支線7,137間４分、別所支線 5,710 間４分、神出支線 3,800 間、三木支線ハ 617 間ナリトス。

溜池総数 62 カ所内広野支線４カ所、神出支線７カ所、別所支線 13 カ所、岩岡支線 32 カ所、森安支線５カ所外ニ幹線所属１カ所アリ。

(15) 幹線工事竣工ト竣工式挙行

工事着手以来予定ノ工程ヲ以テ進行中ノ処偶々明治 44 年 12 月以来請負者ト其債権者トノ間ニ紛擾ヲ生ジ為ニ契約解除更ニ指名入札ヲ以テ請負契約ヲ締結スル等其間迂余曲折アリシガ工事中難工事タリシ第９号第 11 号及第 15 号隧道大正３年 12 月中旬貫通シ明治 44 年２月工事ヲ起シテ爰ニ満４カ年大正４年３月 10 日明石郡岩岡村小学校庭ニ於テ竣功式ヲ挙行セリ。

(16) 水力発電所及揚水所施設

ア　広野発電所、同揚水所

美嚢郡志染村広野新開及明石郡神出村ノ内五百蔵及同村ノ内東地区ノ一部高地ニ灌漑セシムル目的ヲ以テ山田川疏水幹線水路ト淡河川疏水幹線水路ト合流地点ニ於ケル落差ヲ利用シ発電シ即チ自家用電気工作物施設ノ件明治 45 年２月 29 日逓信大臣ノ認可ヲ得大正４年３月 16 日西部逓信局長ヨリ使用認可アリタリ。

イ　神出発電所、岩岡揚水所

明石郡岩岡村岩岡ノ一部高地ヲ灌漑スル為メ同郡神出村北地内疏水幹線ノ落差ヲ利用シ水力電気発電所ヲ設置岩岡村大字印路ニ揚水所ヲ設ケ送電シ高サ 20 尺ノ個所ニ築造セルポンプ池ニ揚水潴溜目的ニテ大正 10 年７月２日大阪逓信局長ヨリ自家用電気工作物施設ノ件認可ヲ得大正 11 年３月６日同局長ヨリ使用認可アリタリ。

(17) 出働団ノ組織ト溜池工事請負

大正２年３月日本勧業銀行ハ組合ニ対シ資金貸出ノ一条件トシテ組合員ノ支線溜池工事ニ因テ得タル労役賃金ノ一部貯蓄方法設置方ノ要求アリ管理者之ヲ諒トシ溜池灌漑区域ノ組合員ヲ以テ出働団ヲ組織シ之レニ依リ工事ヲ成功セシムルモノトシ次ノ出働団規約標準（資料６）ヲ定メ極力本規約ノ励行ニ勉メ関係者ハ各組織シテ着々工事ノ進行ヲ計リ大正８年山田川疏水支線及溜池全部竣功セリ。

(18) 山田川疏水保全工事

工事施行後幹線及支線共ニ切取及盛土等ヲナシタル個所ハ漏水スルヲ以テ漸次両側及底共混凝土ヲ以テ各水路ヲ厚３寸乃至５寸ノ内側ニ漏水止工事ヲ施シ今ヤ殆ンド全線ニ亘リ混凝土壁ヲ施行シ完全

ニ水量ヲ疏通セシムルニ至レリ、現今幹支線ニ於テ最初計画ノ平均量ニ於ケル約３倍ヲ流下シツツアリ、亦溜池ニ対シテハ築造後漏水ノ甚ダ敷モノハ漸次之レガ改良工事ヲ施行シ現今各池共稍々完全ニ潴溜スルヲ得ルニ至レリ。

(19) 山田川疏水ノ効果

灌漑反別ハ企画当時ノ開墾予定総反別 1,393 町余歩ナリシモ愈工事ノ完成ト共ニ事実灌漑不能、開墾困難等ノ土地ヲ除斥シ其後毎年宅地ニ変換、其ノ他道路敷、軌道敷等ノ潰地ヲ除盟セラル。以テ現在ニ於ケル区域要水反別 873 町５反４畝８歩トナリ、収穫ニ於テハ起工前原野、山林、畑等ナリシヲ以テ殆ンド米ノ収穫ヲ見ザリシガ現今ニ於テハ１反歩平均収穫２石５斗余即チ約２万 2,000 石ノ収穫ヲ得ルニ至レリ。

(20) 疏水開通ニ拠ル収益

本疏水事業ノ施設ニ伴ヒ淡河川疏水関係区域ハ地元ニ於テ溜池ノ新築及在来溜池ノ増築多数ニ施工セラレ従前ノ畑地、山林、原野ヲ開墾シテ水田トナリ、従テ産米額ノ増加及土地実価増額夥シク山田川疏水関係区域溜池ハ多ク組合ノ事業トシテ築造セシガ之ニ附帯シテ神出、岩岡、魚住、大久保村所属地ニ於テ大正４年以来各耕地整理組合ヲ組織セラレ耕地整理法ニ基キ畑、山林、原野ハ開墾セラレ理想的水田ト化シ産米額ノ増加ハ勿論殊ニ岩岡、魚住村ニ於テ煙草ノ栽培ガ稲作ト輪作スル事ニヨリ品質良好並ニ収穫増産ヲ来シ一般関係組合員ノ疏水事業ニ拠リ享クル利益甚大ナリ。

当初産業ノ不振疲弊ニ喘ギ遂ニ疏水事業ヲ発起スルニ至リタル母里村ノ収益概数別記ノ如シ。（資料省略）

３　補　水　工　事

(１) 県営山田池築造

山田川疏水既ニ竣功ヲ告ゲ組合区域内追々開墾、変換等行ハレシガ一般ニ用水不足ヲ告ゲ殊ニ大正 13 年ハ空梅雨ニテ組合区域内未曽有ノ旱魃ニ遭遇シ之ガ対策考究スルコトトナリ、橋本管理者ハ組合技師佐藤東眞ニ命ジテ調査セシメ、武庫郡山田村衝原字一ノ瀬谷ニ溜池築造ノ計画ヲ樹テ常設委員ニ諮リシガ其工費概算約 21 万余円ヲ要シ当時組合債未償還金多額ニテ組合員ノ負担荷重ノ為メ組合費ノミニテ到底起工ノ運ビニ至ラズ調査ノ儘トナレリ。

其後政府ニ於テハ用排水幹線事業補助ノ途ヲ設ケラレシヲ以テ昭和元年 12 月今田管理者ハ県ニ技術員ノ派遣実地調査方ヲ申請シ昭和２年８月 13 日臨時組合会ヲ開キ県営トシテ山田池築造申請ノ義議決シ同月 18 日附本県知事ニ申請シタリ。

同月管理者更迭後任佐藤管理者ハ前任者ノ計画ヲ継承シ更ニ本県ニ歎願スル処アリシガ昭和３年７月用排水改良事業補助要項ニ基キ県営事業トシテ施工セラルルコトニ承認即チ昭和３年度ヨリ向５ケ年継続事業トシ事業費予算金 30 万円内国庫補助５割、県費負担１割５分、其残額ヲ組合負担トシ組合負担金ハ之ヲ起債許可ヲ仰グコトニ決セリ。

県ハ直ニ武庫郡山田池農業水利改良事務所ヲ設ケ赤羽技手外数名ノ技術員ヲ派シ工事起工ニ着手セリ。

昭和４年３月 26 日地鎮祭執行。

昭和８年３月 28 日全部ノ竣功ヲ告ゲ同池堰堤外広場ニ於テ竣工式ヲ挙行セリ。

昭和８年ハ亦空梅雨ニテ一般用水不足セシガ８月１日山田池竣功後始メテ抜樋放水ヲ行ヒ山田川疏水臨時水ト合流通水灌漑ニ供セリ。（当時貯水 83 尺）

（２）山田池集水引水路新設工事

曩ニ県営山田池築造完成セシモ其集水面積 57 町歩ニシテ下流水利関係上集水面積ノ拡張ナラズ貯水量不足ノ怨アリシガ組合ハ溜池下流水利関係者ト協調ヲ遂ゲ山田池ノ東方衝原字南山地内集水面積 58 町歩ニ亘ル地域ニ於テ引水路ヲ新説以テ山田池ノ貯水量増加ノ計画ヲ樹テ昭和 10 年３月通常組合会ニ於テ工事費予算及県農業土木補助々成ヲ受ケ施工ノ義議決シ同年５月 11 日県ヘ申請、同８月 22 日地鎮祭執行工事ニ着手セリ。工事施工箇所ハ山ノ中腹ニシテ峻嶮ナルヲ以テ難工事ナリシガ昭和 12 年５月竣功ヲ遂ゲ同月 16 日山田池堰堤上ニ於テ竣功式挙行セリ。

（３）僧尾川引水路新設工事

本組合灌漑用水常ニ不足ニ鑑ミ補水ノ為メ山田池築造セシガ尚淡河川疏水関係地ニ於テモ補水ノ引水ヲ捜索スル処アリ昭和８年６月片山管理者、長谷川主事、佐藤技師淡河村ニ出張、僧尾川渓流水ヲ淡河川疏水幹線ニ流入セシムルノ計画ヲ樹テ地元関係者ニ交渉シ続テ地方振興農業土木補助々成ヲ仰ギ起工センコトヲ県耕地課ノ承認ヲ受ケ益計画ヲ進メ同年 12 月 26 日臨時組合会ニ於テ施工ノ件議決シ本県ヘ補助申請書提出セシガ昭和９年１月 26 日知事ノ許可ヲ受ケタリ。

昭和９年２月 19 日潰地買収ヲ終リ３月７日地鎮祭執行工事ニ着手セリ。

同月本工事ヲ昭和８、９両年度継続事業ノ許可ヲ受ケ工事ノ進捗ヲ計レリ。

同年７月管理者更迭後任木村管理者前任者ノ計画ヲ継承セリ。

工事中第４号隧道工事土質ノ関係上土砂陥落シ難工事ナリシガ漸ク昭和 10 年 10 月工事竣功シ同月 21 日竣功式ヲ挙行セリ。

（４）淡河川疏水期限外引水問題

山田川疏水ハ事業開始以来期限外ト雖モ水量豊富ナル時ハ時々引水セルモ淡河川疏水ハ水源地方トノ水利関係ニテ期限外引水ハ多年ノ懸案ナリシガ昭和９年４月片山管理者、長谷川主事、佐藤技師及常設委員魚住正継、井上末光、小林政太郎、北村新三郎、赤松治次、安福順太郎、田中保信ハ期限５月 20 日ヲ同月 31 日ニ延長尚山田川同様常水引水ニ関シ水源地方関係者ニ交渉ヲ開始シ爾来屢々水源地方ニ出張シテ淡河村長同関係区長及水利関係者ト交渉スル処アリシガ水源地方関係者ハ多額ノ補償費ヲ要求且ツ関係者間意見ノ一致ヲ見ズ止ムナク引水期限ノ延長及常水引水ハ他日ニ譲リ降雨出水ノ際ハ県訓令（明治 20 年 12 月 12 日）ニ基キ組合ニ於テ引水スル旨ヲ言渡シ交渉打切リタリ。

同年７月 13 日降雨出水ニ付取入口開扉通水セリ然ル処翌 14 日水源関係者ハ組合ヘ考慮方申来リタリ。

７月 14 日管理者更迭アリ後任木村管理者同問題ヲ継承シ又々地方関係者ト屡々会見スル処アリシモ尚同関係者間ノ意見一致セザルヲ以テ解決スベキモアラズ其儘停水期間ヲ経過セリ。翌年６月 23 日降雨出水アリ組合ハ復又県訓令ニ基キ開扉通水セシガ水源関係者集リ来リ騒ギ立テシモ解決セズ其後迂余曲折ノマヽ経過セリ。

越テ翌 11 年５月 31 日出水ニ付開扉通水開始セシガ森川加古川警察署長、西崎三木署長、組合ト水源関係者間ニ立チ調停方申出アリ依テ６月８日両者三木署ニ於テ立会会見意見ノ交換互ニ甲論乙駁相譲ラズ漸ク両署長ノ斡旋ニ依リ６月 14 日遂ニ別記ノ契約書（資料省略）締結シ解決セリ。

爾来水源地方関係者トハ協調シ毎年期限外引水上何等停頓ナク円満ニ通水セリ。

（５）災害復旧工事ト工事費補助々成申請

明治 25 年ノ大洪水ニヨリ竣功シタバカリノ淡河川疏水大災害ヲ蒙リ之ガ復旧工事及地方税補助々成申請ハ別項記載ノ通リナリ即チ淡河川、山田川両疏水関係幹支線水路ハ其延長５万 2,000 有余間ノ長距離ニ亘ルヲ以テ豪雨等ニヨリ災害被害ヲ受クル事尠ナカラズ之ガ復旧工事施工並ニ国県費補助々成申請次ノ通リ。

大正 10 年９月 25 日豪雨ノ為メ山田川幹線第１号隧道上手開渠決潰及隧道第 17 号、第 18 号間ノ築堤決潰シ之ガ復旧工事費 7,629 円 76 銭ヲ要シ内県費 3,677 円 10 銭ノ補助を受ケ施工セリ。

大正 15 年３月 22 日広野第１号池底部山田川幹線第 19 号隧道ニ陥落之ガ復旧費２万 2,519 円ヲ要シ県費ノ補助々成申請シテ１万 577 円 40 銭ヲ受ケタリ。

昭和７年７月２日ノ豪雨ニヨリ淡河川水源堰堤破損、山田川幹線水路決潰並ニ淡河川幹線広野隧道陥落等災害アリ之ガ復旧工事費 2,297 円 60 銭ニシテ内県補助金 1,022 円 40 銭ヲ受ケタリ。

昭和９年９月 21 日風水害ニ依リ山田村衝原大湯井堰流失セリ、同井堰ハ本組合ノ管理ニ属セザルモ其完否ハ山田川疏水期限外引水ニ至大ノ影響アルヲ以テ之ガ復旧工事費 1,777 円５銭ヲ支出シ内県補助金 1,066 円 23 銭受ケタリ。

昭和 10 年６月 30 日豪雨ノ為メ淡河村字丸山所属幹線水路其他災害アリ工事費 1,634 円 73 銭内補助金 731 円受ケタリ。

昭和 13 年７月５日豪雨ニテ山田川幹線及山田池引水路其他被害アリ之ガ復旧工事費 2,016 円 72 銭ニシテ内金 934 円県費補助ヲ受ケ施工セリ。

（６）地方振興其他農業土木補助工事申請施工

昭和７、８年農村ノ不振ニ鑑ミ政府ハ地方振興ノ為メ農業土木ヲ起シ之ガ工事ニ補助々成セラルルコトトナリ続テ本県ニ於テ風水害、旱害応急対策農業土木補助規程ヲ設ケラレタリ、之ガ補助申請シテ次ノ通リ施工セリ。

昭和８年度ニ於テ岩岡支線第１、第２サイフォン鉄管漏水甚敷ニ付ヒューム管ニ改築及同支線第 12 号池増築工事施工セリ、工事費１万 337 円 56 銭内補助金 5,150 円ナリ。

別項記載ノ僧尾川引水路工事昭和９年３月工事着手昭和 10 年 10 月竣功シ、工事費１万 7,090 円 85 銭内農業土木補助金 5,750 円ナリ。

昭和 10 年８月工事着手昭和 12 年９月竣功ノ山田池引水路新設工事費２万 5,242 円 71 銭内金 9,286 円ノ補助金ヲ受ケタリ。

昭和 13 年 14 年度ニ於テ施工ノ神田導水路新設工事費金 6,568 円 27 銭ヲ要シ内金 1,600 円補助金ヲ受ケタリ。

（７）神田導水路新設工事

有馬郡八多村西畑、美嚢郡上淡河村神田所属郡界ヲ流ルル水ハ（集水面積 180 町歩）有馬郡大沢村、美嚢郡奥

吉川村ヲ経テ美囊川ニ流レ即チ淡河川ト水系ヲ異ニセリ之ガ流水ヲ引水シテ淡河川疏水々源涵養ノ為メ上淡河村神田ニ於テ導水路新設改築工事施工シ農用公共施設新設改良事業補助ヲ受ケ昭和 14 年２月 23 日地鎮祭執行工事ニ着手昭和 15 年３月竣功セリ。

新築改築　496 間５分　幅　１尺５寸～２尺
　　渠　１尺５寸～２尺

工 事 費　6,568 円 27 銭

内補助金　1,600 円

第４章　其　　他

１　其 他 ノ 事 項

（１）組合事務所庁舎新築、移転

組合ノ事務ハ明治 42 年迄ハ加古郡役所庁舎内ニ於テ執務セシガ同年通常組合会ニ於テ事務所庁舎新築予算金 630 円ヲ計上シ同郡役所敷地内西北隅ニ桁行４間半、梁行３間木造二階建及附属建物ヲ新築セリ（敷地 19 坪ハ県有財産借入）大正５年組合吏員ノ増加ニ伴ヒ事務所ノ狭隘ヲ告グルニ至リタルヲ以テ加古郡役所敷地東南隅ニ移転増築セリ。

大正 15 年６月地方制度改正ニ伴ヒ郡役所廃止セラレ従テ組合管理者ハ県ノ地方事務官ニ任命セラルル事トナリタル関係上組合事務所移転ノ議起リ昭和３年３月通常会ニ関係区域内ノ中心地点即チ加古郡母里村ニ移転並ニ新築予算ヲ議決ス。

本　館	木造二階建	桁行　７間５合 梁間　５間	37 坪５合
附　属	木造中二階建	桁行　２間５合 梁間　２間３合８勺	６坪

昭和３年９月 17 日移転シ同年 11 月６日落成式挙行セリ。

上記新築諸費 7,575 円 40 銭ニシテ敷地母里村野寺字上南岡 84 番ノ５、５畝７歩ハ母里村ヨリ寄附出願ニ付之ヲ採納セリ、而シテ書類倉庫建築ノ予定ヲ以テ北側続キ 84 番ノ７、１畝７歩ヲ昭和 13 年 12 月 29 日買収セリ。

現庁舎新築移転ト共ニ元郡役所構内ニアリシ旧庁舎ハ昭和４年美嚢、武庫両郡界ノ志染村三津田ドンドニ移築シ山田池農業水利改良事務所ニ貸付セシガ昭和８年山田池竣功ト共ニ事務所不用ニ属シ之ヲ公売処分ニ附シタリ。

（２）組合財政窮迫ニ付救済方請願

大正 13 年ノ旱魃被害ナリシト近時全国的ニ小作争議起リ殊ニ本組合区域ハ淡路地方ト共ニ県下ニ於テ最モ多ク小作争議頻発シ且ツ昭和２年経済界ノ変動ト共ニ農村ノ不振トナリ組合員ノ困憊セルニ拠テ加ヘテ昭和４年未曽有ノ大旱魃ニ遭遇シ皮肉ニモ其旱害本組合区域最モ深酷ニシテ組合員ノ困憊甚シク組合ハ臨時組合会ヲ招集シテ組合債ノ一時中間据置ヲナシ据置利子充当新ニ起債許可申請スル等負担ノ緩和ヲ計リシモ組合員ハ組合債償還ノ為メ組合費負担ノ重荷ニ苦シミ関係者ハ実ニ困窮セリ。組合ハ之ヲ座視スルニ忍ビズ昭和５年７月 15 日臨時組合会ヲ招集シ未償還金相当額国庫補助方別記ノ請願書（資料省略）ヲ議決シ請願令ニヨリ内務、大蔵、農林各大臣宛提出且ツ委員ヲ設ケテ屢々上京歎願セリ。

上記請願セシモ既借組合債ニ対テハ免除或ハ補助ノ途無之目的達成ニ至ラズ政府当局ハ組合債中高利ニ属スルモノヲ低利ニ借替以テ組合費負担ノ軽減ヲ計ルヨリ外途無之慫慂セラレ依テ爾後之ガ低利資金供給方政府ニ運動セリ。

（3）組合債借入、償還及低利債ト借替

本組合疏水事業費ハ其大部分ハ之ヲ起債ニ求メタリ。

ア　淡河川疏水事業費起債

当初ノ淡河川疏水工事費８万 4,400 余円ノ内金４万 5,000 円前記別項記載ノ国庫貸付金ハ明治 25 年３月棄捐ノ恩典ニ浴シ其残額３万 9,000 余円組合負担金借入セリ。

而シテ淡河川疏水復旧工事費ノ大部分ハ地方税補助々成ヲ得其残額５万 8,000 余円ノ組合負担金ハ先キノ旧債トヲ併算シ金８万 9,815 円日本勧業銀行ヨリ明治 26 年度借入ヲナシ爾後 10 ヶ年賦トシテ償還ヲ続ケシガ明治 31 年度償還残額６万 553 円 22 銭１厘ハ利率ノ関係ニテ借替ヲ為シ爾後償還ヲ続ケ明治 38 年度全部ノ償還完了セリ。

イ　山田川疏水事業費起債

山田川疏水事業費ハ淡河川疏水事業ノ場合ト異リ政府及県ヨリ何等財政的援助ノ恩典ナク其財源ノ大部分ハ之ヲ起債ニ仰ギタルモノナリ之ガ組合債ハ山田川所属ノ 848 町余歩ノ負フ処ニシテ其年賦償還ノ為メ負担ノ重荷トナリ毎年辛シテ償還ヲ続ケシガ昭和４年ハ未曽有ノ旱魃ニ遭遇シ関係組合員ハ苦痛困憊ニ陥リ為メニ組合ハ昭和５年３月組合会ヲ招集シテ既借組合債未償還元金 70 万余円ニ対シ１ヶ年中間据置ヲ為シ据置利子充当金４万 2,000 円新ニ起債シ負担ノ緩和ヲ図リ且ツ組合債未償還金ニ関シ別項記載ノ請願令ニ基キ補給救済方請願書提出シタリ。

尚昭和５、６年ハ米価暴落ノ為メ復又負担緩和ヲ図ル必要アリテ昭和６年度組合債償還元金相当額金４万 8,500 円新ニ起債セリ斯クシテ一時ノ緩和ヲ図リシモ新ニ負債ヲ増加シ益困窮スルニ至リ依テ前記既借組合債ハ昭和 15 年度償還完了スベキヲ１ヶ年中間据置ノ為メ１年延長セシガ更ニ昭和７年度ヨリ償還年限延長 30 ヶ年賦ニ変更借替ヲ為シ以テ組合員負担ノ緩和ヲ図リタリ爾後政府ニ低利資金ノ供給方申請シテ高利債ヲ低利ト借替ヲ為シ昭和 15 年４月ニ於テ高利債（５分５厘）14 万 8,695 円 65 銭残存セリ。

ウ　山田池築造費充当起債

県営山田池築造費充当県寄附金ノ内金 12 万 6,900 円ハ継続年期中所要ニ応ジ借入ノ起債許可ヲ受ケシガ左記区分（資料省略）ノ通リ借入ヲ為シ其ノ総額金 11 万 9,000 円ニシテ爾後償還ヲ続ケ昭和 18 年３月全部償還完了スル予定ナリ。

（4）疏水 50 周年式典

疏水事業トシテ明治 23 年 11 月 13 日本組合創立以来幾多ノ変遷星霜ヲ閲シ、此間旧来ノ山野ハ開拓セラレ、畑地ハ変シテ美田トナリ豊穣ノ地ト化シ、疏水ノ恵沢洽ク、組合当事者克ク先人ノ偉業ヲ継承守成ノ実ヲ挙ゲ、皇紀 2600 年ノ佳歳ニ当リ恰モ 50 周年ノ歳月ヲ迎ヘルニ至リシヲ以テ、昭和 15 年 10 月 23 日疏水 50 周年記念式（並ニ表彰式）及疏水関係物故者慰霊祭ヲ母里小学校講堂ニ於テ盛大ニ挙行セリ。

（5）功労者列伝

本稿ヲ終ルニ当リ本事業ニ尽瘁貢献セラレタル民間諸氏ノ功労ニ対シ満腔ノ敬意ヲ表ス。

魚住完治
魚住逸治
岩本須三郎
　詳細省略

その 2

昭和 16 年より昭和 63 年まで

第１章　地区内における災害状況

明治 24 年　淡河川疏水が開通以来地区内における風水害及び旱害等につき以下記述す。

１　災害（水害）年次別表

災害年月日	降雨量	復旧費	同上の国又は県補助金	記　　事
	mm	円	円	
明治25.７.23		178,778	120,005	豪雨により水路築堤崩壊、トンネル崩落通水不能
明治29.$^{8.30}_{9.5\sim11}$		28,708	―	連続の降雨。淡河川疏水大破損
明治30.９.29		不　　詳		大雨出水のため淡河川疏水路大破損
大正15.３.22		22,519	10,577	直接の出水被害でなく、池底陥落（広野支線第１号ため池の地下を通過する山田川幹線 19 号トンネルが陥落）
昭和７.７.２	174.0	2,298	1,022	集中雨あり三木町ではため池欠潰し大被害。本疏水は淡河川水源堰堤の破損、広野トンネルの崩落、山田川疏水一部破損
昭和９.９.21	114.0	1,777	1,066	暴風雨淡河川疏水路、その他に多少の被害あり外に衝原の大湯井堰の流失部復旧
昭和10.６.30	104.4	1,635	731	29 ～ 30 日に亘り降雨あり淡河川疏水路（淡河町地内）に被害
昭和13.７.４～６	141.3	2,017	934	３日連続の大雨により阪神間に大水害。本疏水路は山田、淡河両疏水、山田及び僧尾の引水路に被害
昭和20.10.８～９	316.5	289,560	74,122	当地方未曽有の大洪水殊に８日降雨量 260.0 ㎜ 昨年10月の災害に続く再災害
昭和21.６.19	50.5	617,774		
昭和22.７.９	190.2	1,496,519	23 年度受入れ 857,058	連年の災害で苦慮。今次の災害で山田川疏水路第 16 号トンネル入口築堤部の崩壊、淡河川疏水戸田鈴木尾、山田池引水路外森安支線などに被害
昭和24.９.20	111.0	286,984	538,200	淡河川疏水淡河濁川築堤部崩壊、神田導水路、芥子山トンネル内土砂流入
昭和25.９.３	54.7	190,332		ジェーン台風暴風雨。京阪神地方に被害多し最大風速 48m。当地方は比較的軽し被害
昭和26.７.１～20	336.0	1,001,525		７月１日～ 20 日の内 14 日雨内１日 65.5㎜ 15 日 76.5㎜の大雨。淡河村地内、山田川疏水焼谷及び山田池引水路欠壊

昭和27.6.22～23	120.0	1,213,000	687,600	ダイナ台風。淡河川、山田川両疏水と山田池引水路に被害
昭和28.9.24～25	125.4	135,000	97,460	台風 13 号。淡河川幹線志染町戸田地内及神田導水路災害
昭和29.7.4	149.4	322,331	27 年降合算 429,790	相野支線小林地内築堤部の欠壊
昭和32.9.10～11	77.6	342,054	215,350	淡河川疏水戸田地内鈴木尾築堤部に地辷
昭和35.8.30	81.3	305,000	202,150	山田町衝原地内山田川疏水欠壊、耕地及び墓地に被害
昭和36.6.24～26	321.4	1,262,988	1,389,250	断続的に集中豪雨。山田川疏水第 14 号トンネル出口崩壊、第 16 号トンネル入口崩壊、岩岡支線神出町上北古滝ヶ谷池放水で築堤部崩壊
昭和37.6.10	120.0	1,092,141		山田川疏水広野ポンプ所附近欠潰その土砂で淡河川疏水路埋没。その結果第 21 号トンネル入口欠潰他神出相野線にも被害

2　旱害と風害

（1）昭和 4 年の旱害

本年は未曽有の旱魃で組合区域内収穫皆無地多く被害深刻で組合員は困窮したので、組合費の負担緩和のため組合費未償還元金 72 万 4,600 円の 1 か年間の据置並にその据置利子充当金 4 万 2,000 円を新に起債する件を申請許可を受ける。

尚当時の被害状況の記録が不詳のため数字的な説明ができない。

（2）昭和 12 年 9 月 11 日の台風害

9 月 11 日近畿地方に襲来した台風は南海岸より塩分を含んで襲い来りし為水稲作に甚大の被害を及ぼすに至る。殊に花盛りの最中である晩稲「朝日」（当局指導奨励の品種でこの地方に多し）の穂先を無慙にも打ち叩かれた。

第２章　県営大改修事業

１　工事開始までの顛末

（１）陳　情

淡河川幹線水路は明治 24 年、山田川幹線水路は大正４年に始めて通水して以来相当の年月が経過しているので路面が老朽化し且つ長期に亘る戦事体制によって資材不足などのため維持修繕さえ困難な為荒廃し、そのうえ昭和 21、22 年と引続く大水害の為に通水能力は著しく低下して毎年植付不能田や用水不足に悩む有様で最早やこれ以上荏苒たるを得ないので疏水施設の全面的改修を施工する必要に迫られるも一水利組合の事業としては到底負担に堪えないので組合会の決議を以て県営事業として実施されることの陳情を昭和 22 年９月 19 日知事に提出する。

（２）県の淡河川山田川疏水路の改修に関する調査

昭和 22 年 12 月、県耕地課三木出張所において調査に関する協議会開催し、調査は四班を編成し下記の区分となる。

第一班	淡河川幹線区域（含合流幹線）	班員　６名
第二班	山田川幹線区域	班員　４名
第三班	有野川流域変更区域	班員　３名
第四班	地区内全般	班員　３名

以上によって夫々調査測量を実施して昭和 23 年２月９日に完了した。

（３）組合大会を開く

県の調査設計に基づき受益面積が 3,000 町歩以上ある場合は国営事業として資格あるところより県当局などの応援を得て昭和 23 年５月 10 日疏水大改修事業の促進に関して母里小学校講堂で組合員大会を開催し同大会において下記の如き決議（資料省略）をなし政府当局に夫々陳情することとなる。

（４）大規模県営事業に採択される

再三の上京陳情や各方面よりの運動にも拘わらず又本省調査も実らず検討の結果国営としての規模にあらずというところから遂に国営事業としての採択ならずして大規模県営事業として実施されることに決定した。何れにしても国庫が５割と県が２割５分計７割５分という高率の補助をうけて宿願であった大改修工事が実施されることは結構なことである。

県には昭和 24 年５月 20 日に本省より指令が来て、昭和 24 年度の事業費割当額は 400 万円と決定する。事業費予算総額は２億 8,000 万円であって７か年継続事業の計画のもとに愈々着工の運びとなる。

２　事業量及び事業費

（１）事業費総額　　393,126,000 円

ア　費目別内訳

費　　目	金　　額（円）	摘　　要
純　工　事　費	356,330,900	3 か所 総延長 31,295 m
工　事　雑　費	13,431,500	
用　地　買　収　費	47,600	2.2ha
補　　償　　費	1,245,000	23.6ha
調　　査　　費	1,000,000	
事　　務　　費	21,071,000	

イ　工事別内訳

工　事　名	事　　業　　量	事業費（千円）	摘　　要
淡　河　頭　首　工	直線重力式コンクリート堰堤 堰長 30.6 m　堰高 4.1 m	10,608	昭和 29 年度施工
山　田　頭　首　工	油圧可動力堰付直線重力式コンクリート堰堤 堰長 21.7 m　堰高 2.4 m　油圧動力 1 HP	12,369	昭和 31 年～ 32 年度施工
淡河川幹線水路	開渠 7,891 m　トンネル 2,165 m サイフォン 750 m	167,618	昭和 24 年～ 30 年度施工
山田川幹線水路	開渠 4,727 m　トンネル 1,841 m	69,020	昭和 31 年～ 32 年度施工
合　流　幹　線　水　路	開渠 4,462 m	59,518	昭和 33 年～ 34 年度施工
宮ケ谷池調整池	本堤ブロック張 1,004㎡ 樋門 1 ヶ所 副堤盛土 2,800㎥	9,084	昭和 34 年～ 35 年度施工
相　野　支　線　水　路	開渠 1,852 m　トンネル 39 m	11,526	昭和 34 年度施工
神　出　支　線　水　路	開渠 1,368 m　トンネル 90 m	11,372	昭和 34 年度施工
印　南　支　線	開渠 538 m　管渠 291 m サイフォン 996 m	10,661	昭和 34 年度施工
岩　岡　支　線	開渠 4,083 m　管渠 125 m サイフォン 77 m	31,350	昭和 35 年度施工

（2）補助金及び負担金

国庫補助金（円）	県費（円）	地元負担金（円）	計（円）
196,563,000	98,281,500	98,281,500	393,126,000

（3）借入金

地元負担金 98,281,500 円中借入金は 63,300,000 円。

（4）資材及び労務者

セメント (ton)	普通鋼材 (ton)	鉄鋼二次製品 (ton)	鋼管 (ton)	木材 (㎥)	油類 (kl)	労務者 (人)
7,093	161	93	159	3,602	111	294,466

3　工　期

工事着手　　昭和 24 年 9 月 1 日
工事完了　　昭和 36 年 3 月 31 日

4　工事の進捗状況と工事施工者

工事は 24 年度直営、25、26 年度は一部請負、27 年度以降はすべて請負で施工。

年度	全体	昭和24年度	昭和25年度	昭和26年度	昭和27年度	昭和28年度	昭和29年度
事業費 (千円)	393,126	4,000	9,000	16,260	16,486	25,650	47,309

年度	昭和30年度	昭和31年度	昭和32年度	昭和33年度	昭和34年度	昭和35年度
事業費 (千円)	59,521	41,010	36,960	41,440	56,110	39,380

施工者は殆んど株式会社大林組で内土工の一部は大阪建設、大公建設が請負い、御坂サイフォンの鉄管類は播磨造船所陸上部、山田川頭首工油圧自動転倒式制水門扉、排砂門扉及び操作機械類は大阪栗本鉄工所、又広野揚水場揚水機類は東京荏原製作所にて施工す。

5　事業の効果

この事業の完成により、導水中の危険は除かれ、又、漏水も殆んどなくなって、各溜池の貯水量の確保が得られ、米作の植付面積は 65％から 85％に増進し、なお夏季における蔬菜等のかんがいも可能になって、年間、米換算石数 30,634 石の増産効果を生ずると共に水路維持費も減じられて、農業生産の基盤は増強されて、農家経済に及ぼす効果は多大なるものがある。

6 そ の 他

（1）記念碑並に頌徳碑建立

昭和 36 年 3 月末をもって県営による疏水大改修事業が終了することになったので、昭和の中興ともいうべきこの大事業の完成を記念するため合流幹線の終点である練部屋分水所の空地に県営大改修記念碑と併せて頌徳碑を建立して本疏水の創業当時の幾多先覚者達の労苦を忍び、その偉大なる功績を称え永く子孫の記憶に止めんとす。

（2）碑の除幕並に竣功記念式典

県営大改修工事が完成を遂げたので、昭和 36 年 5 月 5 日その記念碑並に頌徳碑の除幕式に続き県営大改修工事竣功記念式典（練部屋分水所碑前で神事をまた母里小学校講堂で一般行事）を執行し、終って喜びの祝賀会を開催する。

案内状は農林省、同京都農地事務局及び県の関係者、国会議員、県会議員、関係市町村長、遺族、銀行、施工者、新聞社、現、元役員、総代、職員、其他 259 名を招待す。

（3）県営施設の管理委託について

昭和 24 年 7 月～昭和 36 年 3 月に亘り実施された県営事業により改修されたる施設に関し県知事と次の委託管理契約（資料省略）を締結する。

第3章 賦 課 金

昭和 55 年 5 月 16 日開会の臨時総代会に於いて、下記の緊急動議による議案が提出され、全会一致で可決決定された。

提 案 者　立花　明、藤原静夫、前渕芳雄、西馬　励、西川貞次、増田　登、大山勝司、小柴　章、荒瀬正己、小泉　茂、計　10 名

主旨説明　来る 5 月 18 日東播用水呑吐ダム定礎式が執り行われると聴きますが、当淡山土地改良区との間に、何等の話合いも、又取りきめも行われずに、そうした行事が行われるのは理解に苦しむものであります。依って当淡山土地改良区総代会として次の項目につき決議して頂き度く提案いたします。

提出議題

1、呑吐ダムの敷地内に埋没する水路敷については買上げをすること。

2、山田川頭首口より埋没地点までの水路敷は当淡山土地改良区の所有物として残すこと。

3、山田川頭首口より流入する従来の水量は呑吐ダム堤に流出口を設置して、従前の水量を従前の当淡山土地改良区所有の水路へ流すこと。

4、淡山土地改良区関係の農地に対して現在賦課金は反当り 300 円が賦課されているが、東播用水に移行された後においても賦課金は増額しない。

5、工事費其の他一切の経費は前項賦課金の 300 円以外は支払わない。

第４章　交付金及不動産収入内訳

我が国経済の進展とともに昭和 40 年頃より、当土地改良区区域のうち特に明石市西部地域、神戸市岩岡地域をはじめ播磨沿岸地域等において、急速な人口増の現象に伴い農用地が次第にこれらの住宅用敷地等として売却されていった。その結果農用水に余裕が生じ、給水不用のため池が出来、それ等のため池を時勢の要請に応じ売却し、不動産積立金として保管していたが、各ため池管理者に於いて、ため池及び水路の老朽化による改繕、改修工事の必要が生じたので、その恩恵を組合員に還元し、ため池、水路の万全を期するべく下記の金額を交付した。

記

昭和 48 年４月	反当	10,000 円	総額	175,546,300 円
昭和 50 年５月	反当	10,000 円	総額	175,546,300 円
昭和 51 年５月	反当	20,000 円	総額	351,092,600 円
昭和 58 年４月	反当	10,000 円	総額	175,546,300 円
昭和 59 年４月	反当	20,000 円	総額	351,092,600 円
昭和 60 年 10 月	反当	20,000 円	総額	351,092,600 円
			交付金総額	1,579,916,700 円

第５章　山田池及び水路敷並びに「サイフォン」敷地を兵庫県より譲与のこと

昭和 55 年９月 30 日、県営事業により造成されたかんがい排水施設を、兵庫県より譲与された。

第6章　淡山土地改良区 100 周年記念事業

昭和 60 年１月 31 日開催の総代会に於て、来る昭和 63 年１月 27 日が淡山土地改良区創立 100 周年に当るので、記念事業の実施方を可決々定し、以後計画に基き逐次進行実施した。

第１．事務所改装敷地整備　　経費総額　　1,419 万円

（１）　事務所内改装及び本館外壁塗装吹付け仕上げ　（950 万円）

（２）　敷地出入門外周整備及びフェンスの設置、生垣植樹　（469 万円）

第２．記念式典及び祝賀会　　経費総額　　308 万円

第 7 章　一　　般

1　永年勤続者表彰

昭和 47 年３月の総会に於て、当淡山土地改良区に永年勤続し功労のあった者を功労者として表彰することを決議した。対象基準は、総代、役員を通算し５期 20 年以上勤務した者とし、対象者は６名である。

昭和 51 年３月総会に於て、受賞対象者は７名である。

昭和 55 年３月総会に於て、受賞対象期間を４期 16 年に短縮された結果、５期勤続者、４期勤続者同時受賞することになり、受賞対象者は、９名である。

昭和 59 年３月総会に於て、受賞対象者は、４名である。

昭和 63 年３月総会に於て、受賞対象者は、３名である。

2　庶務・会計、工事係の設置

昭和 52 年 10 月農政局監査に際し、業務運営の正確適正を期するため設置すべきではないか、との指摘を受け、昭和 54 年３月開会の総代会に於て、庶務・会計係及び工事係の設置方につき議決を得て設置した。

庶務・会計係に４名の理事を選任、工事係に５名の理事を選任し、会議には正副理事長参加し業務運営の正確を期することにした。

3　役員選挙規程の改正

昭和 54 年１月、役員選挙規程を改正し、従来の選挙制度を選任制となす。被選任区、被選任区域、定数（理事・監事）は次のとおりである。

被選任区	被 選 任 区 域	定数	理　事	監　事
第一被選任区	加古郡稲美町（旧母里村）		三　人	一　人
第二　〃	加古郡稲美町（旧加古村）		一　人	
第三　〃	神戸市西区神出町押部谷町平野町		二　人	一　人
第四　〃	神戸市西区岩岡町		二　人	
第五　〃	加古郡稲美町（旧天満村）		二　人	一　人
第六　〃	三木市別所町及び志染町		一　人	
第七　〃	明石市魚住町及び大久保町		一　人	

4　淡河川疏水期限外引水契約の補足追加

本件は昭和 11 年 6 月 14 日三木警察署において美嚢郡淡河村木津、萩原、淡河町、下村部落区長及び中島井堰代表者等と締結した、淡河川疏水期限外引水に関する契約書の補足追加をなしたる契約書である。

これは現に実施されている県営大改修工事の水路補装に際し当時淡河村所属沿線の灌漑用便宜の為疏水路内に横孔の土管埋設ケ所に関するもので､地元側と組合側の主張に妥協を見出すことが出来ず、結局県耕地課の仲介斡旋によって解決をし契約書（資料省略）を取り交した。

第 8 章　淡河川・山田川疏水と東播用水

1　東播用水土地改良区設立と淡山土地改良区

昭和 36 年兵庫県農林部において事業計画の予備調査開始以来着々と計画が進展し、関係地域への啓蒙も積極的に行われた。これを受けて、昭和 37 年 1 月 31 日加古川東部総合開発事業期成同盟会の設立総会が開催され東播用水事業の受入態勢作りが稼動する事となった。

この事業が、農業用水のみではなく上水道用水及び工業用水の供給並びに開拓パイロット事業等総合開発事業であるため､昭和 38 年 6 月 4 日､東播用水総合開発事業期成同盟会と改称され､神戸､明石、三木、加古川、高砂、小野、三田の 7 市、稲美、播磨、吉川、社、滝野、東条の 6 町が加盟した。

愈計画段階から着工の段階へと進展し、昭和 45 年度着工を目指し事業施行申請手続のための同意書を受益者に求める事となり、前記期成同盟会並びに東播用水土地改良区設立準備委員会が、東播用水受益区域、神戸、明石、加古川、三木、稲美、吉川、東条（途中脱退）4 市 3 町の受益農家に同意を求め大方の同意により、国営土地改良事業並びに東播用水土地改良区設立認可申請が農林大臣、県知事に提出された。

かくして、昭和 45 年 10 月東播用水農業水利事業所が発足した。又東播用水土地改良区が昭和 47 年 2 月 8 日に設立された。

しかしこの土地改良区は行政主導によるため、淡山土地改良区の歴史、水源水利権、幹支線水路及び施設の帰趨について何らの配慮もなく一方的に組込まれ充分な協議も経ず事業の推進がされた事は遺憾の極みであった。

そこで、淡山側は、筋の通った決着を求める時期の到来を待ったが、遂に昭和 54 年 12 月呑吐ダム定礎式に、淡山の同意が前提となった機会に強力な折衝に入った。

2　事業参加要請における協議経過

東播用水事業が着工して以来 10 年を経過し、着々工事が進行する中で淡山土地改良区の水源水利

権、幹支線及び施設が東播用水事業計画に総べて組込まれていながら、これらに関する何等の取り決めも無い状態で、淡山関係者はこの処理の有り方が最大の関心事として注視を続けて来た。難航を続けていた高砂市との加古川下流における水利権問題が合意決着を見、次に呑吐ダムの着工が迫り起工条件として淡山所有の、水源水利権の農林大臣への返還が着工必須条件となり、淡山土地改良区に対して正式な参加要請についての国、県からの条件提示となった。東播用水側の３者は簡単に解決が得られるとの考えから話が持込まれる事となったが、しかし淡山側にとっては、この疏水事業創設以来の重大問題として事態を据え百年近い歴史的な過程を振り返る時、当時の先人、先覚者は遠隔の地に水源、水利を求めて長年月の起伏苦難を乗り越え事業を起して以来実に血の滲む苦闘を積み重ねて築き上げた、この疏水こそ関係農家の生命線の農業用水として協力一致して自からの組織の中で総てに堪えて勝ち取ったのが、この水源水利権であり延々たる幹支線、施設に併せた財産である真に努力の結晶として考える時、如何に国営東播用水の大事業とは云え、これ等に当然相当の評価を受けた条件が参加への先決問題として主張し、この対応処理のあり方を焦点として終始関係３者に求め続けるも進展を見ず時日は経過するのみ、遂に国営勝俣所長から国営と淡山の２者による話合の提起となり、自からは職を賭してとの決意表明を受け、我々も背水の陣を引き失敗の許されぬ重要懸案打開に取り組む事として、苦難な曲折を繰り返しながら、実に２年有余に亘る折衝の後、双方大筋の合意点を見出す事を得たので、その大綱を次の協定書、覚書その他を案とした合意事項を列記して作成し、これを役員会、総代会及び関係溜池委員長土地改良区理事長会等に諮り、承認を得て関係４者の調印を得るに至った。

第９章　協定書等の承認と調印

２年有余に亘る難交渉も、国営事業所長勝俣昇氏の淡山土地改良区の歴史を尊重しその実績を評価され、職を賭しての誠意ある行動に、淡山側も鋭意熱意を以って対応し漸くにして結論を見出しここに、協定書（資料 10)、覚書（資料 11)、確認書（資料 12)、議事録（資料 13)、同意書（資料 14)、の諸案文が作成され、当区臨時総代会で承認し、遂に昭和 57 年 1 月 18 日、兵庫県労働会館特別室において調印式が挙行されることとなった。調印式には国側からは、近畿農政局東播用水農業水利事業所所長、勝俣昇氏、同下西次長、三輪課長他、県側からは、農林水産部長、前田豪一氏、谷岡技監、石川課長（現農水部長)、家永参事他多数、東播用水側から、理事長、大原義治氏、松井副理事長、藤本常務他３名、神戸市から山名主幹他、淡山側は、吉岡義雄理事長、藤本久夫、沼田歳之両副理事長他の出席で、家永参事の司会により、順次夫々の文書に調印を行いここに淡山百年の歴史に特筆されることとなった。

第 10 章　国　営　事　業

淡山土地改良区への加入は、従来から各溜池の立地条件により、天水の貯水量、必要水量を勘案して、不足用水量の確保から、面積的には部分加入となっているが、東播用水事業は管内全面積加入で、当区管内面積の増加分並びに新規加入地域への用水配分のため相応の通水量の円滑な送水の必要から、施設、水路等の大改修等が行われる事となった。又県営事業等においても同様の工事となった。

第 11 章　県営事業、団体営その他事業

国営事業が進展するにつれて、関連する県営・団体営事業等による末端整備計画を具体化する必要がありこれの実施のため、昭和 53 年度に三木土地改良事務所に東播用水対策課を設置し、56 年度、県営かんがい排水事業東播用水地区採択。56、57 年度、全体実施設計作業。58 年度、県営工事着手。

東播用水事業の強力な推進を図るため、昭和 59 年 4 月、東播磨農業水利建設事務所が設置された。

尚末端整備の最終段階における補完工事として、団体営その他事業を実施した。

第 12 章　農業情勢の推移

1　東播用水期成同盟発足時の農業情勢

東播用水事業計画が胎動を始めた昭和 36 年頃は、我国は高度経済成長時代で工業化に拍車がかかり、播磨臨海工業地帯の急速な工業化の発展と著しい都市化の波は、当淡山管内の農業地帯に大変な影響を及し農地の減少、労働力の流出を招き、通勤兼業型農業経営が目立ち始め優秀な農業労働力が不足し、農業後継者難から農業従事者の高齢化をひき起し、兼業農家率は（地域平均 92%）高水準となって来た。

このような状況で農業と他産業との所得格差は増大の一途を辿る事となったが、既に一部には、野菜、果樹、畜産等の施設型経営を中心に旺盛な生産意欲と高度な技術を持った中核農家も可成り見受けられるようになった。

地域の特徴と有利性を活かすため、農業の近代化の促進が要求され総合的な土地基盤整備事業の必要性が認識されこの事業が誕生することとなり、これを受けて、昭和 37 年 1 月 31 日、加古川東部総合開発事業期成同盟会を発足させ、38 年 6 月 4 日、東播用水総合開発事業期成同盟会と改称し、受益地域関係者に積極的な啓蒙を行った。

愈々計画も具体化し、着工の運びとなり受益者の同意書を徴することとなったが、その間啓蒙運動では竣工後の成果は我々にとってまことにバラ色に映る素晴らしい魅力あるものであった。

2　現時点における農業情勢

敗戦で焦土と化した我国は、食料難に喘いでいたが、持前の勤勉さと技術の修得、叡智を結集、工業立国目指し国を挙げての努力は、経済的にも世界に類例のない驚異的な発展を遂げるに至った。一方農業においても、食料の自給を目指し、農業技術の研究、開発、機械の進歩、基盤整備の促進等、農業者不断の努力により生産量は増加し漸く自給の域に達したが、昭和 40 年代以降、経済発展と共に国民の食生活は次第に欧米型に移行、米の需要は鈍化し始め、その傾向は年と共に拍車がかかり、政府は多量の過剰米をかかえる事となり、我国農政は一大転換を余儀なくされることとなった。さらに食管制度のもとでの米価は、物価に応じ引き上げが当然と考えられて来たが、ここ数年来は抑制され、さらに昭和 61 年度からは引き下げの状況となって来た。米のみでなく農産物全般につき、輸入品目等との関連を併せ需給の不均衡により価格は伸びず、ために農家経済を圧迫し農業経営を困難化することとなり、その結果若者の離農に拍車がかかり、後継者不足に悩むようになって来た。

政府は、昭和 44、45 年度に緊急的に米の生産調整を実施したが所期の目的を達し得ず、昭和 46 年度から、稲作転換対策を、昭和 51、52 年度には水田総合利用対策、53 年度から、水田利用再編対策を３年間毎の第１期、第２期、第３期を行い、62 年度から、水田農業確立対策を実施する一方土地改良(圃場整備)事業の通年施行を推進し､転作奨励金の交付等実施し成果を挙げるべく努力している。

しかし、現実は農産物の国内供給は過剰でなく、外国産物の輸入によるもので、食料の国内自給率は世界先進国中最底で実に 30％程度である。

工業立国を目指した我国は､その製品の優秀さと低コスト生産による価格面で世界注目の的となり、集中豪雨的輸出により貿易黒字国となり、世界中が脅威を感じるようになった。貿易摩擦の解消に農産物の輸入自由化を迫られ多品目の農産物の自由化を認めざるを得なくなり承認するところとなった。

本来自由化要求の出来ない国家貿易品目までその対象とされる状況で、とりわけ日米間の貿易摩擦は険悪な様相をおび、遂に米もその聖域ではなくなりつつある現状は、日本農業にとって、未曽有の危機であり一大転換期を迎える事となった。

3　今 後 の 課 題

我国農業は前項で述べた如く、当淡山管内の都市近郊型農業という立地条件の優位も、国内的には輸送力の一大進歩により国内産地間競争の激化に伴い、量、質、価格の面で今やその影もなくなりつつある。一方国外的には、殆んどの農産物の輸入自由化を迎え、ハイテク、バイオを導入活用するにしても、国際競争に打ち克つためには、コストダウンを図らねばならない。

当地域は、生産物の流通には恵まれた立地条件を有してはいるが、我国有数の寡雨地帯であるだけに、用水の確保と円滑な供給こそが農業の死命を制する、がこれとてその供給コスト如何で経済的に成り立たなくなる。

前述の如く、東播用水事業発足時にバラ色であった夢は、社会情勢の激変と工期の遅延とによって事業費は膨張し、農家負担は限界を超え堪え難い現状となりつつあることは遺憾である。

国を始め行政の責任において、農家負担の許容限度内での軽減措置を図り救済されんことを、全農

家懇願切望して止まない。

淡山土地改良区は、先人先覚者の心血を注いで築き上げられた百年の歴史と伝統、数々の苦難の経験を有する訳で、東播用水の供用開始に当りその体験を活かし、この事業が受益農家の信頼と期待に副うよう主導的役割を果すべきと考察する。小異を捨て大同に就いてこの事業の目的が達せられることが東播、淡山の使命ではなかろうか。

資料２

新流堀割之義願

當村ノ義ハ 200 年前後ノ新田畑多クシテ水源淺ク他ニ水利ヲ得ルノ方策無之ヨリ一旦降雨少キ歳ニ遇ハヾ忽チ旱害ニ罹リ慘狀實ニ言フヘカラス且養水ニ乏シキニヨリ畑方最モ多シ其反別ノ廣漠ナルヲ非常ノ勞力ヲ以テ漸ク生產ヲ立來リ申候而シテ攝州山田ノ鄉衝原村山田川ヨリ堀割ヲナシ 8 月ヨリ翌年 3 月 30 日迄ノ間（山田川井堰養水ノ要時ヲ避ケ）引水スレバ其掛リ數十ヶ村ニ涉リ以テ各溜池ニ充合シテ旱歳ノ虞ナシ又畑ヲ以テ田トナサバ數層倍ノ勞力ヲ省キ此勞力ヲ以テ田方ニ用ユレバ地味益肥饒シ收利多ク隨テ御國產ヲ增殖シ實ニ一擧兩得ノ鴻益ヲ得永世不拔ノ大基礎ト存ジ舊藩主ヘ出願シ掛リ官ニモ頗ル御盡力アラセラレ候得共各藩岐立ノ狀勢遂ニ談判整ヒ兼苦心モ水泡ニ屬シ遺憾ノ事ニ有之候處今ヤ公明正大ノ　聖詔ニ基カセラレ改租額御布令相成謹ンテ奉御請候得共前陳ノ如ク畑方多キヲ以テ永世取續キ方ノ基礎ヲ確定セズンバ凶年飢歳ノ豫虞無之ヤト深ク憂慮仕候且ハ小前末々ニモ安堵ノ思ヒヲナサシメ倍々農事ニ奮勵候様仕度ト一同發起仕候然レトモ水道ハ工事ノ難易永世ノ便否ヲ量リ屈曲迂回ニ隨ヒ壑下ニ沿ヒ或ハ巖石ヲ疏通スル等數里間ヲ測量見積リ仕候得共猶精確ヲ極メザレバ不成ハ贅言待タズ仰キ冀クハ厚生至仁ヲ垂レラレ官ニ於テ測量被成下候上成否ノ御指揮被成下度依テ繪圖面及掛リ反別概略見積リ別紙相添ヘ此段奉懇願候　　以上

明治 11 年 9 月 7 日

加古新村　惣代　畠　　義　一
野谷新村　同
印南新村　同　　丸　尾　茂平次
國岡新村　同　　福　田　厚　七
蛸草新村　同　　岩　本　須三郎
野 寺 村　同　　魚　住　完　治

兵庫縣令　森　岡　昌　純　殿

資料３

新流堀割測量之義懇願

山田川ヨリ堀割實測之義去明治 11 年 9 月中奉願候處同 14 日付ヲ以テ追テ掛官御派出云々ノ御指令相成候處今以テ何分ノ御沙汰無之何卒御實測被成下度此段奉願候也

明治 12 年 2 月 14 日

播磨國加古郡

野寺村 野谷新村	惣代	魚住完治
下草谷村	同	井澤松次郎
印南新村	同	赤松治郎三郎
草谷村	同	龜尾嘉平次
蛸草新村	同	岩本須三郎

兵庫縣令　森岡昌純　殿

資料４

水路開通ニ付願

去明治 11 年９月攝津國八部群山田川ヨリ水路開通仕度候ニ付水路線概略測量ノ儀加古新村外５箇村連署相願候處御聞届相成則昨 12 年３月御掛官出張水源八部郡坂本村ヨリ衝原村ヲ美嚢郡字廣野迄距離凡４里餘ノ間實測相成候處源流ヨリ末流マデ高低判然流通スベキ旨指示有之候ニ付爾後該工費金募集方法ヲ各村屢々會議スト雖モ最大ノ工事ヲ連年旱害困苦ノ難村ニテ起シ巨額ノ費用ヲ募ルハ至難ナルヲ以テ方策ヲ得ズ終ニ本年迄遷延罷在候處本年モ亦昨年旱害後未ダ充分ノ降雨無ク溜池ノ水僅ニ二、三合ニ過ギス方今ノ景況ニテハ稲作植村３分ノ田ヲ浸スニ足ラズ擧村頭ベヲ疾マシ憂慮シ苟モ此儘徒ニ坐視スル時ハ土地ハ益荒蕪シ將來ノ生息ノ目途無之本來如此ノ衰態ヲ表ハセシハ全ク水利ニ乏シキニ職由ス今此工事ヲ起シ疏通スルヲ得バ彼ノ荒蕪セル土地モ良田トナリ從テ地價モ騰貴シ工費ヲ募ルニ容易ナルハ疑ヲ容レザルトコロ禍ヲ轉ジテ福トナスガ此時ニ在リト衆議一決シ今般六箇村聯合會議ヲ起シ

第１條　該工事ハ一切官ノ統轄ヲ仰ギ候事

第２條　該工費金ハ工事落成流水ノ上聯合各村ヨリ徴金上納シ請負人へ御下渡シヲ願候事

第３條　該工費金ハ未ダ精細ノ實測ヲ經ザルヲ以テ見積豫算ヲ立テ候ニ付水路線ニ當ル障碍樹木ヲ伐拂ヒ精密ノ測量相濟候上ハ經費詳細ノ見積書ヲ御下渡被下度候事

第４條　該工事ハ可成丈量費用ヲ減ジ度候ニ付村人足ニテ辨ジ候分ハ６箇村人民ヲ御使役被下度候事

右ノ件特別ノ御詮議ヲ以テ御聞届相成度此段聯合各村總代委員及戸長連署奉願候也

明治 13 年３月　日

播磨國加古郡

野寺村惣代委員	魚　住　逸　治
同	魚　住　治三郎
同　村　戸　長	魚　住　完　治
蛸草新村惣代委員	伏　川　熊次郎
同	松　尾　嘉一郎
同　村　戸　長	岩　本　須三郎
印南新村惣代委員	赤　松　治郎三郎
同	植　田　安次郎
同　村　戸　長	丸　尾　茂平次
野村新村惣代委員	魚　住　藤三郎
同　村　戸　長	松　尾　要　藏
草谷村惣代委員	藤　本　武與門
同	鷲　野　壽三郎
同　村　戸　長	龜　尾　嘉平次

兵庫縣令　森　岡　昌　純　殿

資料５

水利堀割ノ儀ニ付伺

當村ノ義ハ稼穡困難ノ地形ニ付兼テ奉願候攝津國八部郡山田川ヨリ養水疏通ノ協議ヲ遂ゲ一同奮發奏効ノ精神ニ候得共何分當村ニ取リテハ至大ノ工事且連年ノ凶旱ニテ疲弊ヲ極メタル村落ニ付何卒特別ノ御詮議ヲ以テ該工事御直轄ニテ起工被成下度尤落成迄ノ間ハ御信認ノ爲工費ニ相當スベキ各村所有地券抵當ニ奉差入候間其間工費ヲ一時御繰替被成下度右御裁可被下候ハヾ抵當差出シ方如何可相心得哉此段相伺候也

明治 13 年 12 月 1 日

播磨國加古郡

印南新村　野 寺 村

蛸草新村　野谷新村

草 谷 村　下草谷村

總　代　　丸　尾　彌三郎

同　　松　尾　要　藏

戸長岩本須三郎代理

用　掛　　魚　住　完　治

兵庫縣令　森岡昌純殿代理

兵庫縣大書記官　原　保太郎　殿

資料６

攝津國八部郡山田川ヨリ新水路開通ノ儀ニ付再懇願

當村ノ義ハ養水ノ乏シキニヨリ往年有志ノ發見ニ係ル攝津國八部郡山田川ヨリ新水路開鑿致シ度見込相立候ヘ共素ヨリ大土工ニシテ第一着タル高低流通ノ測量ダモ容易ナラザルニヨリ去明治 11 年 9 月中官ニ於テ御測量被成候上成否御指揮請願致候處同年 11 月 14 日付ヲ以テ願意御聞届ノ御指令相成候ニ付翌 12 年 3 月中追願仕候處御掛官御派出ノ上概略測量被成下候處高低判然流通スベキ旨御指示相成候ニ付彌々起工ノ精神ヲ奮ヒ候得共萎靡凋衰セル各村ニシテ斯カル最大工事ヲ起スニハ工費實ニ難耐ヨリ如何トモ起工ノ目途無之然レドモ頻年旱災ノ甚シキヨリ廣漠タル畑地益々荒蕪ニ變ゼントスルノ際ニ加フルニ連年凶旱ノ甚シキ收穫ヲ擧ツテ官ニ納ムルモ猶足ラザルノ慘狀ニ付御救濟被成下度段數回哀願ニ及ビ候得共終ニ御採用ノ無キヨリ人民茲ニ大ニ反動力ヲ起シテ益々彼ノ山田川ヨリ水路開鑿ノ擧ヲ遂ゲント欲シ聯合曾ヲ開キ候得共未ダ精確ノ測量ヲ經ザレバ工費見積リモ不相ヨリ昨 13 年 3 月ヲ以テ御掛官再ビ御出張數旬ノ日子ヲ經テ竟ニ精細ノ測量相濟ミ工費ノ見積リモ相立候ニ付昨 13 年 12 月 1 日付ヲ以テ該工事一切官ニ御直轄竝ニ工費金一時御繰替被下度段御伺申上候處同月 3 日付ヲ以テ御直轄ノ義ハ何分ノ御詮議可有之候正當ノ順序ヲ經テ可願出旨御指令被下候ニ付最早御信認ノ爲メ各村ヨリ抵當差出可申順序ト相心得民心一致勇躍鼓舞シテ聯合會ヲ開キ同 12 月 16 日ヲ以テ該伺書御指令ニ從ヒ工事御直轄竝ニ工費金一時御繰替云々願上候ニ付テハ開鑿着手モ近キニアリト欣喜雀躍日夜御指令ヲ相待候處本月 7 日郡長殿ヨリ戸長竝ニ各村總代御呼出ニ付出頭仕候處豊圖ラン右請願ノ件御詮議ニ及ビ難キ旨御口達且該工事ハ民力ニ耐忍ノ御見据無之ニ付最早確實ノ測量ニモ不被及趣說

有之候ニ付總代ノモノニ於テモ何ゾ驚愕セザルヲ得ン然ドモ出張數名ノ總代ニ於テ何ントモ御請致シ難キ旨申上右指令ヲ以テ一先歸村聯合各村總代中不殘會同ノ上前顯ノ顚末及協議候共素ヨリ各村ノ難狀ハ御洞察モ御座アルベキニ今更斯ク御指令相成候義ハ如何ナル御都合ニ有之候ヤ實ニ各村稼穡困難ノ貫通セザルニ依ルヤト奉存候然レドモ從來該工事ニ付數回ノ御指令ヲ仰來リ候意ト今般ノ御指令トハ稍性質ヲ異ニセルモノヽ如ク且郡長殿ヨリ說諭ニ依レバ是迄ノ測量モ未ダ確實ト御視察無之趣果シテ然リトセバ益々願意ノ貫通セザルノミナラズ前後御指令ノ矛盾ナル寔ニ我々總代ニシテ何トモ人民ニ諭シ方無御座候假令人民ニ於テ承服スルニ至ル斯カル貧鄉ハ何ニ依ッテ生息ノ目途ヲ立テ得ベキヤ旣ニ數回ノ測量費ノミナラズ該事ニ付テハ困窘ノ中ヨリ數百千圓ノ金ヲ費セシモ前途ニ目的アレバナリ然ルニ一朝官ニ於テ御見捨相成實測ヲモ御遂ゲ不被下ニ於テハ進退如何トモ致方無御座候然リト雖モ是迄請願ノ精神タル唯々官費ヲ仰ギ候ニハアラズ民力ニ難耐ヨリ一時御繰替ヲ請願致候トモ償還ノ目途ハ素ヨリ方法無キニアラズ然ルニ土木官費御廢止云々ノ御指令有之候得共是レハ客年 11 月太政官第 48 號公布ニ依ルモノニ御座アルベク同年 12 月 3 日伺書御指令前ニアルモノナリ然ルニ今般最前御指令ノ趣モ有之候得共土木官費廢止ノ發令ニヨリテ何分ノ詮議ニ難及ノ御指令ノミナラズ精細測量ヲモ不被下趣斯ク御見捨相成候ハヾ各村人民將來ノ方向ヲ失ヒ益々困苦ニ陷リ竟ニハ如何トモスベカラザルニ至ルハ瞭然タリ然レドモ官ニ於テ郡長殿ヨリ說諭ノ如ク御繰替ハ御詮議ニ難被及御都合ニ御座候ハヾ如何程歎願スルモ其效ナカルベシ去リ迚此凋弊ノ各村焉ゾ此儘座視スルニ忍ビンヤ工事請負者ト示談ノ上何分ノ方法ヲ設ケ百折不撓誓テ此擧ヲ遂グルノ精神ニシテ實ニ止ムヲ得ザレバナリ故ニ官爰ニ特別ノ御仁恤ヲ垂レラレ全額ハ不能トモ幾分カ御貸下ノ御援助ヲ賜ラバ人民大ニ競テ奏

功自カラ速ナルベシ且該工事ハ最大事業ニシテ到底御直轄ヲ仰ガザレバ竣工甚ダ難シ其所以ハ水路線ガ數郡ト十餘村ニ渉リ爲メニ往復ノ民力ニ耐ヘザレバナリ何卒前陳ノ主意御聞届ノ上今一應確定ノ測量被成下成否如何ノ御指令奉仰候自然此議モ御採用不被下ニ於テハ從來該工事ニ付費用金徴集シ難キハ勿論差向キ各村人民終ニ塗炭ニ窘シムヤ必然ナリ然ルニ目下又地租改正ニ付増租ノ9、10兩年分追徴ノ布達アリ11年、12年分ノ新租スラ過半未納ニ屬ス然ルヲ況ンヤ9、10兩年ノ如キハ何ニ依テ調進スルヲ得ンヤ人民倍々困迫スルノ外ナシ何卒前載ノ事實御洞察ノ上寛大至仁ヲ垂レラレ工費幾分ノ御繰替竝ニ御直轄ノ義御聞届被下候上今一應精確ノ測量被下度此段各村總代連署戸長奥印ヲ以テ再ビ奉懇願候　　以上

明治14年4月　日

播磨國加古郡

野寺村　惣代	魚　住　治三郎
同	橋　本　由太郎
同	魚　住　逸　治
同	魚　住　完　治
蛸草新村惣代	岩　本　仁一郎
同	藤　本　勘十郎
同	松　尾　嘉一郎
同	伏　川　熊次郎
印南新村惣代	赤松　治郎三郎
同	赤　松　治三郎
同	丸　尾　茂平次
同	植　田　安次郎
野谷新村惣代	松　尾　要　藏
同	宮　本　林　七
同	井　澤　彌五郎
同	藤　原　平次郎
草谷村　惣代	藤　本　岩次郎
同	龜　尾　嘉平次
同	鷲　野　壽三郎
同	藤　本　武與門
下草谷村惣代	辰　巳　萬　作
同	井　澤　平　八
同	井　澤　松次郎
６か村戸長	岩　本　須三郎

資料７

山田川疏水工事出働團規約

第一條　本團ハ山田川疏水工事（何々）出働團ト稱ス

第二條　本團ハ地方永遠ノ利源ヲ開拓スル山田川疏水工事ニ對シ團員一致協同其工事ヲ請負ヒ其勞役ニ出働シ速ニ工事ヲ竣功セシメ且受クル賃銀ノ貯蓄ヲナスコトヲ目的トス

第三條　本團ハ第（何々）號池灌漑地域内ニ於ケル組合員ヲ以テ組織ス

前項以外ノ者ニシテ本團ノ勞役ニ從事セントスル者ハ團長ニ申出テ其承諾ヲ受クベシ

第四條　本團ハ（何々）郡ニ所屬スルモノトス

第五條　本團ニ左ノ役員ヲ置ク

一、團長一名　一、副團長二名　一、分團長若干名　一、幹事若干名

第六條　團長及副團長ハ團員中ヨリ候補者各三名ヲ推薦セシメ所屬郡長之ヲ指定ス

分團長及幹事ハ團長之ヲ任免ス

團長及副團長ハ所屬郡長ニ於テ不適任ト認メタル場合ニ於テハ之ヲ解任スルコトヲ得

第七條　團長ハ本團ヲ代表シ組合ト工事ノ請負契約ヲ締結スル等總テ本團ノ業務ヲ擔當ス

副團長ハ團長ヲ補佐シ團長事故アルトキ之ヲ代理ス

分團長ハ團員及勞役者ガ工事ニ出働ノコトヲ擔當ス

幹事ハ庶務ニ從事ス

第八條　團長ハ團員名簿及團員出働簿其他必要ナル帳簿ヲ作製スベシ

團長ハ團員及勞役者ノ出働ヲ證スルタメ出働手形ヲ交付シ賃銀支拂ノ際ニ之ニ對照ス

第九條　本團役員ノ任期ハ本團ノ事務終了ニ至ル迄トス

役員中缺員ヲ生ジタルトキハ更ニ之ヲ補充ス

第十條　團員及勞役者ノ受クル賃銀ノ十分ノ一ヲ貯金スルモノトス

第十一條　前條ノ貯金ハ賃銀支拂ノ際團長之ヲ控除シ團員及勞役者各自ノ名義ヲ以テ所屬郡長ノ承認ヲ受ケタル銀行ニ預ケ入ルヽモノトス

第十二條　團員及勞役者ノ貯金ハ所屬郡長ノ承認ヲ受クルニ非ザレバ引出スコトヲ得ズ

團員ノ貯金ハ組合費ノ納付ヲ怠リタルトキハ團長ニ於テ團員ノ貯金ヨリ之ニ相當スル額ヲ引出シ組合ニ納付スルコトヲ得但所屬郡長ノ承認ヲ受クベシ

第十三條　團員及勞役者ノ貯金ノ通帳ハ團長之ヲ保管ス

第十四條　團員ハ正當ノ理由アルニ非ザレバ脫退スルコトヲ得ズ

團員ノ脫退ハ所屬郡長ノ承認ヲ受クベシ

第十五條　團員及勞役者ノ心得ベキ重ナル要件左ノ如シ

一、團長及分團長ノ指揮命令ヲ確守スルコト

二、團長又ハ分團長ノ召集ニ應ジ何時ニテモ出働スルコト

三、出働休憩等ノ時間ヲ誤ラザル樣勤務スルコト

四、前各號ノ外團長又ハ分團長ノ指示訓戒ニ背カザルコト

第十六條　團員ハ本團加盟ノ證トシテ本規約ニ署名捺印スルモノトス

資料８

兵庫県淡河川山田川土地改良区定款及び規約

兵庫県淡河川・山田川土地改良区定款

昭和２７年　３月３１日　制　定	昭和２７年　３月３１日認可
昭和２９年　４月　５日一部改正	昭和２９年　５月１８日認可
昭和３１年　１月２７日一部改正	昭和３１年　２月１８日認可
昭和３１年　１月２７日一部改正	昭和３１年　７月　２日認可
昭和３１年　３月２９日一部改正	昭和３１年　９月　６日認可
昭和３３年　３月１２日一部改正	昭和３３年　３月３１日認可
昭和３７年１０月１９日一部改正	昭和３７年１２月１２日認可
昭和３９年　３月２７日一部改正	昭和３９年　４月　９日認可
昭和４１年　３月１８日全部改正	昭和４１年　６月　２日認可
昭和５３年　３月１５日全部改正	昭和５３年　６月１５日認可
昭和５４年　３月１５日一部改正	昭和５４年　７月　２日認可
昭和６１年　３月１８日一部改正	昭和６２年　１月２２日認可
平成　７年　３月３０日一部改正	平成　７年１１月１０日認可
平成１２年　３月２９日一部改正	平成１２年　４月２８日認可
平成２３年　３月２５日一部改正	平成２４年　５月１６日認可

第１章　総　則

（目的）

第１条　この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。

（名称及び認可番号）

第２条　この土地改良区は、兵庫県淡河川・山田川土地改良区という。

２　この土地改良区の認可番号は、兵第５０号である。

（地区）

第３条　この土地改良区の地区は、次に掲げる地域（その地区内にある土地のうち、土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。）とする。

市　町　名		大　字　名	地　域
神戸市西区		上新地、竜が岡１丁目、竜が岡２丁目、竜が岡５丁目	一円の田
	押部谷町	和田	内一部の田
	平 野 町	堅田、印路	内一部の田
	神 出 町	宝勢、池田、紫合、北、広谷、小束野、五百蔵、勝成、田井、南、東	一円の田

	岩 岡 町	印路、岩岡、西脇、古郷、野中	一円の田
明　石　市	大久保町	大窪、西脇	内一部の田
	魚 住 町	金ケ崎、長坂寺、清水、西岡、中尾	一円の田
三　木　市	別 所 町	花尻、石野、下石野、興治、小林	内一部の田
	志 染 町	広野、広野１～６丁目	一円の田
加　古　郡	稲 美 町	加古、中村、北山、中一色、和田、幸竹、森安、六分一、岡、国安、国北１丁目、国北２丁目、国岡、国岡２丁目、国岡３丁目、蛸草、印南、野谷、草谷、下草谷、野寺	一円の田

（事業）

第４条　この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約及び管理規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。

（１）　淡河川を神戸市北区淡河町木津より、志染川を神戸市北区山田町衝原より、美嚢川支流西畑川を神戸市北区八多町西畑より夫々引水し、地区内の要水反別に応じ、分水口から幹線及び支線水路によって分配するための、次に掲げるかんがい施設及びこれに付帯する施設の維持管理

①　ため池　山田池及びこれに付帯する引水路

②　引水路　神田導水路

③　幹線水路　淡河川幹線水路（水源より広野終点まで）
山田川幹線水路（水源より広野終点まで）
合流幹線水路（広野より練部屋分水所まで）

④　支線水路　森安支線、天満支線、印南支線、蛸草支線、加古支線、神出支線、広野支線、岩岡支線、別所支線、相野支線

⑤　小支線水路　各支線から代表池まで

（２）　前号のかんがい施設の災害復旧

２　この土地改良区は、前項の事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。

３　この土地改良区は、国営土地改良事業、県営土地改良事業及びその他土地改良事業によって造成された施設の維持管理を管理委託される場合は、これを受託する。

４　この土地改良区は、用水管理の一元化を図るため第１項に掲げる施設に係る維持管理の全部又は一部を東播用水土地改良区に委託する。この委託契約に係る対象施設及び内容等については、別に定める。

（事務所の所在地）

第５条　この土地改良区の事務所は、兵庫県加古郡稲美町野寺に置く。

（公告の方法）

第６条　この土地改良区の公告は、事務所の掲示場及びこの土地改良区の地区の属する市町の事務所の掲示場に掲示してこれを公示する。

２　前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知し、又は神戸新聞に掲

載する。

第２章　会　議

（総代会）

第７条　この土地改良区に総会に代わるべき総代会を設ける。

（総代の定数及び選挙区）

第８条　総代の定数は、４１人とし、選挙区及び各選挙区において選挙すべき総代の定数は、次のとおりとする。

選　挙　区	選　挙　区　域	総　代　数
第　１　区	神戸市西区	１４　人
第　２　区	明　石　市	３　人
第　３　区	三　木　市	４　人
第　４　区	加古郡稲美町	２０　人

（選挙人名簿の縦覧）

第９条　理事は、総代の任期満了による総選挙にあってはその任期満了の日前４５日から、その他の選挙にあってはこれを行うべき事由が生じた日以後速やかに、その指定した場所において、選挙人名簿の関係部分を５日間関係組合員の縦覧に供さなければならない。

２　前項の縦覧の場所及び日時は、理事が縦覧開始の日前３日までに公告しなければならない。

（異議の申出等）

第１０条　関係組合員は、選挙人名簿に脱漏又は誤載があると認めるときは、縦覧期間内に、文書で理事に異議を申し出ることができる。

２　理事は、前項の異議の申出を受けたときは、その申出を受けた日から３日以内に、その異議の申出が正当であるかないかを決定しなければならない。その異議の申出を正当であると決定したときは、直ちに選挙人名簿を修正し、その旨を異議申出人及び関係人に通知し、併せてこれを公告しなければならない。その異議の申出を正当でないと決定したときは、直ちにその旨を異議申出人に通知しなければならない。

３　選挙人名簿は、総代選挙の期日前６日をもって確定する。

（単記制）

第１１条　総代の選挙にあたり、選挙人が投票用紙に記載すべき総代の候補者の数は、１人とする。

（通常総代会の時期）

第１２条　この土地改良区の通常総代会の時期は、毎事業年度１回３月とする。

（議決方法の特例等）

第１３条　総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の設定、変更、土地改良事業の廃止、役員の改選、規約の設定、変更及び廃止、維持管理規程の設定、変更及び廃止、合併並びに解散その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通

知した事項以外の事項であっても、これを議決することができる。

第１４条　経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総代会を招集して、総代の半数以上の出席がないため、さらに２０日以内に同一の目的で招集された総代会の議事は、経常経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金の賦課徴収の時期及び方法に限り、総代の３分の１以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

（議長）

第１５条　総代会の議長は、出席した総代のうちから当該総代会で選任する。

第3章　役　員

（役員の定数）

第１６条　この土地改良区の役員定数は、理事１２人及び監事３人とする。

（役員の選任）

第１７条　役員は、総代が総代会において選任する。

２　この定款に定めるもののほか、役員の選任に関し必要な事項は、附属書役員選任規程で定める。

（理事長等）

第１８条　理事は、理事長１人及び副理事長１人を互選するものとする。

第１９条　理事長は、土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

２　副理事長は、理事長に事故あるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

（事務の決定）

第２０条　この土地改良区の事務は、理事の過半数によって決するものとする。ただし、規約の定めるところにより軽易な常務については、理事長の決するところによる。

（監事の職務）

第２１条　監事は、少なくとも毎事業年度２回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

２　監査についての細則は、監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるものとする。

（役員の任期等）

第２２条　役員の任期は、４年とし、その就任の日から起算する。ただし、土地改良法（以下「法」という。）第２９条の２及び法第１３４条第２項の規定による改選、法第１３６条の規定による議決の取消しによる選任並びに補欠選任によって選任される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

２　前項ただし書に規定する選任が、役員の全員にかかるときは、その任期は、ただし書の規定にかかわらず４年とし、その就任の日から起算する。

（役員の失職）

第２３条　理事又は監事がその被選任権を失ったとき又はその所属する被選任区を異動したときは、その職を失う。ただし、組合員である役員が独立行政法人農業者年金基金法（平成１４年法律第１２７号）第３１条第１項各号に該当する者となり、又は農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成１３年６月６日法律第３９号）による改正前の農業者年金基金法（昭和４

５年法律第７８号）第４２条第１項に規定する経営移譲をしたことにより、その被選任権を失ったときは、当該役員は、その任期の残任期間において、組合員でない役員となることができる。

第４章　経費の分担

（経費分担の基準）

第２４条　第４条第１項第１号の事業に要する経費に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより、地域内の土地につき要水反別割に賦課する。ただし、第４条第４項の規定に基づき東播用水土地改良区に委託した事業に要する経費については、管理委託協定書に定めるところによる。

２　第４条第１項第２号の事業に要する経費に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより、当該事業の施行に係る土地につき受益の程度を勘案して定めた基準により各区域ごとに賦課する。ただし、第４条第４項の規定に基づき東播用水土地改良区に委託した事業に要する経費については、管理委託協定書に定めるところによる。

３　第４条第３項に規定する土地改良施設の維持管理を管理受託する場合において、当該維持管理に要する経費に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより、地域内の土地につき要水反別割に賦課する。

４　前３項の規定にかかわらず、各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てるための賦課金は、地域内の土地につき要水反別割に賦課する。

（負担金及び分担金）

第２５条　この土地改良区は、法第９０条の規定に基づき国営土地改良事業の負担金を負担する。

２　この土地改良区は、法第９１条の規定に基づき県営土地改良事業の分担金を負担する。

３　第１項の負担金又は前項の分担金に充てるための賦課金は、地域内の土地につき要水反別割に賦課する。

（賦課徴収の方法）

第２６条　前２条の規定による賦課金の賦課徴収の時期及び方法は、総代会で定める。

（特別徴収金）

第２７条　法第３６条の２の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第４７条の２の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

第２７条の２　この土地改良区は、法第９０条の２及び法第９１条の２の規定に基づき、国営土地改良事業及び県営土地改良事業に係る特別徴収金を負担する。

２　前項の場合には、当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となった行為をした組合員から、当該特別徴収金に相当する額を徴収する。

（督促）

第２８条　法第３９条の規定に基づく督促は、その納付期限後６０日以内に督促状を発してこれをするものとする。

（過怠金）

第２９条　第２４条、第２５条、第２７条、又は第２７条の２の規定により賦課された賦課金につき、これを滞納した場合には、その滞納の日数に応じて金１００円につき１日金４銭の延滞

金並びに督促状を発した場合には、その実費を過怠金として徴収する。
2　前項の滞納金又は過怠金を市、町が処分する場合には、さらにその徴収金額の 100 分の４に相当する額を過怠金として徴収する。
3　前２項の過怠金は、特別の事由があると認められる場合に限り、理事会の決定により、これを減免することができる。

第５章　雑　則

（係及び委員会）
第３０条　この土地改良区の事務を分掌させるため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として係を置く。
2　この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置く。
3　理事会は、前２項に規定する各係又は各委員会ごとに担当理事を定める。
（賦課金以外の徴収金についての過怠金）
第３１条　法第４２条第２項の規定による決済により徴収すべき金銭については、第２９条の規定を準用する。
（基本財産）
第３２条　この土地改良区に基本財産を設けることができる。
2　前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。
（財産分配の制限）
第３３条　この土地改良区の財産については、解散（合併の場合を除く。）のときでなければ組合員に分配することができない。
（事業年度）
第３４条　この土地改良区の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

附　則
この定款は、昭和２７年３月３１日から施行する。

兵庫県淡河川・山田川土地改良区役員選任規程

（役員の被選任権）

第１条　次に掲げる者は、役員の被選任権を有しない。

（１）　組合員でない者

（２）　法人

（３）　年令２５年未満の者

（４）　成年被後見人及び被保佐人

（５）　破産者で復権のできないもの

（６）　禁錮以上の刑に処せられた者でその執行を終わるまでのもの又はその執行を受けることがなくなるまでのもの

（役員の選任）

第２条　役員は、各被選任区につきその区域に所属する組合員のうちから選任するものとする。

２　前項の規定による役員の被選任区及びその区域から選任すべき役員の定数は、次のとおりとする。

被選任区	被選任区域		定数	
			理事	監事
第１被選任区	神戸市西区		４人	１人
	岩岡町	上新地、竜が岡１丁目、竜が岡２丁目 竜が岡５丁目 印路、岩岡、西脇、古郷、野中		
	押部谷町	和田		
	平野町	堅田、印路		
	神出町	宝勢、池田、紫合、北、広谷、小束野 五百蔵、勝成、田井、南、東		
第２被選任区	明石市		１人	２人
	大久保町	大窪、西脇		
	魚住町	金ケ崎、長坂寺、清水、西岡、中尾		
第３被選任区	三木市		１人	
	別所町	小林、興治、花尻、石野、下石野		
	志染町	広野、広野１～６丁目		
第４被選任区	加古郡		６人	
	稲美町	加古、中村、北山、中一色、和田、幸竹 森安、六分一、岡、国安、国北１丁目 国北２丁目、国岡、国岡２丁目、国岡３丁目 蛸草、印南、野谷、草谷、下草谷、野寺		

３　被選任人の所属の被選任区は、その組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の所在地による。この場合において、その被選任人の組合員たる資格に係る権利の目的たる土地が２以上の

被選任区にあるときは、次の土地の所在地による。

（１）　土地改良法施行令第４条第４項後段の規定による指定に係る土地があるときは、当該土地

（２）　前号に掲げるとき以外のときは、当該被選任人が指定して土地改良区に届けた土地（当該届出がないときは、土地改良区が指定した土地）

（選任の時期）

第３条　役員の任期満了による選任は、その任期満了の日前６０日から１０日までに、その他の選任にあっては、これを行うべき事由が生じた日から３０日以内に行わなければならない。

（選任の議決）

第４条　役員は、総代会の議決によって選任する。

（選任の議案）

第５条　役員の選任に関する議案は、理事長がこれを総代会に提出する。

２　理事長は、役員の選任に関する議案を総代会に提出するには、定款第８条に規定する総代の各選挙区の総代から選ばれた者をもって構成する推せん会議において被選任人として推薦された者につき、議案を作成してしなければならない。

第６条　推せん会議は、前条第２項の規定により被選任人として推薦しようとするときは、あらかじめその者の承諾を得ておかなければならない。

（選任議決の投票）

第７条　第４条の議決は、無記名投票で表決をとる。

２　前項の投票は、総代自ら、総代名簿との対照を経て所定の投票用紙に賛否を表示し、議長の示した時間内にこれを投票箱に入れて行わなければならない。

第８条　議長は、投票が終わったときは、あらかじめ総代会において選任した立会人３人以上立会のうえ、投票箱を開き、投票を点検し、直ちにその結果を宣言しなければならない。

２　被選任人は、前項の立会人となることができない。

（投票の無効）

第９条　次の各号に掲げる投票は、無効とする。

（１）　所定の用紙を用いないもの

（２）　賛否の確認し難いもの

（選任の確定及び役員の就任）

第１０条　役員の選任に関する議案が総代会において可決されたときは、理事長は、直ちに役員に選任された者（以下「被選任者」という。）にその旨を通知し、同時に被選任者の住所、氏名、所属被選任区名及び理事又は監事の別を公告しなければならない。

２　被選任者は、前項の規定による公告があったとき、役員に就任するものとする。ただし、第１１条若しくは第１２条の選任又は土地改良法（以下「法」という。）第２９条の２の改選、法第２９条の３の規定による役員の選任、法第１３４条第２項の改選若しくは法第１３６条の規定による決議の取消による選任の場合を除き、公告の時が現任役員の任期満了前であるときは、その任期満了の日の翌日に就任するものとする。

（再選任）

第１１条　被選任者が、第１条各号の１に該当することとなったこと、第２条第３項に規定する被選任区を異動したこと若しくは死亡したことによって選任すべき役員の数に達しなくなっ

た場合又は法第１３６条の規定による決議の取消の結果被選任者がなくなり若しくは被選任者が選任すべき役員の数に達しなくなった場合は、その不足の員数につき、再選任を行わなければならない。

（補欠選任）

第１２条　役員の一部が欠けた場合は、その不足の員数につき、補欠選任を行わなければならない。ただし、欠員数が、それぞれ理事の定数の３分の１未満であるとき、若しくは監事の定数の３分の２未満であるとき、又は役員に欠員を生じた時が役員の任期満了前３箇月以内であるときは、次の総代会まで補欠選任を行わないことができる。

附　則

この規程は、昭和５４年４月１日から施行する。

この変更規程は、平成８年４月１日から施行する。

この変更規程は、平成１７年３月２８日から施行する。

兵庫県淡河川・山田川土地改良区規約

第１章　総　則

（趣旨）

第１条　この土地改良区の管理運営に関しては、法令、法令に基づく行政庁の処分及び定款に別段の定めがあるもののほかは、この規約による。

第２章　会　議

（開議・散会）

第２条　総代会は、あらかじめ通知した時刻に始め、通知した時刻に終わる。ただし、総代会において特に議決したとき又は議長が必要と認めたときは、時間を伸縮することができる。

（出席）

第３条　総代は、総代会に出席したときは、総代会の招集者にその旨を届け出るものとする。

（開会）

第４条　総代会の招集者は、出席人員が定数に達したときは、これを報告して開会を宣し、議長の選任を総代会にはかるものとする。

（議事録記名人の選任）

第５条　議長は、議事の開始にあたり、総代会の承認を得て、議事録記名人２人を指名するものとする。

（議長の職務）

第６条　議長は、議事の進行をはかるほか、議場の整理に必要な措置をとることができる。ただし、総代の発言を不当に制限してはならない。

（中途退場）

第７条　総代は、会議中みだりに議場を退くことができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、議長の許可を受けて退くことができる。

（議事）

第８条　議案は、議長が先ず議題を宣告し、提案者の説明、これに対する質疑、討論及び採決の順により確定する。

（発言）

第９条　発言しようとする者は、議長の承認を得なければならない。

２　発言は、起立して行い、議題以外のことにわたってはならない。

（動議）

第１０条　総代は、議事の進行を妨げない限り、他の総代５人以上の賛成を得て、議長に動議を提出することができる。

２　前項の動議が提出されたときは、当該動議が定款第１３条の規定により議決できる事項に限り、これを議案として付議すべきかどうかを総代会にはかるものとする。

３　第１項の動議が議案の修正の動議である場合には、先ず修正動議について採決する。ただし、修正動議が２以上あるときは、その趣旨が原案と、もっとも異なるものから順次に採決する。

４　動議を提出した者がこれを撤回しようとするときは、その動議の提出に賛成した者の同意を

得なければならない。

（採決の方法）

第１１条　採決は、挙手、起立又は投票のいずれかの方法によるものとし、議長は、採決の都度総代会にはかって決定する。

２　議長は、採決の結果を宣言する。

（委員会付託）

第１２条　総代会で必要があると認めるときは、総代会の期間内において委員会を設置し、これに付託して議案その他の審議をさせることができる。

２　委員会の委員は、総代会において出席した総代のうちから選任する。

３　委員会に付議した議案は、委員会の審査の結果の報告をきいて採決しなければならない。

４　委員会の運営その他必要な事項は、総代会で定める。

（議案、動議の再提出禁止）

第１３条　否決された議案又は撤回され、若しくは議案として付議されなかった動議は、再び同一の総代会に提出することができない。

（禁止行為）

第１４条　会議中は、私語その他議事を妨げる行為をしてはならない。

２　会議中総代が議場の秩序をみだすときは、議長は、これを警告し、制止し、又は発言を取り消させる。命に従わないときは、議長は、当日の会議が終わるまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

（議決事項等の報告）

第１４条の２　総代は、総代会で審議された事項及びその結果について、組合員への周知に努めるものとする。

第３章　役　員

第１節　総　則

（役員の会議）

第１５条　役員の会議は、理事会及び監事会とする。

（役員の報酬）

第１６条　役員に対する報酬、賞与その他の給与は、総代会で定める。

第２節　理　事

（理事会）

第１７条　理事会は、少なくとも年３回以上開催するほか、理事長が必要と認めた場合又は理事総数の３分の１以上の請求があった場合に開催する。

２　理事会の招集は、理事長が行う。

３　理事長は、理事会を招集しようとするときは、５日前までに日時、場所及び議案を各理事に通知しなければならない。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りでない。

４　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

５　議長は、理事会の議事の進行をはかるほか、会場の整理に必要な措置を取ることができる。

6　議長は、会議中、私語その他議事を妨げる発言又は行為等会場の秩序を乱す者があるときは、これを警告し、制止し、又は発言を取り消させることができる。この場合において、議長の命に従わない者に対しては、議長は、当日の会議が終わるまで発言を禁止し、又は会場の外に退去させることができる。

（理事会の付議事項）

第１８条　理事会に付議すべき事項は、別に規定するもののほか、次のとおりとする。

（１）　定款、規約、管理規程及び総代会の決議により、理事会に委ねられた事項

（２）　総代会の召集並びにこれに提出すべき議案に関する事項

（３）　その他土地改良区の管理運営上必要と認める事項

２　理事会は、軽易な事項については、理事長の専決に委ねることができる。

（理事会の議決方法等）

第１９条　理事会の議事は、理事総数の過半数によって決する。

２　理事は、代理人によって議決に加わることはできない。

３　監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

４　理事会は、必要に応じ、職員その他の者を出席させて意見を徴することができる。

（理事会の議事録）

第２０条　議長は、次に掲げる事項を記載した議事録を調整しなければならない。

（１）　開会の日時及び場所

（２）　出席した理事及び欠席した理事の氏名

（３）　議事の要領

（４）　決議事項及び賛否の数

（５）　議事録記名人の選任に関する事項

（６）　その他議長が必要と認めた事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録記名人２人以上が記名押印又は署名をしなければならない。

第３節　監　事

（総括監事）

第２１条　監事は、総括監事１人を互選する。

２　総括監事は、監事会を招集し、その議長にあたる。

３　監事は、あらかじめその互選によって定められた順序に従い、総括監事に事故があるときは、その職務を行う。

（監事会）

第２２条　監事会は、少なくとも毎事業年度２回開催するほか、総括監事が必要と認めた場合又は他の監事の請求があった場合に開催する。

（監事会の付議事項）

第２３条　監事会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

（１）　監査計画に関する事項

（２）　監査細則の設定、変更及び廃止に関する事項

（３）　土地改良区と理事との契約又は争訟についての土地改良区の代表に関する

事項

（４）　土地改良法第２７条の規定による会議の招集に関する事項

（５）　その他監事の職務執行上必要と認めた事項

（監事会の議決方法等）

第２４条　監事会は、２人以上の監事の出席がなければ議事を開くことはできない。

２　監事会の議事は、監事総数の過半数で決する。

３　監事会は、必要に応じ、理事、職員その他の者を出席させて意見を徴し、又は事情を聴取することができる。

４　監事会には、第２０条の規定を準用する。ただし、「２人」とあるのは、「１人」と読み替えるものとする。

第４章　業務の執行

（補助機関）

第２５条　この土地改良区に次の係及び委員会を置く。なお、必要に応じて他の係及び委員会を置くことができる。

（１）　庶務係

（２）　会計係

（３）　工事係

（４）　庶務・会計委員会

（５）　財産管理委員会

２　前項の係及び委員会に関する規程は、総代会で定める。

３　この土地改良区に理事会の議決により、顧問を置くことができる。

（会計主任）

第２６条　この土地改良区に会計主任を置く。

２　会計主任は、理事長がこれを命ずる。

３　会計主任は、この土地改良区の現金又は物品の出納その他会計事務をつかさどる。（職員）

第２７条　前条に定める者のほか、この土地改良区に職員若干名を置く。

２　職員の事務分掌に関する規程及び職員の任免、給与等に関する規程は、理事会で定める。

（執務時間）

第２８条　この土地改良区の執務時間及び定例休日は、次のとおりとする。

（１）　執務時間　午前８時３０分より午後５時１５分までとし、正午から６０分間は、休憩時間とする。

（２）　休日　日曜日、土曜日及び創立記念日（１月２７日）並びに国民の祝日のほか、１２月２９日より翌年１月３日までの期間とする。

（業務執行に関する細則）

第２９条　理事会が必要と認めるときは、この規約の範囲内で、別に業務執行に関する細則を設けることができる。

第５章　会　計

（会計年度及びその独立の原則）

第３０条　この土地改良区の会計年度は、事業年度の期間とする。
２　各会計年度における支出は、その年度の収入をもってこれに充てなければならない。
（会計区分）
第３１条　この土地改良区の会計は、一般会計及び特別会計とする。
２　特別会計は、特定の収入をもって特定の支出に充て、一般の収入支出と区分して経理する必要がある場合において、総代会の決議によりこれを設置することができる。
（総計予算主義の原則）
第３２条　一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを収支予算に編入しなければならない。
（予算の調整及び議決）
第３３条　理事長は、毎会計年度、収支予算を調整し、年度開始前に、総代会の議決を経なければならない。
（収支予算の区分）
第３４条　収支予算は、収入にあっては、その性質に従って款に大別し、かつ、各款中においてはこれを項に区分し、支出にあっては、その目的に従ってこれを款項に区分しなければならない。
（予備費）
第３５条　予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、収支予算に予備費を計上しなければならない。ただし、特別会計にあっては、予備費を計上しないことができる。
２　予備費は、総代会の否決した費途に充てることができない。
（補正予算・暫定予算等）
第３６条　理事長は、収支予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調整し、これを総代会に提出することができる。ただし、総代会を招集する暇がなく、かつ、当該会計年度の賦課金に増減がない場合に限り、監事会の承認を経て理事会がこれを専決処分することができる。この場合には、理事長は、次の総代会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。
２　理事長は、必要に応じて、一会計年度のうちの一定期間に係る暫定予算を調整し、これを総代会に提出することができる。
３　前項の暫定予算は、当該会計年度の予算が成立したときは、その効力を失うものとし、その暫定予算に基づく支出又は債務の負担があるときは、その支出又は債務の負担は、これを当該会計年度の予算に基づく支出又は債務の負担とみなす。
（支出の方法）
第３７条　会計主任は、理事長の命令がなければ、支出することができない。
２　会計主任は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ支出をすることができない。
（決算及び財産目録等）
第３８条　理事長は、毎会計年度決算及び財産目録を監事の監査に付し、その意見を付けて、次の通常予算を議する会議までに総代会の承認を受けなければならない。
２　前項の規定により、決算及び財産目録につき総代会の承認を受けるに当たっては、理事長は、当該決算に係る会計年度中の事業報告書を提出しなければならない。

（剰余金の処分）
第３９条　各会計年度において決算上剰余金を生じたときは、翌年度の収入に編入しなければならない。
（契約の方法）
第４０条　売買、貸借、請負、その他の契約は、競争入札の方法によらなければならない。ただし、理事会の議決により、随意契約によることができる。
（余裕金の運用）
第４１条　この土地改良区の余裕金は、総代会の議決により、確実かつ効率的な方法により運用するものとする。ただし、余裕金の運用としては、株式の取得は行わないものとする。
２　前項の規定にかかわらず、次の方法による余裕金の運用は、理事会の議決によるものとする。
（１）　金融機関への預貯金
（２）　信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託
（３）　国債証券、地方債証券、政府保証債権又は農林中央金庫若しくはその他の金融機関の発行する債券の取得
（４）　特別な法律により設立された法人の発行する債券の取得
（５）　貸付信託の受益証券の取得
（一時借入金）
第４２条　理事長は、収支予算内の支出をするため、総代会で定めた最高額の範囲内で一時借入金を借り入れることができる。
２　前項の規定による一時借入金は、その会計年度の収入をもって償還しなければならない。
（出納の閉鎖）
第４３条　この土地改良区の出納は、翌年度の５月３１日をもって閉鎖する。
（財務状況の公表）
第４４条　理事長は、毎年１回以上収支予算の執行状況並びに財産、区債及び借入金の現在高その他財務に関する事項を組合員に公表しなければならない。
（会計に関する細則）
第４５条　会計に関する細則は、理事会で定め、監事会及び総代会の承認を受けなければならない。

第６章　事業の施行

（工事の施工方法等）
第４６条　工事は、直営とする。ただし、理事会の議決により請負に付することができる。
２　この土地改良区は、理事若しくは監事又は理事若しくは監事が顧問、役員又は評議員の職を兼ねる会社その他の団体に工事の請負をさせることができない。

第７章　補　則

（組合員でない者の権利の放棄に伴う損失補償金）

第４７条　この土地改良区は、土地改良事業の開始手続き後に設定された権利について土地改良法第６１条第３項の規定による損失の補償を行った場合には、当該土地（地役権者の場合にあっては、当該承役地）に関して組合員である者に対して、当該補償額の全額を求償することができる。

（投票区）

第４８条　総代選挙の投票区は、別表による。

（補償）

第４９条　土地改良法第１１８条第５項、第１１９条、第１２０条及び第１２２条第１項の規定による補償金の額は、被害者より損害見積額を提出させ、これに基づいて理事会が定める。

（施設の破損等の報告）

第５０条　組合員は、工作物その他の施設について破損その他の修繕を要する箇所があることを発見したときは、速やかに、土地改良区に報告しなければならない。

（農地転用等に伴う処理）

第５１条　この土地改良区の地区内農地等が転用される場合において、農地法施行規則第２２条第６号又は第４８条第２項第３号の規定による意見は、理事会で決する。

２　前項に定めるほか、この土地改良区の地区内農地の転用等に伴う地区除外及び権利義務の決済等に関する規程は、理事会で定め、総代会の承認を受けなければならない。

附　則

この規約は、昭和４１年６月２日より施行する。

この規約は、昭和５０年１２月５日に一部改正し、同日から施行する。

この規約は、昭和５３年３月１５日に一部改正し、同日から施行する。

この規約は、昭和５４年３月１５日に一部改正し、同日から施行する。

この規約は、平成　８年４月１日に一部改正し、同日から施行する。

この規約は、平成１７年３月２８日に一部改正し、同日から施行する。

この規約は、平成２３年３月２５日に一部改正し、同日から施行する。

この規約は、平成２４年３月２３日に一部改正し、同日から施行する。

資料９

ため池敷の処分に関する取扱規程

（目的）

第１条　この土地改良区の所有に係るため池のうち、神出支線、岩岡支線、森安支線、加古支線及び別所支線の水路に所属したため池敷（以下「ため池敷」という。）の処分に関する取扱いについては、法令及び定款に別段の定めがある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

（処分手続き）

第２条　ため池敷の処分については、あらかじめ別記様式第１号による関係ため池の水利代表者（以下「水利委員長」という。）の処分申請書に別記様式第２号による関係ため池の水利委員の同意書及びため池敷処分に伴う会議録写を添付して、理事長に申請しなければならない。（同意書の写しも添付すること。）

（処分の方法）

第３条　前条の申請のあったため池敷の処分については、その処分の方法、処分の相手方及び処分の価格等につき、この土地改良区理事と関係ため池代表者と協議のうえ、総代会の議決を経なければならない。

（処分金の処理）

第４条　ため池敷の売却処分金の配分については、下記のとおり定める。

（１）　処分の価格総額の 40%は、兵庫県淡河川・山田川土地改良区の取得とする。

（２）　処分の価格総額の 60%は、処分したため池関係者の水利等に関する補償とする。

（取得金の使途）

第５条　前条第１号の取得金は、別途積立をする。ただし、総代会の決議を経て、この土地改良区の事業の運営に充てることができる。

（委任）

第６条　この規程の施行に関し必要な事項は、理事会で定める。

附　則

この規程は、昭和 40 年５月 21 日から施行する。

この規程は、昭和 43 年８月 20 日に一部改正し、同日から施行する。

この規程は、平成８年４月１日に一部改正し、同日から施行する。

資料 10

協　定　書

近畿農政局長（以下「甲」という。）と兵庫県淡河川山田川土地改良区理事長（以下「乙」という。）とは、兵庫県知事及び東播用水土地改良区理事長を立会人として、国営東播用水土地改良事業（以下「事業」という。）の実施に当たり、乙の水利使用に係る措置について下記のとおり協定する。

記

第１条　甲は、乙の実施に係るかんがい用水事業の歴史を尊重し、事業を実施するものとする。

第２条　乙は、事業の実施に積極的に協力するものとする。

第３条　乙は、乙の既得の水利権（淡河川頭首工における最大取水量毎秒 1.0 立方米及び山田川頭首における最大取水量毎秒 1.3 立方米）が新たに農林水産大臣名儀で設定される水利権に包括されることに同意するものとする。

第４条　甲は、乙に前条の既得水利権が存したことを認め、事業計画に基づき、乙のかんがい用水の使用に支障が生じないように措置するものとする。

第５条　甲は、事業に係る施設の管理を他の者に委託するときは、この協定書に定める事項をその管理を受託する者に継承させるものとする。

第６条　この協定書について疑義が生じたときは、甲、乙及び立会人が協議し誠意をもって解決するものとする。

本協定締結の証として、本書４通を作成し、甲、乙及び立会人が記名押印の上各１通を保存するものとする。

昭和 57 年 1 月 18 日

甲	近畿農政局長	高　畑　三　夫　印
乙	兵庫県淡河川山田川土地改良区理事長	吉　岡　義　雄　印
立会人	兵庫県知事	坂　井　時　忠　印
	東播用水土地改良区理事長	大　原　義　治　印

資料 11

覚　　書

農林水産省近畿農政局（以下「農政局」という。）が実施中の東播用水土地改良事業（以下「国営事業」という。）及び兵庫県が実施を予定している東播用水地区かんがい排水事業（以下「県営事業」という。）の促進に当たり、近畿農政局東播用水農業水利事業所長（以下「甲」という。）、兵庫県農林水産部長（以下「乙」という。）、東播用水土地改良区理事長（以下「丙」という。）及び兵庫県淡河川山田川土地改良区理事長（以下「丁」という。）は、下記のとおり了解したことを確認し、この覚書を交換する。

記

（国営事業及び県営事業の促進）

第１条　甲、乙、丙及び丁は、国営事業及び県営事業（以下「両事業」という。）の実施に当たり、丁が実施したかんがい用水事業の歴史的成果を尊重し、それぞれ協力して事業の促進を図るものとする。

２　丁は、国営事業の計画変更及び県営事業の施行のために甲、乙又は丙が進める土地改良法の手続に積極的に協力するものとする。

３　丁は、国営事業実施のために農政局が行う河川法上の手続に積極的に協力するものとする。

４　甲、乙及び丙は、丁と合意の上、丁の所有するかんがい用水施設を両事業において有効に活用するもとする。

（用水施設用地等の評価）

第２条　甲、乙、及び丁は、両事業の実施に必要な丁所有の土地等の買収又は補償について、誠意をもって協議するものとする。

２　前項の丁所有の土地等については、当事者間において別に協議の上、適正に評価するものとする。

（施設の管理方針）

第３条　両事業により造成される施設、及び第１条第４項に基づき甲、乙及び丙が両事業に使用する施設の管理方法については、丙及び丁が別途協議の上定めるものとする。

２　前項の施設の利水管理の方法については、適切な管理が行われるよう甲、乙、丙及び丁が別途協議の上定めるものとする。

（その他）

第４条　この覚書について疑義が生じたときは、その都度甲、乙、丙及び丁が協議して解決するものとする。

本覚書交換の証として本書４通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印の上、各１通を保有するものとする。

昭和 57 年 1 月 18 日

甲　近畿農政局東播用水農業水利事業所長　勝　俣　　昇　印
乙　兵庫県農林水産部長　前　田　豪　一　印
丙　東播用水土地改良区理事長　大　原　義　治　印
丁　兵庫県淡河川山田川土地改良区理事長　吉　岡　義　雄　印

資料 12

確　認　書

農林水産省近畿農政局が実施中の国営東播用水土地改良事業（以下「国営事業」という。）及び兵庫県が実施をしている東播用水地区かんがい排水事業（以下「県営事業」という。）の促進に当り、近畿農政局東播用水農業水利事業所長（以下「甲」という。）、兵庫県農林水産部長（以下「乙」という。）、東播用水土地改良区理事長（以下「丙」という。）及び兵庫県淡河川山田川土地改良区理事長（以下「丁」という。）との間で締結した昭和 57 年 1 月 18 日付の覚書にもとづき甲及び乙を立合人として丙及び丁は下記のとおり了解し確認書を交換する。

記

（土地改良区の管理区分）

第１条　国営事業に含まれるかんがい用水施設で現在丁の管理する施設に係るもののうち、練部屋分水工より上流部については丙が管理するものとする。

２　現在丁の管理するかんがい用水施設のうち、前項の丙が管理する以外のかんがい用水施設は丁が管理する。

３　前２項に係る管理区域の詳細は別に協議するものとする。

４　第１項、第２項の管理費の負担については、施設が供用を開始するまでに丙及び丁が協議して別に定めるものとする。

（用水施設等の取得又は使用）

第２条　国営事業の完了後、丙は丁の所有するかんがい用水施設及び用地のうち第１条第１項に示す管理区域に該当する部分を取得又は、使用するものとし、その条件は乙の調整によるものとする。

２　前項に示す条件は用水施設供用開始までに定めるものとする。

３　第１項に示す条件には国営事業による地役権設定補償費相当額を控除して算定するものとする。

（国営事業及び県営事業の負担金等）

第３条　丁の管理区域における国営事業及び県営事業受益者負担金等は東播用水土地改良区の規定により算定し、丁が徴収納入するもとし、その細部については丙と丁が協議して別に定めるものとする。

（土地改良区の組織）

第４条　国営事業完了後の丙、丁の組織については土地改良区連合案を含め、丙、丁が検討した結果により定めるものとする。

２　前項の検討は立合人の指導により丙、丁が事業完了までに行うものとする。

（その他）

第５条　この確認書に疑義が生じた場合はその都度丙及び丁が協議して解決を図るものとする。

この確認書は４通作成し、記名押印の上甲、乙、丙及び丁が各１通を所有するものとする。

昭和 57 年 1 月 18 日

東播用水土地改良区理事長　大　原　義　治　印

兵庫県淡河川山田川土地改良区理事長　吉　岡　義　雄　印

立会人　近畿農政局東播用水農業水利事業所長　勝　俣　　昇　印

兵庫県農林水産部長　前　田　豪　一　印

資料 13

議　事　録

1　関係者の呼称は次のとおりとする。

呼　　称	職　　名
農政局長	農林水産省近畿農政局長
県 知 事	兵庫県知事
甲	近畿農政局東播用水農業水利事業所長
乙	兵庫県農林水産部長
丙	東播用水土地改良区理事長
丁	兵庫県淡河川、山田川土地改良区理事長

2　協定書等の呼称は次のとおりとする。

呼　　称	日　　付	当事者名	立会者名
協定書	57 年 1 月 18 日	農政局長、丁	県知事、丙
覚　書	57 年 1 月 18 日	甲、乙、丙、丁	
確認書	57 年 1 月 18 日	丙、丁	甲、乙

3　協定書第４条に基づく措置は次のとおりとする。

⑴　事業計画とは、昭和 57 年度において国営事業計画の変更を予定しているものを示す。

⑵　支障が生じない用水量とは、次のとおりとする。

水源施設よりのかんがい用水の補給は、非かんがい期末（５月 19 日）までにため池を満水し、かんがい期間（５月 20 日より９月 27 日まで）中には平均 10,700,000㎥を補給する。

ただし、上記水量はかんがい面積 3,296ha について、丁の管理区域の溜池規模を 16,000,000㎥として算出した値とする。

4　覚書第２条に基づく買収及び補償の対象物件は下記のとおりとする。

⑴　買収物件は、呑吐ダム水没地の土地とする。

⑵　補償物件は、呑吐ダム水没地の残地及び用水施設及び淡河川頭首工並びに確認書第１条第１項に示す施設に対する確認書第２条第３項の地役権とする。

5　確認書第２条第３項に示す算定額、及び前項４に示す買収及び補償額は包括して算定するものとする。

6　丁の所管区域に係る 1,755 ヘクタールの県営事業に対する地元負担金の平均額との差額は１億５千万円とし、丁が負担する。

なお、この差額に著るしい変動が生じた場合は丙、丁、両者が協議して解決を図るものとする。

以上

昭和 57 年 1 月 18 日

近畿農政局東播用水農業水利事業所

次　長　下西秀一　印

兵庫県農林水産部　技　監　谷岡恒男　印

東播用水土地改良区　副理事長　福田幸夫　印

〃　松井　修　印

兵庫県淡河川、山田川土地改良区　副理事長　藤本久夫　印

〃　沼田歳之　印

資料 14

同　意　書

近畿農政局長
　高　畑　三　夫　殿

国営東播用水土地改良事業が実施されるにあたり、当区が保有する淡河川頭首工における取水量毎秒 1.0 立方米及び山田川頭首工における取水量毎秒 1.3 立方米の既得水利権を農林水産大臣が新たに本事業の水利権として包括し取得することに同意する。

昭和 57 年 1 月 18 日

兵庫県加古郡稲美町野寺 84 の 5
兵庫県淡河川山田川土地改良区
理事長　吉　岡　義　雄　印

資料 15

組織等の調整に関する確認書

近畿農政局東播用水農業水利事業所長（以下「甲」という。）、兵庫県農林水産部長（以下「乙」という。）、東播用水土地改良区理事長（以下「丙」という。）及び兵庫県淡河川山田川土地改良区理事長（以下「丁」という。）は、国営東播用水土地改良事業（以下「国営事業」という。）及び県営東播用水土地改良事業（以下「県営事業」という。）に関する昭和 57 年 1 月 18 日付けの協定書等において懸案となっていた東播用水土地改良区と兵庫県淡河川山田川土地改良区（以下「淡山土地改良区」という。）との間の組織等の調整について協議した結果、下記のとおり取り決めたことを確認する。

記

（土地改良区の組織）

第１条　丁は、東播用水土地改良区の地区は国営事業及び県営事業により利益を受ける地域であることを確認する。

２．丙は、従来の淡山土地改良区の地区に、別紙「管理区分一覧表」（以下「一覧表」という。）に記載された淡山土地改良区が管理者となる県営事業により造成されたかんがい用水施設等を新規に利用する地域（明石市及び加古川市内の地域を除く。）が追加されることを了解する。

３．前項に係る地区の変更を行う時期は、丙及び丁が協議して定めるものとする。

４．丙及び丁は、本確認書締結後国営事業完了時から５年以内を目標に両土地改良区の合併に努力するものとする。

５．甲及び乙は、前項の合併を促進するための指導又は助言を行うものとする。

（かんがい用水施設等及び用水の管理方法）

第２条　国営事業及び県営事業で造成されたかんがい用水施設及び国営事業に包含される既設水路（淡河頭首工を含む。）並びに用水管理所の管理区分の方針について、丙及び丁は、一覧表に掲げる区分とすることを了解する。

２．甲及び乙は、前項の方針に沿い、国又は県と東播用水土地改良区又は淡山土地改良区との間の管理委託協定等の締結に努めるものとする。

３．丙及び丁は、加古川水系広域農業水利施設総合管理事業（以下「総合管理事業」という。）の実施を了解する。

４．丙及び丁は、第１項に規定する管理区分の方針に沿う配水計画を樹立の上、水管理に関する協定を締結するものとし、甲及び乙は、これについての指導又は助言を行うものとする。

５．甲、乙、丙及び丁は、淡山土地改良区の使用する用水量を第２回国営事業変更計画に基づくものとすることを確認する。

（用水施設等の使用）

第３条　一覧表において施設使用形態区分を共用としたかんがい用水施設等は、両土地改良区が用水使用のため共用するものとする。

２．丙及び丁は、第１項に規定するかんがい用水施設等の使用料を互いに求めないものとする。

（維持管理費及び改修費等）

第４条　前条第１項に規定するかんがい用水施設等の維持管理費及び改修時に要する費用（以下「維持管理費等」という。）は、両土地改良区が共に負担するものとする。

２．年度ごとの維持管理費等の額の算定については、丙及び丁が協議して行うものとする。

３．維持管理費等の負担の割合は、受益面積を基準として算出するものとする。

（国営事業負担金等）

第５条　丙及び丁は、国営事業（農業用用排水）に係る県助成後の反当農家負担額が、両土地改良区の間においては格差がないことを確認する。

２．丙は、総合管理事業に係る農家負担金を東播用水土地改良区の規定により徴収し、県に納入するものとする。

ただし、淡山土地改良区の地区における徴収については、丙は丁にこれを委託するものとする。

３．前項の徴収事務に要する経費の負担及びその他の共通する事務に要する経費の負担は、丙及び丁で協議し、決定するものとする。

（その他）

第６条　甲、乙、丙及び丁は、昭和 57 年１月 18 日付けの協定書等において懸案となっていた事項を本確認書においてすべて整理し、淡山土地改良区が実施したかんがい用水事業に係る成果が国営事業及び県営事業に円満に継承されたことを確認する。

２．丁は、国営事業の計画変更等に係る同意の取得に協力するものとする。

この確認書は４通作成し、記名押印の上甲、乙、丙及び丁が各１通を保有するものとする。

平成２年 12 月 20 日

甲　近畿農政局東播用水農業水利事業所長

蓬　田　達　郎

乙　兵庫県農林水産部長

石　川　洋太郎

丙　東播用水土地改良区理事長

加　古　房　夫

丁　兵庫県淡河川山田川土地改良区理事長

吉　岡　義　雄

管理区分一覧表

管理者	施設使用形態	造成事業	かんがい用水施設等
国	総合管理事業	国営事業	川代ダム　大川瀬ダム　呑吐ダム　川代導水路　大川瀬導水路　中央幹線水路（神出上水分水工より上流）
東播用水土地改良区	共用	国営事業	中央幹線水路（神出上水分水工直下より下流）
	単独使用	国営事業	中央管理所　本表記載以外のかんがい用水施設
		県営事業	加古２号支線水路（竹谷池分水工直下より下流）本表記載以外のかんがい用水施設
淡山土地改良区	共用	国営事業	淡河幹線水路（窟屋分水工より上流）　淡河頭首工　山田幹線水路　合流幹線水路（中央幹線水路合流部より下流）岩岡支線水路　加古支線水路　練部屋分水工
		県営事業	別所支線水路　岩岡２号支線水路（大道星分水工より上流）　加古２号支線水路（竹谷池分水工より上流）
	単独使用	国営事業	淡河幹線水路（窟屋分水工直下より下流）　合流幹線水路（中央幹線水路合流部直上より上流）　南部管理所
		県営事業	神出支線水路　加古１号支線水路　森安支線水路　印南支線水路　岩岡１号支線水路　岩岡２号支線水路（大道星分水工直下より下流）　天満支線水路

資料 16

組織再編に関する確認書

確認書

東播用水土地改良区（以下「甲」という。）と兵庫県淡河川山田川土地改良区（以下「乙」という。）は、国営東播用水農業水利事業等により造成された広域的水利施設管理の合理化を進めるとともに組織運営を一元化し、もって、関係受益農家の利益向上を図る必要があるとの認識に立ち、東播用水関係組織再編等検討委員会（以下「検討委員会」という。）における合意に基づき、兵庫県農地整備課長を立会人として、甲、乙の水管理組織の統合について下記のとおり確認する。

記

（統合の骨子）

第１条　検討委員会で合意を得た「組織再編基本方針の骨子」は別紙のとおりとする。

２　水管理組織の統合時期は、平成８年４月１日までとする。

（再編土地改良区定款の基本事項）

第２条　再編土地改良区の定款作成の基本となる事項は、次のとおりとする。

（１）名称は、(新)東播用水土地改良区とする。

（２）地域は、甲及び乙の定款で定める地域とする。

（３）事業は、甲の定款で定める事業及び乙の定款で定める事業の内、広域的水利施設の維持管理に関する事業とする。

（４）広域的水利施設の維持管理に要する経費及び一般運営事務費は、全地域均一賦課を原則とする。

（５）事業年度は毎年４月１日より翌年３月 31 日までとする。

（乙の定款変更の基本事項）

第３条　乙の事業は、乙の定款で定めるものの内、前条により再編土地改良区の事業を除くものとする。

（定款及び諸規程案の作成）

第４条　甲、乙は、第 2 条に定める基本事項を踏まえ、定款及び諸規程の作成、土地改良事業計画書の作成、再編土地改良区の認可申請書の作成等のための委員会を設置し、甲、乙の総代会において各々の組合員から委員を選任する。

甲　７人

乙　７人

２　委員会の運営経費の負担は、甲、乙の負担とする。

３　前項の委員会は、第１項の作成等に当たって、兵庫県の指導・助言を得るものとする。

（現行の定款変更等））

第５条

甲及び乙は、各々の責任において、現行の定款変更の認可ならびに諸規程の変更等が、平成８年３月 31 日までに得られるよう、所要の手続きを進めるものとする。

（組織再編の承認）

第６条　甲及び乙は、平成６年３月 31 日までに総代会を開催し、次の事項を議決するものとする。

（１）　組織再編の承認

（２）　確認書の承認

（３）　第４条に定める委員の選任

（確認事項の変更等）

第７条　この確認の日から組織再編までの間において、不測の事由または隠れた瑕疵により、甲、乙いずれかの財産又は組織再編の基本的な条件に重大な変更が生じた場合には、甲、乙協議のうえ、この確認書を変更し、または解除することができる。

（雑則）
第８条　組織再編に関し新たな取り決めを必要とするとき、またはこの確認書に疑義が生じたときは、甲、乙、立会人の各代表者が協議のうえ決定する。本協定において定められた事項について疑義が生じたとき、又は本協定を変更する必要が生じたときは、その都度甲、乙が協議するものとする。
（確認書の効力）
第９条　この確認書は、第６条に規定する総代会の承認を得たとき、組織再編に係る甲、乙の契約としてその効力を生ずる。

以上の証として本書３通を作成し、甲、乙及び立会人署名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成６年３月 24 日

甲	東播用水土地改良区	理事長	加古　房夫
乙	兵庫県淡河川・山田川土地改良区	理事長	吉岡　義雄
立会人	兵庫県農地整備課長		安部　優吉

（別紙）　組織再編基本方針の骨子

1　趣旨

東播用水土地改良区と淡山土地改良区は、水資源開発の歴史的経緯に照らし、双方が対等の組織であるとの認識に立ち、組織再編を行う。

2　両土地改良区の現管理区域

国営東播用水土地改良事業の受益面積及び両土地改良区の現管理区域の面積は、次の通りである。（平成５年 11 月 24 日現在確認面積による）

（１）国営東播用水土地改良事業の受益面積…A=7,684ha

（２）東播用水土地改良区の管理区域……A=5,176ha

（３）淡山土地改良区の管理区域……A=2,508ha

3　再編の目的

広域的水利施設に係る土地改良財産及び施設を一元的に管理し、国営東播用水事業の所期の目的を達成するとともに合理的・経済的な用水管理を実現し、関係農家の利益向上を図る。

4　再編の時期

組織再編の時期は平成８年４月までとする。

5　再編後の組織等

（１）再編土地改良区の事業

①　国・県営東播用水土地改良事業等で造成された、幹・支線水路、揚水機等の土地改良財産を国・県から委託を受けて管理する。

●　現行の管理区域別に国・県が両土地改良区に対する管理委託協定（締結または締結予定）を変更または解除し、国・県は再編土地改良区と協定を締結する。

②　淡山土地改良区が財産権を有する土地改良施設の内、広域的水利施設を同区から委託を受けて一元的に管理する。

●　淡山土地改良区が所有権（財産）を有する土地改良施設の管理について、同区と再編土地改良区が管理委託協定締結する

（２）再編土地改良区の名称

「（新）東播用水土地改良区」とする。

（３）再編土地改良区の賦課

広域的水利施設の維持管理及び一般運営事務費は、全地域均一賦課を原則とする。

（４）再編土地改良区の組織等

検討委員会の合意を踏まえ、両土地改良区で具体化を図る。

（５）淡山土地改良区が実施する事業

再編後の淡山土地改良区は、受益対象区域 2,508ha の加盟水利団体に係るため池等の土地改良財産を維持管理する事業を主に行う。

（６）東・淡広域水利施設調整協議会（仮称）の設置

再編土地改良区と淡山土地改良区が調整事項を検討する場として、調整協議会を設置する。

（協議調整事項）

●　両区の締結した管理委託協定書の内容に関する事項

● その他、両区間の連携・強調のために必要な事項

6　組織再編までの概略スケジュール

（1）組織再編基本合意…平成６年３月末まで

（2）定款、管理委託協定、維持管理計画書等諸規程の細部調整…平成６年４月～平成７年３月末まで

（3）土地改良法手続き（同意徴収等）…平成７年４月～平成８年３月まで

（4）組織再編完了…平成８年４月まで

7　再編土地改良区及び淡山土地改良区の整備（変更）が必要な諸規程

（1）定款、諸規程

（2）維持管理計画書

（3）土地改良施設の操作・運用諸規程

● 東播用水国営造成施設管理方法書
● 国営幹線水路及び支線水路管理規程
● 用水管理規程
● 頭首工操作方法書
● 補給ため池用水管理規程
● ポンプ施設操作方法書
● 揚水機場電気工作物保安規程
● 管水路用水充水要領
● 水系合同水利調整協議会規約

資料 17

管理委託協定書

兵庫県淡河川・山田川土地改良区（以下「甲」という。）と」東播用水土地改良区（以下「乙」という。）は、甲が所有権（財産）を有する土地改良施設の管理について、下記のとおり協定を締結する。

記

（管理委託協定）

第 1 条　甲は、土地改良施設台帳（添付図面等参考資料を含む。）に記載された施設の管理（維持、保存及び運用をいうものとし、これらのためにする改築工事等を含む。以下同じ。）を乙に委託する。

（遵守義務）

第 2 条　乙は、別に定める操作、運用に関する諸規程を遵守し、土地改良施設を良好に管理するものとする。

第 3 条　土地改良施設の原形に変形を及ぼす改築工事を行おうとする者（乙を除く。）があるときは、乙は当該工事の施行者から承認申請書を提出させ、当該申請書に乙の意見を添え、あらかじめ、甲の承認を受けるものとする。

（施設使用料等）

第 4 条　管理委託協定に係る施設の使用料は無償とし、当該施設の維持管理に要する経費は乙の負担とする。

（調整協議会の設置）

第 5 条　本管理委託協定に係る土地改良施設の管理に関する甲及び乙における共通する課題を協議・調整するために、東播用水南部水利施設調整協議会（以下「協議会」という。）を設置する。同協議会の運営に関する規約は別に定める。

（協定の変更又は解除等）

第 6 条　受益農地の一部又は全てが潰廃し、施設使用の一部又は全部の目的が完了し、甲、乙がその用途を廃止することを相当と認めた場合は、本協定を変更又は解除し、当該施設を所有者に返還する。

（既得用水の確保）

第 7 条　国営東播用水土地改良事業の実施に当たって確認された甲の既得用水の確保に係る確約事項については、乙が誠意をもって対応するものとする。

（疑義の決定）

第 8 条　本協定において定められた事項について疑義が生じたとき、又は本協定を変更する必要が生じたときは、その都度甲、乙が協議するものとする。

上記協定の締結を証するため、本書 3 通を作成し、甲、乙及び立会人である兵庫県三木土地改良事務所長は、記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保存するものとする。

付記　この協定書による管理委託は、平成 8 年 4 月 1 日より施行する。

平成 7 年 12 月 6 日

委託者（甲）	兵庫県淡河川・山田川土地改良区理事長	吉岡　義雄
受託者（乙）	東播用水土地改良区理事長	加古　房夫
立会人	兵庫県三木土地改良事務所長	安芸　洋一

資料18

東播用水南部水利施設調整協議会規約

第１章　総則

(目的)

第１条　この規約は、東播用水土地改良区(以下「甲」という。)と兵庫県淡河川・山田川土地改良区(以下「乙」という。)が、用水管理の合理化を図るため、乙が所有権を有する施設に係る維持管理について管理委託協定を締結し、広域的水利施設の維持管理部門を甲に組織統合することを契機として、統合後における両土地改良区間の連携・協調と共通する課題を協議調整するために、管理委託協定書第５条の規定に基づき設置する「東播用水南部水利施設調整協議会（以下「協議会」という。)」の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

第２章　組織

(構成)

第２条　協議会は、別表１に掲げる10名の者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

２　構成員は、甲及び乙の組織からそれぞれ５人を選出する。

３　構成員の任期は、４年とする。

(役員)

第３条　協議会に次の役員を置く。

（１）会長　　１名

（２）副会長　１名

２　前条の役員は、構成員の互選とし、両土地改良区から交互に選出する。

３　会長は、協議会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、その職務を代理する。

５　役員の任期は２年とする。

(顧問)

第４条　協議会は、顧問を置くことができる。

２　顧問は、学識経験者の立場として会長が委嘱する。

第３章　会議

(会議)

第５条　協議会の会議(以下「会議」という。)は、定例会及び臨時会とする。

(会議の招集)

第６条　会議は、会長が招集する。

２　定例会は、毎年５月及び11月に、臨時会は会長が必要と認めたとき、又は構成員の要求があったときに招集する。

(会議の定数等)

第７条　会議は、構成員(又はその代理人)８名以上が出席しなければ開催することができない。

(議長)

第８条　会議の議長は、会長をもってあてる。

２　会長に事故あるときは、副会長が代行する。

(議事録)

第９条　会議については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１)会議の目的、日時及び場所

（２)出席者名

（３）会議の経過の概要及びその結果

第 10 条　会議は、次の各号に掲げる事項を協議する。

（１）本規約の目的を達成するため、両土地改良区の運営に関する事項

（２）上記事項の目的を達成するために必要な提案に関する事項

（３）管理委託協定書（乙が所有権を有する施設）の内容に関係する事項

（４）その他両土地改良区の連携・協調のために必要な事項

(事務局)

第 11 条　協議会の事務を行うため、事務局を置く。

２　事務局は、東播用水土地改良区に置く

(経費)

第 12 条　協議会開催に要する経費は、甲、乙相互の負担とする。

第４章　補　則

(会長への委任)

第 13 条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は会長が別途定める。

付則　この規約は平成８年４月１日より施行する。

東播用水南部水利施設調整協議会歴代構成員

期　間	淡山土地改良区		東播用水土地改良区	
平成8年6月 ～12年5月	理事長	藤本久夫	理事長	加古房夫
	副理事長	小山英和	副理事長	藤田剛
	副理事長	藤田辰男	理事	竹内敬男
	理事	藤本英市	理事	山本勉
	理事	山口辰雄	理事	澤陽三
	顧問　三木土地改良事務所長　太田厚			
平成12年6月 ～16年5月	理事長	藤本英市	理事長	加古房夫
	副理事長	藤田辰男	副理事長	山本勉
	理事	小山英和	専務理事	立花速雄
	理事	石生幸男	理事	野口貢
	理事	笹倉源市	理事	澤陽三
	顧問　三木土地改良事務所長　桶川勝記			
平成16年6月 ～20年5月	理事長	藤本英市	理事長	加古房夫
	副理事長	藤田辰男	副理事長	中前敏之
	理事	山口辰雄	常務理事	大村伊三夫
	理事	石生幸男	理事	分玉進
	理事	梶貞美	理事	福田眞左男
	顧問　三木土地改良事務所長　清田慎二			
平成20年6月 ～24年6月	理事長	藤田辰男　※ 大村哲郎	理事長	大村伊三夫
	副理事長	大村哲郎　※ 厚見侑三	理事	宮脇博
	理事	厚見侑三　※ 小山善昭	理事	西馬紀雄
	理事	寺嶋忠昭	理事	梅田幸広
	理事	井上安男	理事	坂田洋一
	顧問　加古川流域土地改良事務所参事　藤田啓二　※ 樽本種昭			

（注）欄中※のある構成員は途中交代　　淡山土地改良区理事長ほか　平成23年1月
顧問　平成22年4月

資料 19

東播用水二期地区国営土地改良事業促進協議会規約

（名　称）

第１条　この会は、東播用水二期地区国営土地改良事業促進協議会（以下、「協議会」いう。）と称する。

（目　的）

第２条　協議会は、国営かんがい排水事業「東播用水二期地区」及びこれに関連する事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

（組　織）

第３条　協議会は、農業用水の関係市町（神戸市、明石市、加古川市、三木市、稲美町）首長及び兵庫県淡河川・山田川土地改良区並びに東播用水土地改良区の理事長をもって組織する。

（事　業）

第４条　協議会は、第２条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）国営かんがい排水事業「東播用水二期地区」の事業化に係る促進活動

（２）国営かんがい排水事業「東播用水二期地区」の事業推進に係る活動

（３）その他、協議会の目的達成のために必要な事業

（役　員）

第５条　協議会には、会長・副会長を置く。

２　会長は、会員の互選とし、副会長２名は会長が指名する。

３　会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

４　副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときまたは欠けたときは、あらかじめ定められた順位により職務を代行する。

５　役員の任期は、２年とし、再任は妨げない。

（顧問、参与）

第６条　協議会の円滑な運営を図るため、顧問、参与を置くことができる。

（総　会）

第７条　協議会の総会は、会長の招集により開催する。

２　総会の議長は、会長が務める。

（幹事会）

第８条　協議会の会務を円滑に遂行するため幹事会を置く。

２　幹事会は、第３条に規定する構成団体の職員等をもって組織し、会長が招集する。

３　会長は、幹事会に参与の出席を求めることができる。

４　幹事会の座長は、会長所属団体の幹事をもってこれに充てる。

（委員会）

第９条　協議会は、下記の委員会を設置し、必要に応じて意見及び協議結果等の報告を求めることができる。

（１）営農検討委員会

（２）環境配慮検討委員会

（事務局）

第１０条　協議会の会務及び事務を円滑に進めるため事務局を東播用水土地改良区内に置く。

２　事務局の職員は、東播用水土地改良区及び兵庫県淡河川・山田川土地改良区の職員をもってこれに充てる。

（経　費）

第１１条　協議会の運営に要する経費の負担については、構成団体の協議により定める。

２　負担額は、毎会計年度の予算により定める。

３　会計事務は、地方公共団体の会計年度とし、事務局がこれにあたる。

４　会計事務等の監査は、会長所属団体の幹事が行う。

（その他）

第１２条　この規約に定めるもののほか必要な事項は会長が定める。

（付　則）

この規約は、平成２３年３月２９日から施行する。

この規約は、平成２５年５月３１日に一部改正し、同日から施行する。

協議会は、東播用水水利調整協議会の事業を引継ぐものとする。

構　成　員　名　簿

会　員

会員所属組織	役職	氏　名	摘　要
神戸市	市　長	矢田　立郎	会　長
三木市	市　長	藪本　吉秀	副会長
稲美町	町　長	古谷　　博	副会長
明石市	市　長	泉　　房穂	
加古川市	市　長	樽本　庄一	
兵庫県淡河川・山田川土地改良区	理事長	大村　哲郎	
東播用水土地改良区	理事長	大村伊三夫	

顧　問

所属組織	役職等	氏　名	摘　要
近畿農政局東播用水二期農業水利事業所	所　長	溝端　　薫	
兵庫県農政環境部農林水産局農村環境室	室　長	森脇　　馨	

参　与

所属組織	役職等	氏　名	摘　要
近畿農政局東播用水二期農業水利事業所	工事課長	高石　　学	
近畿農政局 加古川水系広域農業水利施設総合管理所	所　　長	松浦　宏治	
兵庫県農政環境部農林水産局農村環境室	農村整備班 班長	横田　欣仁	
兵庫県　神戸土地改良センター	所　　長	大橋　正宣	
兵庫県　加古川流域土地改良事務所	水利整備参事	柏崎　正和	

幹　事

所属組織	役職等	氏　名	摘　要
神戸市産業振興局農政部計画課	農林土木担当課長	池本　浩一	
明石市産業振興部農水産課	農業基盤整備 担当課長	行司　展章	
加古川市地域振興部農林水産課	課　長	宮本　好裕	
三木市産業環境部農業振興課	課　長	清水　悟史	
稲美町経済環境部産業課	課　長	本岡　利章	
兵庫県淡河川・山田川土地改良区（国営事業特別委員会　委員長）		春名　　博	
東播用水土地改良区（国営東播用水二期事業対策委員会　委員長）		藤田　博冨	

事務局

土地改良区	役職等	氏　名	摘　要
東播用水土地改良区	事務局長	戸田　文雄	
東播用水土地改良区	参　事	福田　信幸	
東播用水土地改良区	業務担当（管理係）	梶　　英司	
兵庫県淡河川・山田川土地改良区	参　事（国営担当）	森田　光弘	
兵庫県淡河川・山田川土地改良区	主　幹	井澤　弘昌	

＊この構成員名簿は、平成 25 年 9 月 1 日の人事異動を考慮して整理した名簿である。

＊機関名称・役職等一部省略している場合がある。

資料20

合　意　書

土地所有者　　（以下「甲」という。）と兵庫県淡河川・山田川土地改良区（以下「乙」という。）とは、甲が所有する末尾記載の土地（以下「本件土地」という。）に設置されている乙所有の地下工作物（以下「工作物」という。）の用途廃止に関し、次のとおり合意する。

第１条　乙は、工作物を用途廃止したときには、安全対策として地下水路の閉塞工事を速やかに実施することとし、甲は、これに協力する。

２　前項の閉塞工事が完了後、乙は、工作物を甲に対して引渡し、甲はこれを引き受けることにより、所有権の譲渡を受ける。

３　乙は、第１項の用途廃止に至るまで、従前のとおり工作物を水路として使用し、その責任において管理する。

第２条　前条の合意にかかる解決金として、乙は、甲に対し、金　　円を支払う。

２　乙は、前項の解決金とは別に、諸手続に要する費用として、甲に対し、金30,000円を支払う。

３　甲は、前２項の金員以外には、従前の土地使用料、将来にわたる土地使用料、充填・閉塞工事に伴う土地使用料、慰謝料など名目の一切を問わず、乙に対して要求しないものとする。

第３条　甲は、乙に対し、前条に定める金員の請求を書面によって行うものとし、乙は、甲から適法な支払請求書を受理したとき、速やかに請求金額を甲に支払うものとする。

２　前項の金員は、本合意締結時点における、本件土地の所有者に対して支払うこととする。

３　甲は、第三者に対し、工作物が存在する土地を譲渡、賃貸借等する場合、もしくは、現在賃借等第三者に利用させている場合には、予め工作物の存在ならびに本合意書の内容について説明し、同意を受けることを約する。

４　甲が、前項に定める説明を怠り、乙が、当該第三者から何らかの請求を受けた場合には、甲は、受領した金員を返還する。

第４条　工作物に関する閉塞工事が完了し、乙から甲に対して発せられる完了通知書を甲が受け取ることをもって、甲による工作物の引き受けが行われることとする。

２　甲が、工作物の処分を行うにあたっては、甲自らの費用と責任において行うこととし、乙に対して、第２条第１項に定めた解決金以外の請求をす

ることはできない。

第５条　工作物が存在する土地に、抵当権、質権等担保権が設定されている場合には、甲は、自らの責任において担保権者との折衝にあたることを約する。

第６条　この合意に疑義を生じたとき、又は本合意書に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この合意の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙各自記名押印の上、それぞれ１通を保有するものとする。

平成　　年　　月　　日

甲　住　所
　　氏　名

乙　住　所　兵庫県加古郡稲美町野寺８４－５
　　氏　名　兵庫県淡河川・山田川土地改良区
　　理　事　長　　大　村　　哲　郎

土 地 及 び 地 下 工 作 物 の 表 示

兵庫県三木市

土　　地			
所　在	地　番	地　目	公簿面積(㎡)
地下工作物（構造・規模等）			
地下水路 （幅　m、高さ　m、占用面積　㎡、地下深度　m）			

資料21

東播用水二期事業農家負担方法と合併に関する協議報告書

平成２３年１２月２０日

東播用水南部水利施設調整協議会

目　　次

はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・ 237

協議結果の概要 ・・・・・・・・・・・・・・ 238

第１章　協議経過 ・・・・・・・・・・・・・・ 240

第２章　協議方針等 ・・・・・・・・・・・・・・ 242
　１農家負担方法について ・・・・・・・・・・・・・・ 242
　２合併について ・・・・・・・・・・・・・・ 242
　３協議手順 ・・・・・・・・・・・・・・ 243
　４協議期限 ・・・・・・・・・・・・・・ 243

第３章　検討項目の整理 ・・・・・・・・・・・・・・ 244

第４章　協定等の確認 ・・・・・・・・・・・・・・ 245
　１主な協定書等とその記載内容 ・・・・・・・・・・・・・・ 245
　２本協議会の見解 ・・・・・・・・・・・・・・ 246

第５章　両土地改良区の合併 ・・・・・・・・・・・・・・ 248
　１合併の方針 ・・・・・・・・・・・・・・ 248
　２合併条件 ・・・・・・・・・・・・・・ 249
　３合併手続 ・・・・・・・・・・・・・・ 250
　４合併スケジュール ・・・・・・・・・・・・・・ 252

第６章　農家負担方法 ・・・・・・・・・・・・・・ 254
　１淡山負担の検討 ・・・・・・・・・・・・・・ 254
　２合併を前提とした農家負担方法 ・・・・・・・・・・・・・・ 258

は じ め に

東播用水南部水利施設調整協議会（東播用水土地改良区と兵庫県淡河川・山田川土地改良区の共通課題等について協議調整するため両土地改良区理事代表者を構成員として平成８年に設立）では、平成２２年度から東播用水二期事業に関して協議しています。

平成２２年度には、本協議会において両土地改良区で連携して二期事業に取り組む案を決定し、両土地改良区は平成２５年度事業採択に向けた国への要望活動を行なっているところです。

この度、平成２３年５月から１２月にかけて「二期事業に係る農家負担のあり方」と「二期事業を契機とした両土地改良区の合併」について協議を行いました。

協議の中心は、「淡山施設関連事業費は淡山負担または全体負担」及び「合併の必要性と合併条件」でしたが、まず二重組織の弊害等から「合併案」を、そして合併促進や合併後の新土地改良区の円滑な運営を図る観点から「合併を前提に全体負担案」をまとめることができました。

干ばつに悩む農家を救った明治時代に始まる淡山疏水事業は高い評価を受けており、これを包含する東播用水事業はこれまでになく安定した農業用水を受益農地に送り続けているところです。本協議会の各委員がこれら事業で整備された施設を受益地区全体で保全し活用していくことが肝要と考えた結果、この度の本協議会の案となったと思っています。

本書は、これらの協議に関する両土地改良区理事会への報告書として作成したものです。

各理事会におかれては、本協議会案を審議いただき、連携して組合員の合意を形成して「二期事業の円滑な推進」と「両土地改良区の合併」を実現していただくようお願いいたします。

平成２３年１２月２０日

東播用水南部水利施設調整協議会会長
兵庫県淡河川・山田川土地改良区理事長　大村　哲郎

東播用水南部水利施設調整協議会副会長
東播用水土地改良区理事長　大村　伊三夫

協議結果の概要

１ 両土地改良区の合併

<table>
<tr><td>基本方針</td><td>東播用水土地改良区と兵庫県淡河川・山田川土地改良区のこれまでの交渉経過や現状における数々の問題等に鑑み、両土地改良区は合併を進める。</td></tr>
<tr><td>合併スケジュール</td><td>平成２８年度末迄に全ての手続を終え合併する。
（Ｐ１７　表５東播用水・淡山合併スケジュール）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">主な合併条件</td><td>１東播用水土地改良区運営経費増の補填
合併後に発生する東播用水土地改良区の事務経費増を補填するため、淡山土地改良区の基金や遊休土地の処分益の活用等について農家負担方法とのバランスを考慮して検討する。</td></tr>
<tr><td>２淡山土地改良区所有ため池に関する権利義務の継承
地元管理の淡山所有ため池の用地を売却した場合の取り決め
（地元６淡山４の割合で収益を配分）を東播用水土地改良区は継承する。</td></tr>
<tr><td>３淡山土地改良区の課題処理
合併後の東播用水土地改良区の運営を円滑に行うため、現時点で淡山土地改良区が有する問題点について淡山土地改良区自ら事前に処理を行う。
(1)受益農地及び組合員の整理
(2)ため池単位の淡山組合員台帳の整理と引継
(3)問題ある施設及び用地の解消
<table>
<tr><td>用途廃止予定施設</td><td>２９箇所</td><td>規模等未調査</td></tr>
<tr><td>未買収・未登記等の用地</td><td>１０３箇所</td><td>緑が丘除く。筆数等未調査</td></tr>
<tr><td>（内東播用水利用）</td><td>（７８箇所）</td><td></td></tr>
<tr><td>（内遊休土地等）</td><td>（２５箇所）</td><td></td></tr>
<tr><td>合　　計</td><td>１３２箇所</td><td></td></tr>
</table>
（H23.12.20.現在の調査）</td></tr>
<tr><td>４淡山土地改良区事務局職員の異動
淡山土地改良区事務局の職員は、合併時より東播用水土地改良区事務局職員とする。</td></tr>
<tr><td>合併手続</td><td>手続の合理性や難易度から、東播用水土地改良区が淡山土地改良区を吸収する「吸収合併」とする。</td></tr>
</table>

2 東播用水二期事業に係る農家負担のあり方

基本方針	東播用水二期事業の農家負担については、淡山土地改良区所有施設に係る整備費も含めて東播用水二期地区全体で均等に負担（原則として反当たり均等負担）とする。 ①合併の検討において、基本的には「合併と全体均等負担」とが表裏一体として論議された。 ②東播用水土地改良区が淡山土地改良区を吸収合併することにより、淡山土地改良区施設の所有権が東播用水土地改良区に移行し、施設所有者と使用者の間の負担問題は自然解消となる。 ③現在の東播用水土地改良区における事業負担方法は反当り均等負担であり、合併後もこれを変更する理由は見当たらない。 ④淡山土地改良区の特別負担を定める場合には、今後の全事業において地区別精算方式をとることとなり、地域事情により整備が遅延するなど東播用水土地改良区の運営に大きな障害が生じると想定される。
主な条件	1 合併と表裏一体である「全体均等負担」を円滑に実施するため、合併に伴う東播用水土地改良区事務経費増の補填について淡山土地改良区は可能な限り協力する。 2 合併を破棄した場合には、農家負担方法はもとより管理委託協定などを含めて両土地改良区のあり方を基本的に見直すこととする。

第１章　協議経過

東播用水南部水利施設調整協議会※（以下「本協議会」と言う。）では、平成７年の設立以来、東播用水土地改良区（以下「東播用水」と言う。）と兵庫県淡河川・山田川土地改良区（以下「淡山」と言う。）の共通課題等について協議調整している。

平成２２年度には、本協議会において両土地改良区で連携して二期事業に取り組む案を決定し、両土地改良区は平成２５年度事業採択に向けた国への要望活動を行なっているところである。

平成２３年度には、表１（平成２３年度東播用水南部水利施設調整協議会開催経過）のとおり、東播用水二期事業（以下「二期事業」と言う。）の農家負担方法（以下「農家負担方法」と言う。）と二期事業を契機にした両土地改良区の合併（以下「合併」と言う。）について協議した。

農家負担方法については、突出して高い割合となっている淡山関連施設事業費の適切な負担方法を定めることが円滑な二期事業推進に必要なことから議題とした。合併については、農家負担方法と連動することに加えて従前からの両土地改良区の目標であり二期事業を契機にした検討が適切であると判断し議題とした。

これらの協議を進めるにあたっては、東播用水と淡山それぞれの立場から意見が対立し難航すると思われたため、北播磨県民局加古川流域土地改良事務所に進行役を依頼した。

協議は、委員の議論を同事務所が整理して資料作成し、その資料により更に議論を高めていく方式であり、手探りで協議調整の方向を定めつつ議論を進める状態であった。

このような中、まず合併案を決定することができた。

両土地改良区間での合併に関する取り組みや現状における二重組織の弊害等が明確になり、結果、合併が本来あるべき姿として合併案に委員全員が賛成し、東播用水が淡山を吸収する合併手法や平成２７年度合併のスケジュールの案を定めた。

次に農家負担方法であるが、淡山施設関連事業費は施設所有者である淡山が負担するべきとの意見も最後まであったが、円滑な合併の実現と新土地改良区の運営を考慮して「全体負担とする案をまとめることができた。

東播用水南部水利施設調整協議会※：淡山所有施設の管理協定に基づき、東播用水と淡山の課題を協議調整する目的で表２（東播用水南部水利施設調整協議会構成員）に掲げる構成員により平成８年４月１日に設置

表１　平成２３年度東播用水南部水利施設調整協議会開催経過

区　分	開 催 年 月 日	協 議 内 容
第１回	平成２３年５月１０日	合併に関する協議を決定
第２回	平成２３年７月１２日	合併に関する意見交換 農家負担方法にかんする協議を決定
第３回	平成２３年８月２３日	農家負担方法案作成方針の検討 国・東播用水・淡山各種協定書等の確認
第４回	平成２３年９月１３日	負担方法案の検討
第５回	平成２３年１０月３１日	合併条件及び合併スケジュールの検討
第６回	平成２３年１２月２日	合併及び負担方法案の総合的検討
第７回	平成２３年１２月２０日	報告書案及び今後の合併協議方針の検討

表２　東播用水南部水利施設調整協議会構成員

区　分	機　関　名	役　職	氏　　名	備　考
委　員	兵庫県淡河川・山田川土地改良区	理事長	大村　哲郎	会長
		副理事長	厚見　侑三	
		理事	小山　善昭	
		〃	寺嶋　忠昭	
		〃	井上　安男	
	東播用水土地改良区	理事長	大村　伊三夫	副会長
		理事	宮脇　博	
		〃	西馬　紀雄	
		〃	梅田　幸広	
		〃	坂田　洋一	
顧　問	兵庫県北播磨県民局 加古川流域土地改良事務所	水利整備 参事	樽本　種昭	

第２章　協議方針等

当初は農家負担方法と合併とを分離して協議していたが、農家負担方法の協議において合併を関連させた意見があったことからこれらを一体的に協議した。

１ 農家負担方法について

二期事業における淡山所有施設の事業費負担について、当該の事業費割合が大きくまた施設所有者の事業費負担責任を問う意見があることから、二期事業の円滑な推進には受益農家全体が合意できる負担方法が必要と判断し、本協議会において農家負担方法案を策定のうえ各土地改良区理事会に報告することとした。

なお、本協議は両土地改良区の利害が相反することから意見が対立し難航する恐れがあったため、加古川流域土地改良事務所に協議の運営を依頼し円滑な推進を図った。

また、各委員は策定した案を東播用水及び淡山の理事会に報告し、両理事会がその責任において各組合員に周知し合意形成を図るよう働きかけることとした。

２ 合併について

東播用水と淡山はこれまでにも組織の統合を目標にしており、平成７年には水管理組織を統合している。しかし、現状では２組織が重複することから発している問題点も多いため、本協議会では平成２３年度当初から二期事業を契機とした両土地改良区の合併について協議を開始していた。

その後、農家負担方法の協議を開始したが、合併条件と負担方法を連動させる意見（第２章 検討項目の整理）があった。

このため、農家負担方法と合併を一体的に協議することとし、過去の経過、現状の問題点などを検討して東播用水及び淡山の将来のあり方の案を定め、農家負担方法案と合わせて理事会に報告し、合併案の場合にはその推進に努めることとした。

3 協議手順

1 検討準備
(1)検討項目の整理
意見交換等を通じて検討するべき項目を抽出・整理し、検討手順を定める。
(2) 淡山施設に関する過去の協議等の内容確認

↓

2 農家負担方法の検討
(1)淡山施設関連事業費及び負担例の試算
淡山負担が妥当と思われる施設及び負担額の試算を行う。
(2)負担方法のあり方についての意見調整

↓

3 合併の検討
(1)現状の問題点、合併の必要性
(2)合併の条件
合併する場合の課題等
(3)合併手続

↓

4 農家負担方法案の選定
合併の検討結果を踏まえて負担方法案を決定

↓

5今後のスケジュールの検討及び報告書の作成
(1) スケジュール（合併スケジュール、理事会・総代会スケジュール等）
(2) 報告書作成　（理事会・総代会資料及び組合員啓発資料として利用）

4 協議期限　平成２３年１２月

（理事の任期及び二期事業同意取得時期等を考慮し本期限とした。）

第３章　検討項目の整理

協議においては、両土地改良区の合併、負担金の平等性の確保、両土地改良区間における様々な過去の経緯、負担金問題が生じる土地改良区重複組織の問題について意見があり、これら意見から表３(キーワードと検討方向)のとおりキーワードを抽出し検討することにより協議を進めることとした。

表３ キーワードと検討方向

キーワード	検　討　方　向	協 議 手 順
淡山協定等	①東播用水事業の経緯と淡山が参加するにあたっての国との交渉経緯を確認する。 ②両土地改良区の組織合併に関する経緯を確認する。	１（２）
淡山施設管理協定	協定記載の「東播用水が維持管理経費（改築等含む。）を負担」について確認する。	１（２）
施設使用者の責任範囲	使用貸借等における有益費の施設所有者負担について関係法令等を確認する。	２（２）
淡山関連施設事業費	国提示の淡山関連施設事業費（７４億円・工事費ベース）に対して事業計画を配慮した淡山負担事業費（負担額）を検討する。	２（１）
合併条件	実現可能な合併条件を検討し、更に条件に沿った負担方法を検討する。	３（２） ４
平等性	多角的な視点から負担方法検討案の妥当性を確認する。	２（２）
整合性	ほ場整備造成施設の管理方法等と負担方法検討案との整合性について確認する。	２（２）

参考資料：第１回検討会における意見とそれに基づく検討課題
　　第２回検討会における意見とそれに基づく検討方向

第４章　協定等の確認

淡山及び東播用水の間の負担方法や組織について検討するためには、東播用水事業開始時からの経緯を正確に理解する必要がある。

このため、東播用水事業が本格開始される昭和５７年に淡山が所有する施設や既得水利権等に関して国（近畿農政局）と締結した協定書、その後に施設管理等について東播用水と締結した協定書等について検討した。

１　主な協定書等とその記載内容

昭和５７年１月１８日付け協定書、覚書等	近畿農政局長、淡山理事長　等
（東播用水事業の実施に当たり、淡山の水利権等に係る措置を協定） ①国は東播用水事業による淡山の水利権の包括や施設使用に係る補償を実施し、淡山は事業に協力する。 ②東播用水と淡山は、土地改良区連合案を含めて組織について検討する。	
平成２年１２月２０日付け確認書	事業所長、県農林水産部長 東播用水理事長、淡山理事長
（昭和５７年１月１８日付け協定書等において懸案であった組織や管理区分等について協議し確認） ①国営事業完了時から５年以内を目標に合併に努力する。 ②国、東播用水、淡山の管理区分を別紙のとおりとする。 ③反当農家負担額は、両区の間においては格差がないことを確認する。	
平成６年３月２４日付け確認書	東播用水理事長、淡山理事長
（水管理組織の合併について確認） ①水管理組織の合併時期は、平成８年４月１日までとする。 ②再編土地改良区の名称は、（新）東播用水土地改良区とする。 ③淡山の事業は、再編土地改良区の事業を除くものとする。	
平成７年１２月６日付け管理委託協定書	淡山理事長、東播用水理事長
（淡山所有施設の管理について協定） ①淡山は、所有施設の管理（維持、保存及び運用、これらのためにする改築工事等を含む。）を東播用水に委託する。 ②当該施設の使用料は無償とし、維持管理に要する経費は東播用水の負担 ③本協定の管理に関する課題を協議・調整するため、東播用水南部水利施設調整協議会を設置する。	

参考資料：　別表１「淡山施設の用地取得及び施設管理等に関わる協定等一覧」

２ 本協議会の見解

本協議会は、協定書等締結の経緯や内容について検討した結果、次の見解に至った。

（１）東播用水事業と淡山施設等への補償

東播用水事業は、淡山区域を包含して新しい水源により安定した用水を各地区のため池や井堰に供給することを目的としたものであり、基幹施設は国営事業により整備され、支線水路は県営事業等により整備されている。また、既存の淡山施設も国県営事業により改修されている。

昭和５７年１月１８日付け協定等により淡山所有の水利権の包括及び施設使用についての補償は完結しており、本協議の負担方法において相殺などの反映するべき案件は見当たらない。

（２）組織合併

東播用水事業の実施に伴い、整備された施設を管理し受益地全域にわたり一体的に用水管理を行う組織として東播用水が設立された。一方で淡山は、自ら建設した施設や用地の権利を継続して確保するとともに十分な用水を安心して確保するため、組織の独立を保持してきた。

このような状況であるが、協定等に明記されているとおり両土地改良区は組織統合を将来目標としており、今回、二期事業の実施を契機に合併を検討するべきである。

（３）管理委託

両土地改良区はそれぞれの立場からせめぎ合いつつも適切な水管理を目的に水管理組織の合併を図っており、管理委託協定等を締結して東播用水が淡山所有施設を含めて全地区の管理を実施している。

しかし、二つの組織が存在する矛盾が解決されたとは言い難い状況であり、農家負担方法が問題提起される一因ともなっていることから、負担問題と合併を一体的に検討するべきである。

（４）管理委託協定第１条及び第４条（施設の無償使用と維持管理負担）

管理委託協定第１条及び第４条は、使用料無償の代償として使用に必要な維持管理費を使用者が負担すると言う一般的な使用貸借条件を定めたものではない。

淡山施設の使用等に関する補償が完結していること、また一元的全体管理の観点から管理委託が行われたことから、東播用水が淡山を包含した地区全体のために淡山所有施設（休眠施設以外）を使用し、地区全体としての東播用水が改築等を含む維持管理費を負担することを確認したものとみなすべきものである。

すなわち、本協定により二期事業における淡山施設整備費について淡山組合員が負担を免れるものではなく、有益費の考え方（改築等による施設の価値増加分は所有者負担）を適用して淡山が一方的に全てを負担しなければならないものでもなく、全体で負担することが原則と考えられる。

（管理委託協定第１条）

甲は、土地改良施設台帳（添付図面等参考資料を含む。）に記載された施設の管理（維持、保全及び運用をいうものとし、これらのためにする改築工事等を含む。以下同じ。）を乙に委託する。

（管理委託協定第４条）

管理委託協定に係る施設の使用料は無償とし、当該施設の維持管理に要する経費は乙の負担とする。

第５章　両土地改良区の合併

両土地改良区のこれまでの取り組み、重複組織の弊害や合併の必要性、合併の条件などを協議し、合併方針、合併方法、スケジュール等の合併案を次のとおり決定した。

１ 合併の方針

第３章のとおり、東播用水事業が淡山疏水事業を包含して実施され、全体の水管理を行う組織として東播用水が設立され、両土地改良区間は合併に取り組み、平成７年の管理受委託協定により水管理部門での組織合併は実現されたと言える。

しかし、組織の重複が解消されていないため、本来不要である改良区間の調整業務に労力及び経費を費やし、さらに淡山においては組織を存続する必要性が著しく低下しているにもかかわらず組織維持の経費を費やすなどの弊害が発生している。

このため、速やかに合併し組織をスリム化するとともに業務を合理化することとする。

【組織の弊害】

⑴東播用水が淡山施設を受託管理しているが、通常の維持管理に関して改良区間の調整に大きな労力（人、金、時間）を費やしている。

⑵二期事業の推進などの大改修事業の実施においても、改良区間での頻繁な協議調整等に本来不要と思われる労力を費やしている。

⑶負担金問題に見られるよう、二重組織の存在が紛争の原因となっている。

⑷施設所有者と管理責任者が分割されており、人身事故等における施設所有者及び管理者の責任や用地の権利関係が厳しく問われる時代に対応した体制とは言い難い状態である。

⑸次のとおり淡山における組織独立の必要性は低下しているが、年間２千万円を超える組織運営費が費やされている。

①水利権及び施設使用等に係る補償問題は既に円満解決しており、交渉主体となる組織は不要となっている。

②用地転売の機会が少なくなっており、土地管理組織の存続のメリットが低下している。

③合併した場合においても、ため池に係る権利を継承し転売した場合の収益の配分を受けることが可能である。

④約２０年間東播用水が淡山地域を含めて適切に水管理しており、今や東播用水の水管理に不安は無く、水管理の面からも淡山組織存続の必要性はない。

2 合併条件

合併においては、両土地改良区の何れにも平等で過度な負担を与えないことを基本条件とし、次の事項について協議するとともに淡山は自ら抱える課題を解決するものとする。

なお、ここでは東播用水が淡山を吸収して合併すると仮定している。

この場合、既に東播用水が淡山地区を包含して全体地区を管理していることから、施設管理費や維持管理計画の変更等は必要がない。

（1）東播用水運営経費増の補填

合併後に発生する東播用水の事務経費増を補填するため、淡山の積み立て基金や東播用水に移行する遊休土地の処分益の活用等について農家負担方法とのバランスを考慮して検討する。

①土地管理事務経費

現在淡山が行っている淡山所有の土地管理事務が東播用水に移行しその事務経費が増加するため、補填が必要である。

②臨時事務経費

東播用水の事務室及び事務機器の整備等の経費が一時的に増大するため、補填が必要である。

（2）淡山所有ため池に関する権利義務の継承

淡山では、地元管理の淡山所有ため池の用地を売却した場合には、地元６淡山４の割合で収益を配分すると取り決めている。

合併後の東播用水はこれを継承し、当該ため池を地元管理として売却益を地元に配分するよう取り決める。

（3）淡山の課題処理

合併後の東播用水の運営を円滑に行うため、現時点で淡山が有する問題点について淡山自ら事前処理を行う。

①受益農地及び組合員の整理

吸収合併による権利義務等を適切に継承するため、現行のため池加盟台帳を廃して東播用水土地台帳と整合する受益農地とこれに相応する組合員の台帳を整備する。

② 旧組合員台帳の保存

淡山所有ため池の用地転売等に関わる従前の権利関係を明確に記録するため、現行のため池加盟台帳を整理し、東播用水に引き渡す。

③問題ある施設及び用地の解消

淡山が所有する用途廃止予定施設や未権原の状態用地等については、合併まで

に全てを解消する。

【現在確認できた問題施設・用地】

用途廃止予定施設	２９箇所	規模等未調査
未買収・未登記等の用地	１０３箇所	緑が丘除く。筆数等未調査
（内東播用水利用）	（７８箇所）	
（内遊休土地等）	（２５箇所）	
合　　計	１３２箇所	

（H23. 12. 20. 現在の調査）

参考資料　「淡山財産調書」
「淡山問題施設調書」

（４）淡山事務局職員の異動

淡山事務局の職員は、合併時より東播用水事務局職員とする。

３ 合併手続

土地改良区の合併には、「吸収合併」と「新設合併」がある。また、今回は淡山が東播用水の一部であることから「淡山の解散」による組織の一元化も可能である。

これらについて表４(合併手続きの選定表)のとおり検討した結果、「淡山の解散」は消滅する淡山の計画変更が必要となり手続が極めて面倒であることから、「新設合併」は東播用水が淡山を含んだ組織となっており新たに組織を作る必要がないことからこれらを避け、東播用水が淡山を吸収する「吸収合併」による合併手続を採用する。

吸収合併　東播用水が淡山を吸収し、淡山は消滅する。
東播用水土地改良区理事長が合併に必要な法手続を行う。

新設合併　両土地改良区が消滅し、新土地改良区（実質は東播用水土地改良区）を設立する。
設立委員を選定し、改良区設立の法手続を行う。

淡山解散　淡山が解散する。
財産の精算手続は煩雑である。特に淡山においては通常形態の組織運営ではないため極めて面倒な手続が必要となる。

表4 合併手続の選定表

	解　散	吸収合併	新設合併
概要	淡山が解散議決を行い、精算終結後消滅する。	淡山が東播用水に吸収されて消滅する。	両土地改良区が消滅し、新土地改良区（実質は東播用水）を設立する。
手順・手続	別紙	別紙	別紙
手続の特徴	財産処分方法を策定し、財産の精算を行う必要がある。 土地改良財産等は東播用水が引き継ぐ。	東播用水土地改良区理事長が合併に必要な法手続きを行う。 東播用水は淡山の全地区を包含しており施設管理も行っているため、定款等の変更は不必要である。	設立委員を選定し、土地改良区設立に必要な法手続きを行う。
権利義務の承継	引き継いだ財産に関して東播用水が承継	淡山の権利義務を東播用水が包括的承継	同左
役員の地位	清算人に就任し、精算結了の届出をし（改良区消滅）、地位を失う。	東播用水の役員に変動無し 淡山は合併公告により消滅し、役員は地位を失う。	両区の役員は合併認可（解散）公告により地位を失う。 設立委員が新役員に就任し、第１回総会において改めて役員選挙（選任）
総代の地位	改良区消滅により地位を失う。	東播用水の役員に変動無し。淡山は合併公告により消滅し、役員は地位を失う。	合併後、新総代の選挙が必要である。
淡山地区の精査	権利義務が精算されるため、不明瞭な組織のままでの解散は許されない。 淡山の受益農地、組合員、土地改良財産等を精査し、事業計画変更を行ったうえで解散申請する必要がある。	権利義務が承継されるため、計画変更などは不要であり解散に比して措置が容易である。 ただし、農地を有しない組合員を退会させるなど、合併後の東播用水土地改良区運営の障害となるものについては事前措置が必要である。	同左
淡山財産の移行	流動財産を東播用水に移行させる場合、理由付けなどの措置が困難となる。	合併により淡山の全財産が自動的に東播用水に移行できる。 ただし、移行させる財産については東播用水と事前協議が必要である。	同左
用途廃止等淡山に必要な措置	用途廃止施設の処理（施設撤去や用地譲渡等）及び東播用水引継施設の整備や土地の権原確保等が必要である。	同左	同左
県処理機関	農地整備課	土地改良事務所	同左
選定	×	○	×
理由	地区の精査や計画変更には多大な労力と時間とが必要であり、当面は本手法による組織統合は不可能に近い。流動財産の移行手続も困難である。	受益地の整理等の淡山が行う事前措置は必要であるが、解散に比して容易である。なお、事前措置については東播用水と十分に調整する必要がある。	新土地改良区は実質的に東播用水であるため、同区が解散する合理的な理由がない。

４ 合併スケジュール

合併スケジュールを表５(東播用水・淡山合併スケジュール)のとおり定める。

平成２４年１０月に二期事業の同意取得が開始されることから、その時点において合併を明確にすることとし、合併予備契約を同年同月とする。

また、合併の実現性を確保するため土地改良区役員改選時期を考慮し、合併までの期間を予備契約から４箇年と定めた。

合併議決（両土地改良区総代会）を平成２７年度末とし、知事の合併認可後、平成２８年１０月には淡山から東播用水への財産引渡しを行うこととする。

表5 東播用水・淡山合併スケジュール

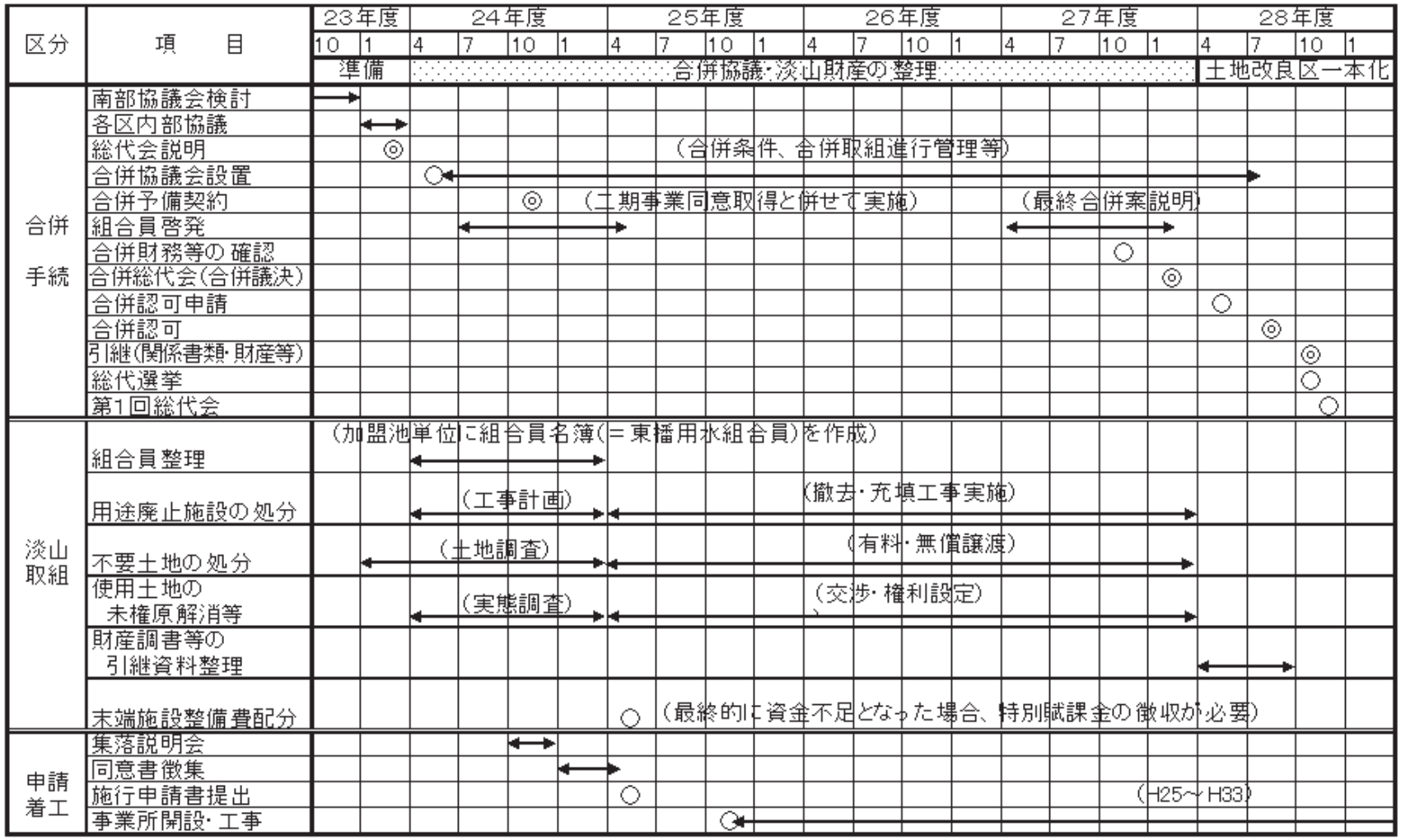

第６章　農家負担方法

淡山所有施設を全体で負担（以下「全体負担」と言う。）する場合と淡山で負担（以下「淡山負担」と言う。）する場合を軸に、本協議会で方針を定めた両土地改良区の合併を前提として検討し、「両土地改良区の合併を前提に、全体均一負担」を農家負担方法案として決定した。

１ 淡山負担の検討

国の資料では淡河水路及び山田幹線水路に関係する施設が分類されており、その事業費は８，８８９百万円であり全体事業費における割合は７２％と突出している。

このことが「淡山負担」の考えの一因となっているが、国の分類では淡山に直接関係しない施設も含まれていること、また「淡山負担」とする場合には用水計画などの多様な理由があると考えられることから、５通りの淡山負担額を試算し、これを参考に「淡山負担」について検討した。

（１）試算

「淡山負担」する場合の理由を次のとおり区分した。

①所有者として無条件に負担する場合

②事業計画等から淡山固有の施設として負担する場合

③淡山所有施設の事業費の割合が著しく高く、農家負担金を調整する場合

これを基に表６（淡山負担方法）の５通りの淡山負担方法を設定し、それぞれの負担額を表７（淡山負担額試算表）のとおり試算した。

なお、施設位置等については参考図１（淡山関係施設整備計画図）を参照

表６　淡山負担方法

淡山負担の方法	理由	淡山が負担する内容
１関連施設全体	①	淡山施設及び関連施設（国の分類）整備費
２所有施設	①	淡山施設整備費
３水利再編計画考慮	②	北部地域の用水安定に寄与する施設以外の淡山施設整備費
４所有施設の半額負担	③	１の整備費の１／２
５廃止施設	③	二期事業で廃止する淡山施設

表７　淡山負担額試算表

１　負担方法とその事業費　　単位：百万円

	関連全体	所有施設	水利再編1	所有／２	廃止施設	備　　考
淡河幹線（頭首工～山田P）①	406	○		△		
淡河幹線廃止部　②	312	○	○	△	○	
山田幹線水路（ダム～立坑１）③	457	○	○	△	－	
山田幹線廃止部　④	193	○	○	△	○	
合流幹線　⑤	850	○	○	△	－	
新山田幹線　⑥	3,417	○	○	△		
淡河幹線山田P　⑦	521	○	○	△		
山田注水水路　⑧	311	○	○	△	－	
淡河幹線余水吐　⑨	16	○	○	△	－	
呑吐ダム山田幹線注水P　⑩	816	－	－	－	－	
P管理システム　⑪	105			－		
淡山単独負担対象工事費計　⑫ ①～⑪	7,404	6,483	6,077	3,702	505	
淡山単独負担対象諸費　⑬	1,495	1,309	1,227	748	102	
淡山単独負担対象事業費　⑭ ⑫＋⑬	8,899	7,792	7,304	4,450	607	
東播用水負担対象事業費　⑮ （諸費含む。）	3,411	4,518	5,006	7,860	11,703	
全体事業費　⑭＋⑮＝ ⑯	12,310					
淡山単独負担対象事業／全体事業費 ⑰	72%	63%	59%	36%	5%	

※事業費は農家負担対象事業費（上水負担事業費、国負担諸費を除く。）

２　農家負担額

	関連全体	所有施設	水利再編1	所有／２	廃止施設	備　　考
淡山単独負担額（百万円）⑭×率	920	806	755	460	63	農家負担率10.34%
東播用水負担額（百万円）⑮×率	353	467	518	813	1,210	
淡山単独反当負担額（円）　A	36,806	32,228	30,209	18,403	2,510	2500ha
東播用水反当負担額（円）　B	4,766	6,313	6,995	10,983	16,353	7400ha

３　淡山組合員と非組合員の比較(淡山組合員は、淡山単独分に加えて東播用水分を負担する。)

	関連全体	所有施設	水利再編1	所有／２	廃止施設	備　　考
淡山組合員反当負担額（円）A＋B	41,572	38,541	37,204	29,386	18,863	
非淡山組合員反当負担額（円）B	4,766	6,313	6,995	10,983	16,353	
淡山組合員反当年償還額（円）	4,005	3,713	3,584	2,831	1,817	１５年償還
非淡山組合員反当年償還額（円）	459	608	674	1,058	1,575	償還利率 5%／年

参考図１　淡山関係施設整備計画図

○淡河・山田幹線水路を一本化し、シールド工法での路線変更により改修する。
　窟屋支線分水から下流の淡河幹線水路については廃止し、閉塞を計画する。

○山田幹線水路については、呑吐ダムポンプの新設により、大川瀬ダム掛から呑吐ダム掛に用水系統を変更する。

○淡河頭首工による取水は、山田ポンプの新設により淡河幹線水路の余水を山田幹線水路に注水して山田・合流幹線掛に用水供給する。

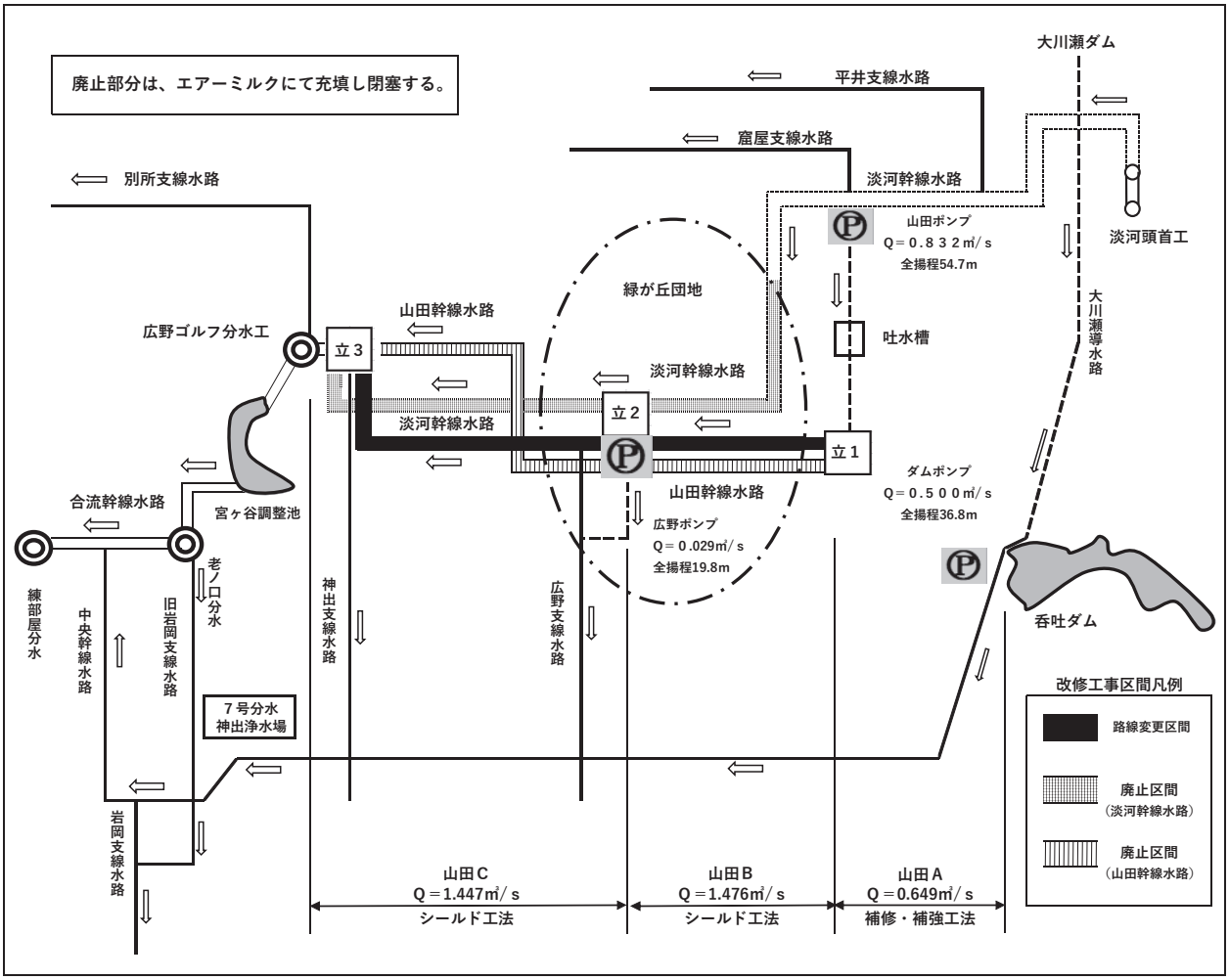

（2）検討結果

① 試算において、二期事業全体の事業費に係る淡山組合員と非淡山組合員の反当年償還額（１５年償還）の差額は表８（年償還額試算結果）のとおりである。

表８ 年償還額試算結果　　単位：円

淡山負担方法	淡山組合員	非淡山組合員	差額	備考
関連全体	４，００５	４５９	３，５４６	
所有施設	３，７１３	６０８	３，１０５	
水利再編	３，５８３	６７４	２，９０９	
所有施設１／２	２，８３１	１，０５８	１，７７３	
廃止施設	１，８１７	１，５７５	２４２	
全体負担	１，６５９	１，６５９	０	反当たり均等

② 施設の所有者であることを理由に所有施設及び関連施設の整備費を淡山負担とする場合でも、その整備費の一部は北部地域の水利安定などに寄与する水利再編計画に伴う整備費が含まれているため、水利再編を考慮した方法が妥当と思われる。

③ 淡山所有施設の事業費の割合が高く農家負担を調整することだけを考える場合、所有施設１／２と廃止施設の間で設定することが妥当と思われる。

④ なお、農家負担金は事業による営農収益増で賄うことが原則であるが、二期事業計画案における所得償還率から水利再編の場合の淡山負担額においても妥当である。

２ 合併を前提とした農家負担方法

二期事業における淡山所有施設の事業費が著しく高いことから「淡山負担」の意見も根強くあるが、合併を考慮した場合、合併の促進と合併後の土地改良区の円滑な運営に寄与する農家負担が妥当であることなどから負担方法を「両土地改良区の合併を前提に、全体均一負担」とし、次のとおり基本方針を定める。

【基本方針】

（１）淡山所有施設整備費について、次の理由により東播用水全体で均等負担する。

①合併の検討において、基本的に合併と全体均等負担とが表裏一体であった。

②東播用水が淡山を吸収合併することにより、淡山施設の所有権が東播用水に移行し、施設所有者と使用者の間の負担問題は自然解消となる。

③現在の東播用水における事業負担方法は反当り均等負担であり、合併後もこれを変更する理由は見当たらない。

④今回、淡山地域の特別負担を定めると、今後の全ての事業において地区別精算方式をとることとなり、地域事情により整備が遅延するなど東播用水の運営に大きな障害となる。

（２）合併と表裏一体である「全体均等負担」を円滑に実施するため、合併に伴う東播用水事務経費増の補填について淡山は可能な限り協力する。

（３）合併を破棄した場合には、農家負担方法はもとより管理委託協定などを含めて両土地改良区のあり方を基本的に見直すこととする。

資料22

淡山・東播用水土地改良区合併推進協議会 規約

第１章　総則

（名称）

第１条　本協議会は､淡山･東播用水土地改良区合併推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第２条　協議会は、兵庫県淡河川・山田川土地改良区（以下「淡山土地改良区」という。）及び東播用水土地改良区が東播用水二期地区国営土地改良事業の実施を契機として組織合併を実現するため、合併に必要な共通の課題について協議することにより合併の推進を図ることを目的とする。

（協議事項）

第３条　協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を協議する。

（１）合併に関すること。

（２）その他、前条の目的達成に必要と思われる事項

第２章　組織等

（組織）

第４条　協議会は、各土地改良区から推薦された委員１２人をもって組織する。

２　前項の委員は、淡山土地改良区及び東播用水土地改良区から推薦された土地改良区役員及び理事長が特に必要と認め推薦した者各６人をもってこれに充てる。

３　委員の任期は、４年とする。

（役員）

第５条　協議会に次の役員を置く。

（１）会　長　１人

（２）副会長　１人

２　前項の役員は、東播用水南部水利施設調整協議会の役員を充て、会長は互選する。

３　会長は、協議会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。

５　役員の任期は２年とし、再任は妨げない。

（顧問・参与）

第６条　協議会は、顧問及び参与を置くことができる。

２　顧問及び参与は、協議会に諮り、会長が委嘱する。

第３章　会議

（会議）

第７条　会議は、必要に応じ開催するものとする。

（会議の招集）

第８条　会議は、会長が必要と認めたとき、又は委員の要求があったときに会長が招集する。
２　会長は、必要に応じ、関係機関の出席を求め、意見を聞くことができる。
（会議の定足数）
第９条　会議は、各土地改良区の構成員の２／３以上が出席しなければ開催することができない。
（議長）
第１０条　会議の議長は、会長をもって充てる。
（議事録）
第１１条　会議については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（１）会議の日時及び場所
（２）出席者の氏名
（３）会議の経過の概要及びその結果
（事務局）
第１２条　協議会の事務を行うため、東播用水土地改良区内に事務局を置く。
（経費）
第１３条　協議会開催に要する経費は、両土地改良区相互の負担とする。

第４章　補則

（会長への委任）
第１４条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別途定める。

附　則　この規約は、平成 24 年６月 13 日から施行する。

淡山・東播用水土地改良区合併推進協議会　構成委員

土地改良区	役　職	氏　名	備　考
淡山土地改良区			
	理事長	大村　哲郎	
	副理事長	小山　善昭	
	顧　問	寺嶋　忠昭	
	理　事	春名　　博	
	理　事	近藤　達治	
	理　事	藤原　秀勝	
東播用水土地改良区			
（東播用水南部水利施設調整協議会）	理事長	大村伊三夫	
	推薦委員（理事）	西馬　紀雄	
（国営東播用水二期事業対策委員会）	委員長	梅田　幸広	
	副委員長	西山　利幸	
	推薦委員（監事）	吉本　　鼎	
	推薦委員（理事）	西澤　秀勝	

淡山・東播用水土地改良区合併推進協議会　顧問及び参与

所　属	役　職	氏　名	備考
顧問			
兵庫県農政環境部農林水産局農村環境室	主　　幹 （農地防災・国営事業担当）	川口　義人	27.4 交代
	室　　長	森脇　　馨	
兵庫県神戸県民局神戸農林振興事務所 神戸土地改良センター	所長	渡邉眞一郎	27.4 交代
		木村　省三	
兵庫県北播磨県民局加東農林振興事務所 加古川流域土地改良事務所	水利整備参事	柏崎　正和	27.4 交代
		中島　達也	
参与			
兵庫県農政環境部農林水産局農村環境室	総合整備係長	三輪　　顕	27.4 交代
	農村整備班長	横田　欣仁	
兵庫県神戸県民局神戸農林振興事務所 神戸土地改良センター	農村計画課長	三木　勝幸	
兵庫県北播磨県民局加東農林振興事務所 加古川流域土地改良事務所	土地改良施設専門員	新見　　明	

事務局

所属	役職	氏名	備考
東播用水土地改良区	事務局長	福田　信幸	
	主　幹（業務担当）	戸田　文雄	
	係　員	梶　　英司	
淡山土地改良区	参事（国営担当）	森田　光弘	
	参事（合併担当）	樽本　種昭	
	主幹	井澤　弘昌	

資料 23

兵庫県淡河川山田川土地改良区
東播用水土地改良区

統合整備計画書

平成２４年８月２４日
淡山・東播用水土地改良区合併推進協議会

目　　次

1　合併の目的

2　合併の効果

3　合併の方法、時期、その他当該合併の推進に関する事項

4　定款、規約及び諸規定の調整に関する事項

5　経費の賦課基準の調整に関する事項

6　総代・役員の定数に関する事項

7　組織及び運営に関する事項

8　借入金の償還に関する事項

9　財産の調整に関する事項

10　土地改良施設の維持管理に関する事項

11　その他事項

１　合併の目的

東播用水土地改良事業の実施に伴い、兵庫県淡河川・山田川土地改良区（以後、「淡山土地改良区」という。）の地区を包含して東播用水土地改良区が昭和４７年に設立されたが、当時からの目標であった両土地改良区の合併を行い、土地改良区組織が重畳していることにより生じる弊害を解消し、合理的かつ効率的な改良区の運営を図る。

２　合併の効果

(1) 二重賦課の解消

淡山土地改良区組合員における二重賦課が解消される。

(2) 事務経費の削減

両土地改良区間における水利調整、改修事業協議等を行う「東播用水南部水利施設調整協議会」が不要となるなど、協議調整に要する事務経費が節減される。

(3) 管理の効率化

現在は淡山土地改良区所有の水路等を東播用水土地改良区が受託管理しているが、所有権と管理権を併せて所有することにより、施設と用水の管理がより効率的となる。

①水路の破損事故等に対して、迅速かつ的確な対応となる。

②地域用水など、用水と施設の幅広い活用が容易となる。

③管理責任が一元化され、水難事故等に対する安全対策が向上する。

(4) 土地改良事業の円滑な推進

土地改良事業実施が単一組織として円滑に推進される。

(5) 関係機関との連携強化

県や関係市町との協議調整が単一組織として行われ、連携が強化される。

３　合併の方法、時期、その他当該合併の推進に関する事項

(1) 合併の方法

「吸収合併」

・存続する改良区：東播用水土地改良区（以下「存続土地改良区」という。）

・解散する改良区：淡山土地改良区

(2) 合併の時期

平成２８年６月１日を目標とする。

(3) 合併までのスケジュール

別表１「合併スケジュール」のとおり

(4) 土地改良区の名称

「東播用水土地改良区」とする。

(5) 地区

別表２「地区一覧表」のとおり

(6)事業計画

東播用水土地改良区及び淡山土地改良区のそれぞれの事業計画を包含した次の計画とする。

①土地改良事業計画等に定めるところにより、次に掲げる事業

・かんがい配水施設等の維持管理、新設、廃止、改修

・農業用施設の災害復旧

②事業を害しない範囲での当該施設の多目的使用

③関係施設の受託管理

④東播用水二期事業付帯業務の受託

(7)事務所

兵庫県三木市志染町井上（現東播用水土地改良区事務所）に置く。

4　定款、規約及び諸規定の調整に関する事項

別表３「定款等一覧表」記載の定款等の内容を包括した新たな定款等を定める。

5　経費の賦課基準の調整に関する事項

(1)賦課基準面積

東播用水土地改良区及び淡山土地改良区における土地原簿による面積を基準とする。

(2)経費分担の基準

①　運営事務費に要する経費に充てるための賦課金は、存続土地改良区の土地原簿に記載された全ての賦課対象面積により地積割に賦課する。

②　かんがい排水施設の維持管理事業に要する経費に充てるための賦課金は、存続土地改良区の土地原簿に記載された全ての賦課対象面積により受益の程度を勘案して定めた基準により賦課する。

③　前項以外の事業に要する経費に充てるための賦課金は、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

④　国営事業等の負担金に充てるための賦課金は、存続土地改良区の土地原簿に記載された全ての賦課対象面積により地積割に賦課する。

	賦課区分	賦課方式	賦課基準					
維持管理費	均等割	維持管理者の５０％	均等割					
	水量割（配水実績を勘案）	維持管理者の５０％	井堰掛・畑濃縮地区	ため池掛(A)農地造成(A)	ため池掛(B)農地造成(B)	ため池掛(C)農地造成(C)	ため池掛(D)農地造成(D)	ため池掛(E)
			0.2	0.2	0.8	1.0	1.4	1.6

年間配水実績による区分
ため池　（A）１０㎥未満　（B）１０㎥～２００㎥未満　（C）２００㎥～６００㎥未満
（D）６００㎥～９００㎥未満　（E）９００㎥以上
農地造成　（A）１０㎥未満　（B）１０㎥～８０㎥未満　（C）８０㎥～１２０㎥未満
（D）１２０㎥以上

(3)賦課金の徴収方法及び時期

定款に定める基準により賦課し、毎年７月１日から７月３１日までに徴収する。

６　総代・役員の定数に関する事項

(1)総代会

①総代会

総会に代え総代会を設置

②選挙区及び各選挙区において選挙すべき総代の定数

選挙区	選挙区域	総代数
第１区	神戸市北区	８
第２区	神戸市西区	１９
第３区	明石市	３
第４区	加古川市	５
第５区	三木市	２７
第６区	加古郡稲美町	１８
計		８０

(2)役員の定数及び任期

①理事及び監事の定数

淡山土地改良区理事長を充てる員外理事を廃し、理事２５人及び監事５人とする。

②役員の被選任区及び被選任区毎の定数

被選任挙区	被選任区域		理事数	監事数
第１区	神戸市北区		３	１
第２区	神戸市西区		４	１
第３区	明石市		１	
第４区	加古川市		１	
第５区	三木市	三木市	７	１
		吉川町		１
第６区	加古郡稲美町		５	
計			２１	４

③役員の選任の方法

役員は、総代会の議決により選任するものとし、推薦会議（総代各選挙区から選ばれた総代をもって構成）において推薦された者につき、理事長が役員

選任の議案を作成し総代会に提出する。

④役員の任期

役員の任期は４年とする。

7　組織及び運営に関する事項

(1)組織機構

東播用水土地改良区の組織機構は次のとおりとする。

①総代会

②役員の会議

・理事会

・監事会

③委員会

・用水調整委員会

・賦課金等調整委員会

・国営東播用水二期事業対策委員会

・財産管理委員会（新設）

④事務局

・事務局長

・総務担当（庶務係　会計係　財産管理係（新設））

・業務担当（調整係　管理係　電気機械係）

(2)業務運営

円滑な業務運営を図るため次の役職を設置する。

①役付け理事

・必要に応じて役職を設ける。

②水利委員

・水系単位に組合員から選定して委嘱（３３４人）

8　借入金の償還に関する事項

(1)淡山土地改良区

借入金なし

(2)東播用水土地改良区

借入金なし

９　財産の調整に関する事項（別表省略）

(1)存続土地改良区が承継する財産の概要

①普通財産　　別表４「承継予定普通財産目録」

②土地改良財産　　別表５「承継予定土地改良施設（概要）」

別表６「承継予定土地改良施設用地（概要）」

③支線ため池　　別表７「承継予定支線ため池（概要）」

(2)用途廃止する財産の概要

別表８「用途廃止予定施設（概要）」

10　土地改良施設の維持管理に関する事項

存続土地改良区は、東播用水土地改良区の現行の維持管理計画に基づき維持管理を行う。

11　その他事項

(1)職員の雇用に関する事項

①存続土地改良区は、淡山土地改良区事務局職員を引き継ぐ。

②当該職員の職務上の地位は前歴と同程度とし、給与格差が生じる場合は速やかに是正する。

資料24

淡河川
山田川
疏水東播用水
100年
TT未来遺産運動
Tanzan Sosui
Toban yosui
淡山疏水から東播用水へ
地域と共に未来へ!
始めよう!
「TT未来遺産運動」
東播用水土地改良区

淡山疏水と東播用水

●淡山疏水（淡河川疏水・山田川疏水）

美嚢川上流の淡河川及び山田川から「いなみ野台地」へ農業用水を流すための水路です。明治時代から大正時代にかけて地元農家の人たち（現在の兵庫県淡河川・山田川土地改良区）により造られ、100箇所を超えるため池を通じて2,500ヘクタールの農地を潤してきました。

●東播用水

川代ダム、大川瀬ダム、呑吐ダムなどを主要な施設とし、淡山疏水を含んだ近代的な広域水利システムです。

東播磨地域から北神戸地域一帯にかけての農業の近代化の推進と周辺地域も含めた水道用水の需要増加見込みに対応するため、昭和45年から平成5年にかけて国及び県が実施した東播用水事業により造られました。

農業用水としては、神戸市北区、西区、明石市、加古川市、三木市、稲美町の農地7,400ヘクタールを潤しています。

●土地改良区

土地改良区は、農業用水路などの建設や管理を目的として、受益農家が構成員となり知事の認可を受けて設立されます。

兵庫県淡河川・山田川土地改良区（通称「淡山土地改良区」）は淡山疏水を管理し、東播用水土地改良区は東播用水を管理（ダムなどの基幹施設は国直轄管理）しています。

平成28年6月にこれら二つの土地改良は合併し、名実共に淡山疏水が東播用水に引き継がれる予定です。

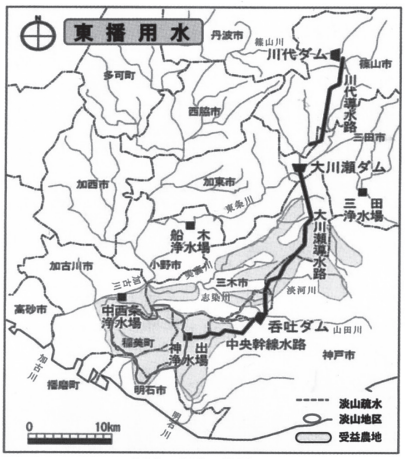

東播用水地区位置図

呑吐ダム（三木市志染町）

練部屋円筒分水工（神戸市西区神出町）

運動の提唱

受益地域に広がる水路や多くのため池を有する淡山疏水は、永年にわたって「かんがい用水」として地域農業の発展に貢献するとともに、地域の特色ある「水文化」や美しい「水辺景観」を培ってきました。

このような歴史を踏まえて、「東播用水土地改良区と地域の団体などが手をつなぎ、淡山疏水を継承する東播用水の多様な機能を発揮させ、地域の多彩な資源とともに生かして魅力ある農業と地域を創り上げ、新たな遺産として100年後の世代に継承するTT未来遺産運動」を提唱します。

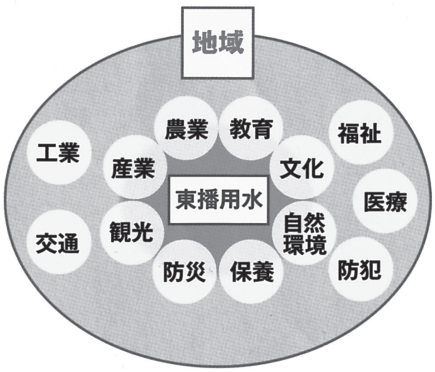

「地域と東播用水」関係図

運動の概要

第1段階　東播用水土地改良区と地域の人たち（個人や団体）が連携して用水や施設を管理します。

第2段階　東播用水の機能を活用して農業生産性の向上と地域活動の活性化を推進します。

第3段階　東播用水地域の歴史、文化、自然、景観などの多彩な地域資源を活用し、「農業の価値」と「地域の魅力」を相乗的に向上させます。

第4段階　創り上げた新たな遺産を100年後の世代に継承します。

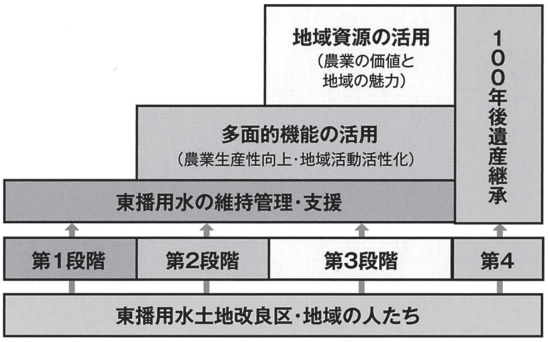

TT未来遺産運動概要図

活動の事例

事例1 水路監視・環境美化活動

東播用水の機能保全や地域防災体制の強化などを目的に、自治会などが地区を通過する東播用水の水路流況監視、水路周辺の除草、水路を利用したビオトープ創出などを行います。

事例2 水源地里地里山保全活動

東播用水の水源確保や水源地域環境保全などを目的に、水源地域と受益地域の人たちが連携して森林保全活動などを行います。

事例3 淡山疏水・東播用水博物館活動

淡山疏水の歴史や地域文化などを伝承するため、東播用水土地改良区が中心となって、歴史的な水利構造物や文書の保存展示、農業用水に関した伝統行事の調査などを行います。

事例4 東播用水イメージアップ作戦

東播用水地域の良好なイメージと農産物の付加価値を高めるため、農家などが中心となって、地域を楽しむツアーの開催と農産物の直販などを行います。

事例5 地域学習支援

東播用水と地域の将来を担う児童生徒の育成を図るため、東播用水土地改良区が中心となって、校外学習の受け入れやゲストティーチャーの派遣などを行います。

活動事例イメージ写真

推進体制

TT未来遺産運動の推進主体として、東播用水土地改良区が中心となってこの運動に賛同し共に活動する団体などと連携組織を作る計画です。また、個人によるボランティア活動や企業及び行政などによる側面的支援をしていただく組織についても計画しています。

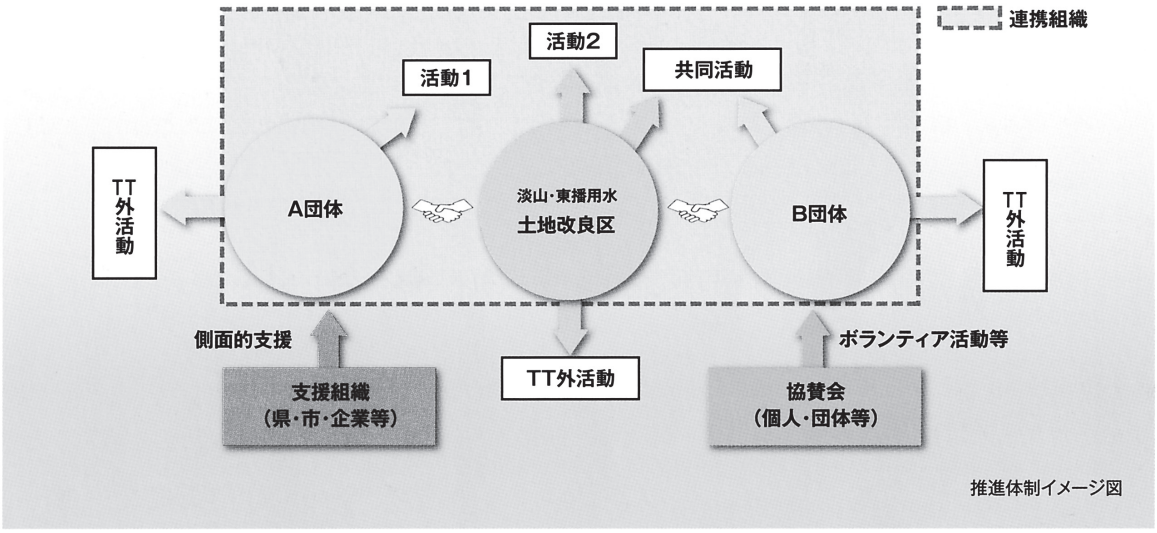

推進体制イメージ図

運動創設スケジュール

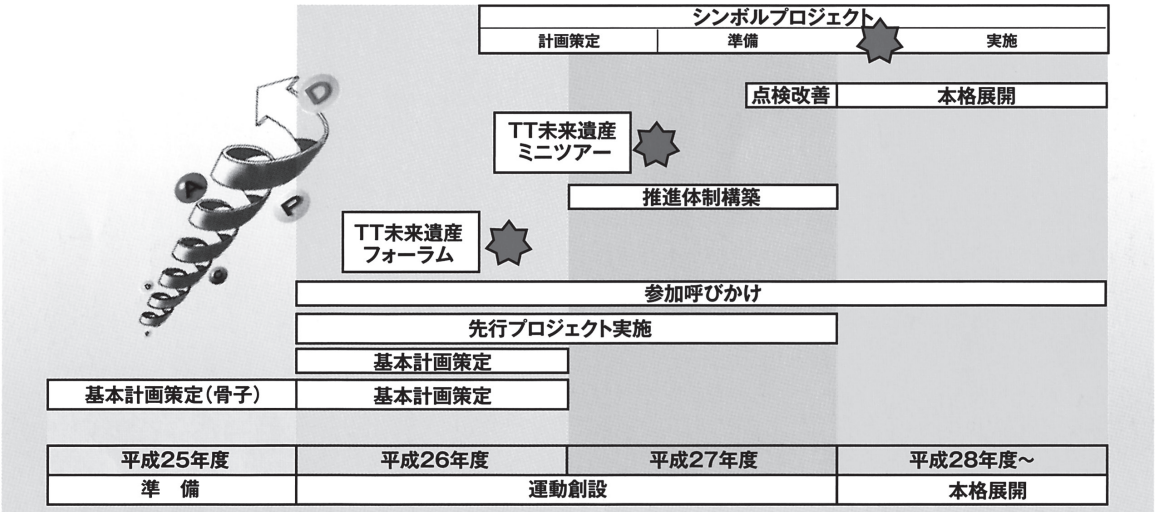

運動創設スケジュール表

◎問い合わせ先

東播用水土地改良区
〒673-0512　三木市志染町井上683番地
☎0794-87-0545

2014.5

資料 25

ＴＴ未来遺産運動基本計画（要約版）

このＴＴ未来遺産運動基本計画（要約版）は、第 6 回淡山疏水・東播用水未来遺産運動計画検討委員会（平成 27 年 2 月 24 日開催）において決定された基本計画を要約したものである。

１．基本計画の概要

１）ＴＴ（淡山疏水・東播用水）未来遺産運動

淡山疏水と東播用水それぞれの農業用水を管理する兵庫県淡河川山田川土地改良区（以下、「淡山土地改良区」という。）と東播用水土地改良区は合併し、淡山疏水の水、施設と歴史を遺産として東播用水土地改良区に継承することを取り決めた。これを契機に新たな東播用水及び関係する農業並びに地域のあるべき未来の姿を描いた。

TT 未来遺産運動とは

淡山土地改良区と東播用水土地改良区が描いた未来像を実現させるための活動である。

淡山疏水 125 年の歴史と東播用水の多様な機能を生かして、今後の 100 年間で創り上げる新たな遺産を未来の世代に継承することを目標とする。

２）基本計画の目的

ＴＴ未来遺産運動の基本方向を示し、これを計画的に推進するため、ＴＴ未来遺産運動基本計画（以下、「基本計画」という。）を策定した。なお、運動の展開にあっては、具体的な行動計画を示す「実施計画」を策定する。

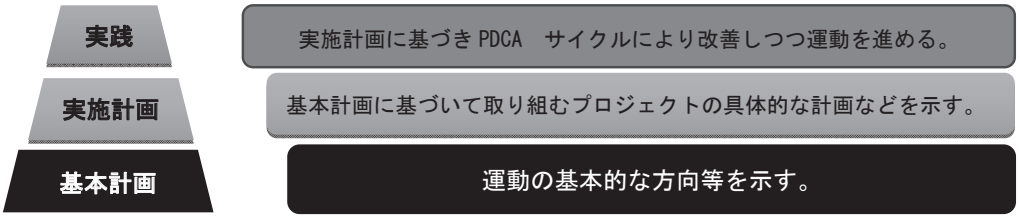

３）基本計画の位置づけ

東播用水土地改良区の取り組み指針及び地域との連携啓発提案書となるものである。

４）計画期間　　２０１４（平成 26 年）～２１１３年までの１００年間

５）基本計画の見直し

東播用水土地改良区の理事の任期（４年）毎に新たな理事により見直しを検討し、必要に応じて変更する。

２．淡山疏水・東播用水を取り巻く状況と TT 未来遺産運動

１）地域の特色

（１）多様な自然・文化

この地域には、いなみ野台地のようなため池群・入母屋家屋・農村歌舞伎舞台・棚田など多種多様な自然や文化が残されている。

ＴＴ未来遺産運動における取組方向

多様な自然や文化と農産物と組合せ、地域資源として生かし、農業振興と地域の魅力向上に取り組む。

（２）道路網・交流施設が充実

①道路網：多くの高速道路（中国・山陽・神戸瀬戸鳴門・第２神明・東播磨道など）とこれにつながる国県道などの主要地方道路網が充実している。

②交流施設：広域公園・文化施設・運動施設・農業体験実習施設などの交流施設が充実している。

ＴＴ未来遺産運動における取組方向

整備された交通網や交流施設を生かし、東播用水地域への入込客の増加に取り組み、農産物の促進や地域の活性化を図る。

（３）農家、非農家の混住

①農業集落：農業振興地域における農家、非農家の混住が進行

②農業集落の周辺：都市型新興住宅地が多くみられる。

ＴＴ未来遺産運動における取組方向

東播用水の機能を共に享受する農家と非農家の連携を促進し、非農家も参加する水路の管理体制整備や地産地消などによる農産物の販売促進につなげる。

（４）多様な地域活動

①いなみ野ため池ミュージアムが展開されている。

②自治体単位のまちづくり等、地域コミュニティーが進んでいる。

ＴＴ未来遺産運動における取組方向

TT 未来遺産運動と地域の団体とが関連する活動部分において連携し、相互に活動効果を高めつつ運動を進める。

２）農業・農家・土地改良区の状況

（１）多様な農産物とブランド化

①農産物：山田錦・六条麦・キャベツ・イチゴ・ブドウ・なし・鉄砲百合、チューリンプ、菊など

②加工品：ワイン・日本酒・ジャム類・みそ類など

③観　光：ブドウ、梨、イチゴなどの観光農園など

ＴＴ未来遺産運動における取組方向

東播用水地域内の特色ある農産物及び農産加工物と特色ある自然・景観・文化などを結びつけ、農産物と地域の魅力を一体的に PR し、全体の評価を高める。

（２）農業従事者の高齢化

農業後継者の不足、担い手の減少などによる耕作放棄地の増加、集落機能の低下がみられる。

ＴＴ未来遺産運動における取組方向

東播用水ブランドの確立などによる農業振興を図るとともに、ボランティア活動による集落管理を促進する。

（３）東播用水土地改良区における地域連携

①合併後の東播用水土地改良区は、淡山疏水の歴史的価値の保全や淡山疏水地域の非農家の人たちとの連携

②水源地域住民との連携を継続

ＴＴ未来遺産運動における取組方向

運動の環を広げることにより、連携を促進する。

3）淡山疏水・東播用水の多面的な機能

（1）多様な機能

受益地域の隅々まで張り巡らされた水路や多くのため池は、かんがい用水と地域用水として多くの機能を持っています。

（2）評価

淡山疏水及び東播用水は、歴史的価値や地域振興への貢献などの観点から次の通り選定されている。

①淡山疏水：疏水百選（農林水産省 H18）・近代化産業遺産（経済産業省 H20）
日本近代土木遺産（土木学会 H17）・兵庫県近代化遺産（兵庫県・市町教育委員会 H18）
世界かんがい施設遺産（国際かんがい排水委員会 H26）

②東播用水：疏水百選（農林水産省 H18）

ＴＴ未来遺産運動における取組方向

東播用水の多面的な機能が円滑に発揮され、その成果を農家と非農家が共に享受するよう、連携して用水及び施設の保全や有効活用を図る。

3．ＴＴ未来遺産運動

1）基本方向と推進方策

新しく描かれた東播用水及び農業・地域の将来像（18）を基に、基本方向（4）を次の通り体系化した。

東播用水・農業・地域の将来像（18）	基本方向（4）
①豊かな用水が確保され高度な水管理が行われる。 ②優良な受益農地が確保されている。 ③水路の維持管理に住民が参加している。 ④地域と連携した防災減災体制が構築されている。	1．東播用水システムを存続発展させる。 ①農業基盤の保全 ②維持管理への住民参加
⑤安全安心で美味しい農作物を作る水質が保全されている。 ⑥６次産業化が進んでいる。 ⑦地産地消が進んでいる。 ⑧多面的機能が発揮され、地域資源として活用されている。 ⑨水にまつわる伝統行事などが活用されている。 ⑩文化的景観が活用されている。 ⑪多くの人々が東播用水地域を訪れる。 ⑫交流を支える地域活動が活発である。	2．農業と地域をステップアップさせる。 ③農業の振興 ④東播用水の多面的機能の発揮 ⑤歴史・自然・文化などの活用 ⑥交流及び地域活動の拡大
⑬淡山疏水・東播用水の関係文書が保存展示されている。 ⑭歴史的かんがい施設が現地で保存展示されている。 ⑮教材・資料が充実している。	3．淡山疏水・東播用水の歴史を活用する。 ⑦史料の保存・展示 ⑧読み物などの制作
⑯東播用水や地域などに関する研究が広がり深まっている。 ⑰小中高の地域学習カリキュラムが作成されている。 ⑱多様な学習活動がなされている。	4．人を育てる。 ⑨淡山疏水・東播用水の研究の促進 ⑩学習機会の拡充

2）運動の展開イメージ

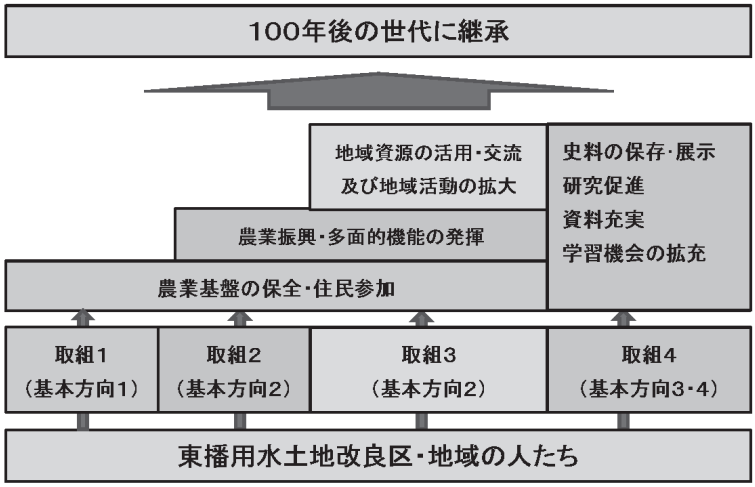

運動展開のコンセプト

1．百年後の姿を思い浮かべ活動する　　2．運動は目標に向けた一手法、活動を遊ぶ
3．活動はできるところから　　4．始めたらやめない
5．オンリーワンの歴史を生かす　　6．歴史資源、地域資源の活用は幅広く
7．地域には潤いを、農家には金を！

4．推進組織

1）運動組織

運動を円滑に進めるため、次表「組織案」に示す組織を構築する。

「東播用水」に関する活動により各団体と地域全体を高めていくことを目的とする「連携組織」とこれを支える「支援組織」のほか、個人の参加を考慮して「協賛会」的な組織を構築する。

運動の初期段階では組織が未編成のため、東播用水土地改良区が兵庫県及び関係市町などの協力を得て運動を啓発し参加団体を募る。

組織案

1．連携組織	2．協賛会	3．支援組織
運動主体 ・東播用水土地改良区と運動参加団体との連携組織 ・各参加団体が各自のプロジェクトを実施	・運動にボランティア参加する個人等で構成 ・連携組織事務局に設置	・運動へのアドバイスなどを行う側面支援組織
構成団体例 ・東播用水土地改良区 ・水利組合・営農組合・自治会・消費者グループ・自然保護活動グループ・歴史研究会等		構成団体例 ・兵庫県及び関係市町 ・ＪＡ・商工会・観光協会・企業・研究機関等
事務局 ・初期段階：東播用水土地改良区 ・将来：主たる参加団体と分担		事務局 ・加古川流域土地改良事務所

2）組織のイメージ

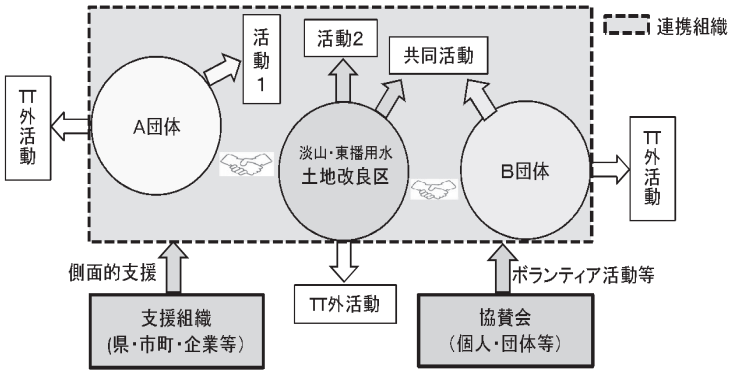

5．運動創設

運動創設は、平成 28 年 3 月までを目標とし、概ね運動創設の工程表により進める。

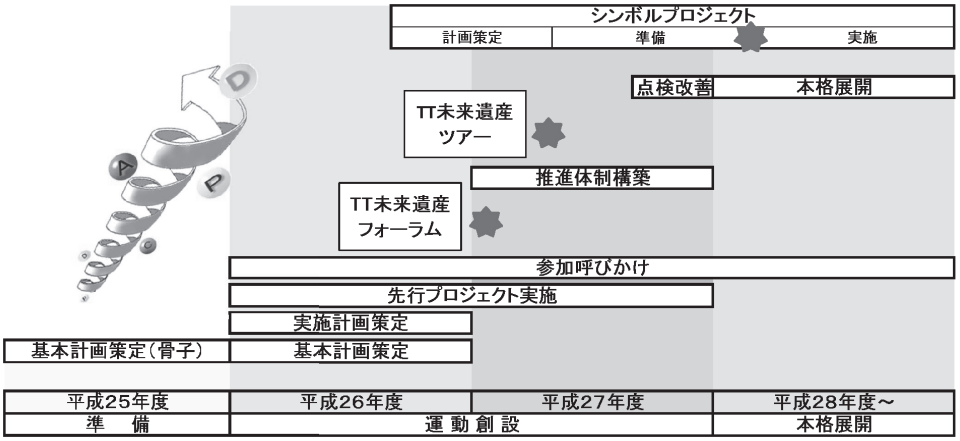

6．実施に向けた課題

現時点において確認された主な課題について、個々に対応方針を決定し、TT 未来遺産運動を進める。

1）運営に関するもの

（1）運動推進費の財源確保

（2）運動の定期的な点検（基本方向等に確認、組織の点検など）

（3）流域全体に向けた取り組み(東条川疏水ネットワーク博物館との連携など)

（4）ロゴ、キャッチコピーの制作

（5）GIS ススステムの活用

（6）山田池の処分・活用

（7）北部地域の関心向上

2）展示施設に関するもの

（1）見せる工夫(看板設置等、人が集まる魅力の創出、児童生徒の感動を高める工夫)

（2）文化財指定(注目度を高める)

3）博物館に関するもの

（1）企画・運営（博物館の運営・管理体制の整備、児童の興味を引く見せ方の工夫、体験学習等の開催)

（2）館内整備(展示内容の再検討、資料の整理、談話室の改善)

4）淡山疏水史誌の編纂

淡山疏水の歴史について取りまとめを行う。

資料26

合併契約書（変更）

東播用水土地改良区（以下「甲」という。）及び兵庫県淡河川・山田川土地改良区（以下「乙」という。）は、合併に関し、次のとおり契約を締結する。

（合併の方法）

第１条　甲は、乙を合併して存続し、乙は解散する。

２　兵庫県知事への合併認可申請は、認可を平成２８年４月１日(以下「合併日」という。)に受けることを目処として行う。ただし、合併手続の進行に応じ必要あるときは、甲乙協議してこれを変更することができるものとする。

（定款変更の内容）

第２条　合併後の甲の定款の基本事項は、次のとおりとする。

(1) 名称は、東播用水土地改良区とする。

(2) 地区は、甲及び乙の定款に定める地域とする。

(3) 事業は、甲及び乙の定款で定める全ての事業とする。

(4) 事務所は、三木市志染町井上に置く。

２　総代の定数は、８０人とし、選挙区及び各選挙区において選挙すべき総代の定数は次のとおりとする。

選　挙　区	選　挙　区　域	総　代　数
第　1　区	神戸市第１区（北区）	８　人
第　2　区	神戸市第２区（西区）	１９　人
第　3　区	明石市	３　人
第　4　区	加古川市	５　人
第　5　区	三木市	２７　人
第　6　区	加古郡稲美町	１８　人
計		８０　人

３　役員の任期、定数等は次のとおりとする。

(1) 役員は、総代会の議決により選任する。

(2) 役員の任期は、４年とする。

(3) 役員定数は、理事２７人及び監事４人とする。

組合員でない理事は、役員定数のうち理事６人とし、兵庫県淡河川・山田川土地改良区理事長に代わる理事は置かない。

(4) 組合員である役員は、次のとおり各被選任区から選任する。

被選任区	被選任区域	定数	
		理事数	監事数
第１被選任区	神戸市北区	３人	１人
第２被選任区	神戸市西区	４人	１人
第３被選任区	明石市	１人	
第４被選任区	加古川市	１人	
第５被選任区	三木市	７人	２人
第６被選任区	加古郡稲美町	５人	
合　計		２１人	４人

４　運営事務及び事業に要する経費の賦課は次により行う。

(1) 経常経費、国営事業負担金（加古川水系広域農業水利施設総合管理事業を含む。）、基幹施設の県営事業分担金及びその他のかんがい施設整備事業費に充てる賦課金は、甲の地区全体の土地を対象として地積割に賦課する。

(2) 前号以外の事業費に充てる賦課金は、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

(3) 維持管理費に充てる賦課金は、配水可能地域の土地につき５０％を地積割、５０％を使用水量割に賦課する。

５　事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（財務の確認等）

第３条　甲及び乙は、平成２８年１月３１日（以下「合併財務等確認日」という。）時点の次に掲げる書類を交換し、相互に確認する。

(1) 仮事業報告書

(2) 仮収支決算書

(3) 財産目録

(4) 前３号に掲げる書面の合併財務等確認日から合併日までの事業、収支、財産の変動予定を記載した書面

２　甲及び乙は、合併財務等確認日以後、前項第４号の書面に記載された事項に変更を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙の代表者の承認を得なければならない。

３　甲及び乙は、合併日前日時点の事業報告書、収支決算書及び財産目録並びに第１項第４号の書面の精算内訳書を作成する。

（財産の管理等）

第４条　甲及び乙は、この契約締結後合併日に至るまで、善良な管理者の注意をもって業務を運営し、財産を管理しなければならない。

（財産の引き継ぎ）

第５条　乙は、財産目録記載の財産その他一切の権利義務を甲に引き継ぐものとする。

（瑕疵があった場合の責任）

第６条　甲が合併により引き継ぐ各種書類の誤謬若しくは脱落、引き継いだ財産中のかくれた瑕疵、又は第３条第２項の承認を受けないでした行為により、甲が損害を蒙った場合であって、その損害が甲又は乙の役員の悪意又は重大な過失があったことに起因するときは、その甲又は乙の役員は、個人の資格において連帯して甲に対してその損失額の補填をするものとする。

（職員の引き継ぎ）

第７条　乙の職員二人は、平成２８年４月１日付で存続土地改良区の職員とする。

（合併総代会）

第８条　甲及び乙は、平成２８年３月３１日までに総代会を開催し、次の事項を議決するものとする。

(1) 合併の承認

(2) 合併契約書の承認

(3) 定款の一部変更（甲のみ）

(4) 第３条第１項に掲げる書類等

（契約の解除等）

第９条　この契約の締結の日から合併日までの間において、天災その他不測の事由又はかくれた重大な瑕疵により、甲若しくは乙の財産又は合併の基本的な要件に係る事項に重大な変動が生じた場合は、甲及び乙は協議の上、この契約を変更し又は解除することができる。

２　契約を解除する場合は、甲及び乙は、両者で確認している国営土地改良事業東播用水二期事業に係る農家負担金の負担方法を見直すものとする。

（雑則）

第 10 条　合併に関し新たな取り決めを必要とするとき、又はこの契約に疑義が生じたときは、甲及び乙の各代表者が協議の上決定する。

（契約の効力）

第 11 条　この契約は、第８条に規定する総代会の承認を得たとき、その効力を生ずる。

以上の証として本書２通を作成し、甲及び乙の代表者が記名押印の上、各々その１通を保有する。

平成２８年１月２７日

甲　　東播用水土地改良区

理　事　長　　大村　伊三夫

乙　　兵庫県淡河川・山田川土地改良区

理　事　長　　大村　哲郎

資料 27

吸収合併認可申請書

東播用水土改区第 315 号
平成２８年　３月２８日

兵庫県知事　井 戸 敏 三 様

（土地改良区の所在地及び名称）

所在地　兵庫県三木市志染町井上６８３番地

名　称　東播用水土地改良区

理事長　大　村　伊　三　夫

吸　収　合　併　認　可　申　請　書

当土地改良区は、兵庫県淡河川山田川土地改良区を合併したいから認可くだされたく、土地改良法第７２条第２項の規定により、下記書類を添えて申請します。

記

１　合併によって解散する土地改良区の名称及び所在地を記載した書面
２　合併の理由を記載した書面
３　合併後存続する土地改良区の定款
４　合併後存続する土地改良区の土地改良事業計画書及び当該計画に係る事業費の細目及び資金計画を記載した書面
５　合併後存続する土地改良区の業務の執行及び会計の経理に関する事項を記載した書面
６　合併契約書の謄本
７　合併を議決した総代会の議事録の謄本
８　事業報告書、収支決算書及び財産目録
９　債権者の同意のあったことを証する書面（該当なし）

１　合併によって解散する土地改良区の名称及び所在地

名　称　　兵庫県淡河川山田川土地改良区

所在地　　兵庫県加古郡稲美町野寺８４番地の５

２　合　併　の　理　由

兵庫県淡河川山田川土地改良区（以後、「淡山土地改良区」という。）は、明治１９年に設けられた「印南新村外二十箇村水利土功会」に端を発し、昭和 27 年に「土地改良区」として認可を受け今日に至っている。一方、東播用水土地改良区は、国営東播用水農業水利事業の実施に伴い、昭和４７年に淡山土地改良区の地区全体を包含して設立された。

以来、両土地改良区は協力して用水管理に取り組んできたが、この度、「組織運営の効率化」「用水管理の効率化」「事業実施体制の強化」を図り、受益地域の農業の振興を中心とした地域における多面的な役割を将来にわたって安定的に果たしていくため、東播用水土地改良区が淡山土地改良区を吸収合併する。

【合併の具体的効果】

１組織運営の効率化

⑴ 二重賦課の解消

淡山土地改良区組合員における二重賦課が解消される。

⑵ 事務経費の削減

両土地改良区間における水利調整、改修事業協議等を行う「東播用水南部水利施設調整協議会」が不要となるなど、協議調整に要する労力及び事務経費が節減される。

２用水管理の効率化

現在は淡山土地改良区所有の水路等を東播用水土地改良区が受託管理しているが、所有権と管理権を併せて所有することにより、施設と用水の管理及び活用がより効率的となる。

① 水路の破損事故等に対して、迅速かつ的確な対応となる。

② 地域用水など、用水と施設の幅広い活用が容易となる。

③ 管理責任が一元化され、水難事故等に対する安全対策が向上する。

３事業実施体制の強化

⑴ 土地改良事業の円滑な推進

国営東播用水農業用水二期事業を始めとして、土地改良事業が単一組織のもとに円滑に推進される。

⑵行政、関係農業機関との連携強化

窓口が一本化され、事業実施及び農業振興並びに地域振興における関係機関との連携が強化される。

3　合併後存続する土地改良区の定款

（１）東播用水土地改良区定款

（２）定款付属書

①東播用水土地改良区役員選任規程

②維持管理費の賦課基準に関する規程

4　合併後存続する土地改良区の土地改良事業計画書及び当該計画に係る事業費の細目及び資金計画

（１）兵庫県淡河川山田川土地改良区維持管理計画書（事業費細目等含む）

（２）東播用水土地改良区維持管理計画書（事業費細目等含む）

（３）事業費の細目及び資金計画

平成２８年度一般会計収支予算書

5　合併後存続する土地改良区の業務の執行及び会計の経理に関する事項を記載した書面

（１）東播用水土地改良区規約

（２）東播用水土地改良区会計細則

6　合併契約書の謄本

（１）合併契約書（平成 24 年 11 月 15 日締結）

（２）合併変更契約書（平成 28 年 1 月 27 日締結）

7　合併を議決した総代会の議事録の謄本

（１）兵庫県淡河川山田川土地改良区総代会議事録

（２）東播用水土地改良区総代会議事録

8　事業報告書、収支決算書及び財産目録

（１）兵庫県淡河川山田川土地改良区

① 事業報告書

② 収支決算書

③ 財産目録

（２）東播用水土地改良区

① 事業報告書

② 収支決算書

③ 財産目録

9　債権者の同意のあったことを証する書面

該当なし

資料 28

合併認可書

兵庫県指令北播（加改）第 1764 号

三木市志染町井上６８３番地
東播用水土地改良区

平成２８年３月２８日付け、東播用水土改区第 315 号で申請のあった東播用水土地改良区が兵庫県淡河川・山田川土地改良区を吸収合併することについて、土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第７２条第２項の規定により認可します。

平成２８年４月１日

兵庫県知事　　井　戸　敏　三

兵庫県知事印
加古川流域土地改良事務所

東播用水土改区
受
28. 4. -1
付
東用土区第315-1号

資料 29

世界かんがい施設遺産（ICID 2014･9 登録）

水土里ネット（みどり）

東播用水

日本初の錬鉄管を使ったサイフォン式かんがい施設

御坂サイフォン

安積、琵琶湖、那須の明治三大疏水に匹敵するという識者もある淡河川山田川疏水（淡山疏水）
疏水百選に選定されており、支線を含めた総延長が60kmを超える長大なかんがい施設である。
山田川疏水に先立って建設された淡河川疏水は
かんがい施設としては日本初の工法を採用して明治24年（1891年）に完成した。
その工法とは イギリス直輸入の錬鉄管を用いたサイフォン工（噴水工）
御坂サイフォンと呼ばれるこの施設は横浜に明治18年（1885年）、日本初の近代水道を築いた
英国陸軍工兵少将ヘンリー・スペンサー・パーマーによって設計された。

御坂サイフォン橋（上流側）。明治24年完成。全長約57m、高さ約12m。橋の内部をサイフォン管が通る。水面に映る姿から、「眼鏡橋」とも呼ばれる。淡河川疏水の主要施設で、上流側は創建当時の姿をとどめている。土木学会が技術的、デザイン的にすぐれたもの、ないしは由来やエピソードが豊富な構造物を毎年全国で10件程度、認定・表彰する「選奨土木遺産」に認定されている

東播用水土地改良区

農民悲願の疏水

兵庫県加古郡稲美町を中心とする印南野の台地は、日本有数の少雨地帯であり、水利に乏しい乾燥台地である。農業はため池に頼る稲作と、綿作が主だったが、明治初頭、開国に伴う安価な外国産綿花の流入と明治政府が断行した地租改正による重税で、農民は苦しんだ。その打開策として生まれたのが台地の水田化を図る淡河川山田川疏水事業である。明治政府の殖産興業政策のもと、国策として行われた明治の三大疏水に対し、農民自らが費用や労役の負担もいとわず完成させようとした疏水である。

最初の出願から8年、ようやく疏水の実地調査が始まったのは明治19年（1886年）当初の計画案は、江戸中期からたびたび企図されてきた山田川からの取水だった。ところが調査に訪れた内務技師田邊義三郎により、山田川疏水計画案は排されてしまう。地質が悪く難工事となるためだった。田邊の指摘で計画が変更され、淡河川から水を引くことになる。これが淡河川疏水で、このとき見送られた山田川疏水は、後にさらに水需要が増大したために計画が再燃して明治44年（1911年）から大正8年（1919年）にかけて築造されたものである。

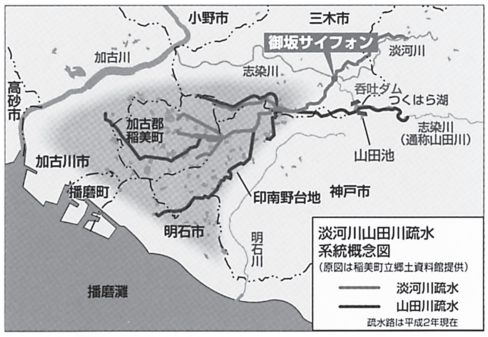

疏水系統図におけるサイフォンの位置

当時の最新技術を用いたサイフォン

当時、淡河川疏水の最大の難関は、途中、疏水が志染川の渓谷を渡ることだった。疏水が谷を越えるには、両岸から川面までの50～60mの落差を下りまた同じほど上らなければならない。これを解決する工法として、英国陸軍工兵少将パーマーが提案し、設計することになったのが、農業用水としては日本初の錬鉄管によるサイフォン工だった。西洋近代土木技術を借りて初めて、疏水が完成へ向けて動きだしたのである。

加古川支流淡河川の木津地点から発した淡河川疏水の水は、志染川右岸の丘に設けられた注水井から巨大な曲管に吸い込まれる。そして、志染川に架かるサイフォン橋まで一気に下り、橋を渡ると対岸の丘に駆け上がり、丘の頂で噴出する。曲管両端の水平距離約735.3m、流入部の標高132.34m、流出部の標高129.89m、流入側が流出側より2.45mほど高いために可能な、原理としては単純な仕組みである。しかし、巨大な錬鉄管を用いるというのは当時としてはあまり馴染みのない新技術であったため、地元関係者はその効力に疑念を抱き、サイフォン工を採用する淡河川疏水案になかなか応じなかったそうである。

流出口側から見た現在の御坂サイフォン。対岸の丘から下る鉄管が、手前の丘に這い上がっている。

イギリスから鋼管を輸入して行った工事

明治3年（1870年）、横浜で創刊された英字新聞『ジャパン・ウィークリー・メイル』の主筆で社主だったフランシス・ブリンクリーは、パーマーの親友であった。同紙の明治24年7月4日号に、御坂サイフォン完成を報じる「兵庫県における灌漑工事」という記事が載った。それによると、サイフォン敷設予定地は険しい場所が多かったので、パーマーは鉄管を銑鉄ではなく、錬鉄（マイルド・スチール）製とすることを推奨した。理由は、強度や伸張性に優れる点と、なによりも銑鉄製より薄く軽くできることだった。同一条件のパイプなら、錬鉄製のものは銑鉄製のものの4分の1から5分の1の重さになる計算だった。パーマーの建言は受け入れられ、サイフォンの設計と敷設は彼に一任された。彼はイギリスに錬鉄管を発注し、厚さ約3.2～4.8mm、長さ約6mの鉄管の直径を32インチ（約81cm）、34インチ（約86cm）、36インチ（約91cm）の3種類とし、船積みの際に3本を1組として入れ子にして、運賃の節約を図ったという。これらの管は腐食を防ぐため管の内外が特殊配合の塗料で塗られていた。錬鉄管は上流側から口径の大きい順にリベットで接合され1本につながれた。連結工事や付帯工事には、横浜水道職工長バクバードも参加した。

淡河川・山田川土地改良区の資料館に展示されている創建当時の錬鉄管。リベットの接合の様子が分かる。

創建当時の注水井手前の丘から下った鉄管が対岸の丘に這い上がっている。

日本に骨を埋めたパーマー

ヘンリー・スペンサー・パーマーは1838年英国植民地インドに生まれ、本国の王立士官学校を2番の成績で卒業し、英国陸軍工兵将校として、陸地測量、天体観測などに従事、香港駐在だった明治12年（1879年）に初来日し、その後、たびたび来日、明治18年（1885年）からはほとんど日本にとどまり、横浜の近代水道建設の総指揮をとったほか、大阪、函館、東京、神戸の近代水道計画書を作成した。日本の近代水道の父と呼ばれるゆえんである。明治政府は横浜水道の完成に際し勲三等旭日章を贈り、後には、内務省土木局名誉顧問土木工師に任じている。

一方、パーマーは『ザ・タイムズ』東京通信員としても活躍、長い鎖国から解き放たれ、近代国家へと生まれ変わろうとする日本を観察し、その有り様を世界へ伝えるジャーナリストの役割も果たした。そして、明治26年（1893年）、母国から遠く離れた日本で、日本女性にみとられて病没、総指揮にあたっていた横浜港建設のさなかの54歳、遺体は青山墓地に葬られた。

淡河頭首工（おうごとうしゅこう）　御坂（みさか）サイフォンの水源施設（すいげんしせつ）

二つの姿をもつ御坂サイフォン橋

完成以来127年、今も変わらず台地を潤し続ける淡河川疏水だが、たびたび改修を受けてきた。旧御坂サイフォンは、昭和26～28年（1951～1953年）に行われた兵庫県の農業水利改良事業により、眼鏡橋と呼ばれるサイフォン橋部分を除き撤去され、新しいサイフォン管が敷設された。新しい管は眼鏡橋の下流側に新しい鉄筋コンクリート橋を造ってその中を通している。そして新旧の橋の上部をつないで幅4m余りの一つの橋とした。上流側の古い橋の内部には、パーマー時代の鉄管がそのまま残っているが、今は使用されていない。古い橋は、付近で切り出された砂岩で出来ており、明治24年（1891年）のサイフォン創建時の姿をとどめるのは上流側のこの橋のみだ。

明治と昭和、上下流で異なる姿を見せる御坂サイフォン橋は、日本の近代化に手を貸したイギリス人の、そして明治から昭和にかけて水を求めて苦闘した人々の事績を後世に伝えるかけがえのない記念碑となっている。

御坂サイフォン橋（下流側）

参考文献
●『淡河川山田川疏水五十年史』
（淡河川山田川普通水利組合刊、1941年）
●『祖父パーマー』（樋口次郎著、有隣堂刊、1998年）
●『ジャパン・ウィークリー・メイル』
（ジャパン・メイル社刊、1891年7月4日号）

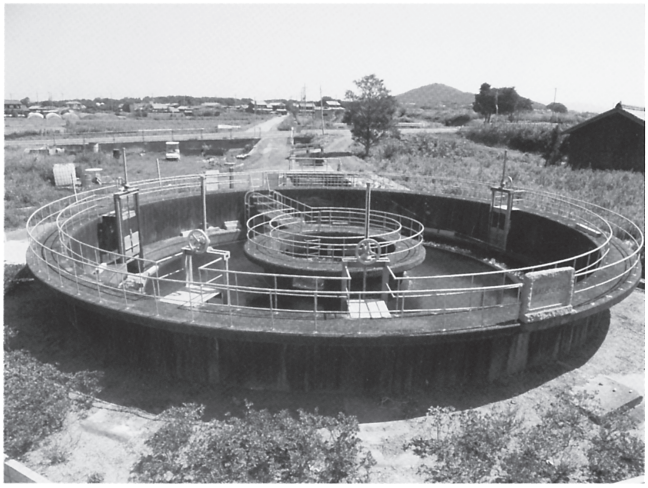
練部屋分水工（ねりべやぶんすいこう）　いなみ野台地（のだいち）に分水（ぶんすい）する円筒分水工（えんとうぶんすいこう）

東播用水土地改良区
兵庫県三木市志染町井上683
TEL **0794-87-0545**　FAX **0794-87-0547**

(H30.3)

資料 30

練部屋分水所（ねりべやぶんすいしょ）

淡河川・山田川疏水（おうごがわ・やまだがわそすい）

東播用水

水土里ネット（みどり）

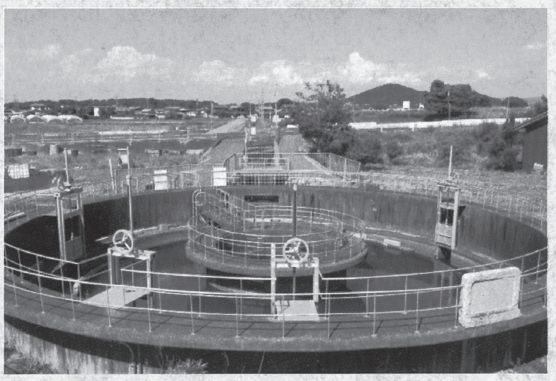

淡河川・山田川疏水は、明治から大正時代にかけて実施された淡河川疏水事業と山田川疏水事業の二つの水利事業によって成立した疏水です。地元では淡山疏水と呼ばれています。淡山疏水の実現には、地元の人々の努力に加え、近代化によりはいってきた測量術、鉄管やレンガなど外国の技術が大きな役割を果たしました。また、その後の改修工事でも、その当時の最新技術が用いられてきました。

この水利事業では、疏水とともに多くのため池が造られました。疏水と溜池が織りなす水のネットワークは、この地域特有の文化的景観を形成しています。淡山疏水は、農林水産省「疏水百選」に選ばれるなど、歴史・文化的高い評価がなされています。

＊淡山疏水は、「疏水百選」のほか、「推奨土木遺産」（土木学会）、「近代化産業遺産」（経済産業省）、「ため池百選」（農林水産省）などにも認定・選定されています。

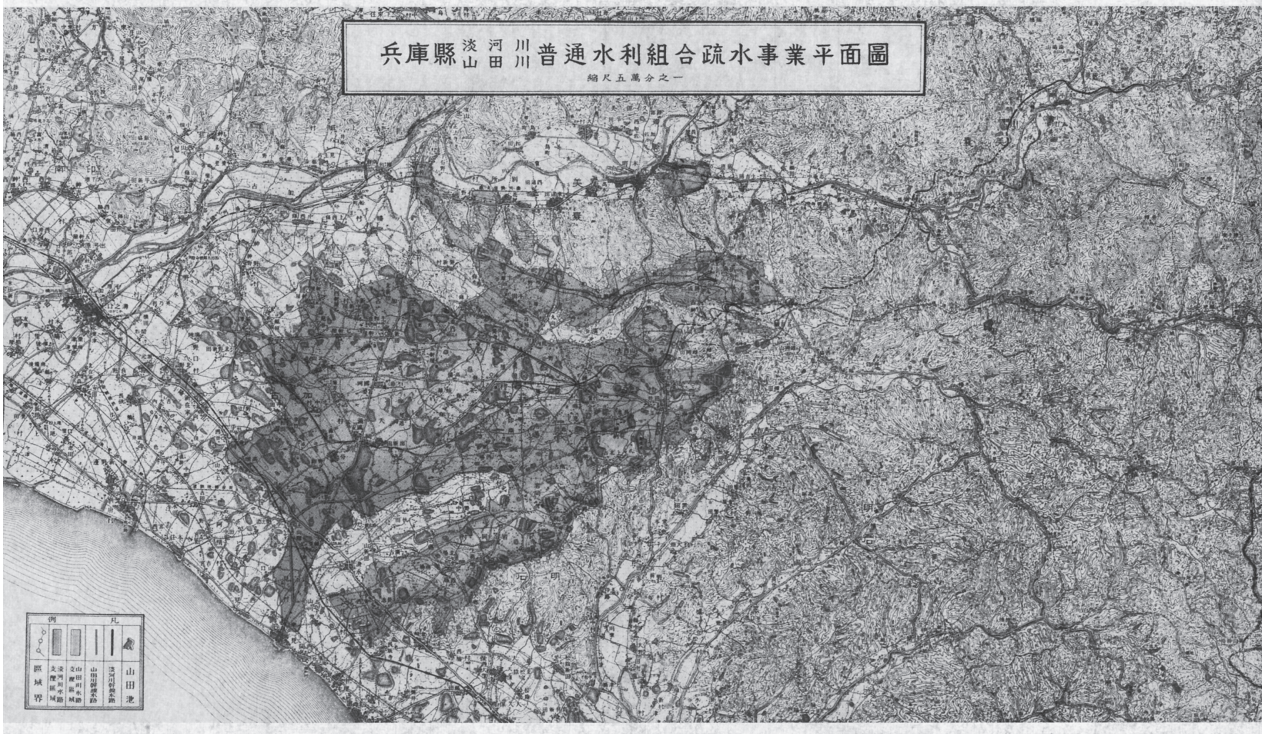

東播用水土地改良区　（H25.3）

練部屋分水所 (ねりべやぶんすいしょ)

練部屋分水所は、水源の淡河川と山田川から練部屋(神戸市西区神出町紫合)に導かれた水を下流の六つの地域(加古、天満、蛸草、森安、手中、印南)に分ける施設として、1891(明治24)年に造られました。

当初はレンガ造りの四角形でしたが、完成の翌年に発生した大雨の被害を受け、六角形に造り直しました。(別図1参照)

分水所は、水が一旦その下部に潜り中央部から吹き上げ、水の流れと水位を安定させて水を分ける複雑な構造をした施設です。(別図2参照)

淡山疏水の水利費は、「用水反別」という全国的に珍しい水量割の負担方式がとられたため、正確な分水が求められました。

現在のものは直径10mの鉄筋コンクリート造りで、1959(昭和34)年に円等分水工といわれる工法で造られたものです。配水口は統合されて、現在は四つとなっています。(写真1参照)

※分水所のことを「分水工(ぶんすいこう)」と呼ばれることもあります。

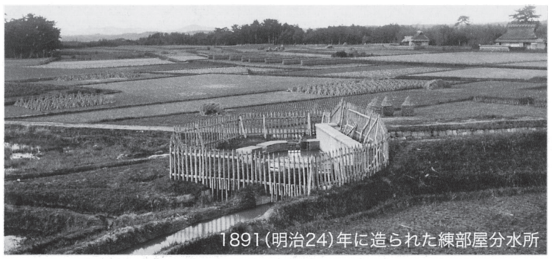

1891(明治24)年に造られた練部屋分水所

■現在の練部屋分水所

写真1

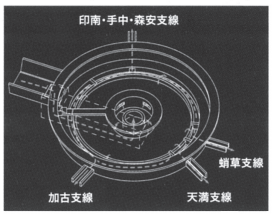

円筒中心部に水を湧出させ、円筒外周部で越流させて、落下する際に一定の割合に分水する仕組み

■図1 **練部屋分水工の変化(模式図)**

1891(明治24)年 矩形分水工(平面図)

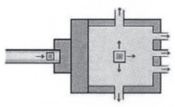

1893(明治26)年 六角形分水工(平面図)

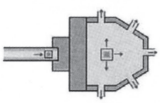

1959(昭和34)年 円筒管分水工(平面図)

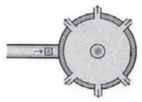

図2

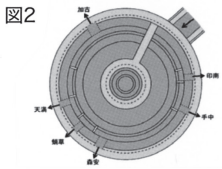

円筒型分水工平面図

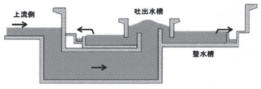

円筒型分水工断面図

東播用水への移行

いなみ野台地を潤す“水の路”

淡河川・山田川疏水は、江戸時代に引かれた水路と同様に、取水期間の制限がありました。そのため多くのため池が築造されました。しかしながら“いなみ野”台地では、その後も干ばつによる水不足が頻繁に発生しています。

淡河川・山田川疏水が加古川支流の志染川のみで対応していたものを、東条川、篠山川へとさかのぼり、約36kmの導水路によって3つのダムを連結する壮大な水利ネットワークを築いたのが東播用水農業水利事業です。

本事業の主要施設は、川代ダム、大川瀬ダム、呑吐ダム、川代導水路、大川瀬導水路などです。篠山川から取水する川代ダムは河道貯留型ダムで、東播用水の起点であり、導水路で大川瀬ダム、呑吐ダムへ送水しています。

本事業は、淡河川・山田川疏水の受益地はもちろん、約500のため池に灌漑期を含めて一年を通じて補水がなされています。

4市1町(神戸市・明石市・加古川市・三木市・稲美町)の約7,420haに用水を供給するなど、農業経営の安定を図るため1970年(昭和45)から1993年(平成5)までの22年間を費やし実施されました。さらにその用水は7市5町(神戸市・明石市・加古川市・三木市・稲美町・播磨町など)の上水道としても利用されています。

■**東播用水移行後の歴史**

1962年	昭和 37	兵庫県による東播用水事業計画構想作成
1963年	昭和 38	国の直轄調査地区に採択
1968年	昭和 43	全体実施設計地区に採択
1970年	昭和 45	国営事業地区として着工、三木市に近畿農政局東播用水農業水利事業所を開設
1972年	昭和 47	「東播用水土地改良区」(初代理事長・大原義治(三木市長))が発足
1989年	平成元	呑吐ダムの竣工
1991年	平成 3	大川瀬ダムの竣工
1992年	平成 4	川代ダムの竣工。東播用水事業の完工
1996年	平成8	東播用水土地改良区が一元管理

■**東播用水の概要**

東播用水

その後、“いなみ野”台地の水利は、淡河川・山田川農業水利改良事業1949～62年(昭和24～37)によって整備され、さらに現在、東播用水農業水利事業の受益地域に包含されています。

資料 31　淡山疏水年表

年	月　日	出　来　事
享保２（1717）年		いなみ野台地において江戸時代に始まった新田開発がほぼ終了する。
明和８（1771）年	10 月	明石郡東村の某（氏名不詳）が、山田川中流部から雌岡山の麓までの疏水計画を発案する。
文政９（1826）年		加古郡国岡新村福田嘉左衛門が、山田川中流部から練部屋までの疏水計画路線を測量し、姫路藩主に工事を出願する。
慶応３（1867）年	11 月 10 日	大政奉還が成立する。
慶応３（1867）年	12 月７日	神戸港（兵庫港）が開港される。（太陽暦：1868 年１月１日）
明治４（1871）年	７月	廃藩の詔勅が宣せられる。
		兵庫県、豊岡県、飾磨県、名東県が置かれる。
明治５（1872）年		加古郡野寺村里正魚住完治、同郡国岡新村福田厚七、同村花房権太夫及び明石郡神出村西村茂左衛門が、藤本増右衛門を助手として、山田川疏水計画路線を測量する。
明治６（1873）年	７月 28 日	地租改正法が公布される。
明治９（1876）年	８月	兵庫県、豊岡県、飾磨県、名東県が合併し現在の姿となる。
	10 月	地租改正による加古郡地域の租税の額が示される。（増加率は著しく、過重負担となった印南新村は地租未納となる。）
明治 11（1878）年	９月７日	魚住完治外５名（加古郡加古新村、野谷新村、印南新村、国岡新村、蛸草新村、野寺村）が、山田川疏水測量の請願書『新流掘割之義願』を兵庫県に提出する。
明治 12（1879）年	１月８日	加古郡役所が設置される。（10 日には初代郡長に北條直正が就任する。）
	２月 14 日	魚住完治外４名の惣代（加古郡野寺村･野谷新村､下草谷村､印南新村､草谷村、蛸草新村）が、疏水測量の請願書『新流掘割測量之義懇願』を兵庫県に再度提出する。
	３月７日	兵庫県が山田川疏水を実測する。（八部郡衝原村～明石郡紫合村練部屋）
	４月５日	北條郡長が関係村責任者に、疏水計画が適切であることを告げる。
	８月～９月	大干ばつが発生する。
明治 13（1880）年	１月１日	北條郡長の調停により、国営播州葡萄園用地として印南新村畑地約 30 ヘクタールの売買交渉が妥結する。（売却費は滞納中の印南新村の地租の一部に充当された。）
	３月 19 日	魚住逸治を議長として疏水関係六箇村連合会（加古郡印南新村、蛸草新村、野寺村、野谷新村、草谷村、下草谷村）が開かれ、工事費１万 4,600 円の負担及び水路開通の請願書『水路開通ニ付願』を兵庫県に提出が決議される。
	12 月１日	関係六箇村が、疏水の直轄工事及び工費費一時繰替の請願書『水利掘割ノ儀ニ付伺』を兵庫県に提出する。
明治 14（1881）年	２月	兵庫県の要請を受け、国が農商務省御用掛南一郎平を派遣し山田川疏水を調査する。
	２月 20 日	国の土木費廃止に伴い、兵庫県が疏水工事直轄及び工事費一時繰替の請願を却下する。
	４月	関係六箇村が、疏水開通再請願書『摂津国八部郡山田川ヨリ新水路開通ノ儀ニ付再懇願』を兵庫県に提出する。

年	月　日	出　来　事
明治 15（1882）年	3月	北條直正加古郡長が更迭される。
	5月	疏水連合会議長魚住逸治が、山田川疏水の実地巡視請願書を兵庫県へ提出する。
	12 月 19 日	農商務省大輔品川彌二郎が疏水関係六箇村を視察する。
明治 16（1883）年	1月 24 日	兵庫県が山田川疏水の測量を再開する。
	4月 10 日	森岡県令が疏水関係六箇村を視察する。
	7月	大蔵卿松方正義、農商務卿西郷従道が続けて疏水関係六箇村を視察する。
明治 17（1884）年	3月6日	関係六箇村が水路開削起工願いを兵庫県に提出する。
		兵庫県が山田川疏水を起工するための国庫金貸与を国に要請する。
明治 18（1885）年		兵庫県が山田川疏水を起工するための国庫金貸与を国に要請する。
明治 19（1886）年	1月	疏水関係六箇村連合会に 15 か村が新規加盟し、印南新村外二十箇村水利組合が設立される。
	1月 26 日	内海県令が印南新村外 20 か村の戸長らを招集し、国庫 4 万 5,000 円の借入、県庁直轄工事及び水利土功会設立の方針を告げる。
	3月4日	国庫金 4 万 5,000 円貸与が決定される。
	3月6日	印南新村外二十箇村水利土功会が組織され、赤堀威加古郡長が管理者に指定される。（加古郡役所が廃止されるまでの間、歴代の加古郡長が管理者を務めた。）
	3月 14 日	第 1 回水利土功会会議が開かれる。
	4月	内務技師田邊義三郎が山田川疏水を実地調査する。
	7月	山田川疏水の県庁直轄工事が認可される。
	7月 24 日	水利土功会が、国庫金 4 万 5,000 円の借用証書を兵庫県に提出する。
明治 20（1887）年	4月 26 日	水利土功会が、山田川疏水工事から淡河川疏水工事への変更を決議する。
	6月7日	水利土功会が淡河川疏水工事費予算（約 6 万 9,255 円）を決議する。
明治 21（1888）年	1月 27 日	淡河川疏水起工式が行われる。（印南新村播州葡萄園）
明治 22（1889）年	4月1日	市町村制が施行される。
	10 月	関係村が工事負担金拠出困難となり、『淡河川疏水工費ノ内国庫御貸下金特別御下賜之義嘆願書』を提出する。
	2月 11 日	大日本帝国憲法が公布される。
明治 23（1890）年	6月 20 日	水利組合条例が公布される。
	7月	魚住逸治が 1 日に行われた衆議院議員選挙に当選する。
	8月	凶作に見舞われた関係村が再度国庫貸与金を嘆願し、『淡河川疏水工費拝借之義嘆願』を提出する。前回（明治 22（1889）年 10 月）と共に認可されず。
	10 月 20 日	水利土功会が工費追加予算を決議する。
	11 月 5 日	普通水利組合設立に向けて総代選挙が行われる。
	11 月 13 日	印南新村外二十箇村水利土功会を廃し、加古郡母里村外四箇村普通水利組合が設立される。
	11 月 28 日	普通水利組合の議員選挙が行われる。

年	月　日	出　来　事
明治 24（1891）年	4 月 11 日	淡河川幹線水路が完成し、通水試験を行うため水門が開けられる。（5 日後に用水が練部屋分水所に到達した。）
	6 月 2 日	林知事が淡河川疏水の完成状況を視察する。
	6 月 5 日	兵庫県庁が淡河疏水事業事務を加古郡役所に引き継ぐ。
	9 月 20 日	淡河川疏水の本格通水が開始される。
明治 25（1892）年	3 月	国庫貸下金 4 万 5,000 円の償還が免除される。
	7 月 24 日	前日からの豪雨により、淡河川疏水の水路崩壊、トンネル陥落などが発生する。
	8 月 25 日	組合会が災害原形復旧の工事費予算を決議する。
	10 月 19 日	兵庫県が、地方税による補助を前提とした施設改良を行う災害復旧計画を提示する。
	10 月 21 日	施設改良を行う県の設計に基づき、普通水利組合会が前回決議した災害復旧工事費予算を修正決議する。
		周布公平兵庫県知事（貴族院議員）及び魚住逸治衆議院議員の斡旋があり、復旧工費地方税国庫補助が両院で可決される。
明治 26（1893）年	3 月	普通水利組合の疏水常設委員、工事委員、工事監督委員が選定される。
	7 月	普通水利組合が復旧工事に着手する。（主要部は県庁に託された。）
明治 27（1894）年	4 月 19 日	周布公平知事が淡河川疏水全路を巡視する。
	5 月 20 日	北白川宮殿下が淡河川疏水を巡視される。
	5 月	淡河川疏水が全通する。
	7 月 25 日	日清戦争が始まる。
	10 月 30 日	普通水利組合が、九鬼家が所有する淡河川疏水用地の、永代貸借契約を締結する。
	12 月 23 日	復旧工事完成式が行われる（母里村野寺　高薗寺）
明治 29（1896）年	8 月・9 月	豪雨出水により淡河川疏水が被災する。
明治 30（1897）年	9 月 29 日	豪雨出水により淡河川疏水の埋没、決壊などの災害が発生する。
明治 31（1898）年	3 月	普通水利組合が神出村（一部）、岩岡村（一部）、別所村小林新田、興治新田に余水の分水を許可する。
明治 33（1900）年	3 月	普通水利組合が三木町及び久留美村に余水の分水を許可する。
明治 37（1904）年	2 月	日露戦争が始まる。
明治 39（1906）年	6 月 6 日	三輪管理者が水源拡張計画を常設委員会に諮問する。
	7 月 15 日	加古郡、美嚢郡、明石郡の関係町村に対し、普通水利組合が新規開墾見込み反別調査を依頼する。
	8 月 31 日	兵庫県が御坂地点における揚水機設置の適否を調査する。
	9 月 22 日	御坂地点に蒸気揚水機を設置する水源拡張計画を、普通水利組合会が決議する。
	10 月 5 日	兵庫県が水源拡張計画の実地測量、調査に着手する。
明治 40（1907）年	3 月 15 日	兵庫県が調査の結果、揚水機設置計画と比較した山田川疏水計画の有利性を報告する。
	4 月 20 日	普通水利組合会が山田川疏水加盟条件を決議する。

年	月　日	出　来　事
明治 41（1908）年	3月4日	加古郡母里村外四箇村普通水利組合が兵庫県淡河川山田川普通水利組合に改組される。
	3月 24 日	改正選挙区による普通水利組合議員の選挙が行われる。
	9月 17 日	普通水利組合が山田川疏水工事起工許可願いを兵庫県に提出する。
	12 月 11 日	兵庫県が山田川疏水工事を許可する。
明治 42（1909）年	1月 14 日	山田川疏水工事費 28 万 937 円に対して 28 万円の起債を普通水利組合会が決議する。
	3月 29 日	普通水利組合会が事務所建設費予算を決議する。
	5月 27 日	㈱日本勧業銀行の貸付条件に沿い、山田川疏水の支線及びため池工事を組合事業とすることを、普通水利組合会が決議する。
明治 43（1910 年）	2月 24 日	兵庫県が普通水利組合の起債を許可する。
	3月 31 日	普通水利組合が㈱日本勧業銀行と工事費借入契約を締結し、用地買収に着手する。
	5月 21 日	普通水利組合会が、御坂サイフォン改築工事（明治 43（1910）年度から明治 44（1911）年度実施）を決議する。
	6月 30 日	普通水利組合会が、山田川疏水支線水路及びため池の調査費 6,062 円の追加予算を決議する。
	12 月	山田川幹線水路用地の買収が終了する。
明治 44（1911）年	1月 20 日	普通水利組合が山田川幹線水路工事請負契約を請負人と締結する。
	2月9日	山田川疏水起工式が行われる。（神出村内東村）
	12 月 22 日	組合債 28 万円が低利債に借り換えられる。
明治 45（1912）年	4月 13 日	山田川疏水支線水路及びため池の工事費 85 万 6,485 円の内 80 万 700 円の起債を、普通水利組合会が決議する。
	5月 29 日	兵庫県が山田川疏水支線水路及びため池の工事を許可する。
大正元（1912）年	10 月 25 日	トンネル工事などの進行遅延状況が報告される。
大正 2（1913）年	3月 25 日	兵庫県が、山田川疏水支線水路及びため池の工事費起債の内 40 万円借入を許可する。
	8月 18 日	兵庫県が、山田川疏水支線水路及びため池の工事費起債の内 38 万円借入を許可する。
	9月4日	山田川疏水支線ため池工事出動団が結成され、団員出役による工事が始まる。
大正 4（1915）年	1月	山田川幹線水路が完成する。
	3月 10 日	山田川幹線水路完成式が行われる。（岩岡小学校）
	3月 16 日	西部逓信局長が広野発電所同揚水所施設使用を認可する。
	7月1日	『山田川疏水事業沿革誌』が発行される。
大正 6（1917）年	6月 30 日	兵庫県が組合債 96 万 4,200 円の借り換えを許可する。（償還期間を延長する。）
大正 7（1918）年	7月 26 日	兵庫県が、山田川疏水支線水路及びため池の工事費 1 万 7,000 円の起債を許可する。
大正 8（1919）年	2月	山田川疏水支線水路工事及びため池築造工事が完成する。
	4月1日	普通水利組合が地元水利権者と山田川疏水期限外引水契約を締結する。
大正 10（1921）年	11 月	淡河川幹線水路の御坂サイフォン改修工事が実施される。
大正 11（1922）年	3月6日	大阪逓信局長が神出発電所岩岡揚水所設備使用を認可する。

年	月　日	出　来　事
大正 15（1926）年	3 月 22 日	天災により広野 1 号池が陥落し、同池の地下を通過している山田川疏水 19 号トンネルが通水不能となる。
	6 月	山田川幹線水路 19 号トンネル災害復旧工事が開始される。（工費 2 万 2,519 円、内県費補助 1 万 577 円）
	6 月 30 日	地方制度改正により郡役所が廃止される。
	7 月 1 日	兵庫県加印事務所長が普通水利組合の管理者に就任する。（土地改良区設置までの間、歴代の事務所長が管理者に就任した。）
昭和 2（1927）年	8 月 13 日	普通水利組合会が山田池県営事業の申請を決議する。
昭和 3（1928）年	3 月 14 日	普通水利組合会が事務所新築移転（加古郡母里村）を決議する。
	7 月 25 日	普通水利組合が兵庫県に山田池の県営施工を申請する。
	8 月 23 日	兵庫県が山田池築造費寄付を許可する。
	11 月 6 日	普通水利組合事務所新築落成式が行われる。
昭和 4（1929）年	2 月 25 日	兵庫県が山田池築造費の起債を許可する。
	3 月 26 日	山田池地鎮祭が行われる。
	7 月～ 9 月	大干ばつが発生する。
昭和 5（1930）年	3 月 31 日	兵庫県が、組合債未償還元金 72 万 4,600 円余りの利子充当金 4 万 2,000 円の起債を許可する。
	8 月 10 日	普通水利組合が組合債償還財源として国庫補助を請願する。
昭和 6（1931）年	9 月 28 日	兵庫県が組合債年賦償還元金相当額 4 万 8,500 円の起債を許可する。
昭和 7（1932）年	6 月 15 日	兵庫県が組合債未償還元金償還期間延長のための借り換えを許可する。
	7 月 2 日	豪雨により淡河頭首工破損などの災害が発生する。
	7 月 12 日	普通水利組合会が災害復旧工事費補助の申請を決議する。
昭和 8（1933）年	3 月 28 日	山田池完成式が行われる。（山田池湖畔）
	8 月 1 日	山田池最初の取水がなされる。
	12 月 26 日	普通水利組合が、岩岡支線サイフォン改修工事、12 号池増築工事などに着手する。
昭和 9（1934）年	1 月 26 日	僧尾川引水路新設工事に対する地方振興農業土木費補助が認可される。
	3 月	岩岡支線 12 号池増築工事が完成する。
	3 月 31 日	組合債 32 万 9,000 円が低利債に借り換えられる。
	4 月 7 日	普通水利組合は、淡河川疏水期限外引水に関する水源地域関係者との交渉を開始する。
	9 月 21 日	風水害により山田村大湯井堰が流出する。（大湯井堰は期限外引水に関係するため、普通水利組合において災害復旧工事を実施した。）
昭和 10（1935）年	6 月 30 日	豪雨により淡河川幹線水路などが被災する。
	8 月 22 日	普通水利組合が山田池集水引水路の新設工事に着手する。
	10 月 21 日	僧尾川引水路完成式が行われる。（引水路取入口）
昭和 11（1936）年	2 月 14 日	組合債 6 万 2,500 円が低利債に借り換えられる。
	6 月 14 日	組合が地元水利権者と淡河川期限外引水契約を締結する。
昭和 12（1937 年）	3 月 1 日	組合債 10 万円が低利債に借り換えられる。
	5 月 16 日	山田池集水引水路の完成式が行われる。（山田池堰堤）
	9 月 11 日	近畿地方に台風が襲来し、稲作が大きな被害を受ける。
昭和 13（1938）年	7 月 5 日	豪雨により山田川幹線水路及び山田池引水路などが被災する。

年	月　日	出　来　事
昭和 14（1939）年	2月 23 日	普通水利組合が神田導水路工事に着手する。
	7月～9月	大干ばつが発生する。
昭和 15（1940）年	5月 12 日	疏水祭（第1回）が淡河頭首工において行われる。
	5月 30 日	普通水利組合が淡河村の貯水堤（ダム）建設調査を兵庫県に申請する。
	10 月 23 日	疏水 50 周年記念式が行われる。（母里小学校）
昭和 16（1941）年	1月 17 日	御坂サイフォン伸縮管修繕費予算が組合会で決議される。
	3月 15 日	普通水利組合議員の選挙が行われる。
	4月 20 日	『疏水五十年史』が発行される。
	5月 18 日	疏水祭（第2回）が山田頭首工において行われる。
	8月5日	上淡河村東畑の貯水堤築造工費予算 15 万円が組合会で決議される。
	12 月	太平洋戦争が始まる。
	12 月 22 日	戦争による資材不足を理由とし、農林省から東畑貯水堤の築造中止が申し渡される。
昭和 17（1942）年	4月4日	組合債 14 万 1,200 円が低利債に借り換えられる。
	4月 12 日	疏水祭（第3回）が淡河頭首工において行なわれる。
昭和 18（1943）年	3月 22 日	御坂サイフォン管理規程が設けられる。
	5月5日	疏水祭（第4回）が山田頭首工において行われる。
昭和 19（1944）年	4月 12 日	疏水祭（第5回）が淡河頭首工において行われる。
	6月 16 日	普通水利組合会が、陸軍用地（相野飛行場）として受益地除外及びため池敷地売却を決議する。 ·別所支線、相野支線受益地 87 町6反2畝 12 歩（約 867,480 平方メートル）を除外（組合債未償還元金清算金2万 5,455 円） ·高岡池、石野池、下石野池の敷地 20 町8畝 11 歩（約 198,830 平方メートル）を売却（売却費6万 215 円）
昭和 20（1945）年	5月5日	疏水祭（第6回）が山田頭首工において行われる。
	8月 15 日	終戦の詔が発布される。
	10 月9日	前日からの豪雨により疏水が被災する。
昭和 21（1946）年	3月 27 日	普通水利組合が、債償還元金の一部 19 万 5,492 円の繰り上げ償還を決議する。
	6月 19 日	前日からの豪雨により、昨年の災害復旧工事個所が再度被災する。
	10 月 21 日	自作農創設特別措置法が公布される。
昭和 22（1947）年	7月9日	豪雨により、前々年被災箇所が第3次の災害を被る。
	9月 19 日	普通水利組合が疏水改修の県営事業実施を兵庫県に陳情する。
	12 月	兵庫県が県営事業の調査測量に着手する。
昭和 23（1948）年	2月9日	県営事業調査測量が終了する。
	5月 10 日	大改修事業促進組合員大会が開かれ、疏水改修の国営事業実施を要請する決議がなされる。
	5月 13 日	水利代表者百数十名が疏水改修箇所及び水源拡張計画予定地を視察する。
	6月 20 日	普通水利組合が農林省、大蔵省などへ国営事業採択を陳情する。
	7月 20 日	農林省農地局建設部長などが疏水を視察する。
	8月 31 日	京都大学高月教授が、淡河川疏水及び山田川疏水の水源地を現地調査する。
	11 月 16 日	京都農地事務局建設部が志染村御坂に調査事務所を置く。

年	月　日	出　来　事
昭和 24（1949）年	2 月 4 日	農林省測量調査が完了し、調査事務所が廃止される。
	4 月 7 日	普通水利組合が農林省、大蔵省などに事業促進を陳情する。
	5 月 20 日	疏水改修の大規模県営事業採択が決定される。
	6 月 6 日	土地改良法が公布される。
	9 月 1 日	兵庫県淡河川山田川農業水利改良事務所が美嚢郡志染村御坂に開設される。 大規模県営工事の地鎮祭が行われる。（淡河村地内淡河川幹線水路）
	9 月 21 日	豪雨により淡河川疏水路が被災する。
昭和 25（1950）年	3 月 11 日	森安支線掛の二見、平岡、神野、野口 4 か村（118 町 6 反余歩）の脱退承認が組合会で決議される。
	9 月 27 日	神出町北など 57 町歩の新規加入の承認が組合会で決議される。
昭和 26（1951）年	7 月 1 日	組合が地元水利権者（萩原部落）と淡河川疏水期限外引水契約を締結する。
	7 月 20 日	7 月 1 日よりの降雨量が 336 ミリメートルとなり、疏水路に被害発生する。
	9 月 17 日	組合債の未償還元金 12 万 4,815 円 98 銭が繰上げ償還される。
	10 月 26 日	組合債の未償還元金 4,659 円 35 銭が繰上げ償還され、山田川疏水工事の組合債全額償還となる。
	12 月 7 日	普通水利組合が、県営改修事業負担金 360 万円を農林中央金庫より借り入れる。 （昭和 35（1960）年 5 月までに全 9 回にわたり総額 6,080 万円を借り入れる。）
昭和 27（1952）年	1 月 22 日	土地改良区設立時の理事、監事の選挙が行われる。理事互選により理事長に井澤誠四郎が選任される。
	3 月 19 日	普通水利組合が九鬼隆輝氏との地所貸借に関する契約を改め、美嚢郡志染村広野新開水利代表者と契約する。
	3 月 31 日	兵庫県知事より兵庫県淡河川山田川土地改良区設立が認可される。
	5 月 8 日	第 1 回総代選挙が行われる。
	5 月 24 日	第 1 回総代会が開かれる。
	5 月 31 日	第 1 回理事会が開かれ、理事長に西海為之助が選任される。 （改選の度に再任され、昭和 38（1963）年 12 月まで務めた。）
昭和 28（1953）年	9 月 25 日	台風 13 号により淡河川幹線水路（戸田地区）が被災する。
	10 月 10 日	御坂サイフォン改築工事が完成する。
	10 月 16 日	御坂サイフォン改築工事完成祝賀会が開かれる。
昭和 29（1954）年	5 月 18 日	土地改良区定款の変更（役員定数増など）が認可される。
	7 月 4 日	豪雨により小林地内の相野支線水路築堤が決壊する。
昭和 31（1956）年	1 月 27 日	総代会が、三木開拓地 13 町歩の地区編入及び西和田池及び凱旋池関係 19 町 2 反 8 畝歩の地区除外を承認する。
	2 月 18 日	土地改良区定款の変更（総代定数減）が認可される。
	12 月 19 日	広野発電所及び神出発電所が廃止されることとなり、神出発電所閉鎖報告祭が行われる。
昭和 32（1957）年	9 月 11 日	淡河川幹線水路（戸田鈴木尾地内）の築堤部が降雨により崩壊する。
昭和 33（1958）年	3 月 6 日	山田川幹線水路の全改修工事が完成する。
昭和 34（1959）年	11 月 3 日	西海為之助理事長に黄綬褒章が授与される。

年	月　日	出　来　事
昭和 35（1960）年	5 月 30 日	土地改良区が、全国土地改良事業団体連合会より団体表彰（銅賞）を受賞する。
	8 月 26 日	土地改良区が、県営改修事業負担金に充てる 500 万円を農林金融金庫より借り入れる。
	8 月 30 日	台風 16 号により、山田川幹線水路が衝原地内や広野揚水所付近などにおいて被災する。
昭和 36（1961）年	3 月 31 日	県営大改修工事が完成する。
	5 月 5 日	頌徳碑及び大改修記念碑の除幕式（練部屋分水所）、県営大改修工事完成式（母里小学校）が併せて行われる。
昭和 37（1962）年	1 月 31 日	加古川東部総合開発事業期成同盟会設立発会式が行われる。
昭和 38（1963）年	6 月 4 日	東播用水（加古川東部を改称）総合開発事業期成同盟会総代及び役員会が開かれる。
	6 月 10 日	梅雨前線集中豪雨により、広野揚水所付近の水路などが被災する。
	12 月 20 日	土地改良区と岩岡町が、西海為之助前理事長（84 歳）の葬儀を合同して執り行う。
	12 月 25 日	大竹忠次が理事長に選任される。 （改選の度に再任され昭和 55（1980）年 5 月まで務めた。）
昭和 39（1964）年	3 月 27 日	総代会が三木開拓地 20 町歩（198,000 平方メートル）の加入を承認する。
昭和 40（1965）年	8 月 20 日	森安支線横蔵寺池が売却処分される。（売却費受領日）
	9 月 16 日	10 日、14 日、16 日の降雨によって、幹線水路及び支線水路に決壊、崩壊などが発生する。
	11 月 23 日	『淡河川山田川疏水史（創業 77 周年）』が発行される。
昭和 41（1966）年	1 月 22 日	森安支線平木池が売却処分される。（売却費受領日）
	3 月 18 日	総代会が土地改良区創業記念日（1 月 27 日）制定を決議する。
	11 月 10 日	理事長が常勤となる。
昭和 42（1967）年	3 月 13 日	総代会が経常経費賦課金 1 反当り 700 円を決議する。
	7 月 8 日	前日からの豪雨により山田幹線水路の一部が被災する。
昭和 43（1968）年	2 月 15 日	理事会が事務所新築及び 1,693 坪の用地購入を決議する。
	4 月 13 日	事務所新築起工式が行われる。
	7 月 29 日	新事務所完成式が行われる。
	10 月 31 日	岩岡支線 15 号池が売却処分される。（売却費受領日）
昭和 44（1969）年	3 月 31 日	森安支線鳥ケ岡池が売却処分される。（売却費受領日）
昭和 45（1970）年	5 月 28 日	土地改良区が全国土地改良事業団体連合会より優秀土地改良区表彰（銀賞）を受ける。
	9 月 30 日	岩岡支線 11 号下池が売却処分される（売却費受領日）
	10 月 1 日	近畿農政局東播用水農業水利事業所（国営事業所）が開設され、国営東播用水土地改良事業（東播用水事業）が開始される。
昭和 46（1971）年	3 月 12 日	別所支線西這田池が売却処分される。（売却費受領日）
	8 月 12 日	岩岡支線 9 号池が売却処分される。（売却費受領日）

年	月　日	出　来　事
昭和 47（1972）年	2 月 8 日	東播用水土地改良区が設立される。
	5 月 29 日	岩岡支線 8 号下池が売却処分される。（売却費受領日）
	6 月 8 日	集中豪雨により支線水路 20 か所が被災する。
	8 月 3 日	岩岡支線 10 号池が売却処分される。（売却費受領日）
	9 月 17 日	台風 20 号の豪雨により淡河幹線が溢水する。
	12 月 4 日	岩岡支線甲 7 号上池が売却処分される。（売却費受領日）
	12 月 14 日	岩岡支線乙 7 号池が売却処分される。（売却費受領日）
昭和 48（1973）年	1 月 11 日	岩岡支線 16 号池が売却処分される。（売却費受領日）
	5 月 29 日	全国土地改良事業団体連合会より、大竹理事長が功労賞を受賞する。
	10 月 12 日	岩岡支線ポンプ下池が売却処分される。（売却費受領日）
	12 月 18 日	土地改良区事務所敷地の駐在所敷地（50 坪）貸し付けを、理事会が決議する。
昭和 49（1974）年	9 月 9 日	台風 18 号の集中豪雨により淡山疏水数箇所が被災する
昭和 50（1975）年	1 月 7 日	岩岡支線 11 号上池の岩岡区画整理事業参加を、総代会が承認する。
	1 月 25 日	別所支線武塚池が売却処分される。（売却費受領日）
	5 月 27 日	土地改良区が、全国土地改良事業団体連合会より最優秀土地改良区表彰（金賞）を受ける。
	12 月 2 日	三木市緑が丘住宅団地の換地取得住宅用地の売却処分を、総代会が承認する。
昭和 52（1977）年	1 月 22 日	緑が丘住宅団地 17 区画の換地取得を総代会が承認する。
	5 月 7 日	大竹忠次理事長が兵庫県功労者表彰を受ける。
昭和 53（1978）年	6 月 16 日	集中豪雨により淡河川幹線水路数箇所が被災する。
昭和 54（1979）年	6 月 6 日	土地改良法制定 30 周年記念式典において、大竹忠次理事長が構造改善局長賞を受ける。
昭和 55（1980）年	5 月 16 日	総代会において緊急動議があり、呑吐ダムに水没する山田川幹線水路敷地の買い上げ要求などについての決議文が採択される。 理事会において吉岡義雄が理事長に選任される。 （改選ごとに再任され平成 8（1996）5 月まで務める。）
	6 月 3 日	理事長が国営事業所長に対し、淡山疏水の取扱いについて交渉を求める。
	8 月 31 日	雨により、芥子山トンネル入り口が流入土砂で埋没する。
	9 月 30 日	土地改良区が、兵庫県から御坂サイフォンなどの譲与通知を受領する。
	12 月 19 日	国営事業所長からダム水没地買収の提案がある。理事長は、東播用水事業に組み込まれる疏水の使用料などを求める。
昭和 56（1981）年	2 月 17 日	理事長と国営事業所長、兵庫県農林水産部技監、東播用水土地改良区理事長の 4 者で淡山疏水の取扱いを協議する。（四者会談）
	4 月	東播用水地区県営かんがい排水事業が採択される。
	8 月 6 日	四者会談が開かれる。
	11 月 26 日	理事長と国営事業所長が会談し、淡山疏水の扱いについて合意がなされる。

年	月　日	出　来　事
昭和 57（1982）年	1 月 18 日	昭和 55（1980）年 6 月からの交渉結果に基づき、4 者が東播用水事業推進に関する協定書を締結する。
	7 月	樋口次郎氏（ヘンリー・スペンサー・パーマーの孫）が土地改良区を訪れる。
	8 月 10 日	台風 10 号が通過し、山田川幹線水路外十数箇所が被災する。
昭和 58（1983）年	4 月	東播用水地区県営かんがい排水事業の淡山疏水改修工事が開始される。
	7 月 4 日	土地改良区が岩岡支線 11 号上池区画整理地の売却に関して、イズミヤ㈱と合意書を締結する。
昭和 59（1984）年	4 月 1 日	東播用水地区県営かんがい排水事業などを推進する東播磨農業水利建設事務所が設置される。
	9 月 20 日	東播用水事業協定四者会議（土地改良区、国、県、東播用水土地改良区）が開かれる。淡山土地改良区は協定事項の推進を強く要請する。
昭和 60（1985）年	1 月 25 日	東播用水事業協定三者会議（土地改良区、県、東播用水土地改良区）が開かれる。
	2 月 7 日	土地改良区が神明バイパス岩岡支線水路橋掛替同意書に捺印する。
	3 月 13 日	東播用水事業協定三者会議が開かれる。
	11 月 28 日	県営東播用水事業神出支線雌岡山東トンネル工事の貫通式が行われる。
昭和 61（1986）年	3 月 27 日	東播用水事業協定三者会議が開かれる。
	9 月 30 日	土地改良区が東広野ゴルフクラブと、山田川幹線水路敷の使用契約を締結する。
昭和 62（1987）年	5 月 17 日	国営東播用水事業大川瀬ダム工事の定礎式が行われる。
	8 月 21 日	東播用水事業協定三者会議が開かれる。
昭和 63（1988）年	2 月 5 日	淡河川山田川疏水百周年記念式典が行われる。
	4 月 12 日	大道新池が売却処分される。（売却費受領日）
	12 月 20 日	東播用水事業協定三者会議が開かれる。
平成元（1989）年	2 月 22 日	事務局の週休二日制を理事会が決議する。
	2 月 27 日	東播用水事業協定四者会議が開かれる。
	6 月 30 日	富山和子氏（環境問題評論家）が土地改良区を訪れる。
	7 月 14 日	東播用水期成同盟会総会が開かれる。
	7 月 31 日	土地改良区が水資源功績者表彰（水資源公団）を受賞する。
平成 2（1990）年	3 月 3 日	『兵庫県淡河川山田川疏水百年史』が発行される。
	12 月 20 日	東播用水事業協定四者が、両土地改良区の組織などの調整に関する覚書を締結する。
平成 4（1992）年	1 月 30 日	東播用水事業協定四者会議が開かれる。
	2 月 10 日	大川瀬導水路から山田川幹線水路への通水が始まる。
	4 月 22 日	山田頭首工の撤去が理事会で報告される。
	8 月 31 日	理事長が加盟ため池代表者に対し、二重賦課となる東播用水土地改良区の経常経費賦課金の支払不要の旨を通知する。

年	月　日	出　来　事
平成５（1993）年	１月 23 日	吉岡理事長勲五等瑞宝章受章祝賀会が開かれる。
	２月５日	東播用水土地改良事業の完工式が行われる。
	２月 15 日	東播用水総合開発期成同盟解散式が行われる。（３月 31 日解散）
	３月 22 日	疏水改修記念碑の除幕式及び展示室の開所式が行われる。
	３月 26 日	東播用水関係組織再編検討委員会が設立される。
	３月 31 日	土地改良区と近畿農政局が、東播用水事業で造成した疏水施設の管理委託協定を締結する。
	４月 30 日	東播用水土地改良区経常賦課金（10 アール当たり 400 円）を土地改良区が一括払いすることを、理事会が決定する。
	７月６日	土地改良区と東播用水土地改良区との組織統合に向け、第１回東播用水関係組織再編等検討委員会が開かれる。
	８月 31 日	第２回東播用水関係組織再編等検討委員会が開かれる。
	12 月 15 日	第３回東播用水関係組織再編等検討委員会が開かれる。
平成６（1994）年	１月 28 日	第４回東播用水関係組織再編等検討委員会が開かれる。
	２月 18 日	理事会において、理事長が東播用水との用水合併の方向を説明する。
	３月 24 日	土地改良区と東播用水土地改良区が兵庫県の立会いのもとに、組織再編（平成８（1996）年４月組織再編）に関する確認書を取り交わす。
	５月６日	東播用水関係組織再編等検討委員会が、再編組織の定款案作成などを行う土地改良区組織再編委員会に改組される。
	７月 28 日	土地改良区が、共通経費に関する第４次県斡旋案（再編された組織が債権債務を引き継ぎ調整する。）を受け入れる。
	８月 10 日	東播用水渇水対策調整会議が開かれ、東播用水（淡山疏水含む。）10％カットが決定する。
	８月 19 日	東播用水渇水対策調整会議が開かれ、東播用水（淡山疏水含む。）30％カットが決定する。
	８月 29 日	土地改良区組織再編委員会が開かれる。
	８月 30 日	東播用水渇水対策調整会議が開かれ、東播用水（淡山疏水含む。）送水は９月７日までと決定する。
平成７（1995）年	１月 12 日	資料館別館起工式が行われる。
	１月 17 日	兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）が発生する。
	１月 30 日	土地改良区組織再編委員会が開かれる。
	４月３日	資料館別館が完成する。
	10 月 31 日	土地改良区組織再編委員会が開かれる。
	12 月６日	土地改良区と東播用水土地改良区が、疏水管理委託協定を締結する。
平成８（1996）年	１月 30 日	土地改良区組織再編委員会が開かれる。
	２月６日	土地改良区が、国から管理を受託した南部管理所の使用等について、東播用水土地改良区と協定を締結する。
	４月１日	淡山土地改良区から東播用水土地改良区へ４名の職員が異動し、疏水と東播用水の一体的管理が開始される。
	４月３日	南部管理所開所式が行われる。
	５月 15 日	藤本久夫が理事長に選任される。
	６月 20 日	土地改良区に庶務・会計委員会及び財産管理委員会が設置される。
	９月６日	土地改良区組織再編委員会が廃止され南部水利施設調整協議会が発足する。

年	月　日	出　来　事
平成９（1997）年	３月 31 日	東播用水地区県営かんがい排水事業が完了する。
	５月１日	東播用水南部水利施設調整協議会が開かれる。
	９月４日	神出神社敷地を通過する疏水（トンネル）について、土地改良区と神社が協議する。
平成 10（1998）年	４月 30 日	東播用水南部水利施設調整協議会が開かれる。
平成 11（1999）年	１月 14 日	東播磨情報都市公園内の淡河川幹線水路敷地の売却契約が締結される。
	６月 30 日	東播用水南部水利施設調整協議会が開かれる。
平成 12（2000）年	４月 25 日	東播磨情報公園都市を通過する、淡河川幹線水路トンネル工事の貫通式が行われる。
	５月 16 日	藤本英市が理事長に選任される。
	７月 24 日	東播用水南部水利施設調整協議会が開かれる。
平成 13（2001）年	５月 18 日	東播用水南部水利施設調整協議会が開かれる。
平成 14（2002）年	１月 27 日	藤本久夫前理事長の黄綬褒章受章祝賀会が開かれる。
	５月 17 日	東播用水南部水利施設調整協議会が開かれる。
	12 月 12 日	疏水平面図（宮ノ谷以西加古郡印南新村草谷村間平面図　他１点）が稲美町指定文化財に指定される。
平成 15（2003）年	５月 27 日	東播用水南部水利施設調整協議会が開かれる。
	９月 30 日	東播用水土地改良区の遠隔管理体制が整い、南部管理所業務が停止される。
平成 16（2004）年	３月 31 日	南部管理所が閉鎖される。
	７月 23 日	東播用水南部水利施設調整協議会が開かれる。
	８月 30 日	平木橋保存検討委員会（第１回）が開かれる。
	11 月 26 日	平木橋保存検討委員会（第２回）が開かれる。
	12 月 25 日	平木橋フォーラムが行われる。
平成 17（2005）年	３月 14 日	平木橋保存検討委員会（第３回）が開かれる。
	５月 13 日	東播用水南部水利施設調整協議会が開かれる。
	８月 25 日	平木橋保存検討委員会（第４回）が開かれる。
	11 月２日	稲美町指定文化財に指定された淡山疏水計画平面図の修復が完了する。
平成 18（2006）年	１月 18 日	御坂サイフォンが土木学会選奨土木遺産に認定される。
	２月 22 日	淡山疏水が疏水百選に選定される。
	６月 19 日	東播用水南部水利施設調整協議会が開かれる。
平成 19（2007）年	６月 12 日	東播用水南部水利施設調整協議会が開かれる。
平成 20（2008）年	３月 12 日	淡山疏水検討会（兵庫県及び関係市町の文化財担当職員）が、土地改良区所蔵資料の調査を始める。
	３月 14 日	土地改良区、兵庫県、加古川市が平木橋移設協定を締結する。
	５月 15 日	藤田辰男が理事長に選任される。
	７月 10 日	淡山疏水検討会が資料の整理を始める。
	９月４日	東播用水南部水利施設調整協議会が開かれる。近畿農政局から、三木市緑が丘住宅団地などの宅地の地下を淡山疏水が通過していることが報告される。
	10 月８日	北條直正顕彰碑除幕式が行われる。

年	月　日	出　来　事
平成 21（2009）年	2 月 23 日	疏水施設が近代化産業遺産（経済産業省）に認定される。
	5 月 2 日	平木橋移設完成式
	10 月 5 日	東播用水南部水利施設調整協議会が開かれる。
平成 22（2010）年	3 月	『淡河川・山田川疏水記録誌』（いなみ野ため池ミュージアム運営協議会ほか編集）が出版される。
	4 月 16 日	土地改良区の東播用水南部水利施設調整協議会構成員に対し、近畿農政局から東播用水二期事業の説明がなされる。
	4 月 23 日	東播用水南部水利施設調整協議会が開かれる。
	6 月 15 日	土地改良区及び東播用水土地改良区が、東播用水二期事業推進の要望書を兵庫県に提出する。
	6 月 24 日	理事会に国営事業特別委員会が設置される。
	7 月 5 日	「疏水フォーラム in ひょうご 2010」淡山疏水現地見学会が開かれる。
	8 月 1 日	事務局に国営担当参事が置かれる。
	8 月 12 日	東播用水南部水利施設調整協議会が開かれる。
	8 月 18 日	理事会に国営事業担当理事が置かれる。
	8 月 30 日	土地改良区が東播用水在り方検討会に初参加する。
	11 月 18 日	疏水敷地などの調査を行う、土地改良施設総合対策支援事業用地情報収集事業の推進会議が設置される。
	12 月 22 日	三木市緑が丘住宅団地内の淡山疏水の対処方法を検討するため、東播用水二期地区土地改良施設用地調整検討委員会が設置される。
平成 23（2011）年	1 月 12 日	大村哲郎が理事長に選任される。
	1 月 18 日	緑が丘住宅団地内の疏水について、土地改良区が大和ハウス工業㈱と交渉を開始する。
	2 月 17 日	土地改良区と東播用水土地改良区が連携し、疏水加盟ため池単位に、東播用水二期事業計画の説明会を開始する。
	3 月 10 日	緑が丘住宅団地内の疏水について、土地改良区が弁護士への相談を始める。
	3 月 29 日	東播用水二期地区国営土地改良事業促進協議会が設立される。
	5 月 10 日	東播用水南部水利施設調整協議会が開かれる。
	8 月 23 日	東播用水南部水利施設調整協議会が開かれる。
	9 月 13 日	東播用水南部水利施設調整協議会が開かれる。
	9 月 23 日	緑が丘団地内淡山疏水用地について、土地改良区が地権者説明会を開始する。（10 月 16 日まで自治会単位に全 6 回開催した。）
	12 月 2 日	東播用水南部水利施設調整協議会が開かれる。
	12 月 20 日	東播用水南部水利施設調整協議会が開かれる。

年	月　日	出　来　事
平成 24（2012）年	1 月 14 日	土地改良区が緑が丘団地内淡山疏水用地の地権者との個別交渉を開始する。
	2 月 16 日	東播用水南部水利施設調整協議会が開かれる。
	4 月 1 日	土地改良区事務局に合併推進担当参事が置かれる。
	4 月 3 日	加古川流域土地改良事務所において、淡山土地改良区理事長等と東播用水土地改良区理事長らで合併について意見交換会がなされる。
	4 月 20 日	東播用水南部水利施設調整協議会が開かれる。
	6 月 13 日	東播用水南部水利施設調整協議会に代えて第 1 回淡山・東播用水土地改良区合併推進協議会が開かれる。
	7 月 26 日	第 2 回淡山・東播用水土地改良区合併推進協議会が開かれる。
	8 月 17 日	理事会が、合併後の東播用水土地改良区に対する基金引継ぎを決議する。
	8 月 24 日	第 3 回淡山・東播用水土地改良区合併推進協議会が開かれる。
	9 月 4 日	土地改良区が、ため池敷地の譲与に関する地元水利団体との協議を開始する。
	10 月 2 日	第 4 回淡山・東播用水土地改良区合併推進協議会が開かれる。
	11 月 15 日	土地改良区と東播用水土地改良区の合併契約（予備契約）調印式が行われる。
	12 月 26 日	第 5 回淡山・東播用水土地改良区合併推進協議会が開かれる。
平成 25（2013）年	3 月 7 日	土地改良区と大和ハウス工業㈱が、緑が丘団地内の疏水敷地に関して解決金覚書を締結する。
	3 月 26 日	土地改良区が農林水産大臣表彰を受賞する。
	3 月 31 日	土地改良区が、緑が丘団地内の疏水敷地に関する地権者との交渉を終える。ただし、一部の地権者とは合意に至らず。
	4 月 25 日	第 6 回淡山・東播用水土地改良区合併推進協議会が開かれる。
	5 月 15 日	理事長らが淡山疏水資料の保管に関して明治用水会館を視察する。
	5 月 31 日	東播用水二期地区国営土地改良事業促進協議会総会が開かれる。
	6 月 14 日	第 1 回ＴＴ（淡山疏水・東播用水）未来遺産運動計画検討委員会が開かれる。
	7 月 3 日	淡山 130 年の歩みと未来を語る集い（大臣表彰受賞祝賀会）が催される。
	7 月 30 日	理事長らが淡山疏水資料の保管に関して佐久市五郎兵衛記念館を視察する。
	8 月 1 日	国営東播用水二期土地改良事業施行申請書が東播用水土地改良区理事長から兵庫県知事を通じて農林水産大臣に提出される。
	9 月 11 日	第 2 回ＴＴ未来遺産運動計画検討委員会が開かれる。
	11 月 1 日	国営東播用水二期農業水利事業所開所式が行われる。
	12 月 17 日	第 7 回淡山・東播用水土地改良区合併推進協議会が開かれる。

年	月　日	出　来　事
平成 26（2014）年	1 月 17 日	第３回ＴＴ未来遺産運動計画検討委員会が開かれる。
	3 月 25 日	和田２号池売却契約が締結される。
	6 月 27 日	第４回ＴＴ未来遺産運動計画検討委員会が開かれる。
	7 月 3 日	事務局が、淡山疏水資料の保管に関して、大阪府立狭山池博物館を視察する。
	9 月	土地改良区が、用途廃止していたマンポなど（８本）の閉塞工事を開始する。
	10 月 24 日	「クレイドールと旅スケッチの作家」ごとうゆき氏が、『新・田舎人』の「疏水散歩」の取材のため、御坂サイフォンを訪れる。
	12 月 17 日	土地改良区が、ため池敷地の譲与に関して水利団体との個別協議を開始する。
平成 27（2015）年	1 月 23 日	ＴＴ博物館開館祝賀会が開かれる。 第５回ＴＴ未来遺産運動計画検討委員会が開かれる。
	2 月 24 日	第６回ＴＴ未来遺産運動計画検討委員会が開かれる。
	4 月 26 日	ＴＴ未来遺産フォーラムが行われる。
	7 月 7 日	第８回淡山・東播用水土地改良区合併推進協議会が開かれる。
	8 月 6 日	ＴＴ未来遺産運動の一環として、ＴＴ夏休み親子学習会（６日、７日）が開かれる。
	10 月 19 日	ＴＴロゴマーク優秀作表彰式が行われる。
		第９回淡山・東播用水土地改良区合併推進協議会が開かれる。
	11 月 7 日	ＴＴ未来遺産運動の一環として、ＴＴふれあいバスツアーが行われる。
平成 28（2016）年	1 月 6 日	淡山疏水資料が保管箱に整理される。
	1 月 27 日	土地改良区と東播用水土地改良区が、合併契約書（変更）を締結する。
	2 月 18 日	第 10 回淡山・東播用水土地改良区合併推進協議会が開かれる。 両土地改良区理事長が、相互に土地改良区の財務状況を確認する。
	3 月 25 日	総代会において、東播用水土地改良区との合併が決議される。 総会後、祝賀会が開かれる。
		事務所敷地の一部（3,100 平方メートル）売却の契約が締結される。
	3 月 28 日	東播用水土地改良区理事長が兵庫県知事に合併申請書を提出する。
	3 月 30 日	山田池売却契約が締結される。
	4 月 1 日	兵庫県知事から合併が認可される。土地改良区が東播用水土地改良区に合併し、解散となる。

資料 32　淡山土地改良区役員・総代・職員名簿

（水利土功会、普通水利組合時期名簿‥‥『淡山疏水百年史』参照）

1　理事長・副理事長

理事長（歴代８名）

歴代	氏　名	就任年月日	住　　所
1	井澤　誠四郎	昭和 27（1952）年３月 31 日	稲美町印南
2	西海　為之助	昭和 27（1952）年５月 31 日	神戸市西区岩岡町岩岡
3	大竹　忠次	昭和 38（1963）年 12 月 25 日	稲美町草谷
4	吉岡　義雄	昭和 55（1980）年６月１日	神戸市西区岩岡町岩岡
5	藤本　久夫	平成８（1996）年６月１日	神戸市西区神出町東
6	藤本　英市	平成 12（2000）年６月１日	稲美町中村
7	藤田　辰男	平成 20（2008）年６月１日	神戸市西区岩岡町岩岡
8	大村　哲郎	平成 23（2011）年１月 12 日	稲美町野谷

初代理事長　井澤誠四郎

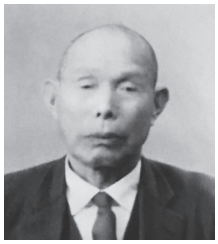

２代理事長　西海為之助

３代理事長　大竹忠次

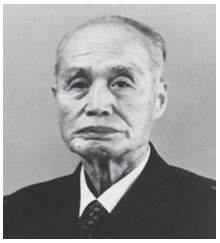

４代理事長　吉岡義雄

５代理事長　藤本久夫

６代理事長　藤本英市

７代理事長　藤田辰男

８代理事長　大村哲郎

副理事長

期　別	氏　名	在任期間	住　所
設立時～第２期	不在	昭和 27（1952）年４月 ～昭和 31（1956）年５月	－
第３期～第６期	大竹忠次	昭和 31（1956）年６月 ～昭和 38（1963）年 12 月	稲美町草谷
	藤原長兵衛	昭和 31（1956）年６月 ～昭和 39（1964）年５月	稲美町加古
第７期～第８期	西馬亀三郎	昭和 39（1964）年６月 ～昭和 44（1969）年１月	神戸市西区神出町北
	西馬巽	昭和 44（1969）年４月 ～昭和 47（1972）年５月	神戸市西区神出町田井
	竹内吉三郎	昭和 39（1964）年６月 ～昭和 45（1970）年９月	神戸市西区岩岡町古郷
第９期	長谷川兼次	昭和 47（1972）年６月 ～昭和 51（1976）年５月	稲美町印南
	西馬巽	同上	神戸市西区神出町田井
第 10 期	西馬巽	昭和 51（1976）年６月 ～昭和 55（1980）年５月	神戸市西区神出町田井
	岡本半次	同上	稲美町北山
第 11 期～第 14 期	沼田歳之	昭和 55（1980）年６月 ～平成８（1996）年５月	稲美町蛸草
	藤本久夫	同上	神戸市西区神出町東
第 15 期	藤田辰男	平成８（1996）年６月 ～平成 12（2000）年５月	神戸市西区岩岡町岩岡
	小山英和	同上	稲美町北山
第 16 期～第 17 期	藤田辰男	平成 12（2000）年６月 ～平成 20（2008）年５月	神戸市西区岩岡町岩岡
第 18 期	大村哲郎	平成 20（2008）年６月 ～平成 23（2011）年１月	稲美町野谷
	厚見侑三	平成 23（2011）年１月 ～平成 24（2012）年５月	稲美町国岡
第 19 期	小山善昭	平成 24（2012）年６月 ～平成 28（2016）年３月	神戸市西区竜が岡

2　理事・監事・顧問

氏名は就任時における被選挙（任）区順位とし、住所は現在（平成 30 年 3 月末）の表記により記載しており、神戸市の場合は西区から記載としています。
平成 8 年 5 月以前の選任区

第 1 区	第 2 区	第 3 区	第 4 区	第 5 区	第 6 区	第 7 区
稲美町母里	稲美町加古	神戸市西区 神出・押部 平野	神戸市西区 岩岡	稲美町天満	三木市 志染・別所	明石市 大久保・魚住

平成 8 年 6 月以後の被選任区

第 1 区	第 2 区	第 3 区	第 4 区
神戸市西区	明石市	三木市	加古郡稲美町

設立時　昭和 27（1952）年 4 月～昭和 27（1952）年 5 月

理事　11 名					
井澤誠四郎	稲美町印南	永井周治	稲美町野寺	本岡貞作	稲美町加古
坊池智	西区神出町東	桃尾茂作	西区神出町宝勢	竹内吉三郎	西区岩岡町古郷
水沢辰治	西区岩岡町岩岡	玉田定逸	稲美町国安	福田豊次	稲美町中一色
山本福三郎	三木市別所町興治	永井勝三郎	明石市魚住町坂寺		
監事　3 名					
赤松治次	稲美町印南	西馬亀三郎	西区神出町北	武仲右左治	稲美町蛸草

第 1 期　昭和 27（1952）年 6 月～昭和 29（1954）年 5 月

理事　11 名					
井澤誠四郎	稲美町印南	茨木達夫	稲美町野寺	藤原長兵衛	稲美町加古
坊池智	西区神出町東	西馬亀三郎	西区神出町北	竹内吉三郎	西区岩岡町古郷
西海為之助	西区岩岡町岩岡	繁田鹿太郎	稲美町国岡	清水永治	稲美町中村
松井正二	三木市別所町小林	筒井昌次	明石市魚住町西岡		
監事　3 名					
大竹忠次	稲美町草谷	竹本徳次	西区神出町田井	武仲右左治	稲美町蛸草

第 2 期　昭和 29（1954）年 6 月～昭和 31（1956）年 5 月

理事　12 名					
井澤誠四郎	稲美町印南	茨木達夫	稲美町野寺	武仲右左治	稲美町蛸草
藤原長兵衛	稲美町加古	坊池智	西区神出町東	西馬亀三郎	西区神出町北
竹内吉三郎	西区岩岡町古郷	西海為之助	西区岩岡町岩岡	繁田鹿太郎	稲美町国岡
清水永治	稲美町中村	砂川薫	三木市志染町広野	筒井昌次	明石市魚住町西岡
監事　3 名					
大竹忠次	稲美町草谷	竹本徳次	西区神出町田井	前田貞次	稲美町岡

第３期　昭和 31（1956）年６月～昭和 33（1958）年５月

理事　12 名					
井澤誠四郎	稲美町印南	大竹忠次	稲美町草谷	武仲右左治	稲美町蛸草
藤原長兵衛	稲美町加古	坊池智	西区神出町東	西馬亀三郎	西区神出町北
竹内吉三郎	西区岩岡町古郷	西海為之助	西区岩岡町岩岡	藤本英二	稲美町国岡
上田昇一	稲美町和田	末福源治郎	三木市別所町興治	橋本房一	明石市魚住町清水
監事　３名					
小佐光治	稲美町野谷	竹本徳次	西区神出町田井	石田年雄	三木市別所町西這田

第４期　昭和 33（1958）年６月～昭和 35（1960）年５月

理事　12 名					
井澤誠四郎	稲美町印南	大竹忠次	稲美町草谷	武仲右左治	稲美町蛸草
藤原長兵衛	稲美町加古	坊池智	西区神出町東	西馬亀三郎	西区神出町北
竹内吉三郎	西区岩岡町古郷	西海為之助	西区岩岡町岩岡	藤本英二	稲美町国岡
森田滝	稲美町森安	末福源治郎	三木市別所町興治	橋本房一	明石市魚住町清水
監事　３名					
小佐光治	稲美町野谷	竹本徳次	西区神出町田井	前田貞次	稲美町岡

第５期　昭和 35（1960）年６月～昭和 37（1962）年５月

理事　12 名					
長谷川兼次	稲美町印南	大竹忠次	稲美町草谷	武仲右左治	稲美町蛸草
藤原長兵衛	稲美町加古	中嶋甚吉	西区神出町南	西馬亀三郎	西区神出町北
竹内吉三郎	西区岩岡町古郷	西海為之助	西区岩岡町岩岡	藤本英二	稲美町国岡
田中寿賀治	稲美町六分一	石田年雄	三木市別所町西這田	橋本房一	明石市魚住町清水
監事　３名					
梅本歳一	稲美町印南	西馬与一	西区神出町紫合	永井庄一	明石市魚住町長坂寺

第６期　昭和 37（1962）年６月～昭和 39（1964）年５月

理事　12 名					
長谷川兼次	稲美町印南	大竹忠次	稲美町草谷	武仲右左治	稲美町蛸草
藤原長兵衛	稲美町加古	藤本重当	西区神出町東	西馬亀三郎	西区神出町北
竹内吉三郎	西区岩岡町古郷	西海為之助	西区岩岡町岩岡	竹内修	稲美町岡
田中寿賀治	稲美町六分一	藤本信次	三木市別所町興治	橋本房一	明石市魚住町清水
監事　３名					
梅本歳一	稲美町印南	西馬巽	西区神出町田井	藤本英二	稲美町国岡

第 7 期　昭和 39（1964）年 6 月～昭和 43（1968）年 5 月

理事　12 名					
長谷川兼次	稲美町印南	大竹忠次	稲美町草谷	梅本歳一	稲美町印南
藤原長兵衛	稲美町加古	西馬巽	西区神出町田井	西馬亀三郎	西区神出町北
竹内吉三郎	西区岩岡町古郷	吉岡義雄	西区岩岡町岩岡	藤本英二	稲美町国岡
田中寿賀治	稲美町六分一	北芝行幸	三木市志染町広野	橋本房一	明石市魚住町清水
監事　3 名					
本岡良一	稲美町加古	山本武雄	西区岩岡町西脇	石田年雄	三木市別所町西這田

第 8 期　昭和 43（1968）年 6 月～昭和 47（1972）年 5 月

理事　12 名					
長谷川兼次	稲美町印南	大竹忠次	稲美町草谷	赤松賀次夫	稲美町蛸草
藤原長兵衛	稲美町加古	西馬巽	西区神出町田井	西馬亀三郎 福島秀雄	西区神出町北 西区神出町小束野
竹内吉三郎	西区岩岡町古郷	水沢一幸	西区岩岡町岩岡	藤本英二	稲美町国岡
前田貞次	稲美町岡	松井清志	三木市別所町小林	橋本房一	明石市魚住町清水
監事　3 名					
長谷川巌	稲美町下草谷	山本武雄	西区岩岡町西脇	田中寿賀治	稲美町六分一

第 9 期　昭和 47（1972）年 6 月～昭和 51（1976）年 5 月

理事　12 名					
長谷川兼次	稲美町印南	大竹忠次	稲美町草谷	赤松賀次夫	稲美町蛸草
本岡良一	稲美町加古	西馬巽	西区神出町田井	福島秀雄	西区神出町小束野
大西金太	西区上新地	水沢一幸	西区岩岡町岩岡	岡本半次	稲美町北山
岸本義輝	稲美町岡	藤本秀雄	三木市別所町興治	永井庄一	明石市魚住町長坂寺
監事　3 名					
大住元次	稲美町野寺	藤本久夫	西区神出町東	安達正一	明石市魚住町清水

第 10 期　昭和 51（1976）年 6 月～昭和 55（1980）年 5 月

理事　12 名					
沼田歳之	稲美町蛸草	大竹忠次	稲美町草谷	笹倉正雄	稲美町印南
赤松武夫	稲美町加古	西馬巽	西区神出町田井	福島秀雄	西区神出町小束野
大西金太	西区上新地	吉岡義雄	西区岩岡町岩岡	岡本半次	稲美町北山
池田一民	稲美町森安	吉田源治	三木市別所町下石野	安達正一	明石市魚住町清水
監事　3 名					
山口輝雄	稲美町野谷	藤本久夫	西区神出町東	辻元喜吉	稲美町岡

第 11 期　昭和 55（1980）年 6 月～昭和 59（1984）年 5 月

理事　12 名					
沼田歳之	稲美町蛸草	大村秀夫	稲美町野谷	立花明	稲美町印南
広田政一	稲美町加古	西馬巽	西区神出町田井	藤本久夫	西区神出町東
梅田秀雄	西区上新地	吉岡義雄	西区岩岡町岩岡	岡本半次	稲美町北山
池田一民	稲美町森安	前田勉	三木市志染町広野	安達正一	明石市魚住町清水
監事　3 名					
沼田良一	稲美町加古	安福重知	西区岩岡町岩岡	吉田源治	三木市別所町下石野

第 12 期　昭和 59（1984）年 6 月～昭和 63（1988）年 5 月

理事　12 名					
沼田歳之	稲美町蛸草	永井守	稲美町野寺	井上貞治	稲美町印南
広田政一	稲美町加古	前渕芳雄	西区神出町南	藤本久夫	西区神出町東
松井正一	西区岩岡町古郷	吉岡義雄	西区岩岡町岩岡	繁田廣保	稲美町国岡
池田一民	稲美町森安	橋本一郎	三木市別所町小林	筒井生	明石市魚住町金ヶ崎
監事　3 名					
大西博	稲美町草谷	木村忠夫	西区神出町田井	坂井英一	稲美町岡

第 13 期　昭和 63（1988）年 6 月～平成 4 （1992）年 5 月

理事　12 名					
沼田歳之	稲美町蛸草	竹内君夫	稲美町野谷	立花明	稲美町印南
田中正	稲美町加古	前渕芳雄	西区神出町南	藤本久夫	西区神出町東
杉尾繁夫	西区竜が岡	吉岡義雄	西区岩岡町岩岡	繁田廣保	稲美町国岡
池田一民	稲美町森安	藤本松男	三木市別所町興治	永井新八	明石市魚住町長坂寺
監事　3 名					
井上貞治	稲美町印南	木村忠夫	西区神出町田井	田中新八	明石市魚住町清水

第 14 期　平成 4 （1992）年 6 月～平成 8 （1996）年 5 月

理事　12 名					
沼田歳之	稲美町蛸草	魚住謙一	稲美町野寺	井上貞治	稲美町印南
澤陽三	稲美町加古	前渕芳雄	西区神出町南	藤本久夫	西区神出町東
確永定雄	西区岩岡町古郷	吉岡義雄	西区岩岡町岩岡	大西晃	稲美町六分一
小山英和	稲美町北山	寺嶋忠昭	三木市別所町下石野	永井新八	明石市魚住町長坂寺
監事　3 名					
大西博	稲美町草谷	木村忠夫	西区神出町田井	田口隆男	稲美町岡

第15期　平成８（1996）年６月～平成12（2000）年５月

理事　12名					
藤田辰男	西区岩岡町岩岡	下賀耕一	西区上新地	藤本久夫	西区神出町東
桃尾基治	西区神出町宝勢	石生幸男	明石市魚住町清水	永畑謙二	三木市志染町広野
小山英和	稲美町北山	笹倉源市	稲美町印南	藤本英市	稲美町中村
松井誠一	稲美町加古	森田純二	稲美町野谷	山口辰雄	稲美町蛸草
監事　３名					
立花政弘	西区上新地	藤本恵弘	三木市別所町小林	大山順次	稲美町加古

第16期　平成12（2000）年６月～平成16（2004）年５月

理事　12名					
藤田辰男	西区岩岡町岩岡	立花政弘	西区上新地	梶貞美	西区神出町田井
金澤久富	西区神出町広谷	石生幸男	明石市魚住町清水	赤松慶宣	三木市別所町小林
井澤昭一郎	稲美町下草谷	小山英和	稲美町北山	笹倉源市	稲美町印南
福田真左男	稲美町加古	藤本英市	稲美町中村	丸尾俊三	稲美町印南
監事　３名					
竹内敬男	西区岩岡町古郷	松下仁至	稲美町岡	山口辰雄	稲美町蛸草

第17期　平成16（2004）年６月～平成20（2008）年５月

理事　12名					
藤田辰男	西区岩岡町岩岡	立花政弘	西区上新地	梶貞美	西区神出町田井
金澤久富	西区神出町広谷	石生幸男	明石市魚住町清水	小藤恒幸	三木市別所町興治
厚見侑三	稲美町国岡	植田増男	稲美町野寺	坂田洋一	稲美町加古
藤本英市	稲美町中村	丸尾俊三	稲美町印南	山口辰雄	稲美町蛸草
監事　３名					
竹内敬男	西区岩岡町古郷	田中新八	明石市魚住町清水	西馬幸夫	稲美町野谷

第18期　平成20（2008）年６月～平成24（2012）年５月

理事　12名					
藤田辰男 近藤達治	西区岩岡町岩岡	小山善昭	西区竜が岡	中井美智夫	西区神出町宝勢
藤本孝	西区神出町東	田中新八	明石市魚住町清水	寺嶋忠昭	三木市別所町下石野
厚見侑三	稲美町国岡	大村哲郎	稲美町野谷	坂田洋一 井上安男	稲美町加古
高松康文	稲美町印南	田中勝見	稲美町六分一	松田勲	稲美町蛸草
監事　３名					
汐谷保	西区神出町小束野	田口巧	稲美町岡	丸尾俊三 厚見信一郎	稲美町印南

第 19 期　平成 24（2012）年 6 月～平成 28（2016）年 3 月

理事　12 名					
小山善昭	西区竜が岡	近藤達治	西区岩岡町岩岡	岩坂要	西区神出町東
藤原秀勝	西区神出町宝勢	春名博	明石市魚住町清水	橘田惣一	三木市志染町広野
岩本保	稲美町蛸草	宇治橋弘	稲美町印南	大村哲郎	稲美町野谷
西澤一弘	稲美町六分一	山口剛	稲美町加古	山田學	稲美町北山
監事　3 名					
木村秀章	西区岩岡町岩岡	小藤敏隆	三木市別所町興治	西川民雄	稲美町加古
顧問　1 名					
寺嶋忠昭	三木市別所町下石野				

3　総代

第 1 期　昭和 27（1952）年 5 月～昭和 31（1956）年 5 月　　100 名

沼田久一	稲美町蛸草	大西猪太郎	稲美町蛸草	武仲右左治	稲美町蛸草
藤田薫	稲美町蛸草	松尾芳一	稲美町蛸草	松田定治	稲美町印南
唐木作治	稲美町印南	井澤誠四郎	稲美町印南	厚見政治	稲美町印南
山口市三郎	稲美町印南	梅田貫之助	稲美町印南	赤松治次	稲美町印南
澤田貞雄	稲美町印南	梅本忠平	稲美町印南	大山儀男	稲美町野谷
井澤雅次	稲美町野谷	宮本勘治	稲美町野谷	藤本勝治	稲美町草谷
鷲野俊治	稲美町草谷	大竹忠次	稲美町草谷	辻本牛松	稲美町草谷
山口俊信	稲美町下草谷	茨木達夫	稲美町野寺	橋本計三	稲美町野寺
大西善弘	稲美町野寺	井上宣	稲美町加古	沼田英雄	稲美町加古
前田一二	稲美町加古	沼田右左次	稲美町加古	藤原長兵衛	稲美町加古
二重政次郎	稲美町加古	西川広次	稲美町加古	矢崎慶一	稲美町加古
西川政逸	稲美町加古	清水永次	稲美町中村	辻本長次	稲美町岡
前田貞次	稲美町岡	藤崎重一	稲美町中村	岡本壽	稲美町六分一
藤本英二	稲美町国岡	坂本源次	稲美町北山	松本岩雄	稲美町幸竹
繁田鹿太郎	稲美町国岡	福田豊次	稲美町中一色	山本孫一	稲美町六分一
尾住重逸	稲美町森安	吉本性次	稲美町中村	田中寛二	稲美町六分一
山田文次郎	稲美町北山	藤田義一	稲美町国安	政平房次	稲美町国安
西馬亀三郎	西区神出町北	西馬与市	西区神出町紫合	中井慶次	西区神出町宝勢
山本雅次	西区神出町小束野	西馬正典	西区神出町田井	竹本徳次	西区神出町田井
近藤寅之助	西区神出町宝勢	藤本重当	西区神出町東	谷端武起	西区神出町南
森岡茂	西区神出町広谷	坊池智	西区神出町東	中嶋甚吉	西区神出町南
田中武雄	西区神出町紫合	森本富雄	西区神出町五百蔵	松本忠一	西区神出町池田
藤本政信	西区神出町東	西馬敬次郎	西区神出町宝勢	碓永悦治郎	西区岩岡町古郷
芝田福太郎	西区岩岡町野中	萩野正治	西区岩岡町岩岡	吉岡眞次	西区岩岡町岩岡
鳥住徳治	西区岩岡町古郷	水澤辰治	西区岩岡町岩岡	秋田長次	西区岩岡町岩岡
久森仁右衛門	西区岩岡町岩岡	竹内友治郎	西区岩岡町古郷	入江芳松	西区岩岡町岩岡
山本武雄	西区岩岡町西脇	仁田一治	西区岩岡町西脇	谷本重太郎	西区岩岡町野中
山崎岩太郎	西区上新地	茨木米松	西区上新地	小池徳治	西区平野町堅田

高塚貞治	西区押部谷町和田	厚竹治	三木市別所町興治	赤松光治	三木市別所町小林
末福源治郎	三木市別所町興治	石田年雄	三木市別所町西這田	松井正二	三木市別所町小林
篠原市仁	三木市志染町広野	砂川薫	三木市志染町広野	石田秀利	三木市志染町広野
橋本房一	明石市魚住町清水	安達正一	明石市魚住町清水	竹内右一	明石市魚住町清水
永井庄一	明石市魚住町長坂寺	橋本高雄	明石市魚住町金ヶ崎	松原清蔵	明石市大久保町大窪
藤田市太郎	加古川市野口町水足				

第 2 期　昭和 31（1956）年 5 月～昭和 35（1960）年 5 月　63 名

武仲右左治	稲美町蛸草	大西祝	稲美町蛸草	藤田薫	稲美町蛸草
長谷川兼次	稲美町印南	井澤誠四郎	稲美町印南	山口市三郎	稲美町印南
笹倉正雄	稲美町印南	松田定治	稲美町印南	梅本歳一	稲美町印南
小佐光治	稲美町野谷	大竹忠次	稲美町草谷	辻本牛松	稲美町草谷
井沢光治	稲美町下草谷	魚住金治	稲美町野寺	植田芳継	稲美町野寺
藤原長兵衛	稲美町加古	田中益次	稲美町加古	西川政逸	稲美町加古
矢崎慶一	稲美町加古	宮永重作	稲美町加古	藤本正	稲美町中村
北谷健次	稲美町中村	山本定治	稲美町岡	本岡長次郎	稲美町岡
前田貞次	稲美町岡	森田滝	稲美町森安	小山性次	稲美町北山
上田昇一	稲美町和田	田中寿賀治	稲美町六分一	藤本英二	稲美町国岡
玉田梶雄	稲美町国安	西馬亀三郎	西区神出町北	竹本徳次	西区神出町田井
坊池智	西区神出町東	藤本重当	西区神出町東	西馬与市	西区神出町紫合
福島秀雄	西区神出町小束野	中井徳夫	西区神出町宝勢	平田信太郎	西区神出町宝勢
中嶋甚吉	西区神出町南	岡野文治	西区神出町広谷	安福政治	西区岩岡町岩岡
吉岡眞次	西区岩岡町岩岡	高見幸三郎	西区岩岡町岩岡	長井利雄	西区岩岡町野中
谷本重太郎	西区岩岡町野中	鳥住徳治	西区岩岡町古郷	碓永悦次郎	西区岩岡町古郷
安福政男	西区上新地	山本武雄	西区岩岡町西脇	小池徳治	西区平野町堅田
岡野謙一	西区押部谷町和田	五百蔵賢治	三木市別所町小林	厚竹治	三木市別所町興治
石田年雄	三木市別所町西這田	田中弥三郎	三木市別所町下石野	松本安治郎	三木市志染町広野
砂川磯一	三木市志染町広野	安達正一	明石市魚住町清水	橋本高雄	明石市魚住町金ヶ崎
永井庄一	明石市魚住町長坂寺	松原清蔵	明石市大久保町大窪	藤田市太郎	加古川市野口町水足

第 3 期　昭和 35（1960）年 5 月～昭和 39（1964）年 5 月　63 名

武仲右左治	稲美町蛸草	吉岡仙治郎	稲美町蛸草	山口万喜能	稲美町蛸草
長谷川兼次	稲美町印南	藤原武次	稲美町印南	笹倉正雄	稲美町印南
松田定治	稲美町印南	梅本歳一	稲美町印南	小佐勝	稲美町野谷
井沢計男	稲美町野谷	大竹忠次	稲美町草谷	辻本牛松	稲美町草谷
井沢正継	稲美町下草谷	橋本隆一	稲美町野寺	大西弘	稲美町野寺
藤原長兵衛	稲美町加古	田中益次	稲美町加古	西川政逸	稲美町加古
沼田右左次	稲美町加古	宮永重作	稲美町加古	藤本正	稲美町中村
北谷健次	稲美町中村	西海元次	稲美町岡	本岡長次郎	稲美町岡
前田貞次	稲美町岡	大森健次	稲美町森安	谷川五一	稲美町北山
松本清	稲美町幸竹	田中寿賀治	稲美町六分一	藤本英二	稲美町国岡
藤田喜市	稲美町国安	西馬亀三郎	西区神出町北	西馬巽	西区神出町田井

藤本重当	西区神出町東	藤本久夫	西区神出町東	西馬与市	西区神出町紫合
福島秀雄	西区神出町小束野	中井慶治	西区神出町宝勢	竹中武造	西区神出町宝勢
中嶋甚吉	西区神出町南	森岡茂	西区神出町広谷	荒瀬英夫	西区岩岡町岩岡
吉岡眞次	西区岩岡町岩岡	高見幸三郎	西区岩岡町岩岡	入江誠一	西区岩岡町岩岡
長井利雄	西区岩岡町野中	鳥住徳治	西区岩岡町古郷	桜井迪夫	西区上新地
山本武雄	西区岩岡町西脇	吉田良雄	西区岩岡町西脇	小池徳治	西区平野町堅田
岡野謙一	西区押部谷町和田	松井清志	三木市別所町小林	藤本信次	三木市別所町興治
石田年雄	三木市別所町西這田	田中弥三郎	三木市別所町下石野	松本安治郎	三木市志染町広野
永畑秀太郎	三木市志染町広野	安達正一	明石市魚住町清水	橋本高雄	明石市魚住町金ヶ崎
永井庄一	明石市魚住町長坂寺	永田政裕	明石市大久保町大窪	藤田市太郎	加古川市野口町水足

第４期　昭和 39（1964）年５月～昭和 43（1968）年５月　63 名

大西俊二	稲美町蛸草	吉岡仙治郎	稲美町蛸草	山口万喜能	稲美町蛸草
長谷川兼次	稲美町印南	藤原武次	稲美町印南	笹倉正雄	稲美町印南
橋本善信	稲美町印南	梅本歳一	稲美町印南	松尾司	稲美町野谷
大村幸男	稲美町野谷	大竹忠次	稲美町草谷	岸本喜太郎	稲美町草谷
長谷川巌	稲美町下草谷	伊藤広国	稲美町野寺	永井永一	稲美町野寺
藤原長兵衛	稲美町加古	田中益次	稲美町加古	本岡良一	稲美町加古
沼田右左次	稲美町加古	宮永重作	稲美町加古	藤本正	稲美町中村
沼田淳次	稲美町中村	岸本義輝	稲美町岡	西川清一	稲美町岡
岩林義一	稲美町岡	池田一民	稲美町森安	井上輝夫	稲美町北山
小柴伝治	稲美町幸竹	田中寿賀治	稲美町六分一	藤本英二	稲美町国岡
大西角治	稲美町国安	田中武雄	西区神出町紫合	竹本貫二	西区神出町田井
村井信治	西区神出町南	藤本久夫	西区神出町東	森本富雄	西区神出町五百蔵
福島秀雄	西区神出町小束野	中井慶治	西区神出町宝勢	竹中繁雄	西区神出町宝勢
筒井治三郎	西区神出町池田	穴田巌	西区神出町広谷	吉岡悦治	西区岩岡町岩岡
秋田長次	西区岩岡町岩岡	高見幸三郎	西区岩岡町岩岡	入江誠一	西区岩岡町岩岡
長井利雄	西区岩岡町野中	藤原重夫	西区岩岡町古郷	桜井迪夫	西区上新地
山本武雄	西区岩岡町西脇	吉田良雄	西区岩岡町西脇	小池徳治	西区平野町堅田
岡野謙一	西区押部谷町和田	西馬清	三木市別所町小林	藤本信次	三木市別所町興治
石田年雄	三木市別所町西這田	吉田源治	三木市別所町下石野	北芝行幸	三木市志染町広野
楠原清	三木市志染町広野	安達正一	明石市魚住町清水	橋本高雄	明石市魚住町金ヶ崎
永井庄一	明石市魚住町長坂寺	永田政裕	明石市大久保町大窪	山本宗次	加古川市野口町北野

第５期　昭和 43（1968）年５月～昭和 47（1972）年５月　63 名

山口正男	稲美町蛸草	岩本岩雄	稲美町蛸草	赤松賀次夫	稲美町蛸草
長谷川兼次	稲美町印南	赤松昇次	稲美町印南	笹倉正雄	稲美町印南
橋本善信	稲美町印南	垣本鶴松	稲美町印南	畠由三郎	稲美町野谷
大村衛	稲美町野谷	大竹忠次	稲美町草谷	魚住一男	稲美町草谷
長谷川巌	稲美町下草谷	橋本頼雄	稲美町野寺	永井常次	稲美町野寺
藤原長兵衛	稲美町加古	田中益次	稲美町加古	本岡良一	稲美町加古
松尾定	稲美町加古	宮永重作	稲美町加古	藤本正	稲美町中村

沼田淳次	稲美町中村	岸本義輝	稲美町岡	前田貞次	稲美町岡
丸山俊一	稲美町岡	池田一民	稲美町森安	岡本半次	稲美町北山
小柴伝治	稲美町幸竹	田中寿賀治	稲美町六分一	藤本英二	稲美町国岡
玉田勝	稲美町国安	坂口一次	西区神出町北	竹本貫二	西区神出町田井
前渕芳雄	西区神出町南	藤本久夫	西区神出町東	藤本佽雪	西区神出町東
福島秀雄	西区神出町小束野	中井慶治	西区神出町宝勢	竹中武造	西区神出町宝勢
森岡瀬治郎	西区神出町紫合	金沢久富	西区神出町広谷	藤田忠雄	西区岩岡町岩岡
藤田福治	西区岩岡町岩岡	高見幸三郎	西区岩岡町岩岡	安福利男	西区岩岡町古郷
芝田福太郎	西区岩岡町野中	藤原重夫	西区岩岡町古郷	近藤健三	西区岩岡町岩岡
飯貝功	西区竜が岡	仁田源作	西区岩岡町西脇	小池保二	西区平野町堅田
岡野謙一	西区押部谷町和田	松井清志	三木市別所町小林	小藤間佐一	三木市別所町興治
石田年雄	三木市別所町西這田	吉田源治	三木市別所町下石野	北芝行幸	三木市志染町広野
楠原清	三木市志染町広野	安達正一	明石市魚住町清水	筒井英次	明石市魚住町金ヶ崎
永井庄一	明石市魚住町長坂寺	永田藤夫	明石市大久保町大窪	岸本近夫	加古川市野口町北野

第 6 期　昭和 47（1972）年 5 月～昭和 51（1976）年 5 月　62 名

大西章	稲美町蛸草	岩本岩男	稲美町蛸草	赤松賀次夫	稲美町蛸草
長谷川兼次	稲美町印南	赤松昇次	稲美町印南	笹倉正雄	稲美町印南
井上貞治	稲美町印南	垣本鶴松	稲美町印南	小佐光治	稲美町野谷
大村秀夫	稲美町野谷	大竹忠次	稲美町草谷	辻本清	稲美町草谷
長谷川巌	稲美町下草谷	大住元次	稲美町野寺	山本好夫	稲美町野寺
沼田良一	稲美町加古	田中益次	稲美町加古	吉田唯郎	稲美町加古
松尾定	稲美町加古	宮永重作	稲美町加古	有馬勝治	稲美町中村
沼田淳次	稲美町中村	岸本義輝	稲美町岡	辻元喜吉	稲美町岡
大村満喜雄	稲美町岡	池田一民	稲美町森安	岡本半次	稲美町北山
坂本文夫	稲美町幸竹	北口竹夫	稲美町六分一	古谷義夫	稲美町国岡
宮本丁二	稲美町国安	加古恒一	西区神出町紫合	西馬喜代美	西区神出町田井
前渕芳雄	西区神出町南	藤本久夫	西区神出町東	長田正己	西区神出町東
福島秀雄	西区神出町小束野	中井慶治	西区神出町宝勢	高見増次	西区神出町池田
西馬明	西区神出町宝勢	穴田嘉男	西区神出町広谷	安福重知	西区岩岡町岩岡
藤田福治	西区岩岡町岩岡	高見幸三郎	西区岩岡町岩岡	安福利男	西区岩岡町古郷
石井賢二	西区岩岡町野中	鳥住徳治	西区岩岡町古郷	近藤健三	西区岩岡町岩岡
山本武雄	西区岩岡町西脇	仁田源作	西区岩岡町西脇	小池保二	西区平野町堅田
岡野謙一	西区押部谷町和田	松井清志	三木市別所町小林	五百蔵幸三	三木市別所町小林
山口光臣	三木市別所町興治	吉田源治	三木市別所町下石野	北芝行幸	三木市志染町広野
楠原清	三木市志染町広野	安達正一	明石市魚住町清水	増田登	明石市魚住町清水
橋本高雄	明石市魚住町金ヶ崎	永田藤夫	明石市大久保町大窪		

第 7 期　昭和 51（1976）年 5 月～昭和 55（1980）年 5 月　62 名

藤本孝夫	稲美町蛸草	山口辰雄	稲美町蛸草	松尾光夫	稲美町蛸草
長谷川兼次	稲美町印南	加藤勲	稲美町印南	笹倉正雄	稲美町印南
井上貞治	稲美町印南	垣本鶴松	稲美町印南	小佐邦夫	稲美町野谷

宮本武司	稲美町野谷	大竹忠次	稲美町草谷	横井重雄	稲美町草谷
長谷川巌	稲美町下草谷	魚住哲四郎	稲美町野寺	魚住美清	稲美町野寺
沼田良一	稲美町加古	広田政一	稲美町加古	吉田唯郎	稲美町加古
藤原喜夫	稲美町加古	一井長治	稲美町加古	藤本英市	稲美町中村
井上久夫	稲美町中村	池田千晴	稲美町岡	辻元喜吉	稲美町岡
松本武男	稲美町岡	池田一民	稲美町森安	岡本半次	稲美町北山
小柴章	稲美町幸竹	北口竹夫	稲美町六分一	繁田広保	稲美町国岡
宮本丁二	稲美町国安	西馬励	西区神出町北	西馬喜代美	西区神出町田井
前渕芳雄	西区神出町南	藤本正之	西区神出町東	森本利昭	西区神出町五百蔵
福島秀雄	西区神出町小束野	田中博治	西区神出町宝勢	西馬巌	西区神出町紫合
近藤明	西区神出町宝勢	金沢久富	西区神出町広谷	安福重知	西区岩岡町岩岡
吉岡幸太郎	西区岩岡町岩岡	久森輝夫	西区岩岡町岩岡	杉尾房治	西区竜が岡
石井賢二	西区岩岡町野中	鳥住徳治	西区岩岡町古郷	近藤健三	西区岩岡町岩岡
梅田秀雄	西区上新地	田中輝男	西区岩岡町古郷	小池保二	西区平野町堅田
岡野謙一	西区押部谷町和田	松井清志	三木市別所町小林	藤本謙二	三木市別所町興治
山本啓逸	三木市別所町興治	吉田源治	三木市別所町下石野	北芝行幸	三木市志染町広野
楠原清	三木市志染町広野	永井敏雄	明石市魚住町長坂寺	増田登	明石市魚住町清水
横山兵二	明石市魚住町長坂寺	永田藤夫	明石市大久保町大窪		

第８期　昭和 55（1980）年５月～昭和 59（1984）年５月　62 名

山口辰雄	稲美町蛸草	大西光二	稲美町蛸草	藤原静夫	稲美町蛸草
井上貞治	稲美町印南	長谷川兼次	稲美町印南	中谷省二	稲美町印南
立花明	稲美町印南	垣本雪夫	稲美町印南	大村秀夫	稲美町野谷
小佐邦夫	稲美町野谷	大西博	稲美町草谷	大山勝司	稲美町草谷
長谷川茂一	稲美町下草谷	永井守	稲美町野寺	大住滋男	稲美町野寺
沼田良一	稲美町加古	一井長治	稲美町加古	吉田唯郎	稲美町加古
渋谷勇	稲美町加古	広田政一	稲美町加古	竹元昭一	稲美町中村
大西年夫	稲美町中村	岡本半次	稲美町北山	小柴章	稲美町幸竹
池田一民	稲美町森安	大西晃	稲美町六分一	池田千晴	稲美町岡
辻元喜吉	稲美町岡	西川貞次	稲美町岡	藤田儀一	稲美町国安
古谷隆夫	稲美町国岡	藤本正之	西区神出町東	前渕芳雄	西区神出町南
西馬喜代美	西区神出町田井	西馬励	西区神出町北	室山義信	西区神出町東
藤本定己	西区神出町小束野	田中博治	西区神出町宝勢	西馬明	西区神出町宝勢
高見増次	西区神出町池田	穴田嘉男	西区神出町広谷	荒瀬正己	西区岩岡町岩岡
吉岡幸太郎	西区岩岡町岩岡	入江義夫	西区岩岡町岩岡	石井資二	西区岩岡町野中
久森輝夫	西区岩岡町岩岡	杉尾房治	西区竜が岡	鳥住徳治	西区岩岡町古郷
小泉茂	西区竜が岡	田中輝男	西区岩岡町古郷	小池保二	西区平野町堅田
高塚秀男	西区押部谷町和田	赤松敏之	三木市別所町小林	巻藁治	三木市別所町興治
松本年一	三木市別所町下石野	吉田源治	三木市別所町下石野	北芝久治	三木市志染町広野
澤田幸雄	三木市志染町広野	筒井生	明石市魚住町金ヶ崎	増田登	明石市魚住町清水
魚谷悦雄	明石市魚住町長坂寺	永田藤夫	明石市大久保町大窪		

第 9 期　昭和 59（1984）年 5 月～昭和 63（1988）年 5 月　62 名

大西敏夫	稲美町蛸草	大西光二	稲美町蛸草	衣笠実雄	稲美町蛸草
植田昭一郎	稲美町印南	唐木敏行	稲美町印南	厚見武史	稲美町印南
立花明	稲美町印南	垣本雪夫	稲美町印南	大村伊三夫	稲美町野谷
大山勝司	稲美町草谷	大西博	稲美町草谷	大西礼次郎	稲美町野寺
大西保	稲美町野寺	大山弘	稲美町野谷	長谷川茂一	稲美町下草谷
沼田良一	稲美町加古	一井長治	稲美町加古	日坂祐次郎	稲美町加古
渋谷勇	稲美町加古	田中貴久次	稲美町加古	竹元昭一	稲美町中村
大西年夫	稲美町中村	岡本半次	稲美町北山	小柴章	稲美町幸竹
池田一民	稲美町森安	大西晃	稲美町六分一	坂井英一	稲美町岡
田口隆男	稲美町岡	宮本浩平	稲美町国安	岡本実	稲美町六分一
繁田廣保	稲美町国岡	藤本正之	西区神出町東	西本照範	西区神出町南
西馬正幸	西区神出町田井	金沢久富	西区神出町広谷	室山義信	西区神出町東
藤本定己	西区神出町小束野	竹中春男	西区神出町宝勢	桃尾基治	西区神出町宝勢
西馬文男	西区神出町紫合	渕上哲男	西区神出町紫合	安福裕	西区岩岡町岩岡
秋田静穂	西区岩岡町岩岡	入江義夫	西区岩岡町岩岡	長井清	西区岩岡町野中
二星義春	西区岩岡町岩岡	谷口隆	西区上新地	源貞夫	西区竜が岡
上月清信	西区岩岡町古郷	宮部登	西区岩岡町古郷	小池保二	西区平野町堅田
高塚秀男	西区押部谷町和田	末福重雄	三木市別所町興治	寺島忠昭	三木市別所町下石野
赤松岩根	三木市別所町小林	赤松昇司	三木市別所町小林	前田勉	三木市志染町広野
大西二郎	三木市志染町広野	橋本惣一	明石市魚住町清水	永井新八	明石市魚住町長坂寺
魚谷悦雄	明石市魚住町長坂寺	永田藤夫	明石市大久保町大窪		

第 10 期　昭和 63（1988）年 5 月～平成 4（1992）年 5 月　62 名

大西敏夫	稲美町蛸草	山口辰雄	稲美町蛸草	藤原平二	稲美町蛸草
植田昭一郎	稲美町印南	丸尾俊三	稲美町印南	赤松宗次	稲美町印南
笹倉源市	稲美町印南	垣本雪夫	稲美町印南	大村伊三夫	稲美町野谷
大山勝司	稲美町草谷	大西博	稲美町草谷	植田栄二	稲美町野寺
植田増男	稲美町野寺	森田純二	稲美町野谷	井澤昭一郎	稲美町下草谷
栗林定夫	稲美町加古	一井長治	稲美町加古	日坂敏夫	稲美町加古
渋谷勇	稲美町加古	田中貴久次	稲美町加古	藤本英市	稲美町中村
井上武夫	稲美町中村	小山忠充	稲美町北山	小柴章	稲美町幸竹
池田一民	稲美町森安	大西晃	稲美町六分一	岡本幸男	稲美町岡
田口隆男	稲美町岡	岡本道夫	稲美町岡	上田忠雄	稲美町国安
繁田廣保	稲美町国岡	大辻勇夫	西区神出町東	西本照範	西区神出町南
西馬正幸	西区神出町田井	胸永一三	西区神出町山西	坂口忠次	西区神出町北
森本清市	西区神出町五百蔵	西馬明	西区神出町宝勢	桃尾基治	西区神出町宝勢
藤本定己	西区神出町小束野	西馬文男	西区神出町紫合	水澤正太郎	西区岩岡町岩岡
藤田辰男	西区岩岡町岩岡	入江義夫	西区岩岡町岩岡	長井清	西区岩岡町野中
久森吾郎	西区岩岡町岩岡	安福悦男	西区上新地	山本武宏	西区岩岡町西脇
上月清信	西区岩岡町古郷	宮部登	西区岩岡町古郷	小池保二	西区平野町堅田
高塚秀男	西区押部谷町和田	畑枝修	三木市別所町興治	藤本安孝	三木市別所町興治

寺嶋忠昭	三木市別所町下石野	五百蔵正夫	三木市別所町小林	永畑美好	三木市志染町広野
大西二郎	三木市志染町広野	竹谷賢二	明石市魚住町長坂寺	五百蔵清一	明石市魚住町長坂寺
石生幸男	明石市魚住町清水	永田藤夫	明石市大久保町大窪		

第 11 期　平成 4（1992）年 5 月～平成 8（1996）年 5 月　62 名

山口辰雄	稲美町蛸草	岡本好明	稲美町蛸草	沼田竹司	稲美町蛸草
丸尾俊三	稲美町印南	赤松正夫	稲美町印南	植田文幸	稲美町印南
笹倉源市	稲美町印南	植田昭一郎	稲美町印南	大村伊三夫	稲美町野谷
森田純二	稲美町野谷	大山勝司	稲美町草谷	大西博	稲美町草谷
井澤昭一郎	稲美町下草谷	橋本國宏	稲美町野寺	橋本宗弘	稲美町野寺
一井長治	稲美町加古	松尾丈一	稲美町加古	日坂敏夫	稲美町加古
渋谷勇	稲美町加古	小林黄芳	稲美町加古	藤本英市	稲美町中村
井上武夫	稲美町中村	小山英和	稲美町北山	尾住忠男	稲美町森安
大西晃	稲美町六分一	小柴章	稲美町幸竹	鳴瀧明	稲美町国岡
上田忠雄	稲美町国安	岡本幸男	稲美町岡	岡本道夫	稲美町岡
田口隆男	稲美町岡	藤井寛治	西区神出町東	室山義信	西区神出町東
西本照範	西区神出町南	西馬正幸	西区神出町田井	金沢久富	西区神出町広谷
西馬文男	西区神出町紫合	桃尾基治	西区神出町宝勢	岩本喜男	西区神出町紫合
藤本定己	西区神出町小束野	竹中春男	西区神出町宝勢	吉岡和美	西区岩岡町古郷
碓永幸男	西区岩岡町古郷	下賀耕一	西区上新地	立花政弘	西区上新地
高見敬信	西区岩岡町岩岡	小西勝義	西区岩岡町野中	安福末一	西区岩岡町岩岡
藤田辰男	西区岩岡町岩岡	入江義夫	西区岩岡町岩岡	小池保二	西区平野町堅田
高塚秀男	西区押部谷町和田	藤本安孝	三木市別所町興治	吉田修三	三木市別所町下石野
赤松昇司	三木市別所町小林	赤松慶宣	三木市別所町小林	大西二郎	三木市志染町広野
永畑美好	三木市志染町広野	竹谷賢二	明石市魚住町長坂寺	五百蔵清一	明石市魚住町長坂寺
石生幸男	明石市魚住町清水	永田藤夫	明石市大久保町大窪		

第 12 期　平成 8（1996）年 5 月～平成 12（2000）年 5 月　41 名

藤田精美	西区岩岡町岩岡	安福求	西区岩岡町岩岡	小西勝義	西区岩岡町野中
久森武	西区岩岡町岩岡	山末茂男	西区大沢	碓永多喜男	西区岩岡町古郷
室山義信	西区神出町東	吉田一	西区神出町南	西馬喜志夫	西区神出町宝勢
藤田利章	西区神出町勝成	胸永一三	西区神出町広谷	西馬之胤	西区神出町北
竹中春男	西区神出町宝勢	高塚秀男	西区押部谷町和田	増田智	明石市魚住町清水
田中新八	明石市魚住町清水	永田藤夫	明石市大久保町大窪	赤松慶宣	三木市別所町小林
神吉日出雄	三木市別所町興治	寺嶋忠昭	三木市別所町下石野	永畑美好	三木市志染町広野
大村伊三夫	稲美町野谷	橋本宗弘	稲美町野寺	藤本義朗	稲美町草谷
前川進	稲美町草谷	赤松正夫	稲美町印南	大岡義一	稲美町印南
丸尾俊三	稲美町印南	丸尾義和	稲美町印南	田中武彦	稲美町蛸草
大西正信	稲美町蛸草	高松由明	稲美町国岡	上田忠雄	稲美町国安
岡本実	稲美町六分一	岡本勝美	稲美町岡	大橋貞夫	稲美町森安
坂元英樹	稲美町幸竹	杉本純雄	稲美町中村	西川博	稲美町加古
松尾春夫	稲美町加古	小野勝己	稲美町加古		

第 13 期　平成 12（2000）年 5 月～平成 16（2004）年 5 月　41 名

小西勝義	西区岩岡町野中	水澤英一	西区岩岡町岩岡	久森辰夫	西区岩岡町岩岡
仁田弘	西区岩岡町西脇	近藤達治	西区岩岡町岩岡	碓永多喜男	西区岩岡町古郷
高塚秀男	西区押部谷町和田	金沢久富	西区神出町広谷	木戸勝清	西区神出町小束野
前田俊明	西区神出町宝勢	田中健嗣	西区神出町紫合	高野正	西区神出町田井
吉田一	西区神出町南	室山勇	西区神出町東	田中新八	明石市魚住町清水
橋本繁	明石市魚住町金ヶ崎	永田弘	明石市大久保町大窪	赤松陸生	三木市別所町小林
永畑美好	三木市志染町広野	神吉日出雄	三木市別所町興治	寺嶋忠昭	三木市別所町下石野
西川光夫	稲美町加古	本岡和久	稲美町加古	玉川泰彦	稲美町加古
吉本正人	稲美町中村	坂元英樹	稲美町幸竹	田中勝見	稲美町六分一
池田千晴	稲美町岡	辻元康明	稲美町岡	上田忠雄	稲美町国安
大西明弘	稲美町国岡	田中武彦	稲美町蛸草	大西茂	稲美町蛸草
丸尾義和	稲美町印南	松岡俊行	稲美町印南	大岡義一	稲美町印南
大岡健一	稲美町印南	米田徹	稲美町野谷	藤本義朗	稲美町草谷
植田増男	稲美町野寺	畠房生	稲美町野谷		

第 14 期　平成 16（2004）年 5 月～平成 20（2008）年 5 月　41 名

大西隆	西区神出町勝成	木戸勝清	西区神出町小束野	高野正	西区神出町田井
藤本孝	西区神出町東	岡野健治	西区神出町広谷	坂口孝哉	西区神出町北
丹田康男	西区神出町宝勢	中垣泰彦	西区平野町堅田	久森辰夫	西区岩岡町岩岡
近藤達治	西区岩岡町岩岡	安福秀喜	西区岩岡町岩岡	小西勝義	西区岩岡町野中
杉尾勝利	西区竜が岡	澤田恒雄	西区岩岡町西脇	増田智	明石市魚住町清水
長尾勉	明石市魚住町長坂寺	永田弘	明石市大久保町大窪	寺嶋忠昭	三木市別所町下石野
永畑美好	三木市志染町広野	藤本輝夫	三木市別所町興治	赤松慶宣	三木市別所町小林
外山一司	稲美町加古	前田隆良	稲美町加古	小山初美	稲美町加古
坂本幹男	稲美町北山	松本豊	稲美町幸竹	田中勝見	稲美町六分一
小林保男	稲美町岡	辻元康博	稲美町岡	玉田進	稲美町国安
岡本光廣	稲美町国岡	藤本辨二	稲美町蛸草	松田勲	稲美町蛸草
藤本徳夫	稲美町岡	宇治橋弘	稲美町印南	鳥取正和	稲美町印南
藤原泰彦	稲美町印南	鷲野禎男	稲美町草谷	米田徹	稲美町草谷
山本義信	稲美町野寺	畠房生	稲美町野谷		

第 15 期　平成 20（2008）年 5 月～平成 24（2012）年 5 月　41 名

岩坂要	西区神出町東	木戸勝清	西区神出町小束野	田中隆雄	西区神出町宝勢
正井利実	西区神出町宝勢	平井隆	西区神出町紫合	渕上晋	西区神出町紫合
森本一郎	西区神出町五百蔵	中垣泰彦	西区平野町堅田	徃賴照郎	西区岩岡町古郷
碓永隆	西区岩岡町古郷	木村秀章	西区岩岡町岩岡	近藤清市	西区岩岡町岩岡
平田吉晴	西区岩岡町岩岡	西嶋真規	西区岩岡町野中	永田弘	明石市大久保町大窪
永井虎男	明石市魚住町長坂寺	春名博	明石市魚住町清水	表西信吉	三木市別所町下石野
山本文雄	三木市別所町興治	濱田瑛一	三木市別所町小林	北芝千秋	三木市志染町広野
沼田英正	稲美町加古	三俣茂	稲美町加古	福田和彦	稲美町加古
岸本直文	稲美町岡	丸山治正	稲美町岡	山田學	稲美町北山

松本豊	稲美町幸竹	吉田幸男	稲美町中村	藤本馨	稲美町中村
岡本光廣	稲美町国岡	藤田達夫	稲美町蛸草	宇治橋弘	稲美町蛸草
宇治橋弘	稲美町印南	赤松隆芳	稲美町印南	植田正博	稲美町印南
大住隆夫	稲美町野寺	藤原久夫	稲美町草谷	鷲野禎男	稲美町草谷
畠房生	稲美町野谷	井澤節城	稲美町野谷		

第 16 期　平成 24（2012）年 5 月～平成 28（2016）年 3 月　41 名

中垣泰彦	西区平野町堅田	穴田泰久	西区神出町広谷	加古正繼	西区神出町紫合
河井一	西区神出町五百蔵	木戸勝清	西区神出町小束野	竹中祐輔	西区神出町田井
藤本猛	西区神出町東	山口実	西区神出町宝勢	入江和彦	西区岩岡町岩岡
徃賴照郎	西区岩岡町古郷	木下一	西区岩岡町岩岡	澤田昌宏	西区岩岡町西脇
西嶋真規	西区岩岡町野中	水澤靖五	西区岩岡町岩岡	安達哲哉	明石市魚住町清水
岸田守	明石市魚住町清水	永田耕造	明石市大久保町西脇	山本文雄	三木市別所町興治
吉田正一	三木市別所町下石野	北門俊彦	三木市福井	石原義勝	三木市志染町広野
稲岡辰夫	稲美町加古	外山一司	稲美町加古	小野勝巳	稲美町加古
岩林修	稲美町岡	平山一雄	稲美町岡	吉田幸男	稲美町中村
岡本芳和	稲美町北山	鳴瀧泫司	稲美町国岡	上田孝司	稲美町国安
中本孝一	稲美町六分一	藤本正幸	稲美町草谷	松尾恒美	稲美町蛸草
藤本和廣	稲美町蛸草	藤原久夫	稲美町草谷	丸尾一良	稲美町印南
丸尾博美	稲美町印南	松本敏之	稲美町野寺	山口英樹	稲美町野谷
大岡肇	稲美町印南	水野和裕	稲美町印南		

4　歴代職員（51 名）

氏　　名	採用年月日	退職年月日	氏　　名	採用年月日	退職年月日
中西源次郎	T 4. 2.20	S31.12.28	永畑正次郎	T 7. 3.10	S31.12.28
藤原慶治郎	T12. 9.19	S28. 9.26	武仲信治	S 4. 5.18	S36. 5.31
岩坂静夫	S15. 1. 16	S61. 3.31	藤本房一	S15. 7.31	S47. 6.30
藤田忠作	S18. 9.30	S47. 1. 1	竹中君夫	S19. 8. 9	H 2.12.31
大澤猪一	S21. 7.31	S38. 7. 1	米村祐一	S22. 2. 1	S48. 4.30
畠　政男	S22. 2.28	S28. 4. 4	田中安治	S22. 7. 1	S56. 1.31
前川徳雄	S22.12.31	S41.10.31	亀尾　馨	S23. 1.13	S37. 6. 5
告野忠之	S23. 4.16	S33. 4.30	藤原梅吉	S23. 4.22	S36. 4.26
大西種一	S23. 5. 1	S46. 4. 1	奥村近次	S23. 7. 9	S30.07.31
清平武三	S23.11.15	S31.12.30	三島正子	S23.12.18	S53. 6. 1
西川まつ子	S24. 2.19	S48. 6.30	蓬莱久一	S25. 7.13	S27.10.12
武仲政太郎	S25.11. 1	S30.11.30	本岡朝智子	S26. 4. 1	S36. 5.31
長田邦雄	S26. 4. 1	S56. 7.30	山本啓逸	S26. 9.10	S49. 5.31
松岡和子	S26.12.28	S36. 1.31	西川邦夫	S27.10. 2	S31.12.28
山西健治	S27.10.21	S53. 4. 1	萩原文雄	S29. 3. 4	S34.10.31
吉田久治	S31. 4.28	S52. 4. 1	髙橋信吾	S35. 4. 1	H8. 3.31

氏　　名	採用年月日	退職年月日	氏　　名	採用年月日	退職年月日
中村邦子	S36. 3. 1	S41. 2. 1	大澤信雄	S38. 7. 1	S62.12.31
前川政弘	S46. 2. 5	S62.12.31	大村きくの	S48. 7. 1	S57. 6.30
井澤弘昌	S52. 3. 1	H28. 3.31	魚住光	S52. 9. 1	S58. 9.30
山西ヒサ	S53. 4. 1	S59. 8. 6	藤井安夫	S53. 7. 1	H 4.12.25
谷口義雄	S56. 2. 1	H 4. 4.21	米田清子	S57. 7. 1	H28. 3.31
水野あつみ	S58. 9. 1	H 8. 3.31	山西久代	S59.12. 8	H 4. 4.22
松田忠一	S62. 4. 1	H 8. 3.31	藤本雅典	H 4. 4. 1	H 8. 3.31
永井春夫	H 4. 5. 6	H 8. 3.31	長谷川博彦	H13. 3. 1	H28. 3.31
森田光弘	H22. 8. 1	H28. 3.31	樽本種昭	H24. 4. 1	H28. 3.31
大山みゑ子	不明	S28. 2. 7			

淡山合併解散記念誌編集委員会名簿

区　分	氏　名	所　　属
委員長	大村哲郎（稲美町母里）	元兵庫県淡河川山田川土地改良区理事長
副委員長	小山善昭（神戸市西区竜が岡）	元兵庫県淡河川山田川土地改良区副理事長
委　員	厚見侑三（稲美町天満）	元兵庫県淡河川山田川土地改良区副理事長
	橘田惣一（三木市）	元兵庫県淡河川山田川土地改良区理事
	近藤達治（神戸市西区岩岡町）	元兵庫県淡河川山田川土地改良区理事
	春名　博（明石市）	元兵庫県淡河川山田川土地改良区理事
	藤原秀勝（神戸市西区神出町）	元兵庫県淡河川山田川土地改良区理事
	山口　剛（稲美町加古）	元兵庫県淡河川山田川土地改良区理事

※委員は順不同

兵庫県淡河川山田川土地改良区合併解散記念

淡 山 疏 水 128 年 史

疏水開削～未来創造

2020 年 3 月発行

編　集　　淡山合併解散記念誌編集委員会

発　行　　東播用水土地改良区
〒 673-0512 兵庫県三木市志染町井上 683
TEL（0794）−87−0545　FAX（0794）−87−0547
H　P：http://www.toban-yosui.jp/
E-mail:soumu@toban-yosui.jp

印　刷　　交友印刷株式会社
〒 650-0047
兵庫県神戸市中央区港島南町５丁目４－５
TEL（078）−303−0088